第３回定例会　会議録目次

議事日程・付議事件 …… 1
第３回定例会一般質問通告 …… 5

９月１０日（月)（第１日目）
出席議員及び欠席議員 …… 14
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 14
職務のため出席した事務局職員 …… 15
会議録署名議員の指名 …… 16
会期の決定 …… 16
議案第６８号～第８１号（１４件）上程 …… 16

９月１１日（火）（第２日目）
出席議員及び欠席議員 …… 20
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 20
職務のため出席した事務局職員 …… 21
一般質問
渡　京一郎　君（新政会） …… 22
関　　誠之　君（社会民主党） …… 30
平川　久嘉　君（市民クラブ） …… 41
元野　景一　君（自由民主党） …… 51
渡　　雅之　君（奄美民主の会） …… 59

９月１２日（水）（第３日目）
出席議員及び欠席議員 …… 67
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 67
職務のため出席した事務局職員 …… 68
一般質問
戸内　恭次　君（奄美民主の会） …… 69
奥　　輝人　君（市民クラブ） …… 79
竹山　耕平　君（平政会） …… 90
栄　　勝正　君（市民クラブ） …… 100
崎田　信正　君（日本共産党） …… 111

９月１３日（木）（第４日目）
出席議員及び欠席議員 …… 122
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 122
職務のため出席した事務局職員 …… 123
一般質問

川口　幸義　君（無所属）…… 124
西　　公郎　君（新奄美）…… 129
叶　　幸與　君（公明党）…… 137
安田　壮平　君（無所属）…… 148
大迫　勝史　君（公明党）…… 158

９月１８日（月）（第５日目）
出席議員及び欠席議員 …… 168
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 168
職務のため出席した事務局職員 …… 169
議案第６８号～第８１号（１４件）上程 …… 170
議案付託 …… 182
議案第８２号（１件）上程 …… 182
議案付託 …… 184
陳情付託 …… 184

９月２８日（金）（第６日目）
出席議員及び欠席議員 …… 185
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人 …… 185
職務のため出席した事務局職員 …… 186
議案第６８号～第８２号（１５件）上程 …… 187
議案第６８号～第７０号，第８１号，第８２号（５件）上程（文教厚生委員長報告） …… 187
議案第６８号，第７１号～第７３号，第７５号～第７７号，第７９号，第８０号，第８２号
（１０件）上程（産業建設委員長報告） …… 189
議案第６８号，第７４号，第７８号，第８２号（４件）上程（総務企画委員長報告） …… 192
陳情第６号（１件）上程 …… 195
陳情第２号，第３号（２件）上程 …… 195
陳情第７号の取下げ（１件）上程 …… 195
議案第８３号～第９５号（１３件）上程 …… 195
議案付託 …… 200
議案第９６号（意見書）（１件）上程 …… 200
議案第９７号（議会基本条例の一部改正）（１件）上程 …… 201
奄振延長・提言特別委員会及び奄美市本庁舎建設提言特別委員会の設置（２件）上程 …… 202
議員派遣について …… 202
閉会中の継続審査申出 …… 204

別紙
各常任委員会審査報告書 …… 206
指定管理者制度検証特別委員会による最終報告 …… 209
参考資料(意見書) …… 210

平成２４年 第３回奄美市議会定例会議事日程及び付議事件

〇平成２４年９月１０日　奄美市議会第２回定例会を招集した。
〇会　　期　１９日間
〇議事日程

月　日	曜	区　分	
9月10日	月	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（19日間） 3　議案第68号～第81号(14件)　　上程　説明 4　指定管理者制度検証特別委員会の報告　　上程　報告 ※　全員協議会
9月11日	火	本会議	1　一般質問　－　渡(京)議員,関議員,平川議員,元野議員,渡(雅)議員（質問順）
9月12日	水	本会議	1　一般質問　－　戸内議員,奥議員,竹山議員,栄(勝)議員,崎田議員（質問順）
9月13日	木	本会議	1　一般質問　－　川口議員,西議員,叶議員,安田議員,大迫議員（質問順）
9月14日	金	休　会	
9月15日	土	休　会	議案等調査
9月16日	日	休　会	議案等調査
9月17日	月	休　会	敬老の日
9月18日	火	本会議	1　議案第68号～第81号(14件)　　上程　質疑　付託 ☆ 付託 区分 総務企画－議案第74号,78号(2件) 文教厚生－議案第69号,70号,81号(3件) 産業建設－議案第71号～73号,75号～77号,79号,80号(8件) 全委員会－議案第68号　平成24年度一般会計補正予算 (第2号)は,所管する各常任委員会に付託。 2　議案第82号(1件)　　上程　説明　質疑　付託 ☆ 付託区分　－　全委員会 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第5号,第6号,第7号,第8号 ※　全員協議会 〇決算特別委員会の構成について
9月19日	水	休　会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生・産業建設）
9月20日	木	休　会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（総務企画）
9月21日	金	休　会	報告書整理
9月22日	土	休　会	秋分の日
9月23日	日	休　会	休日
9月24日	月	休　会	報告書整理
9月25日	火	休　会	報告書整理
9月26日	水	休　会	報告書整理
9月27日	木	休　会	報告書整理
9月28日	金	本会議	1　議案第68号～第82号(15件)　　上程　報告　質疑　討論　採決 2　陳情第6号(1件)　　上程　報告　質疑　討論　採決 3　陳情第7号の取下げ(1件)　　上程　報告　採決 4　議案第83号～第95号(13件)　　上程　説明　質疑　付託 ☆　付託区分　一般会計決算等審査特別委員会　議案第83号(1件)

└特別会計決算等審査特別委員会　議案第84号～第95号(12件)

5　議案第96号(意見書)(1件)　上程　説明　質疑　討論　採決
6　議案第97号(議会基本条例の一部改正)(1件)　上程　説明　質疑　討論　採決
7　奄振延長・提言特別委員会及び奄美市本庁舎建設提言特別委員会の設置について

―――――― ○ ――――――

※閉会中継続審査事件

議案第83号　平成２３年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第84号　平成２３年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第85号　平成２３年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第86号　平成２３年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第87号　平成２３年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第88号　平成２３年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について
議案第89号　平成２３年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第90号　平成２３年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第91号　平成２３年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第92号　平成２３年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について
議案第93号　平成２３年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第94号　平成２３年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第95号　平成２３年度奄美市水道事業会計決算認定について
陳情第5号　公契約における公正な賃金確保等に関する陳情
陳情第8号　オスプレイの普天間基地配備反対を求める陳情

○　付議事件は，次のとおりである。

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について （専決第１１号　市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
		専決処分の報告について （専決第１２号　市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
		専決処分の報告について （専決第１３号　市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
(1)	議案第 68 号	平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）について	H24. 9.28	原案可決	全委員会
(2)	議案第 69 号	平成２４年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	H24. 9.28	原案可決	文教厚生
(3)	議案第 70 号	平成２４年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について	H24. 9.28	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 71 号	平成２４年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(5)	議案第 72 号	平成２４年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(6)	議案第 73 号	平成２４年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(7)	議案第 74 号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 9.28	原案可決	総務企画
(8)	議案第 75 号	奄美市農業用ビニールハウス使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(9)	議案第 76 号	奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(10)	議案第 77 号	奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(11)	議案第 78 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H24. 9.28	原案可決	総務企画
(12)	議案第 79 号	平成２４年度奄美大島選果場選果機械設備新設工事施主代行委任契約の締結について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(13)	議案第 80 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	H24. 9.28	原案可決	産業建設
(14)	議案第 81 号	和解について	H24. 9.28	原案可決	文教厚生
(15)	議案第 82 号	平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	H24. 9.28	原案可決	全委員会
(16)	陳情第５号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H24. 9.28	継続審査	総務企画
(17)	陳情第６号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情	H24. 9.28	採　　択	総務企画
(18)	陳情第７号	普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び沖縄県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書の提出についての陳情	H24. 9.28	取下承認	総務企画
(19)	陳情第８号	オスプレイの普天間基地配備反対を求める陳情	H24. 9.28	継続審査	総務企画
(20)	議案第 83 号	平成２３年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(21)	議案第 84 号	平成２３年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(22)	議案第 85 号	平成２３年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(23)	議案第 86 号	平成２３年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(24)	議案第 87 号	平成２３年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(25)	議案第 88 号	平成２３年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(26)	議案第 89 号	平成２３年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(27)	議案第 90 号	平成２３年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(28)	議案第 91 号	平成２３年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(29)	議案第 92 号	平成２３年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(30)	議案第 93 号	平成２３年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(31)	議案第 94 号	平成２３年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(32)	議案第 95 号	平成２３年度奄美市水道事業会計決算認定について	H24. 9.28	継続審査	特別会計等決算審査特別委
(33)	議案第 96 号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について	H24. 9.28	原案可決	本会議

第３回定例会一般質問通告

（９月１１日（火））

◎新政会　　渡　京一郎

１　国定公園（特別保護地）について

（１）場所と管理について

（２）奄美アイランド前のマングローブと土砂について

２　教育行政について

（１）教職員の不祥事について

①　奄美市における現在の状況と報告は

②　不祥事を防ぐ方策は。

（２）いじめ問題について

①　奄美市における現在の状況と報告は。

②　不登校児といじめの関係について

③　奄美市としての対策は。

（３）山間・戸玉地区の通学路について

（４）教員住宅について

３　市道，林道迂回路について

（１）山間－市－青久線について

（２）住用町－瀬戸内町の林道は。

（３）住用町－宇検村の林道は。

（４）旧三太郎線と旧和瀬トンネルは。

４　農地排水溝について

（１）役勝川地内の田原地区の排水溝について

◎社会民主党　　関　　誠之

１　市長の政治姿勢

（１）社会保障と税の一体改革関連８法について

①　市長は消費税増税を容認との報道があったが，消費税増税に賛成なのか，見解を示せ。

②　第２回市議会定例会で「消費税増税に反対する陳情」を採択している。市長としての受け止めは。

③　消費税増税法案が施行された場合，奄美市でのメリット・デメリットを示せ（奄美市での増収額は…）

２　奄振法の改定に向けた取組

（１）来年度期限を迎える「奄美群島振興開発特別措置法」について

①　沖振法・離振法の改定から何を学び，奄振法に活かすべき具体的項目を示せ。

②　改定奄振法（Ｈ２１～）において，優れていた点と改善を図るべき事項は何かを示せ。

③　各交付金の総括と今後の方向性について示せ。

④　過去３年間の予算執行率（決算）を示せ。

⑤　奄振数値目標の達成度について

⑥　奄美広域自治体の実現について

３　教育問題について

（１）児童生徒の学力現状について

①　Ｈ２３年度「基礎・基本」定着度調査結果の平均通過率が，中２年の国語・理科を除き，小５年・中１年・中２年の全教科において，県全体・大島地区平均より下回っている。教育長の見解を示せ。

②　全国学力・学習状況調査（全国学力テスト／小６・中３）の奄美市の結果について示せ。

（２）児童生徒の学力向上について

①　「基礎・基本」定着度調査，全国学力テストともに，中学になると学力の低下が見受けられるが，原因と課題は何か。学力向上のために，どのような目標値を設定しているか。

②　基礎・基本ができないと学力の向上は難しいと考えるが再度・学力向上の方策を含めて，教育長の見解を示せ。

③　学校給食センター計画の現状と調理員の現況と今後の採用計画について示せ。

④　幼稚園保育料等徴収条例の改正は，いつ行うのか。

４　市民生活に関すること

（１）名瀬クリーンセンターの炉等・改修計画について

①　Ｈ２４年度から建設準備金の積み立て検討（Ｈ２２年・第１回定例会）

（２）全国奄美会連合会の結成について

①　できるのか議論をする。しばらく時間がかかる。（Ｈ２２年・第３回定例会）

（３）佐大熊川上流の砂防堤の崩壊対策について（Ｈ２２年・第４回定例会・通告のみ再質問）

◎市民クラブ　　平川　久嘉

１　自然災害対策，防災体制について

（１）東日本大震災の教訓を生かした奄美市の防災・減災体制を伺う。

（２）自然災害の規模や態様が変化し災害の予測が困難になっているといわれる。主な対策は。

①　過去６０年で最大級といわれた台風１５号接近への対応，関係機関・団体等との連携

②　情報入手，広報，迅速な被害復旧（停電，断水）

③　短時間の集中豪雨，気象変化（竜巻）対応

（３）自主防災訓練の実施状況及び成果は。

２　エコ活動について

（１）奄美市が取り組んでいるエコ活動の現状と課題を伺う。

（２）自然エネルギーの活用は。

①　民間における太陽光発電（ソーラーパネル）の奨励

②　公共施設の自然エネルギー施設建設，活用及び余剰電力の売電の計画

（３）職場や家庭，学校におけるエコ活動の普及推進の現状は。

３　スポーツの振興について

（１）奄美市のスポーツ振興の現状と課題を伺う。
（２）地域特性を生かしたスポーツの奨励と活動支援の状況は。
（３）多くの市民が参加できる健康増進，友好交流を図るスポーツ大会の企画推進状況は。
（４）スポーツ施設，設備の適切な管理運営及び計画的な整備は。
　①　利用者の拡充，広報
　②　指定管理者との密接な連携
（５）スポーツ功労者，優秀選手の育成，表彰及び称賛は。

◎自由民主党　　元野　景一
１　奄美群島日本復帰６０周年記念について
（１）奄美群島日本復帰６０周年記念をどのようなコンセプトで考えているのか。
（２）県はどのような計画か。また，その連携はどのように考えているのか。
（３）他市町村との連携はどのように考えているのか。その現状と課題。
２　奄美市の人口問題について
（１）奄美市の人口動行の現状と課題
（２）定住促進の現状と課題
（３）東北大震災による奄美への移住者について
　①　その現状はどのようになっているのか。
　②　受入れの条件，体制はどのようになっているのか。
　③　移住希望者の課題
（４）Ｉターン，Ｕターン希望者の受入れ窓口はどのようになっているのか。また，その現状と課題。

◎奄美民主の会　　渡　　雅之
１　市長の政治姿勢について
（１）国境離島の位置付け
（２）領海警備の重要性と海難・水難事故の対応
（３）災害に強い街づくり
２　福祉行政について
（１）生活保護の現状と今後の課題は。
３　テレビ難視聴地域について
（１）難視聴地域の把握について
（２）有効な対策は考えているのか。
４　旧工業高校の利用状況は。
（１）各施設の利用状況は。
（２）教室等の施設利用について

（９月１２日（水））

◎奄美民主の会　　戸内　恭次

1　奄振について

（1）一括交付金について

（2）離島振興法及び沖振法について

2　集落対策について

（1）知名瀬集落の要望である市営住宅の対策はどうなっているか。

（2）市集落からの災害対策要望についてどうなっているか。

3　農地法関係について

（1）区画整理事業に伴い農地を宅地並みに課税をしているが，宅地として地目変更をできないのか。

（2）農振地解除までの期間を短縮できないのか。

4　奄美市活性化対策について

（1）今後の見通しについて

（2）格安航空運賃について

5　入札制度について

（1）測量関係業種についての入札について

（2）県の入札について

6　災害対策について

（1）避難道，また，避難場所の確保について

（2）大島高校グラウンド周辺整備について

7　末広・港土地地区画整理事業について

（1）立ち退き補償等について

（2）活性化への施策について

◎市民クラブ　　奥　　輝人

1　台風対策について　5月・6月・7月・8月の台風対策について

（1）露地野菜について

①　農家の反応と事前・事後の対応について

②　収穫物について

③　平張りハウスについて

④　普及について

（2）施設園芸について

①　農家の反応と営農指導について

②　既存のハウスの対応について

③　一部補助について

（3）強化型ハウスについて

①　必要性について

②　農業・農家の育成について

③　奄振予算（ソフト事業）について

④　導入規定の緩和について

2　モズクの生産拡大について

（1）過去の実績について

（2）課題について

（3）赤土対策について

（4）沈砂地の泥の排出について

◎平政会　　竹山　耕平

1　市長の政治姿勢

（1）行政防災無線について

①　地域情報伝達無線システム「エリアトーク」の普及について。行政や防災情報，福祉及び地域コミュニティ向上のために普及させてはどうか。

②　各地域の行政防災無線が聞き取りにくい。改善策や新たな対応などを考える必要がある。災害及び防災情報のエリアメールやインターネット以外にも誰もが手軽に必要な情報を入手できる電話案内などの方法について。

（2）奄美市墓地管理行政の健全化について

①　旧墓地地区の公園化の計画について

②　早期の共同墓地建設について

③　蛇口数の増加と範囲拡大及び水道管の延長について

（3）再開された住宅リフォーム制度について

①　救済措置の件についての状況

②　再開後の周知の徹底など（市民・請負業者）事業展開と見解について

③　来年度実施計画について

2　本場奄美大島紬産業振興について

（1）紬産業振興について

①　職員派遣の目的と成果，見えてきた課題について

②　オリンピックでの展示や芸能人などによる紬着用・小物類の活用など，伝統産業の振興・発展，また，新たなチャレンジを更なる官民一体で売り込む重要性がある。見解を示せ。

③　案件となっている各組合東郷問題の展望，見解について

ア　各組合の現状について

イ　各組合の課題について

ウ　奄美大島紬の製造工程は複雑であり，どの作業においても将来の伝統産業保存に向け，技術・担い手問題は深刻だと感じている。産業振興・伝統文化の存続という観点からも，本市の見解を示せ。

④　観光との結び付きについて（各産業・各資源との連携）

⑤　西陣織会館でのアンテナショップの開設について，現状と見解。

⑥　県工業技術センター大島紬部の有効活用について

ア　将来的な伝統産業の存続のためにも，製造工程を一括した技術指導のできる後継者育成支援セ

ンターとしての活用は考えられないか。

イ　「紬のかおるまちづくり」としての位置付け，文化の漂うようなテーマパークとしての活用方法は考えられないか。

◎市民クラブ　　栄　　勝正

１　施政方針

（１）新年度予算編成重点施策

（２）市民・職員の意識改革

（３）市長とむんばなしについて

（４）障がい者対策

（５）次期奄振成長戦略ビジョン

①　本市の取組

２　観光行政

（１）奄美群島観光物産協会

①　現状

②　今後の方針

３　教育行政

（１）学力向上対策

（２）いじめ・非行・不登校

◎日本共産党　　崎田　信正

１　市長の政治姿勢について

（１）消費税増税について見解と対策は。

（２）オスプレイの配備計画への見解と対策

２　医療・福祉，社会保障制度について

（１）特定検診受診率向上への取り組み状況と，受診率の見通しは。

（２）介護保険制度について

①　保険料基準額が５，１００円に対する見解

②　保険料軽減のために，一般会計からの繰入れが必要ではないか。

③　介護サービス４５分枠による影響はないか。

④　入所施設は足りているか，現状についての見解は。

（３）市民後見人制度の現状と対応は。

（４）子ども医療費の無料化について

①　中学校卒業までに引き上げること。

②　窓口負担をなくすこと。

（５）子ども・子育て新システム関連法案による影響はないか。

３　住宅マスタープランについて

（１）マスタープランは，住民の願いに応えられるか。

４　土地の有効利用について

（１）佐大熊併存住宅跡地利用はどうなったか。

（２）朝仁の旧なぎさ園跡地の利用計画は。

５　安全・安心のまちづくりについて

（１）通学路点検結果と対策は。

（９月１３日（木））

◎無所属　　川口　幸義

１　住用・笠利庁舎建設について

（１）指名業者選考基準は。

（２）ＪＶは，何社で構成するのか。

（３）発注の見通しは，いつ頃か。

２　奄振法の延長について

（１）平成２５年３月にて期限切れだが，市としての取り組みは。

（２）離島振興法・沖縄開発振興法は１０年の延長だが，奄振法は５年で短いが，市としての考えは。

（３）毎年，人口の流出が問題となっているが，市としての取り組みは。

３　政府系金融機関について

（１）政府の金融機関と直接取引できる銀行は，何行あるか。

（２）奄美群島の地方交付税は，某銀行に入金されているが…年間どれぐらいの額か。

◎新奄美　　西　　公郎

１　景気，経済の活性化について

（１）奄美版格安航空（ＬＣＣ）創設について

（２）奄美版海運会社創設について

２　医療問題について

（１）奄美群島医療協議会設立について

（２）国保会計における精神医療費について

３　防災対策について

（１）自主防災，とりわけ初期消火について

（２）聴覚障がい者への防災放送伝達手段について

（３）下方地区消防車庫の件について

４　観光問題について

（１）大浜海浜公園から小浜キャンプ場に至る遊歩道の件について

５　その他

（１）奄美市監査委員の在り方について

◎公明党　　叶　　幸與

1　総務行政について

（1）自主財源の徴収の状況は。特に市民税・法人税・固定資産税：・軽自動車税について

①　昨年度と比較してどうか。

②　税のＡＴＭ振込みやコンビニエンスストアでの振り込みはできないのか。

（2）大島工業高校跡地に関して検討委員会等の立ち上げはできないのか。

（3）輪内地区を除く旧三方地区の自治会への助成はできないのか。

2　産業振興について

（1）本場大島紬組合への職員派遣について，成果は上がっているのか。

（2）本場大島伝統工芸士会主催の「本場奄美大島紬活用新商品，コラボレーション事業」について

3　土木行政について

（1）災害多発の現在，防災・減災に向けて市の取り組みは。

（2）県道赤木名－佐仁線の進ちょくは。特に笠利支所について。

4　住宅行政について

（1）佐大熊市営住宅の空き状況について

①　市営住宅の住み替え申し込みが多いですが，その対策は考えられないか。

（2）Ｉ・Ｕターンの方の住宅整備について

①　Ｉ・Ｕターンの位置付けというか条件はどのようになっているのか。

②　６５歳定年者のＩ・Ｕターン者への住宅整備について

（3）市営住宅管理人の業務規定はどのようになっているのか。

（4）市営住宅での動物の飼育規定はそのようになっているのか、

5　教育行政について

（1）奄美市民憲章を公民館・学校等の公共の建物に掲げてはどうか。

（2）輪内保育所の輪内公園内敷地への移転は考えられないのか。

6　安心・安全なまちづくりについて

（1）平松町の集会場設置の件

（2）和光町の第一公園内に消防車庫と併用した集会場はできないのか。

7　世界自然遺産登録に向けて

（1）金作原林道沿いに植えられているヤシの木の除去について

（2）あやまる岬へ行く道路が狭くバスの離合が困難であります。歩道も含めた道路拡張整備はできないのか。

◎無所属　　安田　壮平

1　環境

（1）平成２５年度中の奄美群島「国立公園化」に向けて

①　内外にＰＲをする機械（行事・イベント等）を設けてはどうか。

②　観光・交流を中心に，各産業活性化の起爆剤とするために，行政としてどう取り組むか。

（2）平成２８年度中の「世界自然遺産登録」に向けて

① 奄美市が地元自治体として主導的に果たすべき役割は何か。

② どのようにして地元市民の自然環境保全への意識を高め，理解と協力を得られるように取り組むか。

2 防災

（1）台風１６号の被害を踏まえて

① 名瀬市街地で自主防災組織率の低さが指摘されているが，今後の改善策は。

② 電力維持の状況に地域間でのばらつきがあったようだが，今後の改善策は。

3 市民との協働

（1）市民の政治・行政参加や市民と行政との協働を促進するために

① 「自治基本条例」を制定することについての見解は。

② 京都府の「市民公募型安心・安全整備事業」のような取組を導入することについての見解は。

◎公明党　　大迫　勝史

1 市長の政治姿勢について

（1）改正離島振興法が成立し，６月２７日公布，施行されたが，今後の施策への反映はどのように考えているか。

① 離島活性化交付金，離島特区制度等を使った施策の展開についてのプランがあるか。

② 特例公債法案の今国会での成立が危ぶまれているが，未成立の場合，交付税への影響はどの程度か。また，対策についてはどうか。

（2）南海トラフでの地震・津波の被害想定が発表されたが，本市の防災計画への影響を伺う。

① 防災士育成・配備についての閑雅を伺う。

2 「いじめ問題」について

（1）大津市の「いじめ問題」の対応が注目を集めたが，本市の「いじめ問題」の具体的な対策を伺う。

① 各小中学校において現場の実際の取組はどうか。

② 「ネットいじめ」の現状を伺う。

3 環境・エネルギー問題について

（1）小水力発電についての認識を伺う。

① 導入の働きかけ等は考えられないか。

② 涼霧システム（ミストシャワー）は，その後全く検討はされてないか。

4 市民福祉について

（1）病後時保育の利用状況について

（2）ＡｉＡｉひろばの授乳コーナー未設置について

（3）市営住宅１階・２階部分の手摺りについて，現在，片方だけ付いているが，両側設置にならないか。

9月10日（1日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　西　公郎君	2番　安田　壮平君
3番　川口　幸義君	4番　栄　ヤスエ君
5番　師玉　敏代君	6番　多田　義一君
7番　橋口　和仁君	8番　向井　俊夫君
9番　渡　雅之君	10番　戸内　恭次君
11番　関　誠之君	12番　大迫　勝史君
13番　与　勝広君	14番　叶　幸輿君
15番　奥　輝人君	16番　平川　久嘉君
17番　栄　勝正君	18番　竹田　光一君
19番　渡　京一郎君	20番　元野　景一君
21番　里　秀和君	22番　伊東　隆吉君
23番　竹山　耕平君	24番　崎田　信正君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山　敏裕君
教育長	坂元　洋三君	住用総合支所事務所長	重久　春光君
笠利総合支所事務所長	川畑　克久君	総務部長	安田　義文君
総務課長	前里　佐喜二郎君	企画調整課長補佐兼広報統計係長	金森　広子君
財政課長	菊田　和仁君	市民部長	田丸　友三郎君
住用市民福祉課参事兼課長補佐兼国保税務係長事務取扱	田中　義人君	保健福祉部長	小倉　政浩君
福祉政策課長	重山　納君	商工観光部長	川口　智範君
商水情報課長	前田　和男君	農政部長	義岡　出君
土地対策課長	奥　正幸君	建設部長	東　正英君
都市整備課長	上島　宏夫君	上下水道部長	田中　晃晶君

水道課長	佳元　保輔君	教育委員会事務局長	日高　達明君
教育委員会総務課長兼行革調整監兼給食センター整備対策監	嘉原　孝治君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	倉井　則裕君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	橋本　明和君
議事係長	麻井　庄二君	議事係主事	岸田　賢吾君

議長（向井俊夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから平成２４年第３回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前９時３０分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　この際，報告いたします。本年第２回定例会において採択しました陳情で，会議規則第１３５条及び第１３６条の規定により，市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について，その処理経過及び結果について報告がありました。

その報告は，お手元に配付したとおりであります。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に，栄　ヤスエ君，戸内恭次君，里　秀和君の３名を指名いたします。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期として別紙配付の議事日程表案のとおり，本日から９月２８日までの１９日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から９月２８日までの１９日間とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第３，議案第６８号から議案第８１号までの１４件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，さっそく御説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第６８号から議案第８１号までの提案理由を御説明いたします。

まず，議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表，歳入歳出予算補正について，まず，歳出の主な補正内容を申し上げます。

今回の補正は，各費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上いたしております。議会費についても，職員の人件費を計上するものであります。総務費については，総務管理費において庁舎整備基金積立金４億円や，財政調整基金積立金，地域振興基金積立金などを計上いたしております。民生費につきましては，社会福祉費において，新たに小規模多機能型居宅介護施設整備事業費補助金６，０００万円などを計上するとともに，生活保護費等において国県支出金の超過受入返還金を計上いたしております。衛生費につきましては，保健衛生費において人件費に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減額とあわせて各種予防接種業務に係る経費として３，０７０万２，０００円を追加いたしております。労働費につきましては，緊急雇用創出臨時特例基金事業費を追加計上するものでございます。農林水産業費については，水産業費において大熊漁港及び奄美漁業協同組合への施設整備助成金４，００２万１，０００円などを計上いたしております。商工費については，プレミアム商品券発行事業助成金２，０００万円などを計上いたしております。土木費については，道路橋梁費において国の内示額確定に伴う事業費の減額とあわせて臨時地方道整備事業に要する経費として３，０００万円を追加いたしております。消防費については，消防団員遺族補償年金に係る経費を追加計上するものでございます。教育費については，教育総務費において特別支援教育支援員謝金の追加や修繕料などの所要額を計上いたしております。災害復旧費については，去る５月の豪雨災害復旧費として農業施設災害復旧費３，１３６万３，０００円，公共土木施設災害復旧費６，５２３万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に歳入の主な内容について御説明いたします。

地方交付税につきましては，今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い１億１，０５０万５，０００円を追加計上するものであります。国庫支出金につきましては，土木費等における国の内示額の確定等により，総額で１，８９６万３，０００円の減額であります。その他歳出に要する財源として，県支出金１億４，２４４万２，０００円，財産収入１，６６９万円，市債４億１，２４０万円などを計上いたしております。なお，市債の４億円が臨時財政対策債であり，全額を庁舎整備基金積立金として計上いたしております。

今回の補正で６億６，７７９万５，０００円を追加することにより，平成２４年度一般会計予算の総額は３１２億５，０２３万３，０００円となります。

次に第２表，地方債補正につきましては，事業の追加や変更に伴う起債限度額の補正等を行うものであります。

議案第６９号　平成２４年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきまして，総務費では人事異動による減額として１，８９５万２，０００円を減額計上いたしております。保健事業費では人間ドック利用補助金として４９７万２，０００円を計上いたしております。諸支出金では過年度分療養給付費等交付金返還金として２，２０５万５，０００円を計上いたしております。

歳入につきましては，療養給付費等交付金で相当する返還金の同額を計上いたしております。一般会計繰入金の減額は人件費繰入金の相当額となっております。

今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ８０７万５，０００円の増額となり，平成２４年度の奄美市国民健康保険事業特別会計の予算総額は７３億６，８４９万６，０００円となります。

議案第７０号　平成２４年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして人件費６９７万８，０００円を増額計上いたしております。保険給付費につきましては，実績に伴う予算の組み替えでございます。地域支援事業費におきましては，人件費１１０万２，０００円を増額計上いたしております。また，基金積立金が４，０８０万５，０００円の増額，諸支出金が９３１万３，０００円の増額で，それぞれ計上いたしております。

歳入につきましては，人件費の増額に伴い国庫支出金，支払基金交付金，県支出金，繰入金を増額計上するとともに，介護給付費過年度追加交付に伴い支払基金交付金，県支出金を増額計上，繰越金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ５，８１９万８，０００円の増額となり，平成２４年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は４６億８，５１１万３，０００円となります。

議案第７１号　平成２４年度奄美市公共水道事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず，歳出につきましては，人事異動に伴い総務費及び事業費の各費目の人件費について，増額または減額計上いたしております。また，事業費の建設費につきましては，公共下水道建設費において国庫補助事業の内示額増に伴い事業費を増額計上いたしております。

歳入につきましては，事業費の増額に伴い国庫支出金，繰入金及び諸収入を増額計上するとともに，市債を減額計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ１，３０８万８，０００円の増額となり，平成２４年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は１６億７，６４７万８，０００円となります。

議案第７２号　平成２４年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず，歳出につきましては，総務費におきまして人事異動に伴う人件費を減額計上するとともに，生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金を増額計上いたしております。

歳入につきましては，一般会計からの繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ７０１万１，０００円の減額となり，平成２４年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は４億４，５１１万４，０００円となります。

議案第７３号　平成２４年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきまして，収益的収支の営業費用に４月の人事異動に伴う人件費の所要額として１，５１４万１，０００円を計上いたしております。また，資本的支出の建設改良費に４月の人事異動に伴う人件費の所要額として６３６万２，０００円を，工事設計委託請負工事費として３，５５０万円，器具購入費として１，１６７万１，０００円を計上いたしております。

議案第７４号　奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては，移住希望者等に対する定住の支援と地域の活性化に資するため，新たに整備した住宅を追加するとともに，定住促進住宅の入居要件を弾力的にするため，所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に，議案第７５号　奄美市農業用ビニールハウス使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては，平成１５年度かごしま園芸タウン条件整備事業で整備いたしましたビニールハウスが経年劣化し，これを廃棄処分としたことに伴い，所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第７６号　奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては，あやまる岬観光公園内へのグラウンドゴルフ場の設置に伴う使用料の制定など，所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に，議案第７７号　奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては，土地評価額の下落に伴い，国や鹿児島県において道路占用料の見直しが実施されて，本市の区域内において国・県道と市道との間で占用料の格差が生じているため，本市の道路占用料の見直しを行おうとするものであります。

議案第７８号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては，名瀬辺地，住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設において，事業費等の変更に伴い事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには総合整備計画の変更が必要であることから，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第９項の規定により，準用する同条第１項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第７９号　平成２４年度奄美市選果場選果機械設備新設工事施主代行委託契約の締結につきましては，奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により，議会の議決を求めるものでございます。

議案第８０号　奄美市道路線の廃止及び認定につきましては，道路の所管変更に伴い，既存の市道３路線を廃止し，農道等３路線を新たに市道として認定しようとするとともに，道路築造工事等に伴う起点終点の変更及び路線の分割により一たん２路線を廃止し，改めまして３路線を認定しようとするものでございます。

議案第８１号　和解につきましては，平成１９年４月１７日に発生しました本市立小学校内における投石による傷害事故に伴うものであります。被害児童の親権者より示談に応じる申し出があったことから，地方自治法第９６条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして議案第６８号から議案第８１号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決してくださいますようお願いをいたします。以上であります。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　次に，日程第４，指定管理者制度検証特別委員会の報告について，委員長の報告を求めます。

指定管理者制度検証特別委員会委員長（栄　勝正君）　おはようございます。指定管理者特別委員会の報告をいたします。本特別委員会の最終報告としましては，お手元に配付してあります御報告書を御覧い

ただきたいと思いますが，指定管理者制度，また，本特別委員会の審査の経緯などを含め，報告書の概要を述べさせていただきます。

平成１５年６月，地方自治法の一部改正法の制定・公布がなされ，９月２日に施行されたことにより，公の施設の管理制度が改められ，従来公共団体と公益的団体に限って認められていた管理委託の対象が広く民間法人や民間団体にも認められることになった。これまで設置者である地方公共団体と受託者となる公共団体の間で管理委託契約を締結して委託する方式にかわって，地方公共団体が管理を委ねる団体を指定して，個々の公の施設の管理権を委ねる指定管理者制度である。国の制度改正に伴い，本市も数多くの施設に指定管理者制度が導入された。

本委員会は導入後の指定管理者制度の検証のため，平成２３年第４回定例会において設置され，去る１月１７日を初回として，以後９回開催され，熱心な議論は施設調査，指定管理者との意見交換等，また当局から指定管理者制度におけるモニタリング実施要領をはじめ，数多くの参考資料の提出をいただき，当局との間に多くの議論がなされました。

議論の中で出た主な検証項目は次のとおりであります。

物件や設備器具，事故などに関する補償の在り方。包括外部監察制度条例により定めること。指定管理料の算定基準，利用状況，収支報告書，経営方針及び指定管理者制度移行によるメリット，デメリットの提示。収支報告書の統一化。点検の在り方（部品や器具等)。指定管理者担当の職員の配置。指定管理者に関する選定の透明化，選定の基準。経費の負担金関係等を取り決めた協定書の見直し。年度ごと，または定期的な自己評価（モニタリング）とその結果による設置者からの指示・指導。損害賠償責任の分担関係を明文化すること。プレゼンテーションの公開。指名業者の適正化。連帯保証人や抵当権の設定。選定審査のための第三者機関の設置と公正・透明な手続き。改修工事，備品の調達など話し合いの場を定期的に儲ける。指定管理者の意識改革（市民の税金で運営されているということ)。指定管理者に対する一元的な窓口の設置。市民の代表として市政への意見反映・提言を行う市議会として，本事業に対する議会としての責任を自覚・反省すべきであります。

それぞれの委員から多種多様にわたって当局に対する質疑や提案，要望などが数多く出されました。また，指定管理者におかれましては，民間活力を生かし，利用者増や経費節減のため，いろいろな新たな事業展開をされ，運営に対する苦情などが出ないよう御尽力されていると思われます。今後，なお一層，市当局とは上下関係ではなく，連絡を密にし，コミュニケーションを図りながら運営されますよう強く望むものであります。

以上で指定管理者制度検証特別委員会の報告を終わりますが，今まで述べたことを目的が達成できるよう，市長はじめ当局に真しに取り組むようお願いするものであります。以上で報告を終わります。

議長（向井俊夫君）　以上で指定管理者制度検証特別委員会の報告を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

明日９月１１日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前９時５５分)

9月11日（2日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	西　　公郎君	2番	安田　壮平君
3番	川口　幸義君	4番	栄　　ヤスエ君
5番	師玉　敏代君	6番	多田　義一君
7番	橋口　和仁君	8番	向井　俊夫君
9番	渡　　雅之君	10番	戸内　恭次君
11番	関　　誠之君	12番	大迫　勝史君
13番	与　　勝広君	14番	叶　　幸輿君
15番	奥　　輝人君	16番	平川　久嘉君
17番	栄　　勝正君	18番	竹田　光一君
19番	渡　　京一郎君	20番	元野　景一君
21番	里　　秀和君	22番	伊東　隆吉君
23番	竹山　耕平君	24番	崎田　信正君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山　敏裕君
教育長	坂元　洋三君	住用総合支所事務所長	重久　春光君
笠利総合支所事務所長	川畑　克久君	総務部長	安田　義文君
総務課長	前里　佐喜二郎君	企画調整課長	東　　美佐夫君
財政課長	菊田　和仁君	市民部長	田丸　友三郎君
環境対策課長	高崎　義也君	住用市民福祉課長	浦口　一弘君
笠利市民課参事兼課長補佐兼国民健康保険係長	山下　文次君	環境対策課主幹兼自然・環境保全係長兼自然遺産登録対策	伊東　義久君
保健福祉部長	小倉　政浩君	福祉政策課長	重山　　納君
保護課長	桜田　秀勝君	福祉政策課参事兼青少年支援係長事務取	禧久　孝一君
高齢者福祉課参事兼資格審査係長事務取	久保　隆男君	保護課参事兼庶務係長事務取扱	榊原　孝昭君

商工観光部長	川口　智範君	商水情報課長	前田　和男君
紬観光課長	吉　富進君	住用産業建設課長	柳　斉君
農政部長	義岡　出君	農林振興課長	山下　修君
土地対策課長	奥　正幸君	土地対策課参事兼課長補佐兼地籍調査係長事務取	山名　純二君
産業振興課参事	伊地知　辰夫君	建設部長	東　正英君
都市整備課長	上島　宏夫君	土木課長	砂守　久義君
建築住宅課長	大石　雅弘君	笠利建設課長	中　秀喜君
上下水道部長	田中　晃晶君	笠利水環境課長兼水道課笠利分室長	市田　利郎君
教育委員会事務局長	日高　達明君	教育委員会学校教育課長	富永　琢巨君
住用地域教育課長兼公民館長	白坂　稔君	笠利地域教育課長兼給食センター所長兼公民館長	重井　浩一郎君
農業委員会事務局長	澤　修平君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	倉井　則裕君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	橋本　明和君
議事係長	麻井　庄二君	議事係主事	岸田　賢吾君

議長（向井俊夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。

なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告にしたがい，順次質問を許可いたします。

最初に，新政会　渡　京一郎君の発言を許可いたします。

１９番（渡　京一郎君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。新政会の渡　京一郎でございます。平成２４年第３回定例会一般質問，初日のトップを務めさせていただきます。

まず，このたびの台風１５号で被災されました方々に，心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願っているところでございます。質問に入ります前に少し時間をいただきたいと思います。

さて，９月８日の新聞紙上に国交省１３年度奄美群島振興開発関係予算の概算要求を発表したことが大きく報道されました。特に農業農村整備に対前年度比１２０パーセントを要求，生活環境保全対策では豪雨被害の教訓を踏まえ，公民館などの施設や災害通信設備の整備強化を図る奄美群島防災関連施設整備事業や，来年度に迫っております本土復帰６０周年記念事業を実施する奄美歴史文化事業（仮称）や，新規に盛り込まれております。奄美群島振興開発関係予算以外にも全国枠で離島振興に関係する予算として１１年度に創設されました離島ガソリン流通コスト支援事業や，島民運賃割引などを支援する地域公共交通確保維持改善事業には３４１億円が盛り込まれております。新たに離島の定住促進を目的とした離島活性化交付金（仮称）を設けるなど，新たな政策が多く目についたところでございます。しかしながら，今日，国・県そして奄美市も非常に厳しい財政が続いております。幹部職員はもちろん，職員一人一人に現在の市民の生活の中身を考えていただきたいと思います。大変厳しい最悪の事態であることを私どもみんなで考えなければいけない時期がきているようでございますので，幾ら新しい事業や政策を打ち出しても，職員がやる気を出して市民のために汗をかかなければ，何のための予算か，事業か，結果を出すことはできないと思います。全職員で全力で取り組んでいただいて，市民の笑顔の見える奄美市づくりに全力で取り組んでいただきたいと思います。

では，質問に入ります。

１　国定公園，特別保護地区について。現在，国立公園化や世界自然遺産登録に向けて取り組んでいるところでございますが，地元住民はどこが国定公園で，どこが特別保護地区か理解しているでしょうか。最近は全国から中学校，高校，大学生が，自然豊かな奄美大島の魅力を研究に訪れております。地元住民が場所やその価値を改めて知ってこそ，世界自然遺産登録への大切な一歩になると思います。また，観光資源としての価値を高めることにもつながると思いますが，最初に（１）の場所と管理についてを伺います。住用地区において国定公園と特別保護地区の場所についてお伺いいたします。

次の質問から発言席から行います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは早速，渡議員にお答えさせていただきます。

まず，特別保護地区の場所を問うということでございますが，住用地区における国定公園は特別保護地区の場所に申し上げますと，住用地区内の国定公園は住用川と役勝川が合流する河口部にありますマングローブ群生林の約７１ヘクタールと，かなりの面積が特別保護地区に指定されております。

また，少し突っ込んでお話させていただきますと，サン奄美前の内海のマングローブの管理責任については，自然保護法に基づく指定はございませんが，自制しているマングローブも含めて県の管理となっております。そのような中で，先般，台風１５号による，また積年のごみ等がその地域に溜まっておりました。住用の連合青年団はじめ，行政，そして地区民の皆さん方が合同で美化活動に御尽力いただきまして，その地域内のごみの除去等をやっております。そしてまた，漁船においてもそのごみをクリーンセンターまで運ぶなどということで，地域と行政とそして民間のボランティア活動の皆さんが連携を図って美化活動に取り組んでいることを申し添えさせていただきたいと存じます。以上でございます。

１９番（渡　京一郎君）　特別地区につきましては，ただいま説明がございましたので了解をいたしました。国道から山間の集落に向けての一帯が特別保護地区になるということでございますので，マングローブ現在のところのすべてが特別地区に入るということになりますが，ただいま市長からお話がありましたサン奄美前のマングローブについて，県が管理をするのか，奄美市が管理をするのか伺いたかったんですが，県ということでございます。

今回の台風１５号，多くのごみを持って来たもんですから，マングローブがたなばたの飾りのようになって，サン奄美で見ておられる観光客がおもしろがっているところを見まして，是非とも清掃をしていただきたいと，要望を予定をしておりましたけれども，昨日，今日と新聞にも大きく報道されておりましたが，連合青年団が非常に大変な思いをされて，きれいに清掃をしてくださいましたので，喜んでおるところでございますが，マングローブがよく見てみますと，非常に立派な木になっているんですが，５０本以上枯れているのが現状でございます。特別区域内のマングローブと一緒で，奄美豪雨の前までは非常に元気なマングローブでしたけれども，豪雨以来，多くの大きいほうから次から次へと枯れているのが実情でございまして，最低でも５０本以上はサン奄美だけの前で，実際に枯れておりますので，この原因をやはり徹底して調べていただかないと，観光客が多く訪れる場所でもございますので，写真を撮っても半分が枯れて，半分が緑であるということになっているわけでございますので，県のほうと連絡を取っていただいて，やはりこの辺から改善をしていかなければいけないと思いますので，要望をしておきたいと思います。

続きまして，保護地区になっております奄美アイランド前のマングローブ内が，奄美豪雨の際の土石流で土砂が流出をいたしておりますので，それをかぶっている場所が，私が数えたところ約６０本余りのマングローブが完全に根腐れをしております。ごみも非常に多いんですが，土石流が流れてそのままの状態であるために，現在のところ６０本余りですけれども，次から次へと枯れていくのが道路から見えております。国定公園とか，世界自然遺産を目前にしながら，行政はどうして手をつけないのかという，住民の大きな声も出てきておりますので，土砂の除去，排出をできないのか，まずお伺いしたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君）　ただいまの御質問の中でありましたように，まず早急に土砂の撤去のことはできないかという御質問のお答えいたします。この件につきましては，国定公園の管理者であります鹿児島県大島支庁の総務企画課と協議をいたしましたが，特別保護地区であるため，慎重に対応したいということでありますので，今しばらく時間が必要かと思われますことを御理解いただきたいと思います。特にアイランド前の土砂と山のようなごみを見て，どのような対策かということになりますが，先ほど申しましたように，マングローブ群生林一帯につきましても，特別保護地区の指定を受けているために，慎重にならざるを得ないというようなことであります。

１９番（渡　京一郎君）　土砂の持出し，ごみの持出しも非常に厳しい条例があるようでございますけれ

ども，近くには天皇陛下のお立ち台もございまして，そちらのほうには奄美市はマングローブ解説板を立ててございます。この解説板には，日本列島における大規模なマングローブの北限として貴重で重要であるばかりでなく，奄美の宝として永遠に保護したいものであると書かれておりますし，観光客はほとんどの皆さん方が記念撮影もされる場所でございます。にもかかわらず，写真に写るのは荒れた雑草と周りのごみだけが移っているのが現状であるわけでございますので，この辺につきましても，やはり市でできる分，また地域，今回のようにある団体でどこまでできるのか，もう少し真剣に考えていただいて，ごみだけでも取り除く方法はないのか，再度お願いをしていただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君）　御質問のとおり観光客等が立ち寄ります天皇陛下のお立ち台周辺のごみの除去の件につきましては，関係機関協議しまして，市としてできることから手をつけて除去を進めてまいりたいと考えております。そのように管理の，管理をしております大島支庁とも協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

１９番（渡　京一郎君）　実際に，せっかくの何十年も育ってきたマングローブが，完全に枯れておるわけでございまして，私なりに原因を調べてみますと，土砂で根っこが埋まって息ができないということで，土砂をかぶっている分が次から次へと枯れているわけでございます。現在，６４，５本まで数えたんですけれども，それ以上は数えることができなくているんですが，この６０本で済むはずの問題が１００本にもなり，来年ぐらいは全滅になるんじゃなかろうかと思われるわけでございますので，真剣に取り組んでいただきまして，一日も早い土砂除去ができるようにお願いをして，この問題は終わりたいと思います。

次に，２番目の教育行政について質問をいたします。教育行政につきましては，坂元教育長就任以来，学校現場重視ということで，私ども文教委員会も議会のたびに教育長，局長，そして担当職員，同行していただきまして現場の意見，校長先生の方針等を聞いて取り組んできたことは，高く評価をしたいと思っておるところでございます。また，教育学習向上につきましても，いろいろ取り組んでおられることも，大変すばらしいことであると思っておりますが，最近，テレビ，新聞等で皆様方も御存知ですけれども，教育現場の教職員の不祥事についていろいろと問題になっておりますので，教職員の不祥事について質問をしたいと思います。

教職員の不祥事が相次いでいることを受け，県教育委員会が外部の有識者らで構成設置いたしました不祥事根絶委員会で，現在，県内で発生した不祥事の実態要因の分析と根絶対策を協議しておるところでございますが，これにもかかわらず，指宿中学校のわいせつ行為，また部費着服など，一度に二人の教職員が懲戒免職をされるという異常事態であります。私ども奄美市における学校現場の状況と，現場からの報告は現在どのようになっているのか，お伺いいたします。

教育長（坂元洋三君）　学校職員の不祥事についての質問にお答えします。

現在，奄美市では大きな問題となるような教職員の不祥事事件は報告を受けておりません。各学校への含む指導が行き届いている状況にあると認識しております。各学校には重大な信用失墜行為から軽微な交通違反などに至るまで報告を求めておりますが，現在まで，緊急に対策を講じなければならない事案は発生しておりません。

しかしながら，議員も御指摘のとおり，全国的にも教職員の不祥事が続出していることがあり，それも事実であります。このことから，本市においても管理職研修会においてその要因は何なのか，個人，組織，気風の緩みか，モラルの欠如か，使命感不足なのか等を分析し，対応策を議論していただき，不祥事根絶に努めているところでございます。以上でございます。

１９番（渡　京一郎君）　現在は大きな問題点は現場のほうから報告も受けていないということでござい

ますので，大変すばらしいことだと思います。多少なり，いろいろと問題はどこにでもあるのではないかとも思いますが，この問題につきましては，やはり一日も早く取り組んでいくことが必要かと思います。また，根絶委員会の中では，委員からこれまで繰り返されてきたペーパーによる研修会では全く意味がない。頭ではなく，体や肌で感じる研修会に切り替えるべきではないか。また，学校単位での細めな具体的な研修会実施が好ましいのではないかという意見も出ております。

今後，奄美市教育委員会として，いろいろと計画があろうかと思いますけれども，今後の対策としてどのように計画予定をされておられるのか，お伺いしたいと思います。

教育長（坂元洋三君）　実際には，教育委員会と各学校は年度当初に服務指導の年間計画を立て，そして計画に基づいて教職員への指導をしております。また，年に１０回開催している校長，教頭研修会において，服務指導を徹底して行っており，この夏期休業中には不祥事根絶のための校内研修をすべての学校で実施したところでございます。不祥事を未然に防ぐための研修や指導が実感として教職員一人一人の心に届く取り組みになるよう，今後も服務指導の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので御理解くださいますようお願いしたい。以上でございます。

１９番（渡　京一郎君）　この問題につきましては，やはり学校に子どもを預ける両親の思いとか，地域の思い，社会の思いが関心を持っておるわけでございます。実際に新聞等を見ておりまして，子どもたちに聞かせない，子どもに話すことさえできないような事件も，中にはあるわけでございますので，今後とも真剣に取り組んでいただいて，やはり，子どもをしっかりと預けて，親が安心をするような環境を作っていただきたいと思いますので，よろしくお願いをしておきたいと思います。

次に，いじめ問題について質問をいたします。この問題も毎日のように新聞，テレビ等で報道されているわけでございますが，いじめ問題については全国でシンポジウムが開かれております。大津市の中学校２年生の自殺から，全国各地でも同じようなことが起きております。ある学校の教員は，シンポジウムの中で，学校は現在，戦場になっているとも述べておられます。問題の深刻さを訴えているわけでございますが，奄美市における現在の状況と，また，報告がありましたらお伺いしたいと思います。

教育長（坂元洋三君）　まずはじめに，本市におけるいじめの現状と報告についてお答えします。

奄美市内におけるいじめ発生件数は，毎月の各学校からの報告によりますと，これまでに６件ございました。内訳は陰口，誹謗中傷によるものが５件，物を壊されるなどの事案が１件です。いじめは学校の内外を問わず，いつでも，どこでも，誰に対しても起こりうることという意識に立って，日ごろから早期発見に努めるべきものと考えているところでございます。

１９番（渡　京一郎君）　奄美市で６件の報告があったということでございますが，ただいまの教育長の答弁の中で，そう悪質ではないのかなと思うところでございますが，やはりいじめ問題は，子どもたちの人生を変えるし，命も落とすような大きな事件にも，問題にもつながるわけでございます。いじめが原因で学校に行きたくない，勉強したくない，いろいろな問題が関係をしてくると思いますが，現在，奄美市で市立の小・中学校で，不登校の生徒がどれぐらいいるのか。また，教育委員会としていじめと不登校児とどのような関係があるのか，関係がないのか，その辺につきましてお伺いをしたいと思います。

教育長（坂元洋三君）　学校においては，いじめの兆候に気付いた時点で学級担任をはじめ，全職員で話し合い，普段の学校生活の様子や学業成績，友人関係，家庭状況などの情報を照らし合わせて対策を講じ，関係諸機関と連携の下，早期に解決を図っているところでございます。

議員御指摘の不登校児童生徒といじめの関係については，各学校において現在のところ，いじめが原因で不登校状態にある児童・生徒はないものと認識しております。不登校の原因としては，心因性，怠

学傾向，怠け学的傾向ですね，家庭事情等によるものとの報告を，当該学校から受けているところでございます。

１９番（渡　京一郎君）　了解しました。このいじめ問題につきましては，いろいろと原因関係を調べてみますときりがないほど問題は解決策もいろいろとあるわけでございますが，やはりこのいじめ問題は，いじめられた本人しか分からないこともありますし，また，友人や友だち，周り，そして学校の先生方が気付いて解決をする問題等，いろいろとあるわけでございますが，やはり子どもたちがＳＯＳを発信できる場所が学校であるわけでございますので，このＳＯＳをどういうふうにキャッチするか，これが担任の先生，また管理職の皆さん方の，やはり一番重点においていただくことではないかと思います。やはりこのＳＯＳをキャッチをした先生方に誰が協力をするのか，誰が一緒に取り組むのか，その辺が一番基本になるのではないかと思うわけでございますので，やはり行政は，結果が出て，けが人が出た，死者が出た，それから動くのではなく，やはり小さいうちに担任の教諭，そして周りの先生方が協力をして，対策を練って，一人の身や命を守ってあげるのが教育行政ではないかと思います。是非，奄美市からこのような犠牲者が出ないように取り組んでいただければと思いますので，よろしくお願いをしておきたいと思います。

続きまして，通学路について質問をいたします。通学路につきましては，住用地区だけではなく東城地区のほうにも東城郵便局の前とか，国道沿いに歩道がないために危険な箇所が数箇所あるわけでございますが，特に山間，戸玉地区の山間集落から国道までの間に，一部歩道がまだできなくて，危険な場所がございます。この問題は住用村時代から県にも要望し，合併をいたしましてからも集落，そしてＰＴＡ，地域，学校と県のほうにも要望をしておるところでございますが，なかなか実現をしておりません。全国で通学路での交通事故が発生しているがために，住用小・中学校も最近通学路に立て看板をするなど，いろいろと努力をしておるところでございますが，県道ということで奄美市ができる問題でもないわけですけれども，奄美市から強く要望をして，一日も早い通学路を確保したいのですが，どのように現在，なっているのか，説明をお願いしたいと思います。

建設部長（東　正英君）　県道山間－役勝線の当該箇所の歩道の整備につきましては，道路管理者である県にお伺いしたところ，歩道を整備しようとする箇所の隣接地権者との調整が難しく，用地買収が困難な状況であることから，県といたしましては現在の道路区域内での側溝蓋の設置や路肩部の法面等を活用して歩行スペースを確保し，また，通行車両への注意喚起を図るために車線分離標を設置する計画があるとのことでございます。

今年度の整備につきましては，当該区間で一番見通しが悪いカーブ区間の約１００メートルを実施する予定とのことでございます。以上です。

１９番（渡　京一郎君）　ありがとうございます。県のほうも動き出したということでございますので，了解したいと思いますが，一日も早い対策をお願いして，この問題を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に（４）の教員住宅について質問いたします。住用地区にも各地区に教員住宅があるわけでございますが，特に現在，地域に住んでいただいている先生方は，校長先生と教頭先生，管理職の方々がやはり地域に住んで，地域の集落作業，また行事と，いろいろと協力をしてくださっております。ですけれども，住宅を見てみますと，非常に古い，環境的にも恵まれてないような住宅も中にはあるわけでございますが，住用小学校校長住宅であります住宅は山間のほうにありますが，見たからに非常に古く，いろいろと小さな問題もあるようでございますが，何年度に建設をしたのか，まずお分かりであればお伺いいたします。

教育委員会事務局長（日高達明君）　住用町の教員住宅は非常に古いものが多くございます。今御質問の

住用小学校の校長・教頭住宅は，昭和５４年度と一番古い住宅になっております。

１９番（渡　京一郎君）　昭和５４年ということですので，３０数年間は経っていることになろうかと思いますが，やはり３年置きに校長先生が入れ替わるということで，やはり中の問題，外の問題もいろいろとあるようでございますし，また実際に手入れをしているのも事実でございます。是非ですね，現在，使用していない職員住宅もありますけれども，実際に空くことなく次から次へと管理職の先生方が入って来るわけでございますので，年次的に計画を立てて改修をすることはできないのか，その辺の問題をお尋ねしたいと思います。

教育委員会事務局長（日高達明君）　今，議員御指摘のとおり住用の地域教育課が管理している教員住宅１８戸ございます。そのうち１０戸入居して８戸が空いている状況でございます。先ほども申し上げましたが，５４年度と一番古い住宅がございます。現在のところ雨漏り，それから爆裂によるモルタルの剥離，そういう大きな構造的補修を要する建物はございませんが，議員御指摘のとおり建設後２０年から３０年の建物がほとんどでございます。室内の随所で補修を要する箇所が見受けられます。要望のある補修につきましては緊急性等を考慮し，取り組んでいるところですが，今後とも入居者が快適に居住できるように対応してまいりたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。

１９番（渡　京一郎君）　校長住宅は現場も家の中も見させていただきましたけれども，非常に古いのが事実でございますので，是非取り計らいをお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。３番目の市道林道う回路についてお伺いいたします。

まず，山間－市，青久線につきましてお尋ねいたします。山間から市線は山間－戸玉間が先日きれいに完成をいたしまして，住民も地元も大変喜んでおるところでございます。何十年間もかかって，やっと舗装も完成をいたしまして，見事な道路ができたところでございますが，戸玉から市のほうに向かって１か所改良が残っておるところがあるわけでございますが，この場所が今回，災害に遭って道路が落ちております。その場所が完成すれば，山間－市線が完全に完成をして住民も安全運転ができて，車も汚れなくて，非常に期待をしておるところでございますが，この１か所についてお尋ねをしたいと思います。

改良工事を先に予定をしているのか，改良工事と併せて今回の災害復旧をやられるのか。また，改良については，登記上いろいろ問題があるということで，前回の質問でも答弁をいただいておるわけでございますが，この改良工事につきましてもどのように解決をしたのか，同時に伺いたいと思います。

建設部長（東　正英君）　市道山間－市線の中部採石前の道路改良工事につきましては，今年度１５０メーターの改良工事を計画いたしております。計画線形といたしましては，道路構造での基準を満たすために，採石場の中に道路を通し，より安全性が向上できる線形といたしました。この改良工事を実施いたしますと，先ほどありましたが，路肩の決壊箇所は廃道敷きとなりますので，改良工事の中で対応できないか検討したいと考えております。また，この区間が改良いたしますと，議員からもありましたように，平成９年度から実施をしてきました山間－市線３，３００メートルが完成することになりまして，車両，歩行者の安全性，利便性並びに地域間のアクセスの向上が図られるものと思っております。以上です。

１９番（渡　京一郎君）　大変前向きな答弁をいただきました。この１５０メーターの改良工事の要請は２４年度で完成をするのか，その辺までお伺いしたいと思います。

建設部長（東　正英君）　この１５０メーターの改良工事区間につきましては，今年度で完了する予定でございます。

１９番（渡　京一郎君）　本当にこの道路が完成をすれば，大変長い間，地元の皆さん方が待っておりましたので，２４年度に完成をするということは地元に明るいニュースだと思います。一日も早い完成をお願いしたいと思います。

続きまして市から青久線，途中林道が入るわけですけれども，林道から青久集落までの取付道路につきましては，現在，市道になっているわけでございますが，豪雨のたびに管理をする，重機を入れる，人手を入れるということで，経費も大分入っていることと思います。このような場所，このような道路をいつまでも手直しだけではなく，少しずつでも事業として取り入れて排水路等をつくっていただけないのか，また考えていただけないのか，お伺いしたいと思います。

建設部長（東　正英君）　市道青久線につきましては，ただいま議員御指摘のとおり，現在，砂利道であり，排水溝が整備されてないため，降雨により路面の仙窟や法面の崩壊による土砂の撤去など，頻繁に維持管理を行っているところでございます。このような状況を踏まえまして，平成２０年度に生活基盤整備事業で延長１５０メートルの区間，排水溝の設置やコンクリート舗装の整備を一部実施いたしましたが，平成２２年の奄美豪雨により路肩の決壊や法面の崩壊等あり，現在，片側通行を行い，交通に支障を来しているのが現状でございます。

今後の対応といたしましては，現場の再調査を行いまして，雨水を分散するなど対策が取れないか検討していきたいと考えておりますので，御理解のほどをよろしくお願いします。

１９番（渡　京一郎君）　ただいま部長の答弁のとおりでございますので，現場を見ていただいて対策を是非ともお願いをしたいと思います。

次に移りたいと思います。市集落から瀬戸内町嘉徳の手前なんですけども，境界までの林道ですね，住用中央東線になろうかと思いますが，この林道でも災害が何件は発生いたしまして，現在も手をつけてな，場所が数か所見受けられますが，現在，瀬戸内町に車が通れるのか，また，現在の状況がどのようになっているのか。また，発注をしていない部分についての対応をどのように考えておられるのか，お伺いいたします。

農政部長（義岡　出君）　御質問の基幹林道，住用中央東線の現状についてお答えいたします。この林道は住用町の市から瀬戸内町を結ぶ延長７，４３５メーターの基幹林道であります。この路線において平成２２年度から度重なる豪雨災害により，路肩の決壊やがけ崩れ，また倒木等により片側通行を行っているのが現状であります。

今後の対応についてでございますが，平成２２年度から今年度にかけて，災害復旧工事により林道の施設の機能回復に向けて現在整備を進めているところであります。また，小規模な路肩の決壊やがけ崩れ等も発生しており，整備の必要性については認識しているところであります。この路線は住用町と瀬戸内町を結ぶ基幹林道であり，また，う回路の要素も踏まえた路線でありますので，交通に関する安全対策，維持管理を十分に進めてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいお思います。以上でございます。

１９番（渡　京一郎君）　ただいま部長の答弁のとおりでございまして，市－瀬戸内線でございますけれども。市－山間間で通行止めが多数発生しても，瀬戸内町のほうから回って来れるということでう回路に利用しておる道路でもございますので，是非，一日も早いですね，車が通行できるような状態で，また小さな落石，またガードレールが落ちておるところもございますので，順次手をつけていただきたいと思います。観光コースにもなっておりまして，観光客の車も非常に多い場所でございますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，住用町から宇検村，住用町から大和村に取り付ける林道がございます。奄美中央線になっ

ていると思いますが，住民からどこにも行けないということで話を伺っておりますが，現在，どのようになっているのか，現状と対応についてどのように考えておられるのか，まずお伺いしたいと思います。

建設部長（東　正英君）　ただいまの奄美市から宇検村及び大和村までの市道奄美中央線につきましては，議員御指摘のとおり，国道のう回路となる重要な道路でございますが，たび重なる豪雨等により崩土や道路路面の洗掘及び先日の台風１５号により倒木等で通行できない状況でございます。今後の対応といたしましては，本議会に補正予算を計上しておりますので，可決後，早急に倒木の除去及び崩土の取り除きを行い，通行ができるよう対応してまいりますので，御理解を賜りたいと思います。

１９番（渡　京一郎君）　たび重なる災害で非常に大変な問題だと認識をしているわけでございますが，やはりせっかく何十億もかけて造られておる林道でございますので，せめて片側通行ができるように手を打っていただきたいと思いますので，要望して終わりたいと思います。

続きまして，三太郎線，旧三太郎になるわけでございますが，和瀬－城線，このような災害が続いているところでございます。いつ国道が通行止めになっても，市民がう回路として利用しなければいけない道路でございます。和瀬－城線，三太郎線ですね，現在の状況と対応についてお伺いいたします。

建設部長（東　正英君）　三太郎線と和瀬－城線の現状についてお答えいたします。三太郎線と和瀬－城線につきましては，先ほど来ありましたが，平成２２年度からのたび重なる豪雨によりまして路肩の決壊やがけ崩れ，また倒木等により片側通行や一部全面通行止めを行っているのが現状であります。この市道につきましても，国道のう回路となる重要な道路でございます。今後の対応といたしましては，２路線ともに崩土や倒木等の処理につきまして，順次現在進めておりますが，和瀬－城線の路肩等が決壊している箇所につきましては，８月に災害復旧工事の申請を行い，事業の採択を受けておりますので，早急に工事の発注をしたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

１９番（渡　京一郎君）　ありがとうございます。どちらの道路もう回路として市民が利用する道路でございますので，管理のほうをお願いしておきたいと思います。最近は台風，豪雨と続いてやってきますし，いつ通行止めにあってもう回路があるということは，市民にとって非常に助かることでございますので，せっかく道路があってもう回路もない，こっちも通行止め，あっちも通行う止めではなくして，こちらが通行止めになればう回路が使えるというような状況にしておいていただきたいと思いますので，お願いしていきます。

最後に，農地排水溝について質問いたします。役勝地内と書いてございますけれども，現場は役勝に入るわけですけれども，地目は山間字田原地区の排水溝でございます。場所的には住用小学校の下のほうで，住用分駐所の後ろのほうの農地でございますが，役勝川の改修工事で河川敷が非常に高くなったために，排水溝が少なくなり，雨が降れば排水が悪く，５日から１週間水浸しで，実際にポンカン，タンカン，パッション，バナナなどが根腐れをして，農家の皆さん方が泣いておられます。排水ができた場所もございますが，整備をされてなくて，土地自体が低くてプールになっている現場が多く見受けられます。台風１５号で水が溜まっているということで，現場のほうに行ってみたんですが，若いミカン，４，５年のミカンの木がたくさん植えられていますけど，ミカンの高さと同じように水が溜まっております。農家の皆さんはどうにかしてくれということで，総合支所のほうにもお願いをしているようでございますが，どうにかならないのか，事業を取り入れることはできないのか，お伺いいたします。

農政部長（義岡　出君）　田原地区は果樹，主にタンカン及び野菜類，竹林などの栽培がされている地区でございます。この地区は基盤整備の未整備の地区が含まれており，未整備地区は整備地区と比べますと耕地が低く，排水溝及び河川の排水路も設置されていないのが現状であります。現地は平成２２年の豪雨災害以降，既存の排水溝など土砂が堆積した箇所があるため，排水機能が低下しており，耕地の低

い未整備地区へ水が流れ込み，冠水時間も長くなっている状況でございます。
　対策といたしまして，未整備地区への流入防止を行うため，既存の排水の土砂撤去を地区内耕作者の協力をいただきながら，できる限り早く実施したいと考えておりますので，御理解を賜りますようお願いいたします。

１９番（渡　京一郎君）　ただいま部長が答弁されたようにですね，基盤整備がされてない場所も既存の排水溝が入っているようですけれども，これも完全に埋まって，見えない状態になっているという話も伺っております。こういう既存の排水溝を整備するとともに，現在ある基盤整備がされているところの排水溝に取り付けてあるわけでございますので，まずその排水溝を清掃していただいて，水が流れる方向でとりあえずやるということで要望したいと思いますが，是非，早いうちにですね，お願いしたいんですか，どうですか，部長。

農政部長（義岡　出君）　耕作者がいらっしゃいますので，耕作者の中を通過して，土砂排除しないといけませんですので，そこら辺りを協力をいただきながら，早急に対策を講じていきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１９番（渡　京一郎君）　私のほうにもほとんどの耕作者が，是非取り組んでほしいということで来ておりますので，その辺はスムーズにいくのではないかと思います。是非取り組んでいただきたいと思いますのでお願いをして，私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で新政会　渡　京一郎君に一般質問を終結いたします。
　暫時休憩いたします。（午前１０時２８分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午前１０時４５分）
　引き続き一般質問を行います。
　次に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１１番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。
　一般質問の前に，若干の所見を述べさせていただきます。去る８月１０日，参議院本会議で民自公の３党合意に基づき修正された消費税増税をはじめとする社会保障税一体改革関連法案が採決され，民自公３党などの賛成で可決成立をいたしました。社民党は３党合意の問題点，国民の暮らしへの影響，消費税増税の問題点，あるべき税制改革，特に逆進性対策や中小企業の転化対策，累進性強化など，残された課題の方向について質疑を行い，一体改革とは名ばかりの増税ありきの消費税増税法案であり，その内容と手続きから廃案にすべきとの立場で反対をいたしました。
　各種の世論調査でも社会保障の充実を求める国民の期待や願いは大きく，憲法２５条の理念を踏まえて，安心・安全な社会保障のビジョンを示し，それを賄う財源がどの程度必要で，どう負担するのが公正・公平なのかを論じるべきであり，社会保障の伸び率に対応する財源が必要であることと消費税増税は別次元のことであり，消費税増税はただ財務官僚等を喜ばせるだけで，国民の利益になることだとは考えておりません。
　本来，一体改革というのであれば，医療や介護，待機児童の解消，老後の暮らしの不安の払拭，ワーキングプアの若者やシングルマザーやリストラ賃金カットにさらされている中高年への支援，障害者福祉の充実など，どんなにリスクに直面しても必ず支えてくれるという安心の社会保障制度を築き上げるべきであると考えております。今回の一体改革は，財政再建が強調され社会保障が増税の口実に使われ，負担だけが先行し，社会保障の全体像も全く見えません。国民は民主党に対して長きにわたり既得権益

構造の上に座り，官僚支配を許していた自民党政治を根底から転化し，政策を根本から改めることを託したはずであります。そして鳩山連立政権の３党合意は税金の無駄遣いの一掃と家計に対する支援を最重点にすると位置付け，国民の可処分所得を増やすことを打ち出し，任期中の消費税増税引き上げは行わないとしていました。このときは我が社会等も３党合意をいたしたんでありますが，その後，離脱をいたしまして現在に至っておりますが，可処分所得を増加させ，国民生活を立て直すのが先なのに，消費税増税で負担増を押し付けるのは公約違反そのものであります。

このような状況を百も承知である市長が，あるところの国政報告会で消費税増税を容認した発言の真意についてお聞かせをいただきたいと思います。また，奄美市議会は第２回定例会において消費税増税に反対する陳情を採択しておりますが，このことをどう受け止めているのか，当局，議会の議決との関係について，どのように理解をしておられるのか，併せて市長の見解をお答えください。

次の質問からは発言席よりさせていただきます。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速，関議員にお答えいたします。

今般の社会保障と税の一体改革の目指すところは，社会保障の充実及び安定化のための財源を確保し，同時に財政の健全化を図ることを目的としているものと理解をいたしております。本市においても，社会保障をはじめとする行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには，地方税財源の確保が不可欠であると考えております。しかしながら一方で，経済活動はそのときどきの社会情勢に大きく左右されることから，消費増税時期は総合的かつ適切に判断されるべきものと考えております。これらのことを踏まえ，今回の消費税法案については，景気の動向など，不安定な要素があるものの，将来世代への負担軽減等を考慮した場合，一定の理解を示しているところであります。国においては社会保障関係の自然増が１兆２，３千億円あるといわれております。参考までに本市で申し上げますと，本市の社会保障関連経費については，補助費の額で申し上げますと，平成２３年度決算額は約８７億円であり，総決算額の２６パーセントを占めております。合併当初の平成１８年度の扶助費決算額が約６７億円でありましたから，この５年間だけでも約２０億円増加し，伸び率が２９．３パーセントとなっております。このように扶助費の額，また歳出に占める割合も年々増加していることに加え，本市においては独自の施策として就学前乳幼児医療費の全額助成，出産祝金，病児・病後児保育，多子世帯保育料等軽減など，少子化対策にも一般財源を投入して社会保障関連施策に積極的に取り組んでいるところであります。これらのことを考えますと，社会保障関連経費は近年増加傾向を続けてまいりました。今後も住民のきめ細かな要望等に答えるためには，より一層の財源を確保することが重要であると考えております。

以上のこと等を考え，私はそのことについては時期的なものはあったにしても，やはりいずれ歳出の抑制だけではなく，入りを図るということも大切だと考えているところでございます。

総務部長（安田義文君）　陳情に関する答弁については私のほうからさせていただきたいと思います。

第２回定例会における市議会の本件陳情に対する採択につきましては，市民を代表する議員の皆様が市民生活への影響等を十分に考慮した結果であると理解をしており，その判断について重く受け止めておるところでございます。しかしながら，先ほども市長から答弁がありましたとおり，今回の法案につきましては，特に社会保障の分野におきましては，国と地方の将来にわたる安定的な財源の確保が必要であるという立場で市長が申し上げていることをどうぞ御理解賜りたいと存じます。

１１番（関　誠之君）　市長の今言われたことは，非常に理解ができますけれども，それは制度的な問題でありましてね，先ほど申し上げたとおり，社会保障費が上がるイコール消費税増税だというふうには短絡的に考えてないということは理解をさせていただきたいというふうに思います。そこで，問題点が

多々あると思うんですよ。それで特に与野党で協議を，３党協議をしたときにですね，この累進性の強化ということで，資産家や高額所得者の対策ですか，そういったことがことごとく棚上げになったと。例えば所得税法の最高税率の引き上げとか，基礎控除の引き下げとか，あと，租税特別措置法で税率の問題，相続税の問題，そういったのはすべて置き去りにされたまま，この法案ができたと。そしてまたマイナンバー法，いわゆる軽減税率をどうするか，そういったものもきっちり決めない。ただ２０１４年に８パーセント，２０１５年の１０月には１０パーセントということで，これに関連した８法，いわゆる社会関連８法が成立をしたと。しかしながらこれを具体的にやる社会保障制度改革国民会議というのもただ人数は２０名程度と決めておりますけども，そういったことがしっかり読めてないということを考えてみますと，社会保障全体の増が見えないままに，この消費税増税法案が通っているということに，大変な問題点を感じておりますので，そのことは市長の一致した考え方と思ってよろしいですね。市長の見解を。

市長（朝山　毅君）　法案は通りましたが，８パーセントに至るまでの間に，やはり詳細な制度設計はこれからなされていくものと思いますので，今，早急にこれがどうだこうだということには，私は当たらないと思っておりますし，今後，賢明な国政の場において国民生活をしっかり把握した上で，立法府の中で立派な制度設計がなされるものと期待をいたしております。

１１番（関　誠之君）　国政のことだからと言いますけれども，やはり政治家として今言ったようなことをですね，ちゃんと考えておられると思いますが，そういう中で中央政治というのも決まってくるわけですから，しっかりその辺のほうは，自分のお考えがあれば述べていただきたかったかなと思っております。

次の③の質問でありますけれども，消費税増税法案が施行された場合，奄美市でのメリット，デメリット，こういったものをしっかり判断をしてですね，市長の言う時期がということを判断をするのも賢明な策だと思いますので，その辺のところをお答えいただけますか。

市長（朝山　毅君）　消費税が導入されていきますと，上限のときに県の試算などによりますと，地方消費税が約鹿児島県で３００億円ぐらいであろうと。その半分近くということですから１５０億円相当ぐらいが県内市町村に交付されるだろうと。その中で奄美市の占めるシェアは約２．８パーセント，３パーセント前後であります。したがって１５０億円の３パーセント，４億３，４千万円，２．８パーセントですから４億５，０００万円弱程度が奄美市に入るんではないかというふうに私自身は思っているところであります。

総務部長（安田義文君）　市長のほうから先に答弁がございましたが，細かい数字等について，また私のほうから触れさせていただきます。

消費税増税法案が施行された場合の本市への影響ということでお答えをさせていただきます。消費税法案は消費税を段階的に引き上げ，御承知のとおり２０１４年４月に８パーセント，２０１５年１０月には１０パーセントに引き上げられる内容となっております。また，地方消費税の増収分は年金，医療，介護，少子化対策，この社会保障４分野における国と地方の役割分担に応じて地方に分配されるということになっております。したがいまして御質問のメリットについてですが，地方の増収につながることがメリットということができます。具体的には本法案の施行に伴いまして，地方消費税交付金，それと地方交付税，この増額が見込まれるということでございます。

奄美市の増収額を国及び本市の当初予算ベースで試算いたしますと，まず，地方消費税交付金につきましては，税外，税率以外の現行制度を維持し，かつ，増税後の消費低迷を考慮しない。そのことを前提といたしまして当初予算に計上しております地方消費税交付金約４億２，０００万円に対して，８パーセントにした場合，３パーセント加算の場合は約２億９，０００万円の増，１０パーセント，税率５パー

セントを加算した場合は，市長が先ほど申し上げたより少し多くなりますが４億９，０００万程度増収と見込まれております。また，地方交付税増額分につきましては，地方消費税交付金増額分の７５パーセントを基準財政収入額に算入して試算をいたしますと，税率３パーセント加算した場合，８パーセントのときですね，これは約１億円増と，税率５パーセント，１０パーセントになった場合は約１億５，０００万円の増収が見込まれるということになります。

なお，御承知のとおり普通交付税の財源につきましては，現在，国の予算において一般会計からの加算措置，財源対策債，あるいは臨時財政対策債の発行で賄っておりますので，消費税の増額分がこれらの財源抑制に充てられることも想定いたしますと，先ほどの増収どおりとはならないのではないかと，これもまたそういうふうに理解をいたしているところでございます。

次に，デメリットについてございますが，間接税である消費税は，市民の皆様が一律に等しく負担するのでありまして，その増税は何よりも先に一般家庭の生活に影響を及ぼすと考えております。その結果，消費者の負担が増えることから，消費を抑えるために消費の減退も考えられます。また，それに伴う税収の減少や景気悪化も想定されます。特に国においてはその動向を見極めながら，必要に応じてこれまで行ってまいりました経済対策等の新たな投資も必要となってくるものと，私どもは考えております。以上です。

１１番（関　誠之君）　答弁ありがとうございました。国ベースで言えば，地方消費税は１．２パーセントで３兆円，地方交付税が０．３４パーセントで８，５００億円，トータルしますと３兆８，５００億円が地方に行くと試算をされております。ですから，数字だけ見て，財政的な問題を言えば，非常にメリットがあるということは私も十分承知をしております。しかしながら，これがですね，先ほど言いました与野党の協議の中で，消費税率の引き上げ実施はそのときの政権が判断するということと，消費税の引き上げによる経済への影響等を踏まえ，成長戦略や事前防災及び減災に資する分野に資金を重点的に配分するということで，自民党さんは国土標準化法というので２，０００兆円，これは投資的経費なんですけれども，１０年間で。公明党さんの場合は減災，防災ニューディールというのも提案をしておりまして，１０年間で１００兆円というようなこともありますから，一概に本当に社会保障に全額行くのかなという不安があるということだけ申し述べておきたいと思います。

次に，奄美群島振興開発措置法の改定に向けた取組について質問をいたしたいと思います。私は平成１９年１０月当選以来，奄振法のことについて，その重要性を認識し，奄美が真に自立的発展を成し遂げていくためのツールとして，この法が使い勝手よく実効性のあるものにするにはどう改正をすればよいのか。また，現法をどのように使いこなしていくのかの視点で質問をして，今回８回目の質問をさせていただきます。この間，一貫して奄美の将来はいかにあるべきか，そのための国の支援，県の立ち位置，市町村の在り方はどうあるべきか，この法を使って何をするのかを質しながら，自問自答をしてまいりました。基本的方向は，民間による経済の自立と，気候特性を生かした農林水産業，人材育成を島おこしの糧として，観光，福祉を情報産業で発信をし，人口増を図って，奄美での循環型社会を実現するというのが私の基本方向でありました。基本方針は格差是正から自立的発展，公共工事重視から経済の自立に必要なソフト事業への予算拡大，特別措置法を１０年間にして前期後期，現段階においては市町村の振興計画を基軸にした県の奄美振興計画の策定であります。具体策としては，配慮規定がありますからこの配慮規定を生かした政策づくりをいかにやるか。ソフト予算の増額拡大，一括交付金の創設，数値目標の設定，地元意見の反映，奄美広域自治体，奄美群島特別区制度の実現を提案をしてまいりました。このようなことを踏まえて質問をいたしたいと思います。

最初に，通告書には①，②書いてありますが，①を②に，②を①にしてお答えをいただきたいと思います。改定奄振法の総括をということで，優れている点と改善を図るべき事項は何であるのか。沖振法，離振法改正から何を学び，奄振法に生かすべき具体的項目を示せ。この２点についてお答えいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君）　奄美群島振興開発特別措置法につきましては，前回，平成２１年度の改正では雇用機会の拡充，住民・事業者・ＮＰＯ法人などの関係者間の連携及び強力に関する事項を計画に定めるとして追加されたことや，税制特例措置の対象に情報産業が追加されたことなど，比較的小規模の改正となっておるところでございます。また，地元といたしましては，奄振審議会の意見具申を踏まえまして，奄振計画の策定に地元の意見を反映させるため，地元市町村が連携しまして，農業・観光交流・情報，この重点３分野とした基本方針を定めたものでございます。この基本方針の取組は，奄美群島振興策の在り方等を地元自らが示したものとしまして，法改正に地元が主体的に関わりを持つという観点から，大きな意義があったものと考えておるところです。しかしながら，県作成の奄振計画と地元策定の３分野の基本方針が並行しての作業となったため，お互いのすり合わせに時間が十分ではなかったとの御意見も確かにございました。このような前回の改正を受けまして，今回の法改正に当たりましては，奄振計画に更に地元が主体的に関わっていくことが重要であるため，奄美群島広域事務組合を主体といたしまして，早期に作業に着手し，現在，地元１２市町村が一体となりました奄美群島成長戦略ビジョン，この策定に取り組んでいるところでございます。

次に，沖振法，離振法の改定内容を奄振法に生かすことについてでございますが，議員御指摘のとおり，沖振法の改正を見ますと，振興法の策定を国から県に変更されたこと，内容や予算が大きく拡充された沖縄振興交付金，これが創設されたこと。また，財政や税制面からの各種制度の創設など，地元の主体性を尊重した内容での改正となっております。離振法の改正を見ますと，離島に対する国の責務や計画に位置付ける各種項目の追加，更には離島活性化交付金の創設など，沖振法と同様に大幅な改正内容となっておりますが，具体的な内容については今後示されるものと考えております。いずれにしましても，奄美・沖縄・離島とでは，適用される法律は御承知のとおり異なりますが，離島の持つ国家的役割や離島それぞれの地域性や実情等は同様なものでございます。このようなことから，奄振法の改正に当たりましては，奄美群島の抱える課題や今後の振興の在り方を踏まえ，今般の沖振法や離振法の改正内容を十分に参考にしながら，国・県とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

１１番（関　誠之君）　やはり沖振法，離振法から学ぶべきものは非常に大きいのではないかと。特に沖縄は１県でやっておりますから，幅が広すぎて，少し検証するのが困難かも分かりませんが，今回できました，まだ成立はしておりません，施行はされておりませんけれども離振法，これは非常に生かすべきものが大いにあるのではないかというふうに思っています。先ほどのいわゆる奄美群島成長戦略ビジョンですか，それにしても奄振法の中にもそれは書いてはあるんですよね。いわゆる案の作成は，ちゃんと県が市町村に提出の依頼をすると，これは法の３５条に書いてありますが，３６条には地元素案の反映をするというふうに書いてあります。そこで，この案の作成，提出依頼に向けて，鹿児島県のほうでは奄美群島在り方についての提言というのが昨今出ましたけれども，それとこの奄美群島成長戦略ビジョン，これが法的に抑えられたものじゃないんではないかと，主旨としては分かりますけれども，その辺の関連について，どのようになっているのか，お知らせ，お示しいただけますか。

総務部長（安田義文君）　今，議員がおっしゃったとおり，基本方針を国が立てまして，計画は県のほうで策定します。しかし，議員がおっしゃいましたとおり，市町村の意見を最大限生かすこと，これがうたわれております。そういう意味におきまして前年度２１年度の改正から，同じような今回の場合は奄美群島成長戦略推進懇話会と，これは１２市町村，広域を中心としまして独自のものでございます。全部で経費を持ち寄って，地元からの意見を集約して，県のほうに上げようという組織でございます。その中で，御承知かと思いますが，各島々にも分科会を置きまして，それぞれの分野，農業，情報，観光交流，この分野での各民間の方々も入れまして，討議をして，全体まとまって一つに，この推進懇話会に出してくるという手続きを，今後とってまいります。そのようなスタンスで県の計画に是非，地元の意見を生かせればと思っているところでございます。

１１番（関　誠之君）　後の議論に関連をしますので，私がこのことをなぜこだわるかと言いますと，将来，やはり奄振のことについては，すべて奄美の広域的な取組で完結をしていくというふうに目指すということで，この計画の在り方，作り方というのは，非常に大事だというふうに思っておりますので，是非，今後も将来的には市町村で策定できるような体制をどうとるかということをお考えをいただきたいというふうに思います。

それで，先ほどの離島振興法なんですけれども，３５ぐらい新設項目がありまして，大きく言えば目的規定の充実というのをしっかりと明記をしたと。いわゆる国家的，離島の国家的国民的役割の明確化。離島の置かれた現状と背景の充実。これをしっかり文言で書いてあるわけですよね，今度。そして，離島振興の目的を拡大。これも文言がありまして，いわゆる人の往来とか，生活物資とかいうのがしっかり書かれて，無人島の増加するのを食い止めていこう，防止していこうじゃないかということも文言で書かれております。そういった中で，基本方針の中でですね，非常にこれから見習うべきものは介護，エネルギーの新設，人・物の移動費用の低廉化，防災・地震対策の明記，これをしっかり書いてありますので，この辺のことについて，しっかりと取り上げて奄振の中にも取り入れさせていくということを提言をさせていただきたいと思います。

特に，人口交流，いわゆる沖縄，中国等，アジアとの連携というのも文言で入れてありますので，これ奄振にも書いてございませんから，先ほど言いました沖縄交付金の，沖縄振興一括交付金，またちょっとエッセンスは違いますけれども離島活性化交付金，この辺をやはり勉強して，しっかりと対策に入れてほしいと思います。

次の質問に入らさせていただきます。今，少し交付金の話をしましたが，交付金の総括と今後の方向性についてお示しをいただけますか。

総務部長（安田義文君）　国における予算の交付金化について，先に申し上げたいと思います。

国土交通省では，従来の事業法との補助金を一くくりにしまして社会資本整備総合交付金として創設し，その後，社会資本整備総合交付金等の省庁ごとの交付金を，更に一くくりにしまして一括交付金とした地域自主戦略交付金，これが創設されているところでございます。この一括交付金の地域自主戦略交付金は平成２３年度に創設されておりまして，奄美分の予算で申し上げますと２３年度は３３億円程度，２４年度は３７億円程度が計上されておりまして，県に一括して配分をされております。

現行の一括交付金につきましては，県や政令指定都市の事業が対象となっておりまして，市町村事業への導入につきましては，客観的指標からなる配分額の算定なので過疎地域には不利になるのではとの御意見もいまだ多くあることから，今後も議論した上での判断が必要とも思うところでございます。また，本市で執行している道路や公園事業などの国土交通省所管の社会資本制総合交付金につきましても，国から県に一括交付をされておりまして，その後，市に配分された後，効果促進事業等も含めたそれぞれ事業に配分することになっております。

今年度の社会資本整備総合交付金予算の確保の面から申し上げますと，全国的な公共事業予算の削減状況から要望額に対しまして２割程度削減された配分となっております。ただこれ，いずれの交付金につきましても，当該年度に多くの事業費を要する事業に重点配分することができますし，年度途中に事業間の流用が柔軟にできます。そして手続きも簡素化されておりますことなどから，予算のやりとり等も柔軟に対応できるようにはなっておるところです。特に，本市で現在で取り組んでいる社会資本整備総合交付金の効果促進事業につきましては，これまでの補助事業にはなかったメニューでも，基幹事業，これが道路でありましたらその事業に関連性のあるものでありましたら，自由に企画提案できる制度となっていますことから，事業の導入や財源確保の面からも有効的に活用しているところでございます。

いずれにしましても，予算が交付金化されたとは言え，年度ごとの所要額確実に確保できることが前提でございます。特に一括交付金につきましては，現在，内閣府に計上されておりますが，奄振の総合性の確保とそれから奄美群島内での確実な事業実施という観点から，奄振予算同様に国土交通省の一括

計上を，今要望しているところでございます。
なお，今後の交付金の方向性としましては，沖振法や離振法に計上されております地域独自の交付金を参考にしながら，より地元が主体性を発揮し，柔軟かつ効果的に事業が展開していけるよう，成長戦略ビジョン策定の中で，仮称ではございますが奄美群島成長戦略推進交付金，これについて議論を始めているところでございますので，よろしく御理解をください。

１１番（関　誠之君）　総括的に言えばですね，交付金の問題は事業枠がしっかり確保できるのかどうかということが問題点が一つと，やっぱり市町村の主体性をどこまで発揮できるのかなと，先ほど答弁のありました効果促進事業，これが県一括策定，また群島全体の策定，そして市町村，またそれぞれの分野においての計画と，四つほどに分かれているというふうに聞いておりますけども，パイを大きくするには県一括でなければいけない，道路港湾とか，そういう中で，広域的な計画のために県が一括して交付を受けて，その配分を県がやると。そうすると，もちろんちゃんと客観的な数値によって配分がきますけれども，県も県の裁量で配分するわけですから，やはりそこには優先順位，また県の意向というのがかなり入って来るんではないかというふうに思っておりますが，この辺の効果促進事業の配分方法，やはりこれは，県が国から一括して受けるということも含めて，少し地方分権に逆行しているんではないかなというふうに思いますが，その辺について見解があればお聞かせいただけますか。

総務部長（安田義文君）　現在，議員がおっしゃった件についてですが，主要道路が県の主管道路でございましたら，確かにそこから私どもが受け取るには県の配分となります。先ほどちょっとお答えしました仮称ではございますが，奄美群島成長戦略推進交付金，これは広域の中で詰めてきておりますが，これについてはもちろん一括交付金化を受け皿をするために，今，広域事務組合を充実させているところでございます。それで，四つほどのくくりで今検討しているのは，例えばすべての公共，非公共合わせて，１本として県のほうで受け皿になるのか，それとも公共の分は県に受け皿をしてもらって，非公は群島広域事務組合で受け皿をするのか，それとも，じゃ，ソフトの部分，非公の部分だけを広域で受け皿になるのかとか，４通りほど今，案を定めまして，それについて今，議論を深めているところでございます。その中で，是非，地元の主体性を出していければと思っております。

１１番（関　誠之君）　ある程度融通がきいて自由に使えることには大いに賛成し，また，便利になってきているとは思いますけれども，今言ったような問題点がありますので，是非，奄美成長戦略推進交付金ですか，それを沖縄の一括交付金のような形にするために，お互い一生懸命頑張っていかなければいけないのではないかなというふうに思いました。
それで，奄振の関係で４番目，５番目，過去３年間の予算執行率，奄振数値目標の達成度，前置きはいりませんから，どうなっているか，お示しいただけます。

総務部長（安田義文君）　計上予算の執行状況，実績がまとめられておりますのが２０年度から２２年度でございますので，この３年です。
２０年度予算は，当初国費で約３０４億円でございました。その後，補正にて３億９，０００万円，これは漁港整備等の水産業ですが，この予算に対しまして執行率は１００パーセントでございます。次に２１年度予算は，当初国費で約２８７億円でございます。その後，補正で６億２，０００万円，これは増額です。治山事業，港湾事業等に係る補正がございましたが，それを足した予算に対して執行率，こちらも１００パーセントでございます。２２年度予算が，当初国費で約２０５億円です。これも２９円程度農業基盤整備等の補正がございましたが，この予算現計に対して執行率は１００パーセントということで，今施行状況がまとめられました３か年とも１００パーセントということでございます。
次に，奄振計画の目標の達成状況です。御承知のとおり現行の奄振計画で１１項目を数値目標に掲げております。現時点での中間実績で申し上げますと，林業生産額だけが目標値をクリアしておりまして，

それ以外の農業や漁業，製造や企業立地，観光客，スポーツ合宿，クルーズ船入港の観光分野，ほかに汚水処理人口普及率や医師数のすべての項目では目標を達成できていないのが現状でございます。

また，地元で策定しました農業・観光／交流・情報の重点３分野計画におきましても，それぞれ分野ごとに１２項目の目標を設定しておりますが，中間実績では目標値の達成までは至ってない状況でございます。この数値目標の進ちょく状況や計画の掲げた施策の実施状況につきましては，現在，県で進めております奄振総合調査，地元で取り組んでいるビジョンの計画策定において十分に評価検証を行い，次期奄振計画に反映していくこととしておりますので，よろしくお願いいたします。

１１番（関　誠之君）　はい，よく分かりました。この執行率と数値目標の出したのは，やはり検証して，しっかり，どの程度まで今いっているのかなということを示すためであります。奄振の目標達成項目ということで，南日本新聞の７月４日付けに載っておりまして，今言った目標を上回った林業生産，外国産チップの価格上昇に伴ってというようなことも書いてありますけれども，そういったことで質問させていただきました。それで，数値目標についてでありますが，数値目標をですね，是非，分野別にしていただけないかなと。いろんな奄振の関係が出てきますけれども，いわゆる，今言っている農業・観光／交流・情報，そして定住に文化というようなこと。これはなぜ申し上げますかと言いますと，平成２１年度に奄美群島の特性を生かした発展の芽を成長育成させる総合的戦略施策というのが出ておりまして，その裏のほうにですね，非常に御苦労されてですね，しっかりと作られているんですよね。これが先ほど総務部長が言われた，前の改定のときには間に合わずに，絵に書いた餅になってしまって，そのまま眠っていると。是非これを参考にですね，本当によくできております。分野数値目標，農業分野，観光・交流分野，情報分野ということで，実績，基準年度，是非これのですね，今年度版をしっかり作って，鹿児島県の作ったのは，全く下から積み上げてきた数字じゃありませんので，是非，そういうふうな形でやっていただきたいなというふうに思います。

奄振の最後ですけども，先ほど申し上げましたとおり，この広域自治体の実現，なぜこれを今言うかと言いますと，もう法的にいろんな法を網羅して，例えば何十年言われてきている離島の航空運賃の値下げ，これはいろんな揮発油税や法を使って低くはしました。非常に成果が出ておりますけれども，そういった規制をとっぱらうには，やはり今の一部事務組合を幾ら拡充しても，法的根拠的に一部事務の広域化だけですから，計画や予算の執行ということはできませんので，是非，この広域自治体の一元について，市長の見解があれば少しお聞かせいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　広域事務組合の充実，拡充については，先ほど来お話がありますように，ほとんどの交付金が県に交付されます。そしてそれを受けて地元が事業を執行していくというふうなプロセスになっております。したがって，私どもが計画策定時に主体的にと申しましても，現実的にはやはり国や県の状況を踏襲しているというふうなことになっているように私は考えられてなりません。したがって，今後，交付金が継続していかれますと，やはり地元としての受け皿をしっかり整えるということが大事だろうと思います。交付金などについても都道府県に交付され，また今般は政令都市には交付され，年間８，０００億円ですか，なっております。いずれ我々の組織が充実していくことによって，その交付金の受け皿たりうる広域事務組合になればというふうなことを考えているわけでございます。同時に内閣府に計上された昨年３３億円，今年３７億円の交付金についても，どのようになっているのか，私自身，具体的に把握してないところもあります。今後，検証しながらやっていくためにも，広域事務組合を充実，拡充していくことが，やはり奄美群島全域の発展につながるというふうに考えておりますので，抽象的な答弁になりましたが，そういう意味で広域を充実して，いずれ交付金の受け皿たりうる組織体系を作ってまいりたいというふうに考えているところであります。

１１番（関　誠之君）　力強いお答えをいただきましてありがとうございます。やっぱり大きく行政特区を作るつもりでですね，今，道州制の問題も進んでおりますから，道州制のミニモデル地区というよう

な位置付けをしてですね，奄振の計画策定，また交付金の受け皿，事業の調整，予算の執行を行う，こういった広域的な自治体を，是非，実現していただきたいと，私も頑張りますので，よろしくお願いを申し上げ，次の質問に入らさせていただきます。

次に，質問主題３の教育問題について質問いたします。先の定例会でも質問いたしましたが，私の質問の要領が悪く，意図したことが伝わらないで，ミクロな学力水準，学力向上の議論になったのではないかと反省から，再度質問をさせていただきます。

質問の趣旨は，結論から申し上げますと，一つ目は教育界のトップである教育長が児童・生徒の学力が県内でどの水準にあると認識しておられるのか。この学力の水準の現状について，どのような見解をお持ちになっているのか。二つ目は，この現状を認識し，児童・生徒の学力向上について，教育長として現場にどのようなメッセージをお出しになっているのかお答えいただきたいと思います。例えば，その具体策はこれこれであり，このような効果を生み出している，いや，生み出していない。なかなか効果が上がらない。だからもっとこうしなければならないというような，教育界を引っ張っていくトップとしての熱い思いを是非述べていただきたいと思います。

このような機会を利用して，奄美市の教育の現状を地域社会に伝え，共有することにより解決できるものがあるのではとの思いからの質問をさせていただきます。学力の向上は一朝一夕にしてできるものだとは毛頭考えておりません。家庭における基本的な生活習慣，学校における教育環境，行政における学習指導の改善支援，地域における見守り支援などが一体となった総合力が働かなければならないと考えております。

しかし，基礎基本の学力が小学校より中学校に行くほど学力が低くなる，低下が，低くなるという傾向や，他地区との基礎学力の改善が依然進んでいないなど，問題は山積していると思われます。もちろん，教育委員会として数学や英語の学習向上に向けて独自の教材製作，活用，教職員の新規研修事業などを行い，努力していることは評価をいたしております。お互いが共通認識を持つためにも，現状を把握し点検，評価を加え，計画の見直しも含め，次期計画を立てる。そして改定した計画を実施，推進する学力向上計画についてもこのことをもう一度念頭に置かれまして，今一度原点に立ち返り議論をしていただきますようお願い申し上げて，通告にしたがい質問いたします。児童の学力の現状について，教育長の見解を示せ，よろしくお願いいたします。

教育長（坂元洋三君）　平成２３年度の基礎基本定着度調査，そして私の見解を申し述べたいと思います。

議員御指摘のとおり，小学校５年生は県全体や大島地区平均を若干下回っております。また，中学校１・２年生も中学２年の国語と理科を除き，下回っております。平成２２年度と比較しますと，県全体との差は全教科で縮まっております。とは言え，県平均を下回っている状況を受け止め，奄美市の教育における最大の課題は学力向上であると認識しております。

それから，２番目の今年の４月に実施された平成２４年度全国学力学習状況調査について御説明いたします。御承知のとおり，全国学力学習状況調査は国が主体であります。全国の小学校６年生と中学校３年生を対象に抽出して実施されました。今年度は従来の国語，算数に加えて理科を調査対象として追加しております。結果から申し上げますと，小学校６年生，中学３年生ともに，主に知識に関する問題である国語Ａが全国平均を若干下回っていますが，主に活用に関する問題である国語Ｂや算数，数学Ａ，Ｂ，理科のいずれにおいても全国平均並みに位置しております。ただ，全国的に記述式の問題に課題が見られますが，本市でも同様の記述式の問題に課題があるとみられます。学力調査には全国学力標準検査，本市では本市の予算をお願いしまして全児童・生徒がこの検査に参加しております。小学校の標準学力検査においては，全学年，全国平均を上回っております。中学校の全国標準学力検査においては，全国平均を若干下回っておりますが，年々，全国との差は縮まっている現状にあります。このように，各学力検査では，状況は若干異なりますが，先ほども申し上げましたとおり，教育における最大の課題は学力向上であるという認識の下に，教育行政施策を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

１１番（関　誠之君）　是非，非常に難しい問題であるとは承知をしておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

それでは，時間が押しておりますから，大きな（２）の児童・生徒の学力向上についてのところで，中学になると学力の低下が見受けられるということが，いろいろ調べてみたら分かりましたので，そのことだけについて，原因と課題，何であるのか端的にお答えください。

教育長（坂元洋三君）　議員御指摘の中学校において学力がだんだん下がっていくということでございますが，各学力検査の結果から，若干状況は異なりますので，一概に低下しているとは言えませんが，中学校の学力向上は本市の最重要課題ということで捉えているのも間違いございません。原因や課題としましては，やはり教員の指導力，あるいはまた家庭の教育力，小学校と中学校の連携不足などが原因として上げられます。そこで，本市としましてはこのような状況を踏まえ，次のような目標値を設定して学力向上に取り組んでおります。

まず，中学校教員の指導力向上を目指して，一人１研究授業の全員実施を目標値に設定しております。平成２３年度は８８．４パーセントで，今年度は１００パーセントに近づけるよう，計画的に今推進しているところでございます。以上です。

１１番（関　誠之君）　ありがとうございました。②のことについては，いまおっしゃったことで理解をさせていただきたいと思います。

（３）の学校給食センター計画の現状と調理員の現況及び今後の採用計画と，幼稚園，保育料徴収条例改正はいつ行う予定なのか，端的によろしくお答えをいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（日高達明君）　お答えします。名瀬地区の学校給食の在り方につきましては，旧名瀬市におきまして平成１１年に学校給食検討委員会の協議の中で，３か所程度の分散型給食センターが望ましいという報告を受けております。現在の実施計画における整備計画では，名瀬地区と住用地区を含めた給食センター化について，平成２８年度から３年間での整備を予定しており，今年度定期人事異動におきまして給食センター整備対策監が配置されております。現在，給食センター化に向けて関係する資料収集に努めているところであり，今後，学校給食センターの実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

次に，給食調理員の現況と今後の採用計画でございますが，国の通知に基づく児童・生徒数から試算をいたしまして，現在，３４名の給食調理員，正職員です。プラス９名の臨時職員で現在，調理を行っております。しかしながら，今年度５名の方が退職を予定しております。来年度は不足する見込みですが，給食調理員の採用に当たりましては，学校給食センターの整備と密接に関係するものと考えており，この学校給食センターの整備計画を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

それから，幼稚園の問題ですね。幼稚園，保育園徴収条例についてお答えいたします。

これは，幼稚園の保育料につきましては，合併協議会において現行のとおり新市において整備するとなっており，合併後の平成１９年３月に現行のとおりとして調整が図られてきております。これにつきましては，３倍ある笠利地区と名瀬地区のいろいろな格差等，失礼しました，保育料の格差等もございます。両地区において少子高齢化の進展，少子化の環境等も相違がございます。少子化対策を含めて定住促進を図る必要もございます。しばらく現状を注視しつつ，環境が整う状況を待って検討を始めたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。以上です。

１１番（関　誠之君）　センター問題は２８年ということですから，調べてみますとですね，平成２７年度までに退職者が出て，給食センターの調理員が２３名になるわけですよ。ちょうど４，０００食ぐらいの規模でセンターが２３名の調理員が必要だと，偶然の一致ですけれども，ということは，それまで

採用問題言いませんでしたけれども，採用しないんだろうなというふうに私は考えておりますが，そういうふうにすると何が起こるかと言いますと，小規模校の臨時代替，いわゆる小規模校は一人ですから，その人が休んだときに正職員は大きなところから派遣をして，今，調理員が一生懸命自分たちで頑張っておりますが，そういうことができなくなりますよと，来年以降ぐらいは，ということを申し上げておきます。

幼稚園の問題は，あまりに時間がかかり過ぎだなというふうに思います。

それでは，４番目の市民生活に関すること，１から２，３，合わせて質問をいたします。これは，それぞれの議会で質問をしておりますので，私も言いっぱなし，当局も言いっぱなしということじゃいけませんので，その後，どうなったか，あと三つですから，１分づつ時間を与えますので，１から２，３，それぞれお答えをいただきたいと思います。名瀬クリーンセンターと全国奄美連合会，佐大熊上流砂防堤の崩壊について，よろしく答弁をお願いします。終わり次第，私の一般質問を終わらさせていただきます。

市民部長（田丸友三郎君）　まず，クリーンセンターの炉の改修計画について御報告をいたします。

大島地区衛生組合によりますと，同施設の延命化のための改修事業費及び将来の建設費に充てるために大島地区衛生組合施設整備基金を設け，平成２４年度末で約２，８４０万円の積み立てを行います。また今後，同施設の機能を維持するための改修や更新を年次的に実施して，更に１４，５年程度の施設の延命化を図っていきたいと，衛生組合から伺っております。本市においてはクリーンセンターで処理するごみの約７割を輩出しているため，引き続き廃棄物の減量化と環境美化に努めていきたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

総務部長（安田義文君）　全国奄美会連合会結成につきまして，具体的な意見交換は行われていない状況でありますが，御承知のとおり自主的な取組としまして，毎年奄美で実施されている全国郷友会ゴルフツアー，昨年の復興応援奄美ツアー，そして現在の１００人応援団，この活動に見られるように郷友会の全国的な動きの機運が盛り上がりつつあります。

来年は祖国復帰６０周年を迎える節目の年でもありますので，今後もこういう動きを見守りながら個々の郷友会の活動が全国的な動きとして展開されるよう，本市としましても郷友会との連携を更に図ってまいりたいと考えております。

建設部長（東　正英君）　この土留めよう壁の崩壊対策につきまして，このよう壁のある漏れ土箇所に水が集中しないように対策を検討し，維持管理に努めたいと答弁しておりまして，この箇所に水が流れ込む原因となりました東ヶ丘団地内の排水路横の崩壊斜面につきまして，法面保護の工事を実施をいたしまして，排水路に土砂等が流れないように対策を取り，今年の７月には完成したところです。今後もこの排水路につきまして，排水機能が確保できるように維持管理に努めてまいりたいと考えております。

１１番（関　誠之君）　ありがとうございました。東ヶ丘団地の排水路の関係については，大変感謝を申し上げております。しかしながら，また下の方々，心配をしておりますので，是非，行政としての説明責任を果たしていただきたいと思います。

最後になりますが，市長の行政方針であります，できないではなく，どうすればできるのかの発想を，私も頑張ってまいりたいと思いますので，皆さんもよろしくお願いを申し上げ，私の一般質問を終わらさせていただききます。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で社会民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

市民クラブ　平川久嘉君の発言を許可いたします。

１６番（平川久嘉君）　議場の皆様，奄美市民の皆様，こんにちは。市民クラブの平川久嘉です。

第３回定例議会の一般質問，通告してあります３件について当局に問いたいと思います。

その前に，少し時間をいただきたいと思います。先月２６日から２７日にかけて那覇市の５０キロ付近を北東に通過した，大型で最大級の警戒が必要といわれた台風１５号は，奄美市を暴風圏に巻き込み，水難事故や多くの家屋施設の損壊，農作物への被害が発生をしました。河川の増水に思わぬ事故で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。また，被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げ，一日でも早い復旧を願っております。また，これからも予測を超える自然災害に対する注意と備えに油断があってはならないと思っております。

この夏はロンドンオリンピックでの日本選手の活躍に心を奪われ，感動したものです。熱帯夜の続く深夜，地球の裏側で繰り広げられる世界のスポーツの祭典，なでしこジャパンのサッカーや健闘した女子バレーボールの試合には時間を忘れて惜しみない応援をしたものです。体操の鉄棒やマット上で最高の技を華麗に披露する内村航平選手をはじめ，日本体操選手の演技には人間の能力がどこまで伸びるのかとすごさを感じながら観戦したものです。期待のかかった日本柔道は，世界の進化に苦戦を強いられたものでありますが，闘志をむき出しに挑んだ松本薫選手の金メダルは，戦うものの気迫，執念が伝わってきたものです。レスリングの女子５５キロ級の吉田沙保里選手，６３キロ級の伊調馨選手の３連覇は立派で，重みのある誇れる勝利で，奄美出身の栄和人監督の指導の下，これまでのたゆまぬ努力と勝利を信じて鍛錬してきた強い体と心を見るような気がしました。選手のこれまでの苦しい鍛錬の成果を，精神込めて全力で取り組む協議のすばらしさはもちろん，戦いを終えて見せる勝利の笑顔や敗北の悔し涙はどちらも価値ある表情で，応援する者にとっても同様に伝わり，大きな感動を与え，勇気や元気をくれます。東日本大震災後，今なお沈みがちな日本国民の気持ちを奮い立たせ，新たな元気と勇気を与えてくれたものと思うものであります。

それでは質問に入ります。

まず，自然災害対策，防災体制についてであります。東日本大震災発生から１年半が経ちます。かつて経験したことのない悲惨な複合大災害で，いまだその復旧復興に国を挙げて取り組んでおります。がれきの処理や被災地の復興が急がれます。国民の安全・安心な生活を守る，この災害から得た教訓は後世に残し，防災に最善を尽くさなければならないと思うものであります。国，内閣府は予測される南海トラフ，東海沖から四国沖への巨大地震津波を想定し，被害を受けるケースを４８通り推計をしております。関東以西の３０道府県で，都道府県で最大３２万３，０００人が死亡するとの被害想定を発表しております。前回は，前回見積もったのは２万４，７００人と甘かったんです。東日本大震災の死者，不明者１万９，０００人を大幅に上回る被害の予測であります。また，奄美近海では太平洋のフィリピン海溝のプレートの沈み込みによる地震あるいは津波が懸念されるのは御承知のとおりであります。

当局に質問に入ります。東日本大震災の教訓を生かした奄美市の防災，減災体制を伺います。次からの質問は発言席から行います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

総務部長（安田義文君）　御質問の東日本大震災からの教訓としまして，まず，早期の避難を防災，減災の柱としまして，地震，津波への備えの場面では，ハード，ソフトを含めた見直しの必要性，同じく防災訓練等の啓発活動の定期的な実施による意識の醸成，そして，いざ災害が起きたときには，気象や災害情報等の広報周知が大きな要点になろうかと存じます。その中で，ソフト関連といたしましては，本市の防災対策の基礎となります奄美市地域防災計画についてですが，御承知のとおり今年３月に改定を

行いまして，特に地震，津波対策編を特化し，作成をしております。この地域防災計画において津波が発生した際に一時的に避難する高台を一次避難場所として市内１４２か所，津波避難ビルを市内９か所，そして高齢者や身体障害者等の介護を必要とする方のための福祉避難所を市内３か所に指定及び協定を締結するなどし，今回の計画から新たに記載をいたしているところでございます。また，市の組織体制としまして，地域防災計画に基づき防災，減災対策を順次遂行していくため，本年度新たに総務課内に危機管理室を設けましたことは御承知のとおりでございます。

次に，防災訓練等の啓発活動の定期的な実施による意識の醸成を図るため，平成２２年の豪雨災害以来，平成２３年度から毎年度市の防災訓練を実施することとしており，今年度につきましては津波を想定した住民避難をメインとした訓練を実施する予定であります。また，各自治会等の要望による出前講座を今年度に入りましてから，既に８件実施しておりますほか，名瀬測候所が実施する災害図上訓練の実施希望を，各自治会に行ったところでございます。

次に，発生時の広報周知への対策としましては，震度５以上の緊急地震速報や津波警報，その他の警報等が発表されますと，全国瞬時警報システム，Ｊアラートと申しますが，これによりまして防災無線放送が起動するシステムを整備しているほか，携帯電話を通じまして周知しまして緊急速報メールシステム，ホームページやツイッター等のインターネットでの情報発信，市と地元ＦＭ放送との協定による災害情報の発信や県と地元メディアとの協定による災害情報発信等々，各方面からの情報発信ができる体制を構築しております。今後，防災行政無線のデジタル化等，高度情報化社会の進展が予定されますが，高齢者の方々などにも分かりやすく，きめ細やかな情報の伝達に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

１６番（平川久嘉君）　今取られている情報が大事とか，あるいは対策を取っておりますとか，いろいろ言われております。また，情報を取る場合にはＪアラートですか，国の情報警報を受けて，防災計画の無線関係に流すとか，あるいはお話はありませんでしたが，今回の訓練といいますか，台風のときにもありましたけれども，エリアメール，あれでも流していたと。そういうのも実際にやっていることかと思います。ここで教訓と大きく取り扱っておりますけれども，訓練，訓練をどのように考えているかということを私は強く言いたかったんですけれども，まずその教訓として，身近に感じられることは想定外の地震，津波とかいうことが，それをみんなで想定内に持ってくるといますか，そういう教訓があろうかと思います。

次に，住民の意識の改革ですね。住民の意識，危機管理といいますか，その辺は行政に依存するだけじゃなくて，自ら，自らの命は自ら守ると，あるいは自治体で訓練をして身につけると，対応ができるようにすると，それからいろいろ関係機関と連携を取って訓練をしますと，していますというお話がありましたけれども，関係機関や団体，企業との連携というのも教訓として大事なこと，捉えられると思います。これらを地域や住民の認識として，共通した認識としてですね，対策を講じないといけないのではないかというふうに思っております。今までは，防災という捉え方でありましたけれども，必ずそのような大きな地震，あるいは津波，島，奄美は島でありますので，この津波，必ずあるというふうに考えて，それをいかに減災するかと，その被害を少なくするかということを，今言われた教訓として，是非，認識をしてもらいたいというふうに考えております。

中でいろいろ避難所を示していると思いますけれども，言われている避難所。その避難所への経路とか，場所の位置，あるいは表示など，避難所，学校とか，集会所，交流館，こういうのを避難所に設けてあります。先ほどの数とちょっと，私の知っている範囲で示してある数と違うんですけれども，名瀬地区では４５か所，住用地区では２１か所，笠利地区では３９か所と，これは奄美市だよりに掲載をされて，それぞれ住民の徹底を図っている内容でありますが，それから一次避難場所，これこそ津波のときに対応する場所だというふうに捉えますけれども，神社とか水源地，公園，病院，ホテル，その辺のところを表示をして，名瀬地区では７９か所，住用地区では２１か所，笠利地区で４２か所というふうにそれぞれ広報をされております。恐らく，自分の家の場所は住民のほうは御存知だと思うんですけど，

その辺の周知の仕方と言いますか，どういうふうになっておりますかどうか。それから，防災マップなどを作って，その辺が表示できていると思うんですけど，あるいはできているかどうか。その辺もちょっと伺いたいと思います。まだ作成中ですかね，防災マップは。

総務部長（安田義文君）　まず最初に，避難所の周知についてです。先ほど私が申し上げました１４２か所は，今議員のおっしゃった，地震があってすぐに高台へ避難するその数でございます。一次避難所の数でございます。先ほど議員から出た４５か所とかいう数字は，これまでどおり一般災害，台風とか，そのときの避難所でございます。この避難所については，確かにホームページとかに載せておりますが，実は８月２６日の日に防災訓練を行う予定でした。そのときにそれぞれの地震，津波を想定した訓練でございましたので，そのときに実際その避難所に行っていただいて，何か不都合がないかとか，その辺もちゃんと報告を受ける予定でおりましたが，これが御承知のとおり１１月４日に延びております。その辺でどんどん周知をしてまいりたいと思っております。

それと防災マップの件ですが，６月議会でもちょっとお話しましたように，９月下旬を予定として，今印刷のほうに入らせていただいておりますので，もうしばらくしましたら皆様に御紹介できるものと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

１６番（平川久嘉君）　明記された防災マップが早めに各家庭まで配布できるように急いでもらいたいと思います。また，そのときの標高の表示，それぞれ私も，あら，いつの間にかという感じで，電柱にその地点の標高などを掲げてますが，それも市民は御存知ですか。これは見て確認をしているぐらいかなと思ってみているんですけれども，それのまた意味といいますか，そういう津波などのときに基準にして避難をする目安になるんですよというようなのを，恐らく知っている人は知っていると思うんですが，知らない人は知らないと思うんですが，その辺の広報はどうなっていますか。

総務部長（安田義文君）　確かに広報の面で少し遅れている面があります。実は，２３年度の最終補正予算のときに皆様に御審議いただきました辺地債の防災減災のほうに拡大いたしまして，ソフト部門もできたということで，今海抜表示板とかですね，それからいろんな資機材を整備しました。そのときに設置をしてあるものですね。いつも身近にある海抜がどれぐらいあるかということで，皆様にお示ししたいということで標高設置をしております。

１６番（平川久嘉君）　併せて避難所という表示もしてあるところが何か所か確認はしておりますけれども，その辺のところも周知を図るようにして，本当にいざというときにそれが生きるようにしていただきたいというふうに考えております。

次に移ります。自然災害の規模や態様が変化し，災害の予測が困難になっているといわれます。主な対策と言いますか，身近な話としまして，今回の台風を例に，どういうふうに考えておられたか，あるいはどういう対応を取られたかというのに質問に代えたいと思いますけれども，過去６０年で最大級といわれた台風１５号接近への対応，関係機関，団体等との連携，どのようにされたかということで伺いたいと思います。６０年ぶりと，室戸台風のような大きな台風だということで，広報はされていたんですけど，ニュースなどは聞いてたんですけども，実感としてあまり沸かなかったところもあるですけども。

総務部長（安田義文君）　台風１５号の通過に伴う本市の対応，また関係機関との連携についてということで，お答えをさせていただきたいと思います。

台風の暴風域が迫りました２６日，午前１０時半にまず災害警戒本部を設置しております。それで暴風域に入ったことを確認しまして，同日午後８時に災害警戒本部から災害対策本部に切り替えております。災害警戒本部又は災害対策本部を立ち上げる際には，関係機関でございます大島支庁，消防，警察，

海上保安部，測候所，防災拠点を結びますあまみエフエム・ディウエーブ，こちらに連絡をすることになっておりまして，災害時の情報収集，被害報告，救護活動の要請，更に災害情報の広報依頼等を防災関係機関と連携しながら行っているところで，今回もそのようなことを行っております。

今回の台風１５号の通過に伴いまして，暴風や大雨により被害が多数生じましたことから，大島支庁からの国道，県道の道路状況の連絡や，消防団への救護活動に要請，あまみエフエムへの災害情報の広報依頼等を行っております。自然災害に対しての迅速な対応を図るためには，これらのように防災関係機関と連携を図っていくことが必要不可欠と認識しておりますので，今後におきましても関係機関と協力しながら災害に対処してまいりたいと思っておるところです。以上です。

１６番（平川久嘉君）　今言われましたように，２６日には情報連絡体制を取って，１０時半には災害警戒本部を立ち上げておられますね。２０時には災害対策本部を立ち上げているということで認識をしておりますが，このとき笠利支所，あるいは住用総合支所との連携確保というのはどういう手段で連絡を取り合っていたのか，あるいは情報提供なり，されていたのかどうか，ちょっと伺いたいと思います。

総務部長（安田義文君）　すみません，先ほどの答弁に入れておりませんでしたが，各地域総務課と確実に連携を取りながら，電話が通じる場合は電話，そうでない場合はメール，すべての連絡方法を使いまして同時に災害体制を取っているところでございます。

１６番（平川久嘉君）　同時に体制を取ったということは，極めて重要なことだと思いますし，そういう体制をやっておられると思って安心をいたしました。

まず，情報の入手，次に入りますけれども，情報の入手，広報，迅速な被害，あるいはその復旧というところまで入ってしまいますけれども，まず，情報入手とか広報，この辺のところで一番肝要かと思っております。実はちょうどその日は訓練の予定が入っていた日なんですね，防災訓練，どういう計画で訓練をされようとしていたのか，それを調べてみたんですけど，正にこの行動をとること自体が訓練だと思って，想定から，想定はちょっと違いますけどね，それが平時に訓練を行うときにできる体制であったかなと思っておりました。ここで訓練と実践を同一にするのは甚だ失礼でありますけれども，実践こそ本当の訓練でありますし，その積み重ねが皆さんの知識と言いますか，知恵と言いますか，それになると思いますので，その辺のところは是非心して安心と言いますか，実践のときの訓練こそ本物だと思って実施してもらいたいというふうに思いがいたしました。というのは，私もそうですけれども，沖縄，３００キロぐらい離れたところだから，今までの経験では大したことないだろうと，幾ら最大級と言っても，３０メートルぐらいの風速になるだろうと思ったんですけれども，その実は大島，南のほう，徳之島，あるいは与論島は相当な被害を受けたと。停電が長引いたとか，孤立をしたとかという話があります。

そこでその２番目の話の復旧の話ですけれども，ちょうど今回の台風にはお盆の入りと言いますか，３０日お盆の前でもあるし，皆さん，ものすごく，何と言いますかな，いつ復旧するかとか，停電の話です，あるいは交通の話です。その関心の強さというのは，ひしひしと感じておられたと思うんです。皆さんのほうにもどうやってそれを復旧させるかというのは感じられたと思います。ところが実際は，手も足も出ませんというような体制がなかったかどうか。九電でないとできませんと。もちろん九電にもこれ，是非，皆さんのほうから早い復旧，いかにしたら早い復旧が取れるかというのを提言したり，あるいは要望したりしておかないと，また同じ繰り返しになろうかと思いますけれども，その状況で気になったところですが，新聞にも載っていたですね。南のほうの話でありますけれども，いざ情報がほしいときには，何にも，停電で何にも入らない。何らかで入ったと思ったら，そういう状況にありますで，どうしなさいとかいう話も一つも入っていない。避難場所はどこです。あるいは何時頃に復旧しますと，今こういう停電の状況にありますというような情報はなくて，いついつ，どこどこ地区は停電中です。それ以上の話はなかったと。それに対して，恐らく住民の人たちの不安というのは，相当なもの

だったと思うんですが，立場をちょっと上げまして，行政でそういう人たちを柔らげるというのかな，心配をなくそうとする，そういう職にあられる方です。どういうふうに考え，気持ちをもって臨まれたか，少し伺いたいんですが，防災関係に当たる方。

総務部長（安田義文君）　すみません，通告のですね，情報入手，広報，迅速な被害復旧，停電，断水ということでお答えさせていただきながら，答弁漏れたところは指摘いただければ，また答弁させていただきたいと思います。

一応，台風１５号に伴い発生いたしました市内の停電を断水につきまして，まずお答えさせていただきます。まず，水道につきましては笠利町の赤木名地区で停電等からくる浄水場の不調により，２７日から２９日の間に一時的に給水が停止した時間帯，また水圧が弱い時間帯があったということでございます。この際は，笠利支所のほうで広報車を出して住民の皆様にお知らせをいたしました。これは３０日には通常の状態に戻っております。停電につきましては，台風の暴風により電柱の倒壊，送電線の断線とうから２６日から２９日，お話がありました一部地域では３０日までの長時間にわたって停電は発生いたしました。これは九州電力にお尋ねいたしましたところ，議員がおっしゃっていたように，今回の停電につきましては，台風の勢力が強く，また暴風域が途中で非常に広くなってまいりました。更に暴風域に入っていた時間が３０時間と，このように長い時間があったために，また停電箇所が広範囲にわたってしまい，更に被害調査，復旧時間，この被害調査で２４時間ほどかかっております。そういうことで復旧作業に時間がかかってしまって，停電が長引いたという説明を受けております。災害対策本部のほうでは，九州電力奄美営業所から停電状況に関する情報を入手し，また停電の復旧状況の広報依頼等を受けて，防災行政無線，エリアメール等で広報は行っておりました。ただし，停電時のテレビとかもつきませんし，ホームテレホンでしたら電話も使えなくなるもんですから，その辺は確かに情報不足になられたことだと思っております。

しかしながら，停電状況について九州電力のほうからは私どもにも停電地区一覧以上の詳細な情報は得られておりません。それで各地区別の詳しい復旧時期が不明だったためにですね，何件も市民からの問い合わせがございましたが，なかなか対応に苦慮する場面がございました。現在，奄美市と九州電力奄美営業所との間で，災害発生時における早期の電力復旧を目的としました災害時における電力復旧等に関する協定書，これを前々から締結しております。これには本土からの応援技術者の宿泊場所の確保とか，そういう取り決めが主な内容となっておりますので，今回の停電を踏まえて協定書の改善等も行いながら，九州電力とより連携を深めてまいりたいと考えております。確かに予想以上にですね，人数のいるほどの被害が出たという考え方でございます。

１６番（平川久嘉君）　被害の内容，生活，厳しく，厳しい状況を呈するということを認識されると，また行動も変わってくると思います。今，電化，オール電化の方もおられます。また，商店街の人もおられます。電気で，商店街を回ってみても，もう電気がこないと，もうアウトです，もうあがったりですというような話を聞いたりすると，これは普段からその体制を注意をして取っておかないといけない。例えば修理をする機材は奄美にストックをしておくとか，あるいは技術員を要請しておくとか，停電の関係の話なんですけどですね，そういう話が是非，身近な問題として対策が取れるようにしていただきたいというふうに考えます。

３番目になりますが，短時間の集中豪雨，気象変化，竜巻，竜巻と言いましたけど，予測のできない台風になっていると，自分たちの予測とまた違う，別の意味での予測の台風になっているということで，その辺のところの普段の認識と言いますかね，その辺も変えていかないと，今の地球の温暖化とかなんとかで変わる状況は，必ずまた起きると思いますので，そういう認識を変えるということ，意識を変えるということも是非何らかの形で地域住民に周知をしてもらいたいというふうに考えております。

そこで，自主防災訓練，これが一番，先ほど言いましたように，身近に学ぶことだと思います。この実施状況及び成果ということで質問させていただきます。

総務部長（安田義文君）　自主防災訓練の実施状況成果ということにお答えいたします。

議員御承知のとおり，奄美市では平成２２年の豪雨災害を受けまして，それまでは５年に１回実施しておりました市の防災訓練を２３年度から毎年実施することしております。昨年度実施いたしました訓練は，大雨による土砂災害及び洪水に対する訓練でございまして，土砂災害警戒情報に基づく避難勧告等の情報伝達，高齢者等の災害時に援護を必要とする方々の避難及び避難支援を主な柱として情報の収集，伝達や避難所の開設，炊き出し，孤立集落の対応訓練を実施しております。また，県大島支庁，奄美海上保安部，名瀬測候所，奄美警察署等々，関係機関と連携しまして，このときは町内会１，５５２名，この参加を含む合計２，２３９名の皆様に御参加をいただいております。この訓練は豪雨災害の翌年ということもあり参加者の意識も高く，災害時の各機関が実施する行動や連携の再認識や，これまでは気付かなかった細やかなことを確認するなど，意義深い訓練であったと考えております。

次に，本年度の防災訓練につきましては，御承知のとおり９月１日が防災の日でございますので，その前後ということで８月２６日に，今度は津波を想定した訓練を実施する予定でございました。台風１５号の接近もありましたことから，１１月４日に改めて実施することで調整したところでございます。今回の津波を想定した防災訓練は，奄美市地域防災計画で想定しております喜界島沖地震，これは１９１１年のマグニチュード８．０の地震により発生した津波で，津波の最大遡上高とその到達時間を細かく申しますと，住用町山間で１５分後の４．５メートル，笠利町の和野で１５分後の４メートル，名瀬の港町は４３分後の４．８メートル，名瀬小湊が１５分後の６．９メートル，笠利町の大笠利が１５分後の７．１メートルと想定をしたものです。これよりも早く到達する津波の第１波を住用町全域と名瀬及び笠利町の太平洋側を１０分とみております。笠利町の東シナ海岸を１５分，名瀬の東シナ海側を２０分と，今回の訓練では想定をしております。この津波に対する住民の高台への避難をメインの柱としまして，このほかに情報伝達，広報訓練，災害対策本部設置訓練，避難所開設訓練，課題等検討会，被害状況調査訓練，孤立集落搬送訓練や町内会や関係機関と連携を図り実施する予定でございます。地震，津波の訓練は東日本大震災以降，最も関心の高いところでございますので，多くの皆様に御参加，または意識していただければと考えているところです。

１６番（平川久嘉君）　訓練を昨年実施をして，その成果をまた今年の計画に，同じ内容ではなくて新たな今度は津波ということで計画をされているというのは承知をしまして，なかなか計画，ち密な計画をされているなというふうに捉えてみておりました。残念でしたけれども，是非，１１月４日には実現をしてほしいと。そのために効果のあるようなやり方としましてですね，そのぎりぎりに説明するのではなくて，できてばそういう協議会なり，説明会を開いて，連携となります消防組合，消防団，海上保安部，警察，測候所，それぞれの関係者を参集して，そのねらいとするところなどを明確に示していただき，それから実施をしてほしいと。特にここで２番目の上げております対策本部設置訓練と，実際には集中する，情報を集中するのは，確実な情報が集中するのはこの本部のほうであろうかと思います。その辺がまひしないように，平素から訓練を重ねて，機能するのを期待をしているところであります。もう一つ言えますのは，高台への一次避難場所への避難訓練，これは恐らく住民に体験させる大事な項目だと思います。この辺のところも焦点を合わせて，駐在員等に明確に示して，その成果等を次の訓練に生かせるようにしてもらいたいというふうに考えます。

また，訓練，先ほど実際が訓練と申し上げましたけれども，避難場所等，結構あります。それらの避難場所にですね，平素からこれもなかなかいい話だと思ったんですが，訓練だけではなくて，防災品を入れて，リュックサックを背負ってですね，ハイキングされるでもいいです。その場所を確認をすると，そういう指導も多いに進めるべきではないかと思います。観光客に対してもですね，そういう観光地になるような神社とか，そういうところを巡ってもらえるように，あるいはそれに行けるような表示を作っておくというふうにしておけば，平素からの体制は整えるというふうに考えます。その辺のところ，どうですか。そういう訓練ではなくて，ハイキングみたいな感じで指導する，普段からあっせんをすると

か。担当が違うかもしれませんけど，今度は。

総務部長（安田義文君）　実際その場所を示すのは，先ほど申し上げましたように，訓練をして初めて体験するわけなんですが，今後におきましても，避難場所への表示の仕方とか，その辺で私ども検討させていただければと思っております。

１６番（平川久嘉君）　恐らくそこへ行く道路が整備されているところか，あるいはやぶだったとかいうこともあり得ると思います。そういうお互いの情報交換も必ず出てくると思います。

次に移ります。エコ活動について伺います。今，奄美市が取り組んでいるエコ活動の現状と問題点を伺いたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君）　現在，奄美市の取り組んでおりますエコ活動の現状と課題という御指摘でございますが，御質問でございますが，地球環境を守る取組といたしまして，エコ活動はとても重要な効果を発揮することができるものの一つの取組ではないかと考えております。このことを踏まえまして，当市の職場内に，まず，平成１９年度に策定いたしました奄美市地球温暖化防止活動実行計画に基づき，各課に配置しました７８名のエコライフオフィス推進委員を中心に，省エネの推進を行っております。その具体的な取組としましては，夏季期間の冷房時間の短縮，クールビスの実施，エコライフオフィス推進員の研修，低公害車の購入，エコマネー事業を活用しました公共交通機関の利用などの取組などを行っております。また，エコ活動と併せまして，市民への呼びかけといたしましては，広報紙を活用して省エネの取組やリサイクル活動を掲載して，意識の啓発を行っているところでございます。

１６番（平川久嘉君）　身近な節約と捉えられるかもしれませんし，あるいは地球温暖化防止のための協力というような感じにもとられると思いますが，節電をするとか，節水をするとか，そういうことをやりましょうというエコライフ推進員と言われましたけども，そういう人たちを配置をして実際にエコ活動を行っているというのは承知をいたしました。是非継続をしてやってもらいたいと。再生紙，今では再生紙かどうかというのは，紙の無駄遣いをしないとかというのはありますけれども，そういう商品においてもですね，再生，エコというのがついていて，何と言うかな，CO_2を出さないような，少なくするような製品も出ているという，そういう認識も持てるようなエコ推進員ですか，エコライフのいうふうに指導していってもらいたいというふうに考えております。

次にいきます。自然エネルギーの活用ということで，今，政府のほうでは新たなエネルギー政策として，原子力発電ゼロという話も出ておりますし，何ですかね，エコに関連のあるような水力発電，風力発電，バイオマスなどの環境に優しいエネルギーの活用がうたわれております。それで，民間における太陽光発電，ソーラーパネルの奨励ということで，個人もそうです，企業もそうですけれども，その辺のところがあれば是非お聞かせください。

商工観光部長（川口智範君）　本年７月１日から再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が始まりました。太陽光発電の参入を計画している企業はもちろんのこと，一般家庭においても太陽光発電施設を導入しやすい環境になってきたものと認識いたしております。本市としましても世界自然遺産登録を目指しており，地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとして推進していく必要があろうかと存じます。

御質問の補助制度等についてでございますが，住宅用への支援としましては，国・県の補助金制度がございます。また，市の支援施策として奄美市住宅リフォーム等緊急経済対策事業補助金が活用できます。これは昨年の４月から市民の住宅環境の向上と住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を図る目的で５０万円以上の増改築やリフォーム工事の費用に１件につき１０万円を補助する制度で，太陽光発電設置も対象となっております。また，先の議会でも答弁したとおり，事業者への支援は国・県・市

とも補助制度はございませんが，今後，国・県の動向を注視しながら検討してまいりたいと存じます。

１６番（平川久嘉君）　今，住宅等のリフォームのときに，何と言いますか，ソーラー等をつける場合にも補助ができるということでよろしいですか。

商工観光部長（川口智範君）　そのとおりでございます。

１６番（平川久嘉君）　個人の民家と言いますか，そういうところで今進められようとしているのが，ソーラーを使った太陽光発電ですね。国のほうでも余った電気は電力会社が買うように法律も定めて，つくりいい環境にしている。例えば２００万円ぐらいで設置をしたら，７，８年で売り払った金，売った金で還元できるというような話も聞いております。是非，奨励をしていける内容ではないかと思っております。

次に行きます。公共施設の自然エネルギー施設建設活用，あるいは余剰電力の売買の計画等はないか，ありませんかということで，ちょっと大きくして質問をします。公共施設のほうに質問を移ります。

商工観光部長（川口智範君）　公共施設に関してでございますが，本市の太陽光発電普及状況につきましては，鹿児島県が設置しました施設が田中一村記念美術館，これは平成１３年に２０キロワット，大島北高校，これは平成２１年に１０キロワットの２か所でございます，県施設としては。また，本市が設置しました施設が奄美振興会館，これが平成２２年４０キロワット，金久中学校，平成２３年２０キロワットの２か所，更に大島地区汚泥再生センター，平成１９年１０．０４キロワットにも設置してございます。

なお，住用支所，笠利支所につきましても１０キロワットから１５キロワットの太陽光発電パネルの設置予定でございます。

１６番（平川久嘉君）　公共施設について，先ほどの停電とか，そういうのを考えた場合には，なかなかいい考えで，どんどん進めていってもらえれば，当初の建設費については予算がかかりますけれども，早期に，維持管理が容易だということで，是非進めてもらいたいと思います。今，建設予定をされている笠利，あるいは住用総合支所，あるいはまた新しい奄美市の庁舎，これらに対しての計画とか，あるいは構想というのはございますかどうか。

商工観光部長（川口智範君）　住用・笠利支所につきましても，１０キロワットから１５キロワットの太陽光発電パネルの設置を予定しております。ただ，先ほど来申し上げておりますように，全量買取制度に，全量固定価格買取制度と，あるいは自らで発電したものを自らが使って，残った部分を売電するのか，このあたりの方法論については，まだ決まっていないということでございます。

１６番（平川久嘉君）　これからの課題については，鋭意取り入れられるような方向で努力をしていただきたいと思います。

それから，民間の話で，ちょっとこれは，民間でも用安でメガってなりますけど，大きなソーラーシステムを計画されているということも聞いております。奄美空港のあの跡地はまだ遊んでいますけど，あの辺に企業誘致，あるいはその関連会社と共同して，奄美市も絡んでですね，組んでそういうシステムを考えるというようなことはあり得ないかどうか伺います。

商工観光部長（川口智範君）　空港跡地につきましては，今，空港跡地についてどういう利用をするのかということで，いろいろと県のほうからもお問い合わせもあるようでございますので，議員おっしゃるソーラー設置というのも一つの手法だと思っておりますので，その辺りも含めて，今後向こうの利用計

画の全体計画の中で決まってくるものだと存じます。

１６番（平川久嘉君）　先日の報道でもありましたけれども，枕崎市の空港は閉鎖をして，大々的にソーラー太陽光発電を計画すると，企業が６社も名乗り出て開発をしたいというような話も聞いております。是非，その辺も含めて大いに検討する価値があると思います。

次に移ります。職場や家庭，学校におけるエコ活動の普及推進の現状はということでございます。

市民部長（田丸友三郎君）　職場や家庭，学校におけるエコ活動の普及推進の現状について，御答弁いたします。

当市におけます職場や家庭，学校におきましては，グリーンカーテンの取組や，ごみの分別，アルミ缶等の分別を通しまして，資源の有効活用，利用に向け取り組んでおります。学校におきましては，省エネや節水を行い，物を大切にする環境教育を行っているところであります。今後におきましても，ごみの分別や省エネのエコ活動については，広報紙やホームページを活用し，地球温暖化防止，また公共交通機関の利用等を含めまして，夏場の省エネ，ライトダウン，ライトアップ施設の消灯を呼びかけるCO_2削減ライトダウンキャンペーンへの協力依頼などを継続して行いたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

１６番（平川久嘉君）　分かりました。市民と一緒に考えて，この何と言うんですか，エコ活動，普及して推進をしないと，なかなかできないお話だというふうに捉えております。例に申しますが，神奈川県工科大学ですか，神奈川工科大学でエコマニフェスト，これは情報で拾ったんですけど，その中で分かりやすい，皆さんがやっていることですけれども，そういう十か条なるものを作って徹底をしているというのがあります。２，３読み上げますと，夏は２８度から冬は２０度の冷暖房にすると，それから水を大切にする，あるいは無駄な照明を消すと，簡単なことではありますけれども，これら１０項目を挙げて，その推進に協力をしているという話があります。是非，参考にされていただきたい。

最後になりますけれども，スポーツの振興について伺います。オリンピックの話をいたしましたけれども，何と言いますか，心身の鍛練とか，豊かな心をつくるのにはスポーツが一番だと思っております。奄美市のスポーツ振興の現状と課題をお伺いします。

教育委員会事務局長（日高達明君）　お答えします。奄美市のスポーツ振興の基本的な考え方につきましては，失礼しました。奄美市のスポーツ振興の基本的な考え方につきましては，生涯スポーツ社会の実現に向け，市民の５０パーセントが，ちょっと失礼します。

週２回以上の運動やスポーツを定期的に行うことを目標とし，それぞれのライフスタイルに合わせて生涯スポーツ，レクリエーション活動を推進し，市民一人一人がスポーツをすることにより，健康で充実した生活を送ることを基本的な考えとして上げております。また，現状につきましては，平成２３年度において，社会体育施設を２９万９，５６２人，それから学校体育施設１９万５，０５４人，合計４９万４，６１６人がそれぞれ施設を利用し，運動やスポーツを行っております。

次に課題である施設の老朽化対策につきましては，緊急性の高い施設から年次的に対処を行っているところでございます。なお，使用料の減免措置につきましても，市体育協会加盟競技団体及び小・中学生と高校生は，使用料の半額を減免を行っております。

それと，主な大会等は年度当初に優先的に施設利用の予約などを行っておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１６番（平川久嘉君）　数多くの方がスポーツにいそしんでおられ，参加をされていると。チャレンジデーとかいうのを設けて，実施をしているというお話だったと思うんですけれども，そのチャレンジデーというのが，実施日が毎年５月の最終水曜日ということで，参加率も毎年上がってきているということで，

喜んでおられるという話も聞いております。スポーツにいそしむというか，スポーツに参加をするという意識を高めていくということには，なかなかいい話だと思うんですけれども，もうちょっと突っ込んでですね，この地域には何と言うんですかね，優秀だったから，よくスポーツをやっているから，今度はほかのスポーツもやってもらおうとかいうような働きかけもしていいんじゃないかと。裾野を広げるということでやっておられると思いますけれども，世界的なという話で，その中に乗っかるだけじゃなくて，この奄美の特性を生かしたようなスポーツの推薦，推奨とか，奨励とかいうのをやっていただきたいなと思っております。

とは言うものの，奄美とか，スポーツが盛んなところで，またレベルも高いと。例えばバレーとか，相撲とか，すごいなと思いますし，その辺のところももっと奨励をしていいんじゃないかなというふうに思っております。

（２）になりますけれども，地域特性を生かしたスポーツの奨励と活動支援の状況はということで，今言ったような話に入ってしまいましたけれども，その辺のところと多くの市民が参加できる健康増進，友好交流を図るスポーツ大会の企画推進，そういう状況はどうなっておりますかということで，お伺いをします。

教育委員会事務局長（日高達明君）　今，議員から御提言がございました地域の特性を生かしたスポーツの奨励，これですが，今，スポーツ活動への支援としまして，大島地区大会の旅費の半額補助，それを大人，スポーツ少年団に行っております。また，小・中学生につきましては，奄美市の補助金交付要綱によりまして九州大会に出場した場合に１人２万円，それから全国大会出場４万円，そこで優勝したら全額補助，そういうことなども行っております。地域の特性のある競技，それから奄美市体育協会加盟の相撲，空手，バレーボールなどが盛んなこともあり，九州大会や全国大会に出場し，実績を上げております。

それから，多くの市民が参加できるスポーツ大会の企画ということでございます。先ほどもチャレンジデーのお話もございました。年々参加も向上してきております。また，チャレンジデー以外のも広く市民が誰でも参加できるスポーツイベントとして，毎年体育の日に開催しております市民スポーツフェスタなどもございます。それからまた，現在，笠利町あやまるの公園内でグラウンドゴルフも可能な多目的広場の建設なども行っております。完成後は各種大会が開催されることと思います。奄美市のグラウンドゴルフ協会と連携しながら，各種大会の開催や誘致にも協力をしていきたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

１６番（平川久嘉君）　広く参加をできるようなスポーツに取り組んでおられるということで承知をいたしました。

次に，４番，５番になりますけれども，スポーツ施設整備の適切な管理運営，計画的な整備，あるいは利用者の拡充，広報，指定管理者との密接な連携ということも大事ではないかというふうに考えております。それから，功労者ですね，そういう人たちの育成，功労者の育成じゃない，功労者の表彰ですね，そういう後継者の育成と，そういうのも優秀選手の育成というのも，是非考えていただきたいというふうに思っております。

ここで提案したいんですけれども，ベイスターズＤｅＮＡの横浜ベイスターズ，支援をしておりますけれども，是非，下位から上位になって，一軍がこちらに来てキャンプができるように，あるいはその関係する人たちが大勢見えるように，根気よくしっかり支援をしていただきたいという気持ちもあります。また今，施設をあやまるで多目的広場ということで公認のグラウンドゴルフ場を計画して造成中でありますけれども，見たところ小屋が建ってですね，小屋と言いますか，休憩所が建ったりして，起伏のあるすばらしい多目的広場ができると思います。そこで奄美市の市長のカップが渡せるような，連続して毎年愛好者が集うような会場にしてもらいたいと。是非，そういう計画も作ってほしいという要望をいたしまして，私の質問を終わります。

議長（向井俊夫君）　以上で市民クラブ　平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党　元野景一君の発言を許可いたします。

２０番（元野景一君）　平成２４年第３回奄美市議会９月定例会に当たりまして自由民主党　元野景一として一般質問をいたします。

質問の前に，台風１５号により市民の尊い生命が失われました。また，至るところで甚大な被害がありました。奄美の宿命とは言え，繰り返される自然災害の前に，改めて私たち政治，行政の果たすべき役割，市民の生命財産を守るの使命を強く胸に確認し，犠牲になった方々の御冥福を祈り，災害に遭われた方々の一日も早い復旧，お立ち直りを念じつつ質問に入ります。

今回，私は奄美群島日本復帰６０周年記念に当たっての質問と，奄美市の人口問題の２点に関する質問をしてみたいと思います。奄美市当局におかれる率直かつ真剣な答弁を期待するものです。

さて，私たちの奄美群島がアメリカ軍政権から祖国日本に復帰して６０年の歳月を迎えるときとなりました。私たちのこの島の歴程を振り返るとき，私たちのこの島の在り方に数々の苦難を乗り越えてきた重要で大切な奄美の人間の息づかいと足跡を熱く感ずることができると思います。特に，異民族支配からの脱却を願った祖国日本への復帰運動の８年間は，奄美は一つ，ともに祖国日本に還ろうの願いを胸に，奄美大島日本復帰協議会を立ち上げました。議長に泉　芳朗を選出，波状運動の復帰悲願の行列，奄美群島各地で行われた郡民大会，国会陳情，連合国各機関へ向けての陳情，電報の連打，祖国復帰を求める署名活動は，ついに９９．８パーセントの署名録の実現を果たしました。そして高千穂神社境内における日本復帰断食悲願闘争などなど，民族運動としての英知を絞り出して奄美群島民の心を一つにした勝利の歴史の確かな事実だったのです。奄美の日本復帰運動８年間のどの現象の一つ一つを紐解いても，現在の私たちがぶつかる問題もここに解決への原石とも言うべきヒントがあるように思えてなりません。

さて，私たちはなぜ奄美群島日本復帰記念事業をやるのでしょう。それは異民族支配の屈辱にも，貧困にも，飢えにも耐え抜き，思いやりや連帯する力，日本復帰運動の８年間の中で確信し，確認した奄美群島民の血に中に流れる熱い誇りを私たちの子や孫に代々語り継ぎ，手渡していこうとの思いのためにやるのではないでしょうか。それだけに，これまで５年刻み，１０年刻みに周年事業をやり遂げ，５０周年には天皇皇后両陛下を御来島いただき，日の丸の小旗を打ち振る中を感動と尊敬と日本国民としての誇りを表情一杯にたたえた奄美市民の一人一人の顔は，記憶にまだ新しいところです。そうした大きな５０周年記念を終えて早１０年，いよいよ私たちは６０周年を迎えることになりました。奄美群島日本復帰６０周年記念を奄美市はどのようなコンセプトで考えているのか，その概念をまずお示ししていただきたいと思います。

以下，詳細についての質問を質問席から通告にしたがって行うことといたします。よろしくお願いします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　元野議員の熱い思いに対し，御質問のとおり概念をということでございますので，今，広域事務組合において，るる作業を進めております。併せまして，今般の奄振の次期，来年の奄振予算の中にも６０周年記念事業に向けた予算の要求をしているところであります。そういう中におきまして，復帰５０周年時におきましては，天皇皇后両陛下の御臨席の下，盛大な記念式典が催されたこと

は記憶に新しいところであります。復帰６０周年に向けての取組といたしましては，現在，広域事務組合を中心にさまざまな記念事業の実施を検討いたしているところであります。

また，鹿児島県を含め，関係機関との協議を進めている段階でございまして，先般の平成２５年度奄振事業の概算要求の中におきましても，今申し上げましたとおり，非公共事業として奄美歴史文化活用産業，仮称でありますが，そういう仮称の下，復帰６０周年記念事業も新規に盛り込んでいるところであります。本市といたしましても，復帰６０周年が奄美群島並びに本市の魅力を広くＰＲする契機となりますよう，国・県，群島内市町村，そして広域事務組合が中心となって記憶に残り，また，歴史に残るような催事にするべく今検討しているところでございますので，どうかしばらくの間，時間を貸していただくようにお願いを申し上げます。

２０番（元野景一君）　奄美群島日本復帰運動はですね，奄美群島全体の周年事業であるわけですので，今，市長が本当にお答えでいただきましたように，やっぱり広域事務組合，広域でまず取り上げなくちゃいけないんだろうなというのはよく分かります。そして鹿児島県全体の奄美大島日本復帰記念ということにもなりますから，鹿児島県の問題もあろうと思います。そしてまた，私たち奄美市の市としての復帰運動のですね，取組，このことがあると思いますので，ここは少し何をやるんだということを整理して考えなければならないと思いますが，ここで私はあえて鹿児島県はこの奄美群島日本復帰６０周年記念をどのように考えているのか，市当局としてそれを連携として聞いておられるのか，どんな計画をお持ちなのか，計画を聞いておりましたら，そのことをちょっとお知らせいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君）　県におきましては，これまで節目の年には県，奄美群島広域事務組合，地元市町村等で構成される実行委員会，これを組織しまして，復帰記念式典や記念行事を実施してきたところでございます。先の県議会の一般質問におきましても，６０周年記念事業の実施方法について，これまでの記念事業の内容を踏まえつつ，地元市町村等とともに検討してまいりたいとの答弁がございました。

具体的な計画につきましては，今後，奄美群島広域事務組合並びに地元市町村と協議を進めていくことになろうかと思いますが，こうした記念事業を通じまして，奄美群島の歴史的事実を後世に伝え，今後の振興開発の在り方を考えることは大変意義のあることと認識いたしておりますので，引き続き連絡を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

２０番（元野景一君）　総務部長のお答えはとっても嬉しく思いますが，ただ，やるものによってはですね，もう既に取りかかりが遅いというような，どんなふうなことを考えておられるのか，まだ実は決めておりませんよというのだったら，それはもうそうだろうと思いますが，少し，この後，私が提言として，提案として話す形になってくると，少し取りかかりが遅いということも徐々出て来ると思いますけれども，どうかそういった思いで聞いていただきたいと思います。

周年事業を進めるに当たっては，やっぱり全体として流れるテーマが必要だと思います。やっぱりテーマが必要です。６０周年はこういうテーマの下に周年事業をやるんだ。何をやるんだ。これもやっぱり実行委員会が，もし，あるとおっしゃいましたので，そのテーマを県とも，それから他市町村とも，そのテーマの，一つのテーマの下に奄美日本復帰６０周年をやるんだという方向で，是非，まとめていただけたらいいんじゃないかんという思いがとっても強くするんです。

実は，縁あって私は復帰２５周年と４０周年の記念事業に関わることがあったのです。復帰２５周年記念事業として，奄美の日本復帰を題材とした当時戯曲を公募して，その復帰の劇を公演しようとの事業計画が進められました。昭和５４年のことです。大島教育事務局に勤務された故石崎正先生が中心になって進められたんです，この計画は。ですから，県の行う奄美群島日本復帰２５周年記念の事業だという性質が，ちょっとそこに含まれていたんだろうなと，今考えれば思います。石崎先生が先頭に立たれてやっておりましたから，教育事務局がベースになって動かしました。石崎正先生の要請を受けて，当時ですね，和光園のレントゲン技師で今，皆さん御存知のワイド節やあやはぶら節の作詞家で，現代

詩の詩人であります中村民郎氏が戯曲作成を引き受けて，鉄鎖の島々という奄美の日本復帰の脚本が出来上がりました。私も石崎先生から演出を依頼されて，当時，市内で働く若者たちのアマチュア劇団で群島というのがありましたが，その出演で上演がされました。

一貫して流れたテーマは，奄美が日本に復帰して２５年が経った。社会資本の整備も進み見違えるように便利になったが，私たちは復帰の頃の結束力と，不屈の心を失いつつあるんじゃないか。２５年のときにそういう考えの下に，これを大きく流れるテーマにしようということになりました。だから，もう一度しっかりと思い起こして，子や孫に復帰の心を伝えていく。そのための具体的な形として鉄鎖の島々という復帰の劇を作っていこうじゃないかということで，教育事務局の石崎正先生が先頭に立って，つまり恐らく予算的には県の予算だったのか，これはちょっと定かではありませんが，そういう形で作っていった流れがあったように思います。このように，しっかりしたテーマを掲げた周年事業は，一つの形を生みました。住民パワーを生んだんです。

それは鉄鎖の島々を観劇したいと願った住民がですね，約２，０００名余り，長蛇の列になりました。実は上演できる舞台はお隣りの中央公民館ただ一つでした，その頃。その舞台だけでしかできませんでした。当時はまだ消防法がまだ緩やかでしたので，座席が３００幾らぐらいしか座れませんけど，そこにせいぜい詰め込んで４００席，４００名しか収容できません。４００名しか見れない。大変ですからロビーにモニターテレビを準備して，それでも６００名ぐらいしかその劇を見ることはできませんでした。日ごろ，いろんな催しで大ホールの必要性の機運が起こっていたときでした。市民の声はその復帰劇鉄鎖の島々の公演をきっかけにですね，新聞投書等で感激できなかった無念さをともに文化センターの建設への要請として高まってきました。

それは大変大きなうねりとなって，政治と行政を動かし，ほどなく文化センター建設準備委員会が組織され，建設に向けて突き進んでいったのです。そのとき，私はまだ実は３０代でしたが，この鉄鎖の島々の復帰劇の縁あって，建設準備副委員長に呼ばれました。委員長はもうお亡くなりになりました恵原義盛先生たち。全国の先進地視察を得て，そして国会陳情へ行って，ちょうどそのとき，自民党の二階堂進さんの前に私たちも連れて行かれましてですね，この文化センターの必要性をうんと訴えてきましたが，それが思い出に残ります。そして先進地視察を終えて，当時としては最高水準の設備の機器を有した文化センター建設に至ったのです。現在の文化センターはそのようにしてできたのです。

ここにちょっと新しい人たちがいっぱいいますからあえて言いますが，文化センターは正式名称は恐らく奄美振興会館と書いてあると思います。なぜか。これは当時の奄振予算は文化的ソフト事業としては使えないという制約がありまして，それで当時，遠目塚助役さんでしたが，大津市長と遠目塚助役さん，市の幹部が盛んに練ってですね，そしてこれはハード事業の一環という形で，奄美振興会館という名前をつけて，呼ぶのは奄美文化センターと呼びましょうというような形で，この名前が二つあるというのは，そういった流れからなんです。１９９３年，平成５年，奄美復帰日本奄美群島日本復帰４０周年事業には，私は今度は名瀬市の自主文化事業として行われたシナリオ　同胞（はらから）の胸に響けという復帰劇に関わりました。新しい世代へ復帰運動の伝承と，奄美群島内のすべての人々の新しい希望と結束のためにというテーマを掲げました。

ここで，ここまで振り返って話した周年事業の在り方で言えるのは，やはり先ほど言ったように，全体としてのテーマが必要だと思います。そうでなければ住民サイドからどんどん，恐らくこんなことをしたほうがいい，こんなことをしたほうがいい，どんどん押し寄せていると思います。要望を細切れに予算をつけていって，実施，もしされるとしたら，されるということになったら，何のための周年事業か，虚しさの残る周年事業になりかねません。ですから，そこはよくお考えになって，私は復帰６０周年ということを考えるとき，１０年前の奄美群島復帰５０周年記念を半世紀の大きな節目，天皇皇后両陛下も来ていただいて，とってもすごい節目ととらえ，一応内向き，つまり島内住民向けの周年事業には大体区切りをつけて，５０年から１０年経った６０周年のこの一歩を，是非，外に向けての第一歩，奄美群島日本復帰６０周年記念事業であってもらいたいと考えます。

私がこれからこれを言うのは，提案として受け止めておいてください。恐らくこれから組み立ててい

くというのであれば，是非，もう外に打って出る，そういう周年事業を考えていただきたいと思うのです。テーマはですね，隠れたテーマでもいい，これが奄美だ，これが奄美だということを表現するようなものにして，文化であれ，歴史であれ，自然であれ，物産，特産品，ありとあらゆる奄美の誇れる特性を，胸を張って大都会にターゲットを絞り込んで，打って出る周年事業企画を，是非，あなたがた，英知を集めてですね，組み立ててもらいたい。私たち奄美群島が鹿児島県に埋没して，地域間競争の中に歩んでいくより，奄美群島として鹿児島県とも違う，沖縄県とも違う，奄美群島日本復帰６０周年記念の冠を掲げた周年事業をどうか英知を結集して作り上げ，予算もこの一極に集中して係る程度の熱意でやっていく覚悟で取り組んでいただきたい。どうかそのように思います。ものによっては，もう立ち上がりが遅い，先ほど言ったように立ち上がりが遅いということも考えられるかもしれません。でも，早急な立案と決定をして取り組まれますように要望して，次に移ります。

奄美の人口問題についての質問をいたします。今，現実問題として奄美市の賑わいが失われてきたと，私は強く感じます。夏休み期間中，特にその感が強く感じられました。平成元年まで，私は中心商店街に住んでいました。アーケードは特に夏休みに入った瞬間から，がらっと雰囲気が変わりました。暑さ除けにアーケードの中に人々が集まり，店々の冷房の冷気でアーケードの全体が心地よく，人々の活気に満ちた声が響き合い，かなりの賑わいを見せていたのに，今回，猛暑の中，ばかに明るい昼下がりの静けさを見たとき，この変わりようにがく然としました。奄美市の人口問題に関しては，同僚議員たちから１回，２回の定例会でも何度か質問がありました。改めて今回，この問題について取り上げるのは，それだけ危機感を強く覚えるからなんです。奄美市は，総合計画において平成３２年目標人口５万人と定めました。各施策を動かし，目標達成に努力されていると思いますが奄美市のこれまで歩んできた人口動向の現状と，その課題について，まず前提としてお聞かせをいただければ有り難いと思います。

総務部長（安田義文君）　昨年度実施，平成２２年度実施いたしました国勢調査におきまして，本市の人口は４万６，１２１人，４万６，１２１人と，前回の国勢調査が４万９，６１７人でしたので３，４９６人の減少となっているところです。まず，人口減少の主な要因といたしまして，自然増減のほうですが，未婚者の増加，晩婚化などによる出生数の減少，それから少子化の影響が大きいと考えております。それから一方，社会増減のほうですが，１０代後半から２０代前半の若者の層が，就学，就職のために高校卒業後，島を離れることによる影響が大きいと考えております。このことは大学進学率が高く，通学圏内に大学がない地域においてはよく見られる現象ではありますが，本市においては実際に年齢別の転出，転入から高校卒業生世代，１８歳から２１歳，この転出，転入増を除くと転入が転出を上回っております。併せまして，鹿児島県の４３市町村と比較しますと，総人口に占める１５歳未満の割合は，県下で４３市町村中７番目でございます。更に，１５歳から６４歳までの生産年齢人口の割合は県下で５番目となっておりまして，年齢構成につきましては成長型の構造となっているところでございます。しかしながら，課題ですが，今後も高齢化及び人口減少が見込まれますことから，今後はまず少子化対策，それと一度島を離れた１０代後半から２０代前半の若者層を補完するための定住促進施策，これが課題であると考えております。

２０番（元野景一君）　奄美市の人口問題は同時に奄美群島全体の問題です。奄美が日本に復帰を果たした当時，２０万余と私たちは歌で覚えます。２２万幾ら，なにがしだったらしいですが，２０余万の一念はという歌がありますように，２０万余とこう言います。これをピークに減少していく動向にどう歯止めをかけられるかという，これはもう古くて新しい奄美の命題であることは言うまでもありません。戦争が終わって奄美がどうなっているか心配でたくさんの人が帰って来ました。そして，いきなり人為的にアメリカ軍政命令によってぼんと遮断される。言ってみれば，そういった奄美の中に奄美の人が有無を言わさず閉じ込められるという現象，そのときが一番人口が多かったわけですね。それはもうそうだと思います。そこから仕事を求め，そして進学その他の需要でどんどん出ていくという形で，どんどん現象の一途をたどってきました。これに歯止めをどうかけられるかが私たちの命題だということが前

提だと思います。

また，奄美市はですね，もう何度も言いますように，当時基幹産業であった本場奄美大島紬の最盛期に，周辺町村から，考えてみたら周辺町村はえらい迷惑だったかもしれませんが，周辺町村から紬に担い手としての人口を吸収する形でピークを迎え，基幹産業の衰えの期間と同じくして減少に一途をたどって今に至っているというようなのは，私もそのとおりだと思います。ここに来て，激しい社会情勢の変化の波に，人口減少の要因の形が少し複雑多岐に渡り，様相が変化しているように思います。奄美市の人口増を確実なものとして確立するための対策を，今から多方面の可能性を検討していくことが大切だと思います。

そうした見地から，私は今回，奄美市の定住促進の切り口からこの問題の質問を絞って進めていきたいと思います。奄美市は定住人口の拡大に向けて，その居住対策の一つとして地域内の空き家活用等を定住希望者に住まいを提供する定住促進住宅整備事業を進めていますが，定住促進における現状とその課題をお示しください。

総務部長（安田義文君）　現在，本市におきましては企画調整課のほうにおきましてＩターン者に限らず，Ｕターン者の訪問や電話等による移住相談に一つ一つ対応しております。そのほか，今議員がおっしゃった定住促進住宅を整備するなど，移住希望者へのきめ細やかな対応に努めているところです。また，雇用等に関する取組としましては，新卒者を対象としました補助制度や，インターンシップ等の促進するための助成制度などにも取り組んでいるところでございます。併せまして，群島全体の取組といたしまして，御承知のように奄美群島広域事務組合，こちらのほうが１２市町村と協力しまして，群島一元化の受入体制を整備しております。奄美群島の窓口として移住希望者等の問い合わせに対応しておりますほか，移住体験ツアー，長期滞在支援，群島外に向けた情報発信を行うなど，積極的な定住促進に努めているところでございます。

今後の課題といたしましては，高校卒業後に島を離れる年代層を中心に，出身者や若年層の移住をどう促すかが重要であると考えているところでございます。

２０番（元野景一君）　総務部長ね，もっとゆっくりゆっくりと，大きく話してください。

そこで，定住促進住宅はどのくらい準備されて，どのくらい人が入って，去年１年間でもいいです。どんなふうな形，定住促進，定住促進住宅整備事業として進められたその利用度はどんなふうになっていますか。

総務部長（安田義文君）　平成２２年度から整備を進めておりまして，平成２２年度が笠利に３戸，これはもうすべて埋まっております。それから２３年度のほうでは，名瀬地区で８戸，これは長浜の教員住宅等が主でございます。住用地区が３戸，笠利地区が３戸，２３年度は合計で１４戸設置いたしております。このうち住用地区の３戸と笠利地区の佐仁の住宅が空き家でございます。そして，今年予定しておりますのが名瀬地区に１戸，住用地区に３戸，笠利地区に１戸と５戸でございます。こちらは入居者の募集中でございますので，以上のような状況でございます。

２０番（元野景一君）　定住促進希望者のうちですね，定住希望者の中で，東日本大震災によると思われる奄美移住者の希望は，これはどのようになっているか，その現状はどのようになっているか。また，恐らく来ていらっしゃるというのはちょっと情報を得ていますが，そういった受け入れの窓口は課のどこで，その条件とか体制はどのようになっているのか，お答えできるところでいいですのでお答えください。

総務部長（安田義文君）　本市におきましては，東北地方の太平洋沖地震等により住宅に居住できなかった方を対象に受入れを行っているところです。震災被害の程度やその後の復旧状況によって変動があり

ますが，最も多いときで１２世帯３０名の方を受け入れておりまして，現在は９世帯２４名の避難者を受け入れているところでございます。

それから窓口でございますが，本市におきましては建築住宅課，こちらを窓口といたしまして緊急避難住宅を３０戸準備しておりまして，先ほど申し上げましたように現在９世帯が利用されているところでございます。入居対象者としましては，東日本大震災等により住居に居住できなくなった方を対象に受入れを行うということで，収入基準等の資格要件は問わないことにしております。また，住宅の使用料につきましてですが，まずあちらでの罹災証明，こちらをお持ちの方は無償でございます。ただ，罹災証明をお持ちでない方につきましては，月２万円を使用料としております。入居期限につきましては，当初平成２３年度の１年間としておりましたが，入居者等からアンケートを取るなど要望調査を行った結果を踏まえ，平成２４年度まで延長しておるところでございます。また，入居の際には，東日本大震災において被災された方を対象に日本赤十字社から生活家電セットを寄贈されておりますので，該当される方が入居される場合は，本市において手続きをさせていただいているところでございます。併せまして雇用対策といたしましては，震災等緊急雇用対応事業，こちらを活用しまして被災者の雇用確保を行っているところでございます。現状は以上でございます。

２０番（元野景一君）　そういった場合，東日本大震災，東日本大震災のその被災地のところから，つまり東北の方々でもう原発の不安，恐怖から子どもを育てるのにどうしてもどこかに行きたいという形で奄美を求められた，そういう方の話も聞いておりますが，そういった人たちが奄美で住めるかどうかというところ，まず調べるときに，どんなふうな手段で，どんなふうな形で調べて来ているのでしょうか。そこは恐らく総務部長，ごめんね，通告は東日本大震災のことを聞きますよということでお許しをいただきたい。どんなふうな形で選んで，奄美を選んで来るということがあるのか。それに対しての窓口はどんなふうにして来ているんですか。

総務部長（安田義文君）　まず，ホームページとかインターネット，そこらとあとは直接の問い合わせになります。先ほど申しましたように，市においては企画調整課，住宅については建築住宅課の対応としております。更にその二つがですね，協力し合ってしていると，大体あちらのほうでですね，放射能が届かないところということで場所をお探しになって，やっぱり風評被害もあって，それでも奄美だったらそれが来ないだろうという，できれば遠くにという方々が多くてですね，そのような方が自分たちでこちらに相談をしてくるというのが一番多いということでございます。

２０番（元野景一君）　その言葉を聞きたくて質問をいたしました。東日本大震災に遭遇されて熟慮に熟慮を重ねて我が奄美を定住の地として選ばれた人たちです。この人たちを受け入れ，どのように果たしていくのか，移住してくる側の思い，受け入れる側の思い，さまざまにあると思いますが，これを大切にですね，企画をされて，そしてそういった人たちの真面目な人たちを受け入れてくる，これも人口を増やす，奄美市の人口を増やす一つの一手だと思いますから，是非頑張っていただきたいと思うんです。先だってですね，私は東京から移住された方と東北宮城県から移住された方のお二人を地元有線テレビでお話を聞く機会がありました。彼らの視点，彼らが奄美に抱く感性，考え方，本当にいろいろ教えられることがたくさんありました。さまざまな事情，考え方によって，奄美に移住しようと希望される方々の課題は何だと思いますか，そこら辺りを総務部長，あなたが個人的に思うだけでいいですか，思いを言ってください。課題を彼らはやっぱり課題を，奄美に来て課題を抱えています。あなたがお考えの課題は何だと思いますか。

総務部長（安田義文君）　まず，定住ということで考えますと，二つだと思っております。住宅の件と職場ですね，この２点だと私のほうは思っております。

２０番（元野景一君）　彼らがですね，奄美に行きたいと言ったのは，一人は宮城県から来た青年でした。子どもが生まれた。大震災があって放射能の恐怖があった。自分は，さてこれからどこに住もうかと，女房と二人で話したそうです。まず選んだのは，とにかく放射能の恐怖のない，これからもう二度と地震で原発が壊れて，そして放射能で離散するというような，そういったふうな，もう二度とそういう思いをしたくない場所を日本中で，日本地図を広げてどこかと言ったら，北海道の真ん中のあたりか，それとも奄美大島かと，真っ先に思ったそうですね。彼らは奄美大島がどこにあるか分からなかった。地図で指してここら辺りと言ったら奄美大島だったそうです。ということは，ちょっと見方を変えれば，奄美大島はそういう人たちを受け入れず絶好の条件を揃えた最高の場所だということになります。

私たちは少し奄美市の人口増をテーマとして，このことをずっと捉えてください。そしたら，もしかしたら，これは一つの方針として，方向として奄美市が真剣に考えたら，この画期的に人口を増やすキーワードになると，私は思っております。移住者を分類していきますと，先ほど言ったように，部長が言ったようにですね，奄美市の出身で一旦島の外に出て，定年退職だから帰って来る。それから何らかの事情でもう一回帰って来る，これはUターンですね，Uターン。この人たちもですね，実はこんな厳しい時代になったら多いんです。実は，Ｉターンの話を私がしておりましたら，ある島の出身のお母さんから電話をいただきました。元野さん，Ｉターンの人のことばっかり考えて言わないでね。私たちの子どもも本当は帰りたいんです。こんなに厳しい東京の生活，こんなに厳しい都会の仕事も大変な，定職と言うか，終身雇用でない時代になりました。大変な思いをしているから，できれば奄美に帰って来て，自分たちも住みたいという若い人たちはいっぱいいるんですよ。このUターンのことも，つまりＩターンのことも，Uターンのことも同時に考えていく。これが大切だと私は思います。

いずれの人たちの希望もですね，真剣に対応していくという奄美市の人口増を考えれば，この人たちが奄美に定住を決めてよかった，奄美を選択してよかったと思えるような施策を着々と進めていくことが人口増を図る大きな有効手段だと思いますので，その重要性から見れば，空き家活用が数十件，数字は言いましたですね，数十件とか，この規模ではあまりにもちょっと，規模的にね，奄美市の人口を飛躍的に伸ばすための定住促進を図るとすれば，もっと，もっと予算が付けられて，もっと，もっと本格的に出たダイナミックな奄美市人口増のね，そういう計画が必要ではないか，真剣に考えていかないと，今のままでは私は非常にこう，定住促進事業，大上段にかぶりますけれども，入った人は１年に１０名内でしたということではですね，これはもう事業として言えるのかなと思うぐらいな思いがしますので，やるんだったらそのぐらいの奄美市の人口を増やしていくんだという，そういう想定の下に本格的に取り組んで，奄美市の人口を画期的に増やしていくんだという事業に結び付くように，是非，お考えになっていただきたい。

私はですね，なぜこのことを問題にするかと言いますと，ある商店主たちとですね，会話をする中で，元野さん，とにかく奄美市は人口を増やすあらゆる手段，あらゆる手立てを早急かつ迅速にやらなければ，もうだめですよ。このままでは商店街が跡形もなく潰れて消えてしまいます。もう悲痛な叫びのような，怒りに満ちた意見でした。振り返ってみれば，この奄美市というようなのは，とりわけ名瀬市です，旧名瀬市です。歴史的にも郡都としてさまざまな職種の人たちで構成される街でした。特に各種の公務員関係の人たち，ある一定の人口を維持してきました。それが社会の激変でですね，大減少を始めたんです。

私たちの身の回りで消えた職種，私たちが一番その年代でそれを感じますが，著しく激減した職種を考えてみます。まずＮＴＴ，５００名の職員が職を失って都会に出ていかなくちゃならない。５００名と言ってもですね，それに付随する家族を含めたら，２，０００人から２，５００人の，もしかしたら人口だったかもしれません。一挙に消えます。これはＮＴＴの技術変革のその波によって，否応なしにそういう形になりますから，それ，あっという間に消えたんです。また，私も記憶にありますが，沖縄の返還のときに，税関がなくなりました。それまでは税関があったんです。そして，九電がやっぱり合理化になりました。植物検疫所，裁判所，東京大学熱研，測候所もそうなりました。もう数え上げればきりがありません。胸の痛くなるような現象です。これに補充できる人口増の決めての有効対策が私た

ちには誰も手を打つことができませんでした。ずるずると腕をこまねいてきた結果がこの状態です。

私は中心商店街の衰退を見るにつけ，また旧名瀬市市街地の活力の衰退を予想以上のスピードで感じるとき，この人口問題はもっと危機感をもって取りかかるべきだと思います。平成３２年の５万人目標を，もっと前倒しして考える必要がありはしないか。そのためにもですね，定住促進施策は規模を拡大して考え直す必要があると思います。東日本大震災関連で移住希望者があれば，もっと大規模に受入れを真剣に考えて，人口増問題に悩む奄美市の抜本改革に向けて考える必要があると思います。また，ここをお願いしたいんですが，東北の震災復興の力になるためにもですね，東北関係の製造業，加工業の支店，工場支店などの誘致等はあり得ないか。名乗りを上げて戦略を打つべきだと思います。これは，奄美の六次産業をこれから育成しなくちゃなりません。あの東北にあるおびただしい加工業，六次産業の技術を，真心をもって迎えて，定住移住促進，そういったものと結び付けて，企業誘致を奄美市に将来戦略のビジョンとしてですね，是非，奄美市役所の中枢部の戦略を考える部署で，是非考えていただきたい。こういう時代のこういうときに，それと結び付けて，ただ一極定住促進だけを考えるんじゃなくて，定住促進を図りながら，企業誘致を考える。その企業も地場産業を育成するために利用できる，その有効手段も考える。結び付いた，そういう総合的な戦略ビジョンをどうか考えて，この人口問題を取り組んでいただきたいと，私はそう思うのです。口酸っぱくなりましたけど，どうかよろしくお願いをいたします。

私はですね，今回，一般質問を以上のように進めていこうと準備をしました。つまり，復帰６０周年記念ももう奄美を打って出る，そして奄美がこんなにすばらしいんだということを，もうそれこそ，市長が前の選挙で私はトップセールスマンになる，トップセールスマンになるというのは，そういうことだと思う。そして，産地間競争を勝ち抜く。奄美のものをどんどんどんどん大都会で勝負をかけていく。こういうために今度の６０周年も考えていく。ああ，奄美はこんなところなのか，そんな芸術があるのか，そんな文化があるのか，そんな物産があるのか，そんな田中一村の絵があるところなのか。これを具体的にですね，やっぱりもっていくようなことをしなければならないという思いから，この復帰６０周年の事業のことと，人口増のことを進めておきます。

実は，その原稿を書きながら，テレビはロンドンオリンピックが行われました。日本選手団が本当に感動的な活躍をして，胸躍る日が連日続きました。世界のアスリートたちが金メダルを胸に，誇らしく表彰台に上り，満面の笑みをたたえつつ，自国の国歌，歌ですね，国歌が流れる中を，世界中が見ているその真ん中で，自分の国の国旗を注目している感動に体全体で喜びを表してるその姿に，私は本当に拍手を送りました。

私はオリンピックのこの場面を見るとき，決まって思いだすことがあります。それは奄美群島日本復帰運動の最中，復帰協議会議長　泉　芳朗が名瀬小学校の校庭に集まった大群衆を前にですね，これが日本の旗日の丸です。私たちは日本人ですと紙に書いた日の丸を示しながら呼びかける，そういう場面のことを思い出します。私は６歳ですので，よちよちながらも覚えております。軍政府係官が飛んで来てですね，軍政令違反だと言って阻止をします。泉　芳朗は一歩も退かず悠然と自分の国の国旗を慕い求める心と，祖国日本国家を日本人として当然の帰属運動である民族運動としての論陣をですね，堂々と主張します。奄美郡民はそれを見て奮い立ってこの復帰運動が突き進んでいくほどの出来事があったのです。いわゆる日の丸事件のことです。オリンピック，パラリンピック，いずれのものの中でも，血のにじむような長い努力の果てのその選手の帰属する国家に，それこそ端的に象徴する国歌と国旗を尊敬する全人類の共通した姿に，私は奄美の祖国日本復帰運動の祖国を慕い求める国歌への思いと国旗への尊敬が，二重に重なって思いだされました。どうしても奄美群島復帰６０周年を子や孫に語り継ぐために，感動的・躍動する形の残る，何か後世に残る奄美群島復帰６０周年記念事業をやらなければならないと確信をいたしました。

また，そういった思いの中で，日本周辺ではまるで日本人の戦後日本人としての国家感を嘲笑い試すかのような事件が，事案が続きました。御案内のとおり，ロシア，メドベージェフ大統領の北方領土への視察，韓国，イ・ミョンバク大統領の竹島上陸，その後の常識を逸脱したとも思える天皇陛下への発

言，その後の韓国国民の行動，そして尖閣諸島問題です。尖閣も琉球も中国のものと叫ぶ中国群衆の姿，これはどうしようもない民主党野田政権の弱体，弱腰国家感のなせるわざだと思います。同時に，戦後日本政治をここまでもってきた，残念ながら自由民主党政権にも大きな罪があると私は思います。そのことは，その場しのぎで過ごしてきた日本国家が今試されているのです。

先日，自衛隊における東富士演習場での南西諸島離島を想定した奪還演習が行われた報道がありました。演習だからとして，詳細は明らかにされていませんが，南西諸島と銘打ってのこの演習が，奄美群島のすべての島も含まれると思うのは，島に住むものとしてわたしは当然だと思います。私たちはもっと切実にこの周辺事態を考えなければならないときが来ているような気がしてなりません。遡れば北朝鮮工作船による奄美近海の巡視船あまみへの銃撃戦，あの事件の恐怖も喉元通ればの言葉どおり，奄美の人は忘れ去り，語ろうともしません。もっと奄美群島が国境の島であることを切実に意識しなければならないと，私は強く思います。異民族支配がどんなものかを一番知っており，自分の国の国旗を揚げ，仰ぎ見ることのできない時期を経験した私たち奄美は，今，本当に真剣に考えるべきです。そういった意味から，離島が人口減となり，衰退していく姿で，その島をその領海を守ることができるでしょうか。否です。離島がその魅力を発揮して，人口が増え，いきいきと豊かに生活している現実があってこそ，自国の領土，領海は自国で守る当たり前の国家意識が，国民の自覚が定着してこそ国防があり，国家防衛ができると，私は固く信じています。

そういった意味からも奄美の重要性，島しょの重要性，これを是非，奄振を組み立てるときにも，堂々とその重要性を主張してください。これをこれから奄振を検討し，積み上げていく，作り上げていく政治も，行政も，真剣に私たちの奄美は当然私たちが住んで，私たちがこうして生きて，歴史を積み重ねているからこの島を守れているんだというぐらいの気持ちを持って，奄振は当然に私たちがそういったことをするための必要なものであるという主張を，是非展開していただきたいと，私は思うのです。そういった意味から，奄美市の人口増問題，そして復帰，これを強く強く市当局に求めながら，私はこの奄美の進むべき道を，是非みんなで頑張っていかなければいけないんじゃないかと思います。

政治の流れは，政局は激しく動き出し，今，こうしている最中にも，恐らくテレビで激動の状況が出ていると思います。戦後レジームからの脱却の機運が満ちて来ました。私はこの奄美の政治も確実に変化する可能性を帯びてくると感じています。日本の政治も必ずよくなる。必ずこの危機を意識して組み立て直す，今その胎動が聞こえてくる。私はそのように思います。奄美もその中の一つです。そういう期待を感じながら，私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で自由民主党　元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４０分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします（午後３時５５分）

引き続き一般質問を行います。

奄美民主の会　渡　雅之君の発言を許可いたします。

９番（渡　雅之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。本日最後の発言であります。

当局におかれましては，手短かに要領よく回答をお願いしたいと思いますが，奄美民主の会の渡　雅之であります。

質問に先立ち，先の台風１５号で被災に見舞われました市民の方々にお悔やみを申し上げ，一日も早い復興を祈念するものであります。

先週末，国会は重要法案，とりわけ赤字国際発行法案の成立ができないまま閉会いたしました。これにより政府の財政出動が制約され，地方交付税の支出抑制が閣議決定されました。これは県の財政はもとより，本市にとっても極めて重要な問題であります。東日本大震災や原発事故などの国難に一早く対応するためにも，党利党略ではなく与野党の一致協力が大事ではないかと考えます。国内政治のごたご

たを見透かしたように，周辺諸国では竹島上陸の問題，尖閣諸島への上陸など，我が国を脅かす事案が発生しております。このような領土問題など，高度な政治判断についても与野党一致団結して問題解決に当たっていただきたいとものです。

そこで，最初の質問に入ります。平成２４年６月に成立しました改正離島振興法では，国の領域排他的経済水域，いわゆるＥＥＺの保全の上からも，国境島しょ地域への配慮がなされ，特に重要な離島として定義付けております。市長の考えをお伺いします。

次の質問からは発言席で行います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

総務部長（安田義文君）　今，議員から御案内のとおり，平成２４年６月２７日改正の離島振興法の中で，国の領域，排他的経済水域の保全，海洋資源の利用，自然環境の保全等に離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている旨を規定しております。奄美市としましても外海離島である奄美群島の各島々が，我が国の領域，排他的経済水域の保全，海洋資源の利用，自然環境の保全に重要な役割を担っているものと考えているところでございます。

９番（渡　雅之君）　今，当局がお答えになりましたこの離島振興法なんですが，今までの離島振興法とは大きく異なっておりまして，先般から同僚議員が発言されていますので，詳細についてはもうみなさんお分かりのことだというふうに認識しております。この改正離振法というのは，もう全く新しいスタイルでの法律になりました。特に外海離島，とりわけ国境を接する地域の離島についての重点配分，こういったのも新たに出てきていますし，特例措置も今後ますます多くなってくるかと思っています。今後とも奄振を考えたときに，離島振興法，沖振法など，つぶさに研究しあいながら，いい形での奄振ができるように希望するものであります。

次に，領海警備の重要性と海難，水難事故の対応であります。ここ最近，領海侵犯，海上犯罪，海難事故等々が奄美群島周辺でも発生しております。特に平成７年１０月２７日には大麻が喜界島に漂着したと，これが大きなニュースになっていまして，どこから来たのかというところで，まだ不明なところであります。このような奄美群島周辺では極めて重要な事案が発生しているわけですが，海の警察ともいえる海上保安庁がこの所管に当たるということであります。奄美群島は南北約２００キロ，第十管区のあります鹿児島からは３７０キロ，沖縄の那覇からも２７０キロ，緊急時にヘリコプターを要請しても，なかなか到着にも相当な時間がかかるということになるわけです。平成１３年１２月に発生しました北朝鮮の工作事件，それ以来，奄美海上保安部では，かいもんという最新の高速艇が就航しているわけですが，奄美海上保安部で今，船艇が３隻，古仁屋海上保安部で２隻，この５隻で２００キロの領海をカバーしているという，極めてその装備では薄いんではないかというふうに考えるところであります。第十管区あるいは第十一管区の狭間にあるこの奄美海域に，どうしても迅速に対応できるヘリ搭載型の大型巡視船，いわゆるＰＬＨという規模の巡視船ですが，それの配備が重要になってくると思っています。

先週ですが，９月７日付けの金曜日付け地元紙によりますと，海上保安庁は不審船や尖閣諸島への対応として最新鋭の大型巡視船や中型ヘリコプターを導入する。また第十管区も人員や装備を増強し，尖閣諸島周辺への応援体制を整えるという記事が載っていました。これを機会に，私も勉強不足なんですが，以前にもこういった当局のほうで動きがあったというふうには聞いているんですが，この機会にですね，１２市町村長及び関係機関と連携して，強く県・国のほうに要望できないか伺います。

市長（朝山　毅君）　渡議員にお答えいたします。議員御指摘のとおり，奄美群島は外海離島であります。海の警備，海難事故，水難事故の迅速な対応は海上保安部の果たす役割が大変大きいものと思っております。また，事故などを未然に防止する上でも，海上保安部，消防，警察，行政の連携が大切なことは

言うまでもございません。喫緊の例で申し上げますと，８月１日に発生しました土盛海岸の水難事故の救助に関しましても，平成２２年１０月１２日に奄美海上保安部と大島地区消防組合本部が水難事故の際の相互協力覚書を交わしたことにより，それまで以上に連携ができ，緊急要請から消防の緊急車両で出動するなど，迅速な対応が図られているつもりでおります。捜索に関しましても，沖縄の海上保安部からヘリが出動いたしました。海上保安部，警察，消防，消防団，漁協，地域の皆さん方，行政と関係機関連携を図り，捜索にあたっております。その後，８月１３日には，奄美大島北部事故対策連絡会を開催いたしまして，関係機関で水難事故防止対策について意見交換を行い，今後，かような事案が発生することにないように努めているところでございます。

なお，議員がお話しになりました要望につきましては，平成２２年８月に奄美市大島郡町村会，大島郡市町村議会議長会，鹿児島県議会奄美群島振興議員連盟で海上保安庁へ奄美海上保安部へのヘリ搭載型大型巡視船の常備ということで要望書を提出いたしております。また，議員が今お話しになりましたとおり，９月７日の新聞等の報道にもありますとおり，第十管区保安本部も含めた人員，装備の充実を図る予算を，来年度予算に計上いたしておりますので，今後とも予算が満額確保できるように，関係機関と連携を図りながら一生懸命努力をしていきたいと考えておりますので，議員各位の御指導，御支援もよろしくお願いしたいと存じます。

９番（渡　雅之君）　平成２２年にも８月に海上保安庁のほうに要望書を，陳情書を上げているということでありまして，今後もですね，この奄美の海を守る，国境を守るという観点から，強く中央のほうに要請行動をやっていただきたいというふうに思っております。

次に，３点目の災害に強いまちづくりということで，一昨年の１０月２０日の豪雨災害以来，この問題は取り上げられているところでありますが，国内はもとより，国外でも自然の猛威にさらされているというのがよくテレビの映像で流れているわけです。いつ何時，どのような規模なのか，予測が難しい状況があるわけですが，最近では緊急地震速報，あるいはＪアラートとかいう高度なデジタル機器を使った速報体制がされているわけですけど，だけど，集中的に降るゲリラ的な豪雨ですね，それについてはなかなかその規模が難しいというのが実情であります。しかし，そういった大規模災害を想定した中で，同対策を取るかということは，人的な問題ですから可能だというふうに理解しています。

最新の内閣府の発表によりますと，これも先週出たんですけどね，南海トラフで巨大地震が起きると奄美市は７メートル，最大津波高が押し寄せると。到達時間は約１時間前後ですね。この発表を基にすると，名瀬管内，名瀬地区管内で申しますと，もう古田のあたりまで潮が上がってしまうという形になります。ちなみに名瀬小学校の交差点の海抜表示板を見ますと，４メートルとなっています。この本庁舎が災害対策本部になるわけですが，地下の部分，あるいは１階の一部が水に浸かるということになります。更には，小浜町にあります大島地区消防組合，これはややもすると海面の下になってしまうんじゃないかという，７メートルというすごい高さになるわけですから，このことについて当局はどのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思っています。

総務部長（安田義文君）　議員御案内の８月２９日に内閣府から公表されました南海トラフ巨大地震を想定した奄美市における津波の高さは，私どもの資料によりますと，１１パターンで一番大きい津波が６メートルと伺っております。津波による水深１センチメートル以上の浸水面積は４．８平方キロメートル，１センチ以上浸るところが４．８平方キロメートルにわたるということであります。これによりますと，現庁舎本館前の道路は海抜５メートルでございます。庁舎裏駐車場前の道路は海抜３．４メートルであります。御案内のとおり現庁舎は浸水する恐れがあるということでございます。

このようなことから，新庁舎建設候補地の選定に当たっては，災害等を想定し，災害時においても防災拠点施設としての機能が十分発揮される場所を建設候補地としての選定していただきたいとの御提案かと思います。御承知のとおり名瀬本庁舎建設に関しましては，学識経験者をはじめといたします多くの方々で構成されます本庁舎建設基本構想策定委員会，これを設置いたしまして，庁舎建設候補地や建

物規模，機能などについて議論をしていただき，庁舎建設の核となります本庁舎建設基本構想を策定する予定で準備を進めております。当然のことながら，この策定委員会において必要とされる資料につきましては，建設候補地の地震等で想定される津波の高さや海抜等を表記した資料なども提出する予定でありますので，策定委員会においては災害等も考慮した議論が十分になされるものと考えておるところです。

９番（渡　雅之君）　今，当局のほうから御答弁いただいた，若干数字がちょっと違うような気がするんですが，私は新聞で見た限りで７メートルということでありますので御了承いただきたいというふうに思っています。確かにこの本庁舎，消防という災害対策本部の本部が水に浸かるというようなことになってはもう絶対いけないわけで，やっぱりこの本庁舎の策定，建設策定ということについては，十分な場所も含めた論議をしていただきたいというふうに思っております。

次に避難訓練というところになりますが，名瀬地区で見ますと名瀬中学校が７メートル以上にあるわけですから大丈夫なんですが，各小中学校は７メートル以下にあるということになりますが，防災訓練，避難訓練等はどうなっているのかお伺いしていきたいと思っています。

教育長（坂元洋三君）　奄美市内の小・中学校における災害対策についてお答えいたします。

まず，避難場所については各学校で確保されております。ただし，海抜が低い場所に位置する学校もありますので，このような学校については地域と職員で連携を図り，そしてより高い安全な場所に避難するといった訓練を実施しているところであります。また，本市が作成した避難ビルのリストを市内全中学校に送付し，より安全な避難場所の確保についても周知を図っているところでございます。

次に，津波の避難訓練状況についてでありますが，市内全３３の小・中学校で実施されております。そして，先の東日本大震災を受け，地震・津波発生時対応マニュアルを全小・中学校が作成し，各学校ではこれに基づいて万が一に備えた避難行動について訓練しております。以上です。

９番（渡　雅之君）避難訓練が十分なされているということで御理解，理解いたします。小学校，教育委員会関係は十分な避難訓練がされているというようなことなんですけど，やっぱり一番幼児を扱っている，乳幼児を扱っている福祉部門でいきますと，保育所の訓練とか，確かに小さな子どもを避難させるなんていうのは大変だと思うんですけど，その辺の訓練と言うのはできていますでしょうかね，お伺いします。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは，保育所についてお答えいたします。保育所等の児童福祉施設におきましては，非常災害に対する具体的計画を立てて，これに対する普段の注意，そして訓練をすることが義務付けられております。それらを踏まえまして奄美市の全保育所において，定期的に地震，津波，台風などの各種災害を想定した訓練を行っております。以上でございます。

９番（渡　雅之君）　はい，ありがとうございます。子どもたち，小学校の低学年の方々もそうですけど，やはり訓練ともなるとパニックになったり，大変な状況も想定されますので，十分誘導する方々の意識の高揚をお願いしたいというふうに思っております。

次に，福祉行政についてお伺いいたします。先般，地元新聞で群島内の生活保護の生活保護率が掲載されておりましたが，記事の内容が群島全体であるということもありますが，奄美市に限定して質問いたしますと，現在の生活保護の動向とその要因についてどういうことが原因で保護率が上昇しているのか，そこら辺りをお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは，生活保護の動向につきましてでございます。最新の７月分の統計によりますと，非保護世帯が２，１９６世帯，非保護人員が３，１５２人で，保護率は６９．６パー

ミルとなっております。平成１８年度の合併当時と比べてみますと，非保護世帯で２７８世帯，非保護人員で９１人の増加と年々微増傾向にあります。全国と鹿児島県の生活保護率でございますが，直近の本年３月分で全国が１６．５パーミル，鹿児島県が１９．２パーミルですので，本市はその３倍から４倍余りとなっており，非常に高率であります。

これらの要因につきましては，高齢，疾病，失業などさまざまで，必ずしも個人の責任に帰すべきものではないことが多く，自己責任論で処理できないケースが数多くあります。全国的には本格的な高齢者社会の到来及び景気低迷や雇用の流動化によるものと思われますが，本市ではそれに加え，基幹産業の本場奄美大島紬の衰退，また，公共事業の減などが複合的に作用しているものと考えております。以上でございます。

９番（渡　雅之君）地元紙にですね，ハブ買い上げ最多更新という大きな見出しであるんですが，その中で，背景に若者の失業，奄美大島では若い人々の持ち込みが，ハブのですね，多く見られるようになっていると。失業する若者の増加が背景にあるのではというふうに報じられております。雇用の確保，そのための産業の振興が，何と言っても先決だと痛感するわけであります。保護の動向と要因についてはよく分かりましたが，生活保護の扶助別のですね，支出内訳，そういったのが分かればお教えいただきたいと思っています。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは，平成２３年度の生活保護の扶助費の総額は約４９億３００万円となっております。その内訳の支出額の大きな順に申し上げますと，医療扶助費が約２９億５００万円と全体の約６０パーセントを占めております。次に生活扶助費の１４億１，９００万円，住宅扶助費が４億２，３００万円，介護扶助費が９，６００万円，教育扶助費３，２００万円，生業扶助費１，６００万円，葬祭扶助費１，１００万円，出産扶助費１５０万円の順となっております。以上が生活保護の扶助費の内訳でございます。

９番（渡　雅之君）　これで今の説明で見ますと，やっぱり医療費が相当６０パーセント余りということであるわけですが，増え続けている要因と言いますかね，どのようなところにあるのか。大阪辺りでは，大阪と言ったらいかんね，大都会ではですね，重複受診で，その薬をまた転売するというようなことが一部報道であったんですが，びっくりした事例であります。奄美ではそんなことはないと，絶対あってはならないというふうに思っているところであります。

最後にですが，今後の課題で医療費の抑制をどうするのか。例えば人工透析をしている人たちが指定医療機関では受けずに，指定されてない医療機関を受診していると。このことも大きな要因になるんじゃないかと思うんですが，そこら辺りも含めて御答弁をお願いします。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは，医療扶助費削減の取組でございますが，医療費の増加は全国的なものでありまして，本市の生活保護世帯の類型別で高齢者世帯や障害者世帯，そして傷病世帯を合わせますと全体の約８割を占めていることから，一面やむを得ない側面もあると考えられます。しかし，現状で増加する医療費を抑制する手段としまして担当ケースワーカーによる健康面や生活習慣からくる疾病等への助言，また，国の補助金を活用した医療事務資格者のレセプト点検を４名配置しておりまして，重複受診，また頻回受診の発見などに対応しております。これらの実績としましては，平成２３年度のレセプト点検枚数は６万８６７枚，過誤調整枚数が２，１１６枚で，費用対効果額は８，４５９万４，０００円となっております。

また，３割から５割以上は安いジェネリック医薬品の使用促進については，去る６月２０日に医師会の定例会で説明依頼するとともに，薬局への依頼文書送付，更に対象者に対してはケースワーカーが丁寧に家庭訪問で説明し，協力を求めているところで，長期的な視点に立って医療扶助費の減につながるよう取り組んでおります。

以上でございますが，先ほどの厚生医療の部分については，指定と言うのか，厚生医療機関としての指定があって，一般の医療があるということで，住み分けがあるということで御理解をお願いしたいと思います。

９番（渡　雅之君）　分かりました。この４月からですかね，ケースワーカーが二人増員になったというふうに聞いています。これで十分，生活保護行政が運営されるんじゃないかというふうに期待しているところでありますし，職員のますますの頑張りに期待するというところでありますが，確かにケースワーカーの定数は充足したということなんですが，私たち，私としてみたら，ケースワーカーを扱う指導員が，大変な苦労をしているということでありまして，当局におかれましては，是非，指導員の増員を考慮に入れていただければなと思っております。

次に，３番目のテレビ難視聴地域についてでありますが，まだ笠利・住用・名瀬含めてもですね，山あい，あるいは谷あいに住居を構えているということで，いまだに難視聴地域があるように思われます。これについてその地域の把握はどのようにされているのかお伺いしたいと思っています。

商工観光部長（川口智範君）　本市では，テレビ難視聴地域について，新たな難視地区及び申告難視世帯として把握いたしております。また，昨年度のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し，市内で電波の弱い地点を調査し，状況把握に努めているところでございます。先ほど申し上げました新たな難視地区とは，アナログテレビ放送は受信可能であったが，地理的な条件等によりデジタル，地上デジタルテレビ放送の受信は困難であると，国及び放送事業者が特定した地区と定義されております。

次に，申告難視世帯とは国が提示した技術的な要因に当てはまる難視であることが，自己申告によって認定された世帯を示します。本市において平成２４年５月末現在で対応が完了していない新たな難視地区は７地区１０５世帯，申告難視世帯は１５世帯を確認いたしております。

９番（渡　雅之君）　この新たな難視地域と言うと，これはやっぱり今もちょこっと出て，聞き漏らしたんですが，デジタル化に伴って出た新たなという意味ですね。であればですね，私，浦上に居住を構えているんですが，浦上の奥のほう，奥万田地区と言うんですが，以前は工業高校の上にサテライト局が，ＮＨＫのサテライト局があったんですが，今回，大熊の山のほうに移動して，ＮＨＫはしっかり映るということなんですが，今度，民放がですね，従来もそうですけど，民放が雪が降ったみたいな感じで，ざらざらして映りが悪いというような状況があります。これについて，今後どのように対策をしていいのか，皆さんのところでお考えがあればお聞かせいただきたいと思っています。

商工観光部長（川口智範君）　今お尋ねの奥万田地区に限っての御答弁をさせていただきます。全体の部分で。全体につきましては，難視解消対策としては，１点目に協調アンテナ施設の新設による対策，２番目に高性能等アンテナによる対策，３番目にケーブルテレビへの移行対策という，国・県・市，ＮＨＫによる三つの支援措置がございます。また，その際に各世帯の負担が３万５，０００円を超える場合は，その額について県と市がそれぞれの２分の１以内で補助することといたしております。本市におきましては，これらの対策への取組により着実に難視解消のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

９番（渡　雅之君）　今言った３点のほうがあるということですが，地域住民との新たなデジタル地域が７地区ですね，申告地区が１５世帯ということでありますので，その方々との案件なども実施しながら，そこら辺りを検討しながら，是非，実現していきたいと，できればもう早めにですね，そこら辺りを実施できるようにお願いしていきたいと思っております。

次に４点目です。旧工業高校の利用状況なんですが，各施設，今，市が委託管理しています体育館，武道館，そしてグラウンドですね，これについての利用状況をお示しいただきたいと思っています。

教育委員会事務局長（日高達明君）　お答えいたします。大島工業高校の跡地利用ですけれども，大島工業は平成２４年３月，今年の３月に閉校により４４年の歴史を終えております。その後，多くの市民から地域の方々から，地域や市民の方々から閉校後も市民開放体育施設として利用できないかとの要望が寄せられため，市の企画調整課をはじめ教育委員会の市民スポーツ課で対応してまいりました。議員御質問の各施設の利用状況につきましては，７月１日の開放開始以来多くの市民に利用されております。開放時間は８時半から２２時，午後１０時までで，年末年始が休館日となります。１２月の２９日から明けて１月３日までが休館日です。なお，管理体制につきましては，臨時職員を２名雇用し，そのうち１名が常時待機して管理受付業務を行い，市民サービスに努めているところでございます。

また，８月末現在の利用状況につきましては，体育館ではバレーボール１１０件，バドミントン５５件の４，１２０名，それからグラウンドではサッカー１１件，野球３３件，４，４５０名，武道館では剣道１０件，ダンス５件，その他４件８００人，利用者の合計９，３７０人となっており，利用にない日はわずか３日間で稼働率９５パーセントとなっております。今後につきましても市民や地域の方々が利用しやすい施設としてサービスに努めてまいりたいと思いますので，御理解をよろしくお願いいたします。

９番（渡　雅之君）　今，質問で聞きますと９，３７０名の利用が２か月間であるということですから，これは相当な利用頻度という形になるわけですが，この９５パーセントの利用に対して，確かに体育館が１時間５００円，武道館が３００円というふうに聞いていますが，人員２人を雇っても，なかなか赤字は解消されない。むしろ皆さんの営業努力ということを今後もやっていただきたいし，できることなら向こう１か月間の予約という形はできるんですけど，どうですかね，９月１日に予約して，１０月末まで予約できるとか，１か月超えるわけですよね。だけど９月に借りると１０月も借りられますよという認識の方が多いんですよ。そこ辺りも柔軟に対応できるようにしていただければなというのが，利用者からの私に寄せられた意見でありまして，是非，そのような対応を取っていただきたいと思います。

次に，この体育施設以外の利用，教室などもありますし，多くの施設が向こうにはあるわけです。そして，向こうの敷地，浦上の方々が畑や田んぼを提供して，工業高校の建設に協力したというふうに聞いています。教室等については県のほうで管理しているわけですけど，この工業高校の跡地利用検討委員会というのもあろうかと，市のほうであろうかと思いますので，今後の展望など含めたことがあればお聞かせいただきたいと思っています。

総務部長（安田義文君）　県立大島工業高校の教室につきましては，例えばインキュベート施設などの企業誘致などをはじめとしまして，文化事業又は集会所としての地域による活動など，さまざまな可能性を有する施設であると認識いたしております。本市の具体的な取組につきましては，現在のところ庁内関係各課による検討会を組織し，利用計画の策定に向けた準備を進めておるところでございます。

今後におきましては，ワークショップの開催など具体的な情報収集方法も含めて検討し，内外からの有益な情報収集に努めるとともに，地域住民の方及び学校関係者をはじめとします，より多くの皆さんからの意見集約に向けて検討してまいりたいと考えております。活用に当たりましては，本市財政負担のバランスを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。その上で，地域にとって最大限有益な活用策を総合的に判断し，とりまとめた上で，県への要望を行ってまいりたいと考えているところですので御理解のほどをよろしくお願いいたします。

９番（渡　雅之君）　最後に要望しておきたいと思いますが，この広大な敷地についてですね，向こうは海抜１４メーターか１５メーターあります。南海トラフがきても大丈夫な場所でありますので，建設候補地にもなれればなというふうに思っていますので，私の考えだけを述べて質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で奄美民主の会　渡　雅之君の一般質問を終結いたします。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時３９分）

9月12日（3日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　西　公郎君	2番　安田　壮平君
3番　川口　幸義君	4番　栄　ヤスエ君
5番　師玉　敏代君	6番　多田　義一君
7番　橋口　和仁君	8番　向井　俊夫君
9番　渡　雅之君	10番　戸内　恭次君
11番　関　誠之君	12番　大迫　勝史君
13番　与　勝広君	14番　叶　幸輿君
15番　奥　輝人君	16番　平川　久嘉君
17番　栄　勝正君	18番　竹田　光一君
19番　渡　京一郎君	20番　元野　景一君
21番　里　秀和君	22番　伊東　隆吉君
23番　竹山　耕平君	24番　崎田　信正君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山　敏裕君
教育長	坂元　洋三君	住用総合支所事務所長	重久　春光君
笠利総合支所事務所長	川畑　克久君	総務部長	安田　義文君
総務課長	前里　佐喜二郎君	企画調整課長	東　美佐夫君
財政課長	菊田　和仁君	市民部長	田丸　友三郎君
市民協働推進課長	太月　美香代君	環境対策課長	高﨑　義也君
国保年金課長	森山　直樹君	市民部参事（税収統括監）	有川　清貴君
保健福祉部長	小倉　政浩君	福祉政策課長	重山　納君
健康増進課長	重田　久夫君	高齢者福祉課長	泉　賢一郎君
保護課参事兼課長補佐兼第一保護係長事務取扱	益田　久弘君	保護課参事兼第二保護係長事務取扱	圓　順次君

商工観光部長	川口　智範君	商水情報課長	前田　和男君
紬観光課長	吉　富進君	笠利産業振興課長	元多　政重君
農政部長	義岡　出君	農林振興課長	山下　修君
農政部参事	熊本　三夫君	建設部長	東　正英君
都市整備課長	上島　宏夫君	建築住宅課長	大石　雅弘君
笠利総合支所建設課長	中　秀喜君	上下水道部長	田中　晃晶君
水道課長	佐元　保輔君	教育委員会事務局長	日高　達明君
教育委員会総務課長兼行革調整監兼給食センター整備対策監	嘉原　孝治君	教育委員会文化財課長	山田　和憲君
農業委員会会長	前山　重一郎君	農業委員会事務局長	澤　修平君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	倉井　則裕君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	橋本　明和君
議事係長	麻井　庄二君	議事係主事	岸田　賢吾君

議長（向井俊夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。

会議は成立いたしました。

この際，御報告申し上げます。

渡　雅之君から昨日９月１１日の会議における発言について，会議規則第６５条の規定により，不適切との理由により一部訂正したい旨の申し出がありました。

申し出のとおり，議長において許可の上，会議録から訂正いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――　○　――――――――――――

議長（向井俊夫君）　本日の議事日程は一般質問であります。

一般質問に先立ちまして，答弁いたします当局においてお願いがございます。答弁は簡潔明瞭に，特に金額，数字に関するものははっきりゆっくり答弁をお願いいたします。

最初に，奄美民主の会　戸内恭次君の発言を許可いたします。

１０番（戸内恭次君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。２日目一般質問トップバッターを務めさせていただきます奄美民主の会戸内恭次でございます。・・。また，政権与党　松下忠洋大臣の御冥福をお祈りいたします。そして，被災された皆様の一日も早い復旧を願うものでございます。

一般質問に入ります前に，少しお時間をいただきたいと思います。この一般質問をテレビで御覧の皆さん，音声が聞き取りにくいという苦情を言われております。このことについては，関係者の皆さんに再三申し上げております。このことは近いうちに善処していただけるものと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから，先の市議会で消費増税反対を決議していただいたんでありますけれども，私も反対をしておりましたが，残念ながら通ってしまいました。国民の半分以上の方が反対してる消費増税でございます。心からお詫びを申し上げます。何度この場でお詫びを申し上げたか分かりません。日本を取り巻く島のいわゆる国境の島の環境厳しくなっております。解決しなければなりません。また，国内政治では，先の台風１５号以上に嵐が吹き荒れております。私はこの政権，民主党政権内ではございますけれども，消費増税でございますし，また，この増税をした現職がこのまま続けることが本当に民主党のためにいいのかなと疑問を思う一人でございます。この民主党政権に対する批判は強いわけでございますけれども，しかしながら，政権交代をして，また，良かった点もございます。大きな意味で言いますと，大変良かったことが奄美のほうにはあります。各自治体が非常にやりやすかったということもございますけれども，大きな意味では，国民に政権交代に対する安心感を与えたと常に思っております。というのは，自民党から民主党，それから今度また政権交代があるでしょうけれども，政権は常に国民のための政権交代だと思っておりまして，そういう意味では，政治は国民のために前進をしていると私はいいふうに考えておりまして，国民もその政権交代については全く心配がない，本当に国民のための政権を選んでいただけるものだと思っております。

さて，一括交付金の問題について質問しようと思いましたが，昨日の関議員がしっかり当局にお聞きいたしておりまして，私はこの件については割愛をさせていただき，最初の質問は，集落対策についてからいたしたいと思っております。しかし，この一括交付金というのは，大変魅力のあることでございまして，島の各首長の皆さんが奄美枠を要求しております。私はここでこの一括交付金がもしできたらということで，幅広い利用ができるものであればということで提案を２，３してみたいと思います。

網野子トンネルが着々と進んでおります。この網野子トンネルの効果促進事業の一つとして，例えば古仁屋から徳之島，あるいは喜界島向けの高速船は走らせることはできないかと。こうした高速船を一つの海上の国道事業として見れば，この事業奄振の一括交付金の中でできるものではないかと。実はいろいろこういった要望がございます。もう一つは，伊仙町の公設ドーム球場でございます。闘牛場は，この奄振事業の中で今着々と造られつつあるわけでございます。大変私はすばらしい施設だと思ってお

ります。こうした奄振事業の二つの事業で造られたものを結ぶルートができると，これはまた観光資源にもなると期待をしたいところであります。また，池袋で物産展がございましたけれども，東京でアンテナショップを造ることはできないだろうか。これも市民からの要望も強いものでございます。また，鹿児島市において，子どもたちのための格安の施設はできないかと。これも要望がございます。残念ながら，旧名瀬市が持っていた土地が売却をされましたけれども，こういう土地があれば，利用して，奄美の子どもたちがスポーツ等で遠征をし，勝ち残ることを苦にすることなくできるのではないかと。そういう意味で格安の子どもたちのための施設ができないものかということでございます。また，人材育成のための諸施設，研究所，図書室，学習室など整備ができないかと思っております。更に，ジェット機「７３７－８００」が５６億，５８億と言われておりますが，これを奄振事業で購入して，低価格航空運賃を確実なものにする。今までなかなかできなかった航空運賃を確実に安くすると，こういう方法等ございます。私は一般交付金化することによって，こういったものが利用できないものかと思っております。

それでは，次の質問は発言席から行います。ありがとうございました。

あ，失礼をいたしました。

次の質問は，集落対策についてでございます。一つ目は，知名瀬集落の要望である市営住宅の対策はどうなっているかということでございます。よろしくお願いします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

建設部長（東　正英君）　おはようございます。では，早速答弁させてください。

知名瀬集落の公営住宅の建設につきましては，平成２２年６月４日付で陳情書を受理し，そしてまた，去る６月１１日に行われました市長とむんばなしの中でも同様の要望があったところでございます。近年の社会経済状況の変動により，国・県におきましては，住宅の量の確保から，既存の住宅の質の向上を図るべく，公営住宅の長寿命化による良質な既存住宅の確保及び空き家の有効活用等の促進へと施策の転換が進められているところでございます。

本市の今後の公営住宅の計画といたしましては，知名瀬集落を含みます名瀬郊外部，住用地区，笠利地区における重点施策といたしまして，老朽化した住宅の改修及び空き家を期限付きで借り上げる制度を推進するとともに，子育て世代の公営住宅への優先入居等についても検討してまいりたいと考えております。また，公営住宅の新設につきましては，他の集落からの要望等も多数ございますし，本市の財政的な問題等もありますので，今後とも待機入居者の状況及び地域の実情等を考慮し，総合的に検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　ありがとうございました。着々と少しずつですが，集落のそれぞれの集落の要望に従って進めておられるようでございますので，どうぞよろしくお願いをいたします。

次に，２番目の市集落からの災害対策要望についてでございますが，市及び県のほうでどういうふうな対策，あるいは要望を受けているか，教えてください。

農政部長（義岡　出君）　おはようございます。市集落の大雨に対する排水対策についてお答えいたします。

住用地区におきましては，農業の振興と農村集落の環境整備を目的とした県営中山間地域総合整備事業の導入に向けて現在取り組んでいるところであります。その中で市集落におきましては，集落排水路の要望があり，事業実施に向けて現在計画を進めているところであります。市集落排水路の計画でございますが，大雨の際に市小中学校敷地内の排水路と接続している集落内の排水路から水が漏れ，近くの住宅が浸水する現状を踏まえ，学校正門側の擁壁に沿って新たに排水路を作り，幸田川下流に排水する延長１５０メートルの排水路の整備を計画しております。この排水路を整備をすることにより，大雨

時の排水機能が向上し，避難所に指定されてる市小中学校への経路が確保され，児童・生徒の登下校や車両の通行の危険性が改善されるほか，家屋浸水等の危険性が改善されるものと考えております。

なお，中山間地域総合整備事業は，平成２５年度から３０年度までの６年間の事業計画であり，事業施行者は鹿児島県となっております。県によりますと，集落要望の高いものから順次事業を実施していく計画とのございますので，御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

１０番（戸内恭次君）　ありがとうございます。いろいろと計画が進められているようでございますが，私は早急にですね，一番早くしなきゃならないのは，排水施設ですね。確かに護岸等いろいろ事業は必要だとは思いますが，まずは早急に排水設備をしてもらいたい。これは緊急に要望したいと思いますが，いかがでございますか。

農政部長（義岡　出君）　２５年度から事業が計画をされておりますので，先ほども答弁しましたように，各集落の要望の高いもの，市集落も一応要望の高い排水路でございますので，とりあえず早急に事業ができるように計画していきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　排水路ではなくて，排水施設ですね，ポンプですね，排水ポンプですね，そういったものを早急に整備をしていくということが，いつまた同じような自然災があるか分かりませんので，そのことを要望して次に移ります。

３番目，農地法関係についてでございます。区画整理事業に伴い，宅地並の課税をしているわけでございますが，課税だけは宅地並ということで，どうも不自然な感じもするということが一般的に言われてるんですが，その付近は何か解決策はないのか，地目変更はもう区画整理事業すると同時に，換地処分すると同時に，宅地というふうなことにできないのか，まずその点からお尋ねいたします。

建設部長（東　正英君）　農地につきましては，区画整理事業区域の内外に関わらず，地目変更につきましては，農地法第４条及び第５条の規定によりまして，申請を個人で行い許可を受ける必要があります。したがいまして，区画整理事業で個人に代わって地目変更に対する農地法の許可を受ける手続きは行っておりませんので，御理解をいただきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　それでは，課税をその農地であるにも関わらず，宅地並にしているということは間違いありませんか。

市民部長（田丸友三郎君）　間違いありません。

１０番（戸内恭次君）　そういうことで，課税だけは宅地並と。しかし，その農地のままにありますと，農業委員会に手続きを取らなければならない。いろいろな面倒なことが起きるわけでございます。もともとあの区画整理事業の目的というのは，良好な宅地を生み出すための区画整理事業というふうに認識しておりますので，その点からしますと，そういうことが本当にできないのか，法律的にできないのか，本当にできないのか。というのは，地籍調査等でですね，現状に即した地目に変えることができるということは認識しておりますが，その２点，いかがでございますか。

建設部長（東　正英君）　区画整理事業は，はい，議員おっしゃるように，良好な宅地を作るのを目的にこうやっております。ただですね，地目の変更につきましては，個人が宅地にするのか，農地のそのままでするのか等々個人，これは個人が申請する形になっておりますので，我々はやっておりません。先ほども言いましたように，農地法の４条，５条の申請に基づいてしてもらうという形になります。ただ，換地処分時に施工者が登記簿を地目を農地から宅地に変更はするんですが，その際も換地処分以前に個

人がですね，農業委員会に５条申請，４条申請を出した方に対してはやります。ただ，換地処分後もですね，以前の農地のままであったら，それにつきましては個人が申請，農業委員会に申請を出して，農地から宅地への変更申請を出して，個人でやってもらうという形になってますので，御理解をいただきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　今やはり矛盾がありますよね。その宅地を農地として利用する。いわゆる農業というか，それを通してその区画整理事業をしたところをですね，使う。表面的にはそうですよね。だからといって，農地として使ったから，農地並の課税であればいいんですが，宅地並の課税なんですね。それはもう宅地に替えても，いわゆる農家に対するいわゆるその所有者に対する負担はない。おそらく農業をしておれば，多少課税が減額されるのではないかと思って，こう早々に替えないのかもしれませんが，その付近が少しこう矛盾してるんですが，そこはいろいろ法整備もありましょうけれども，どうでしょうかね，御意見聞かせてください。

市民部長（田丸友三郎君）　あくまでも課税は現況課税でございます。ですから，農地のまま置いて，実際に農業をされる方についてはそれなりの課税というふうになります。

１０番（戸内恭次君）　そのことについては私も少し認識が違ってたようでございますが，よくいろいろこの仕事が農地との関わりがあるわけで，その区画整理事業と関わりがあるわけですが，一般的に宅地並課税をされているということが多いもんですから，あえてそう申し上げたんですが，いわゆる農地として使っておれば，農地並の課税で推移するということでよろしいですか。

市民部長（田丸友三郎君）　農家としての届けがあり，農業の収益を受けてるという観点から現状種類が宅地であっても，農業を営んでる場合は農地並課税となります。ただ何もしないで，そのまま登記上農地のまま放置されて，現状としては区画整理事業等事業が終了しても，その変更がなければ，現況課税ということで宅地並課税をしてるということでございます。

１０番（戸内恭次君）　はい，分かりました。宅地並課税を免れるためには，それなりの条件があるようでして，少し厳しいのではないかなと。区画整理事業の法に基づくのであれば，何らかの形で地目変更してもいいのではないかと思います。それと，こういうふうにその農地を持ったところが区画整理事業にあったと。そういうことで，しかし，これを売買をしたり，いろいろなことに処する時に，非農地証明というものがあればいいのではないかというふうな意見もあるんですが，非農地証明を原則として出してもいいのではないか。原則として出してもいいのではないかと思いますが，いかがですか。

農業委員会会長（前山重一郎君）　ただいま区画整理事業終了区域内の農地を非農地証明できないかという御質問ですけれども，区画整理事業区域内の農地の地目変更については，非農地証明はできないものと考えております。非農地証明願いについては，２０年以上耕作が放棄された山林，あるいは原野化している農地については，農業委員会の定例総会で議決を得て非農地の照明をしているところでございます。また，今後とも農地の地目変更につきましては，農地法の第４条及び第５条の許可申請で手続きをしてまいりたいと考えておりますので，御理解よろしくお願いいたします。

１０番（戸内恭次君）　もう少しその非農地証明を出す条件と言うんですかね，そういったもの，先ほどその宅地並課税はされるということでですね，そういう場所であれば，非農地証明というのは私は出しても何ら農業委員会の目的に沿わないわけでもないし，むしろ市民サービス，住民サービス，区画整理事業を受けて土地を高度な土地として利用しようということが，区画整理事業をする時に皆の賛成をもらうわけですから，そういう目的でやっているにも関わらず，片方ではなかなかそういう目的にそぐわ

ないようなことになってますので，その付近はどうお考えですか。非農地証明は出すべきだと思いますが。

農業委員会会長（前山重一郎君）　おっしゃることも十分よく分かるつもりでございますけれども，私たち農業委員会としましては，非農地の許可をするというのは，やはり平地は平地の部分については非常に難しいものと考えておりますし，なかなか全会一致で非農地の証明はできないものとなっております。ただ，山間地においての本当に原野化してるようなところ，耕作が２０年以上，先ほど言いましたように２０年以上放棄されているところ，そういったところにつきましては非農地証明を許可をしているところでございますので，御理解いただきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　住民にとってはですね，そういうことはなかなか煩わしい手続きを取らなきゃならないということで，不利な立場でございますので，何かスピーディーにと言うか，そういったことができるような方策が研究をしていただければなと希望を申し上げて終わります。

次，農振地域解除の期間を，解除までの期間を短縮できないか。農振興地域と言うとですね，なかなかいわゆる解除が難しいというのが，時間はかかると，そういうことで，農振地域解除のできる条件のところであれば，スピーディーにそれをしてあげるということはできないのか，お尋ねいたします。

農政部長（義岡　出君）　農業振興地域整備計画は，農業の健全な発展を図る目的と定められ，農地を守るための計画であります。農業振興地域計画の見直しについては，農業振興地域の整備に関する法律に基づいて行われます。数年に１度大きな地区の編入，除外，また，１年を通しての農用地利用計画変更申出書による軽微な変更を実施しております。農業振興地域の農用地の除外とは，利用が規制されている農業振興地域内の農地を宅地や工場，店舗，駐車場等に転用した場合に行う農業振興地域の農用地区区域の指定を外す手続きのことであります。

その手続きにつきましては，農用地利用計画変更申出書により，市は農業委員会，農業協同組合，土地改良区の意見を求め，それをもって県と事前協議を行います。市はその後，農業振興地域の整備に関する法律の第１１条に基づき，整備計画の公告を縦覧を３０日間，本変更に対する異議申出期間１５日を経て，県への協議の提出となります。このようなことから，申請を受けて除外決定の公告まで現在概ね６か月程度の期間を要しています。このようなことから，申請から許可までの期間につきまして，今回法律の改正がありまして，公告した日の翌日から起算して３０日間縦覧に供するとなっておりましたのを，概ね３０日間の規定と定められましたので，これによりまして，今後解除までの期間の短縮に取り組みたいと考えております。法の下での期間短縮，事務処理，関係機関からの意見徴収の迅速に努めながら，許可までの期間短縮に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１０番（戸内恭次君）　はい，ありがとうございました。期間短縮に御協力をお願いいたします。

次にですね，これは質問にはございませんが，農振解除と関連しますので，最近太陽光発電のことが言われるわけですが，農振地に太陽光発電を設置する時に，農振地解除の手続きまで必要ですか。特別な処置はないですか。

農政部長（義岡　出君）　農用地の解除は必要とします。

１０番（戸内恭次君）　ありがとうございました。それでは次の質問に移らしてもらいます。

奄美市活性化対策についてでございます。昨日も活性化対策について，これは大変な奄美市の状況じゃないかという危機感を訴えている同僚議員もおりました。市の考えとして活性化対策，何か具体的なことがありましたら，教えていただければと思います。

総務部長（安田義文君）　議員御指摘のとおり，奄美市の人口は減少傾向にあります。市といたしましても，人口減少に歯止めを掛ける必要があり，大きな課題であると考えております。しかしながら，人口減少に対する施策といたしましては，まず外部からの人口を誘致することによって人口を増やす施策と，それから，島内の出生数を増やすといった内部の努力による人工増加施策の二つの方向性があると考えております。また，人口増加のためには雇用の確保が必要でございますが，今本市をはじめ奄美群島におきまして雇用の創出と地域の活性化を目指して取り組むべき重点分野といたしまして農業・観光／交流・情報，これを掲げ，産業振興に取り組んでおります。

本市では，奄振事業を活用いたしまして，農業では果樹のブランド化に向けた選果場の整備，観光／交流では奄美群島観光物産協会の設立，更に情報では情報通信産業インキュベート施設ＩＣＴプラザ笠利の整備など雇用につながる事業を実施しているところでございます。また，来年３月の完成を目指しまして，現在策定作業中の１０年後の奄美群島の将来像を見据えました奄美群島成長戦略ビジョン，こちらにおきましては，これら三つの分野に加えまして，奄美のオリジナルを演出します文化，それと各分野の振興に必要な人材を誘致する定住を加えた５分野について戦略の方針として位置づけることとされております。

いずれにいたしましても，今後の奄美群島の振興については行政だけではなく，民間の皆様とも連携を図りながら，着実に取り組んでいくことで雇用の創出につなげ，ひいては人口の増加につなげればと考えておるところでございます。

１０番（戸内恭次君）　度々このことについてはお尋ねしてるんですが，やはり同じような答弁のように聞こえるんですね。ですから，この答弁を聞かれた一般市民も，議員の皆さんも，これで人口が増えると，わくわくするようなそういうこう楽しみを持てるような対策ではない。少しずつ着実にその雇用の機会を作ったりいろいろやってらっしゃるということは理解できるんですが，もうそういうことでは間に合わないのではないかと思うような多くの人々が危機感を持っているというのが，今の現実であります。そこで私は提案を申し上げ，先ほど申し上げましたけれども，そのまず交流人口の増加ということをてっとり早くやってもらう，やる方法としてですね，格安航空運賃という方法があると。とにかく運賃を安くすることによって，奄美のほうへ訪れる人々が増え，買い物があり，また，宿泊がありということで，多くの効果が期待されるわけでありますが，格安航空運賃について少しいろいろ述べてみたいと思います。

ところで，今奄美を飛んでいるＪＡＣのことについてまずお尋ねですが，決算内容等について若干お尋ねしたいんですが，ＪＡＣの総売上，そして役員，職員，別々の人件費，あるいは経常利益，この３点についてですね，教えていただければと思います。いかがでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　ＪＡＣの経営内容につきましては，平成２２年度に黒字に転換いたしております。具体的な数値につきましては，民間企業でのお話でございますので，差し控えさせていただきたいと思っております。なお，職員数等については，手元に資料を持っておりませんので，後日また連絡したいと思っております。

１０番（戸内恭次君）　各奄美の市町村がですね，株主になっている。ということは，既に株主総会も出ておられるでしょうし，その内容については御存知でしょうし，また，株主として情報も持っておられる。それはそれぞれの首長が持っているということは，この議会で公表しても何ら差し支えないと考えますが，いかがですか。

市長（朝山　毅君）　議員に私のほうから概略を申し上げたいと存じます。私も奄美市が株主でございます。当時の１４市町村がＪＡＣの資本金４割を当時の１４市町村で出資をいたしました。現在合併により１２市町村が株主でございます。６割はＪＡＬが株を持っております。今般皆様方に御審議いただく

ことになっております補正予算の中にも，ＪＡＣからの１，６０３万円の配当金が御審議いただくことに，歳入の中で配当金がなっております。そのように，ＪＡＣは創立以来，機材の調達等々を含めて非常に厳しい経営内容でございましたが，累損が一番たまった時には，約２８億円相当の累損だったと思います。それが現在は相当額の利益を計上いたしまして，その結果，株主に配当になったということでございます。人員については，私も定かにしておりませんが，株主，それから一般の従業員等々を含めて，詳細の数字を後ほどお伝えしたいと思っております。経営的にはこの２年ほど順調にいってるんで，結果が数字を示しております。今決算書を持っておりませんので，これも概略は申し上げても差し支えないものと思います。記憶の中では５０数億円の繰越金を計上していると。その中から税金を控除し，株主に配当をしたということでございます。ただ，現在「Ｑ４００」１１機，前のサーブ機１１機の計２２機を保有しているようでありますが，旧来のサーブ機については，やはり世界にも造ってるとこはないと。したがって部品とか調達が非常に難しいと。したがって，故障等が発生した場合には，お客さんにご迷惑を掛けてるということが，皆さんも御記憶にあろうかと思います。そのようなことで，この黒字計上の減価償却を引き当てた積立金等をしっかり次期機種の改廃，もしくは新機購入等に充てていただきたい。同時に，以前の議会でも伊東議員から御質問等もありましたが，サービスの徹底ということについても，私はそのとおりお約束したとおり，荒天時におけるお年寄りや，また，子どもたちの安全，そして利便性に供するような改革をしていただきたいということを常に申し上げて，現在ＪＡＣ社においても，鋭意関係各位と連携を図りながら，どのようなサービスを提供すればいいか，今計画をしてるところでございます。そのように，ＪＡＣは現状のところ，黒字計上会社であり，親会社であるＪＡＬとともに，経営の安定化に更に向けて鋭意取り組んでいるところであります。以上です。

１０番（戸内恭次君）　それでは再度お尋ねしますが，その決算内容について，ＪＡＣの決算内容については，議員が，各議員がですね，要望したら，閲覧をさせていただけるということでの理解でよろしいですか。

市長（朝山　毅君）　閲覧と，どのようなことになるかは別にいたしまして，数字はやはりＪＡＣ社にも一応申し上げて，理解を得た上でしたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　ところで，資本金４割と言われてますが，その４割というのは，各奄美群島の市町村全体であるというふうに思いますけれども，いくらぐらいだったのか，具体的な数字を教えていただければと思います。４割というのは，資本金の４割。資本金がいくらかというのは，僕らも見てませんので分かりませんが，いかがですか。金額としていくらですか。

市長（朝山　毅君）　資本金はですね，後ほどこれもはっきりした数字を申し上げますが，３億円だったんじゃないかと思います。だから３×４=１２，１億２，０００万円ということになりますでしょうか。あ，４億円だったかな。これについても，厳粛な場所でありますので，数字のあれについては後ほど申し上げます。

１０番（戸内恭次君）　なぜこういったことをお聞きするかと言いますとですね，新聞等でもございますように，この奄美－鹿児島間，航空運賃全体ですが，高止まりしていると。もっと本来安くなるべきではないのかなという市民の多くの声がございます。そういうことで，少しでも安くなる方法はないものかということをですね，民間の低航空運賃実行委員会　松忠道氏がですね，会長となってですね，市民のそういった研究グループがあるわけでございますが，そういう中で話し合われることの一つにですね，その奄振事業なり，奄美市，あるいは全群でですね，飛行機を買い上げて，この飛行機を提供することによって，航空会社に提供することによって，まず半分，半額にはなると言われてるわけです。これはもう実際に営業，航空会社で営業されてる方にお尋ねをしましたところ，概ねその機材の購入費，利息

等が運賃の半額を占めているということでございます。ですから，もし，この機材をですね，提供することによって，最低でも半額にはなるということです。こういうことでですね，とにかく奄美に多くの人が出入りできるようになればということです。これが一つの大きなきっかけになるのではないかということです。

私ども調べてまいりましたけれども，実はこういうことをね，既に実行している行政がございます。これは兵庫県ですね，兵庫県で第三セクターでサーブ機３６人乗りをですね，１４億円でそのサーブ機を買い入れて，これをＪＡＣに運営を依頼しているということです。伊丹－コウノトリ但馬空港を１日２往復，この但馬空港というのは１５年間，聞いた話ですと，乗り入れる飛行機がいなくて，それでこういう対策をしたということでございます。搭乗率は６０から６５パーセントで今のところは順調にいってるということだそうです。そういうことで，既にこれはＪＡＣでございますが，行政が提供した飛行機使って運行しているという事例がございます。

それからもう一つまたございますけれども，これは飛行機を購入したということではございませんが，この搭乗率保障制度というものをですね，使って運行している。これは石川県ですね，能登空港です。能登空港についてそういうことをして，これは１便を，１便は飛んでました。しかし，これをどうしても２便飛ばしたいということで，こうした搭乗率保障制度を作って，で運行２便にしていると。２便にすることによって利用者が増えると，当然ですが，そういうことで，１０年目になると。この制度を作ってから１０年目になると。更に申し上げますと，担保のため１億６，０００万円を基金として積み立てながら，この運用をしていると。現在使われているのが「Ａ３２０」１６６人乗り，「Ｂ７３７－８００」１６７人乗りということだそうです。そして，更に，これはもう石川県がそういう制度を持ってるわけですが，更に市町村レベルでは，市町村レベルでは，単独の運賃助成制度がある。旅券の半券を持って行きますと３，０００円をバックすると。または商品券を渡すと，こういうことで，やはりいろいろ行政がですね，この航空運賃，あるいは航空飛行機の運航について直接携わっているということの事例がございます。

そういうことで，ＪＡＣにこういったことを依頼をするのか，あるいは，他の航空会社に依頼をするのか，それはいろいろ今後考えなくちゃいけないということでございますが，ここの資料に基づきますと，ボーイング７３７の８００というのは，５８億３，０００万円，区画整理事業で約１００億円でございます。末広・港，あそこのお金を使いますと，ジェット機が２機買えるんですね。この２機をもし買って大阪便，東京便，やりますと，これはもう全然違ってくるということです。参考までに申し上げますが，成田－那覇間，これがスカイマーク，ピーチ，エアアジア，ジェットスター，いずれも６，５９０円，成田から那覇まで６，５９０円です。こういうことで言いますと，この四つの航空会社に，じゃあ奄美－東京間を飛ばしてくれるんであれば，５８億の機材を提供しますということがもしできたとしたら，６，５９０円，少なくとも成田からでしょうけれども，そういう運行ができるということでございます。この４社のうちの１社は受け入れますと。そういうことがあれば受け入れますとはっきり言っております。ですから，あながち実現性の乏しいものではなくて，活性化のために大きなきっかけになるのではないかと。もう少し即効性のある活性化を望んでいるというこの島の皆さんの気持ちを考えれば，こういう方法もいいのではないかと思っております。

このことについて何か本当に昨日から議会で言われているこの島の危機感を考えた時に，一つの大きな方法ではないのかと。既に前例もあります。市民もこういうことを望んでますと。このことに市民としてまた取り組むというような動きもありますけれども，行政としていかがでございました，こういったことについてお考えはありましたら，いかがですか。

商工観光部長（川口智範君）　議員がおっしゃるとおり，本当に航空機材を購入してっていう方法もあろうかと思います。ただ，議員が今御紹介になった部分については，単一の空港をいかに活性化するかという部分での議論だったと私はお聞きしました。私ども奄美群島には有人８島ございまして，六つの空港がございます。この六つの空港それぞれが活性化を願ってるわけでございます。ただ単に奄美空港だ

けが良ければいいっていう議論は，やはり奄振の趣旨からいって，奄美群島民すべての者が恩恵を受けるような方法を私どもとしては講じていくべきじゃないかというふうに考えております。先だって私は能登空港に行く機会を得ました。確かに議員おっしゃるように，１億６，０００万円の基金ができてます。これは最初の搭乗率保障制度で３年間で積み立てたようでございまして，航空会社からのお金だとお聞きもしております。それを使わないように，本当に涙ぐましい努力をなさってる部分もお聞きしております。いずれにいたしましても，奄美群島には六つの空港がある。それぞれの島の皆さんの思いというのは，やはりそれぞれに活性化を願っている。これをどのような形で調整していくかというのは，これからの課題とさせていただければと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

１０番（戸内恭次君）　川口部長は何か考え違いをされてらっしゃるようでございますが，奄美空港に来てからそれぞれの空港に行く便がございます。まず奄美空港にいかに安くでお客さんが来れるかと。それが更にそれをＪＡＣさんの経営もございますから，その金額を下げられないとすれば，少なくとも奄美空港には東京，大阪から安く来てもらうと。それからそうしますと，それはもうプロペラ機では間に合わないぐらいの人が来る可能性もあるわけですから，各離島にですね，行く。ですから，その付近は部長の考えは少し違ってるんじゃないかなと。奄美空港にまずは基本となる，ですから，奄美空港をハブ空港化，ハブ空港と考えれば，当然奄美の奄美空港にたくさんの人が来てもらう方法をどうするかと。そういうことで，何か対策があれば私も敢えていいませんけれども，今現状を見ますと，これといった対策がないんですよね。人は増やしたい，交流人口は増やしたい。だけど，何かこれでは物足りないというのが今の多くの考え方でございますので，それからまた，そのこういうふうに安くで航空運賃でもし奄美に来ますと，先ほど申し上げましたあの網野子トンネルが完成をし，そして伊仙町のそういう闘牛場等の関連からですね，しますと，そういったもので今度は結び付けていく，そういったことで参考までにですが，鹿児島から宮之浦まで１２５分，トッピーですね，それでまた西之表まで９５分，こういうトッピーの距離からしますと，古仁屋から１時間以内で徳之島，喜界島行ける。これもまた一つのハブ港としてのですね，役割にもなるし，観光ルートにもなり得ると。

　こういうことで，奄美には来たいけれども，航空運賃が高いということは，もう多くの人が知ってますし，私の知り合い等も東京で行きましたら，窓口で旅行社の窓口で言われるのは，奄美は航空運賃が高いから，沖縄というふうに勧められるそうです。そういうことでですね，少しでも奄美の交流人口を増やすための方法として，是非ともこれは参考にしていただきたいことだと思います。こういうことでございますが，市長，最後にこの件に関しても御意見がありましたら，是非参考にしていただきたいと思いますが，いかがでございますか。

市長（朝山　毅君）　参考にはさせていただきたいと思います。ただ，議員御案内のとおり，奄美群島成長戦略ビジョンというものを私どもは１２市町村，また，議会の御理解もいただいて策定いたしました。あたかも奄美の奄振法の時限と消費税の始まる時期は一緒であります。そのようなことから，何らかの形で交付税等を利用しながら，一括交付金を利用しながら，そのような方法が取れないかというふうなことを今案として試算などをしているところも事実であります。これについては，大変厳しいであろうとは思いながらも，いろんな意味でそのような事務作業を進めてることも事実でありますし，議員がおっしゃったことも，やはりそれに似ているんではないか，近似しているんではないかというふうな思いもいたしておりますので，それらは一つの夢として参考にさせていただきたいと思います。

１０番（戸内恭次君）　夢としてただの夢で終わらず，夢は実現するものだと言われておりますので，是非実現をしていただきたいと思います。いろいろ奄美の活性化のための政策，多くの提言があります。ありますが，これといって本当にこれで活性化なるぞ，奄美に投資をしようと，そういった意欲のあるビジョンはほとんどないというのが，一般の人々の感想であります。それぞれに頑張っている，頑張っておられるのは分かるけれども，なかなか，なかなかいいアイデア出てこない。航空問題だけでなくて，

もっと他にいいアイデアがあればなあと皆望んでおります。ですから，是非こういうことを一つ一つ考慮していただいて，本当に島の人たちが活性化を望んでおりますので，是非活性化を，活性化をするための一つ一つの実行をお願いをいたします。

そして次の問題に移ります。入札制度のことについてでございますが，測量関係についてのことでございますけれども，指名業者の数を教えてください。

総務部長（安田義文君）　測量関係で奄美市に指名願いが出てる業者数ということですが，現在奄美市に測量関係業種の指名願いが出されている業者は市内５社，県内７９社，県外１０７社，合計１９１社でございます。

１０番（戸内恭次君）　それでは市内５社がですね，この測量関係の事業でどれだけの事業をやっておられるのか，その比率を教えていただけますか。

総務部長（安田義文君）　落札の件数については，通告を受けておりませんので，今数字をお持ちしておりません。

１０番（戸内恭次君）　それではまた後で教えていただければと思いますが，この入札は，どういう形式でなされているのか，指名入札の数は分かりましたけれども，入札はどういう形式でなされているのか，教えてください。

総務部長（安田義文君）　測量関係に限って申し上げます。平成２３年度は１３件，２４年度は3件，この入札を実施しておりますが，すべて従来どおりの紙入札を行っております。

１０番（戸内恭次君）　電子入札を今各機関でしているところでございますが，電子入札ということではないわけですね。それをやる見通しはあるんですか。

総務部長（安田義文君）　確かに電子入札は，業務の効率化，競争性の向上など多くのメリットがございますが，御承知のとおり，測量関係の指名業者は，大半が島外の業者となっております。入札のために来島することにより，交流人口の増加も見込めますので，今後も当分の間は，他市町村の動向も見ながら，紙入札を行っていきたいと考えているところでございます。

１０番（戸内恭次君）　それでは，県の入札のあり方については，測量関係についてはどういうふうにされているのか，御存知ですか。

総務部長（安田義文君）　県にお聞きしましたところ，測量関係の入札参加資格者数は，県のほうは県内１８５社，県外２２２社，計４０７社となっておりまして，測量関係の入札については，すべて電子入札を行っているとお聞きしております。

１０番（戸内恭次君）　今お答えいただいたとおり，県のほうはもう電子入札をされておられるということで，確かに交流人口ということであれば，一つの効果はあるのかもしれませんが，電子入札，いわゆる公平性のために電子入札ということも大事な方法かと思います。そういうことで，そういう方法も是非取り入れるように要望しておきます。

次，災害対策についてでございます。これについてはもう昨日も同僚議員のほうでいろいろお聞きしておりますので，２番目の大島高校グラウンド周辺整備についてでございます。これはですね，最近地震の話題が出ておりまして，津波等のその後の対策として避難場所，あるいは仮設住宅場所としてです

ね，高台を希望しているわけでございますが，今年の７月２日に高台に多目的広場と。与論町ではこういった新聞切り抜きがございますけれども，こういうようなことで，高台に広っぱを作っているということがございます。私の知るところでは，大島高校のグラウンド周辺が奄美市の土地であり，また，その周辺には造成可能な土地があるということを聞いておりまして，そういう具体的にそういう場所のですね，高台への避難場所への造成ということについては，検討することはできないかどうか，お尋ねします。

総務部長（安田義文君）　御案内の大島高校グラウンドの横の土地の整備と河川に蓋をして，大規模災害時に一時避難所としての利用と，また，いざという時に仮設住宅建設の土地の確保ができないかとのご提言ですが，以前大島高校安陵会の役員の方からも，同様な御意見があったようでございます。現状といたしましては，建設サイドにお聞きしましたところ，グラウンド横の水路に蓋をし，盛り土をして整備をするとなると，河川に土砂等が堆積した時の管理が難しいという課題があるようでございます。私どもとしましては，その課題が解決されれば，改めて検討してまいりたいと考えております。

１０番（戸内恭次君）　現在の高度な技術ですので，解決できると思いますので，よろしくお願いします。

次，立ち退き補償について，末広・港土地区画整理事業でございます。これについてはですね，十分な補償を受けているとは思わないというのが，立ち退きをした，つい最近した人の気持ちでございます。そして，その中でかつて旧来のところには水道があったと。それが換地のところに水道が来るべきなのに，その点について見落としているにも関わらず，その付近を補償していただけないということがありましたので，お伝え申し上げておきます。

それから，活性化への対策の一つとして，今ＡｉＡｉひろばが利用されておりますが，その他にもう一つコアが二つ，三つ，四つとできるということがあればいいと思ってるんですが，その付近についてのもう一つのコアを作ることについていかがでございますか。何かそういう具体的なことについて。

建設部長（東　正英君）　もう一つのコアということでございますが，この土地区画整理事業は，末広・港線のまちづくりについて平成１７年の６月に名瀬市通り会連合会から提案をいただきました２コア１モールの構想を基本に行っております。現在核となる観光交流施設ＡｉＡｉひろばということで，ＡｉＡｉひろばも完成して，一つのコアができたということで，今後ともう一つのコアについても，まだ測候所，関連機関との連携を密にして，またやっていきたいと思っております。

議長（向井俊夫君）　以上で奄美民主の会　戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３１分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

次に，市民クラブ　奥　輝人君の発言を許可いたします。

１５番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，すいかまんきゃ，うがみしょうらん。私は市民クラブの奥　輝人です。一般質問の２日目２番目，予め通告してあります一般質問を行います。その前に少々所見を述べたいと思います。

まず，今年の夏の明るい話題として，４年に１回開催されますオリンピック，昨日も同僚議員の所見が述べられたところでありました。ロンドン五輪において，その中で私が一番印象に残っているのが，女子レスリング競技。女子レスリングは４名の選手が出場し，そのうち３名の選手，小原日登美，伊調馨，吉田沙保里選手が金メダルを獲得，浜口京子選手は残念ながら１回戦敗退でありました。そして，その４選手のレスリングの試合はもちろんのことでありましたが，それと同様に，女子レスリングの立

役者であります全日本女子ヘッドコーチを務める我々のヒーロー　栄　和人兄，笠利町万屋集落出身で，赤木名中学校卒業，過去においてソウルオリンピックレスリング出場の存在でありました。ブラウン管の向こう側でセコンドについている栄　和人兄，その気迫溢れる雄姿とまた情熱みなぎるその雄姿をたっぷりと見ることができ，本当に堪能したところでありました。その栄　和人兄は，私の１こ先輩に当たり，スポーツ万能の選手で，皆さんも御承知のとおり，赤木名中学校では柔道部と相撲部に所属し，向かう相手敵なしの強さを誇っていました。その当時の印象は，筋肉隆々の体質で，瞬発力と柔軟性を持った負けん気の強い先輩であったと強く印象に残っているわけであります。その栄　和人兄率いる全日本女子レスリング，女子レスリングのヘッドコーチとして指導者として，また，監督として十分にその役割を果たし，指導能力と選手の育成の高度化を感じたところでありました。

さて，もう一つの夏の明るい話題としまして，今年度の全日本民謡民舞少年少女全国大会が８月に東京で開催され，中学生の部で笠利町土浜集落出身，赤木名中学校２年生の楠田莉子さんが優勝し，日本一となったことであります。彼女は２年前の同大会においても，小学生の部で優勝をし，日本一となっており，民謡日本一を二度達成したことになります。この二冠は前例のない快挙であります。彼女には生まれつき持った天性の歌唱力と，島口の表現力，三味線の弾き語り，そして美貌と四拍子揃った歌者であると私は強く感じています。先々日の日曜日には，土浜公民館で盛大に日本一の祝賀会を開催したところでありました。このように，先ほどの栄　和人兄，今回の楠田莉子さん，栄　和人兄にはこれからも全日本女子レスリング会を引っ張っていただき，世界で戦える金メダリストの育成に更に頑張っていただきたいと思います。また，楠田莉子さんにおいては，今度は全国大会民謡の部の一般の部での日本一三冠達成を目指して頑張っていただきたいと思っておるところであります。今後両人のますますの御活躍を祈念しまして，一般質問に入りたいと思います。

１，台風対策について。５月，６月，７月，８月期の台風対策について伺います。露地野菜について。農家の反応と事前事後の対応について伺います。最近の台風，去年と今年の台風の発生状況を見ますと，５月，６月，７月，８月とある程度若い月に発生をし，そのうち数個の台風がこの奄美地方を接近，もしくは通過しているのであります。その原因に地球温暖化の影響で海水温が上昇しているからと聞いています。台風の発生場所についても，沖縄近海で発生をし，そして，沖縄，奄美地方に近づくにつれて勢力も非常に強さを増して襲来しているのが特徴であります。昨年の５月２９日の台風２号も同様の状況で，奄美地方へ最接近をし，通過して，農作物に大被害を与えています。さて，このように，今年もこの時期において５月の末の台風３号，６月の台風４号，８月の台風１５号と，奄美地方を直撃し，被害を与えているのであります。農家は台風が来る度に悩まされ，夜は眠れない，気が気でない。精神的な苦痛を強いられているのであります。さて，この時期において農業作物としまして，農家は主にスイカやカボチャ，キュウリ，ナス，ピーマン，トウガン，ニガウリ，軟弱野菜等を栽培しています。作方は定植が３月から４月にかけて定植を行い，交配時期が４月から６月にかけて交配を行い，そして収穫は５月，６月，７月，８月と続いていきます。このような時期に台風が接近，もしくは通過上陸となれば，農業作物は大打撃であります。被害も拡大し，農家の収入も半減以下であります。このように昨年の事例も踏まえて，今年も同様に５月，６月，８月とかけて奄美地方を台風が襲撃しています。２年連続の出来事であります。そこで露地野菜において農家の反応や事前事後の対応について伺いたいと思います。

後の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

農政部長（義岡　出君）　まずはこの度の台風１５号により被災された市民の方々に対しましては，心からお見舞い申し上げますとともに，早急な復旧を願っております。市といたしましても，できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

それでは御質問にお答えいたします。本市には毎年数個の台風が襲来し，農作物をはじめ多くの被害

が発生しております。台風対策といたしましては，鹿児島県ではホームページや新聞等で事前・事後対策を行っております。市としましては，集落放送や農作物の被害対策資料及び台風予想進路図などの配布を行い，農家へ情報提供してるところでございます。このような状況で，農家といたしましては，十分対策については把握しているものと認識しております。販売農家においても，事前対策としてカンレイシャなどでのベタ掛け，支柱での固定，事後対策として通過後速やかに薬剤散布や散水を実施し，被害軽減に努めてる状況でございます。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。本当昨年度からですね，５月の襲来の台風，これはもう過去においてですね，あまり例のない出来事でありました。昨年もそうでありました。そして今年も同様な台風が来たわけであります。この台風というのは，もう本当来年度以降もですね，５月から６月にかけてもう襲来して来るのと覚悟してですね，農家も取り組まなければ，この打破はできないものと考えております。そういった意味で，農家の反応として，先ほど部長が言われたような対策は講じられていると思いますけれど，やはり台風ですので，そういった対策を講じられても，その農作物ですね，それの応急手当てももうしているんですけど，ほとんどのそういった対策は効果がないというのが台風であります。そういった効果がないのにやらなければいけないんだけど，しなければいけないのがまた農家でもあります。そういった意味で今回も５月の台風と８月の台風も合わせてですね，大きな打撃を与えているわけであります。そういった意味で，台風が来なければ来ないで本当は儲かるべき作物が儲からない。農家は収入がない。そういった本当苦労しながら育ててる作物でありますけれど，今後の台風には本当対策を講じていかなければいけないと思っております。

また，私もですけど，今回スイカ等も植えました。また，昨年度も植えたんですけど，昨年の場合はあまり大したことでないのかなあともいう気の緩みで台風対策もしなかったんですけど，今回は台風対策をしたんです。カンレイシャを張り，そしてベタ張りをしながらですね，やったんですけど，やはりですね，風と塩害にはもう勝てないというのが，もう本当つくづく分かりました。ましてや収穫できるスイカももう６月から収穫ができるというのにも関わらずですね，もう本当葉っぱや蔓，果実までですね，風でバッタバッタ，バッタバッタされてですね，もう本当収穫物にならないという状況でありました。それと同様にですね，その他の作物等について今年の５月から８月にかけてのですね，台風の収穫物に対する被害状況等が分かればお願いしたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　露地栽培の台風被害状況でございますが，本年度は６月の台風４号では露地野菜の被害はございませんでした。果樹で被害が６５万１，０００円発生しております。また，８月の台風１５号では，ショウガ，キュウリなど露地野菜だけで１，００６万６，０００円の被害となっております。失礼しました。１０６万６，０００円の被害でございました。失礼しました。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。やはり笠利地区においてはですね，サトウキビの収穫は終わって，それからまた夏場に向けての農家は今度は副収入ということで，その稼ぐ時期の台風ということで，本当苦労されているのが実情であります。専門農家の専業農家であります方々の苦労は，本当身にしみて分かっているつもりでありますけど，今後この台風対策について次の３番目になりますけど，どうやったら農家が安心して安全でですね，作物がこの時期に栽培でき，そして収穫でき，お金になるのか，それを考えていかなければですね，今後の農業のこの時期の農業に対する意気込みですね，また，農家のこれからの夢としてのあり方はですね，そこら辺りが問われていくのではないかと感じております。

今年は２年連続続いております。来年も来るという仮定でですね，いきたいと思いますけれど，今後の有望な対策として，露地野菜においてはですね，やはり平張りハウス等が今後有望になっていくのではないかと思っております。平張りハウスを今回昨年度の奄美市の中でもですね，名瀬のほうと笠利地区のほうの営農指導センターのほうで建設されています。中身は電照菊を対象にするといってありまし

たけれど，今回の最大級であった台風１５号の影響をですね，名瀬地区と笠利地区の平張りハウスのその状況等が分かればお願いしたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　次に，平張り施設の被害状況でございますが，平張り施設は，平成２３年度奄美農業創出支援事業にて，新規就農者の作物栽培に選択肢を広げるために，研修用として名瀬朝戸地区の農業研修センターに３棟１，８００平米，笠利地区の営農支援センターに１棟５８５平米を整備したところでございます。今回の台風１５号では，笠利営農支援センターの施設は被害はありませんでしたが，名瀬朝戸地区の施設はサイドネットは異常なかったものの，天井のネットがほとんど破損する被害を受けております。平張り施設は，他のビニールハウスより被害の程度は低かったけれど，今後強い台風の対策について被覆資材の除去等しなければならないと思ってるところであります。名瀬朝戸地区の農業研究センターは，台風の進路によっては強風が吹き，農作物や農業施設に大きな影響を受けることから，今回このような被害が発生したものと考えております。

１５番（奥　輝人君）　笠利のほうの平張りハウスは，そう被害はなかったと。そして，名瀬のほうでは，やはり天井のネットですね，ネットが壊れたという答弁でありましたけれど，やはり今後ですね，この平張りハウスでこの時期に本当作物を守るためには，私はもう必要ではないかなと考えております。平張りハウスは，この奄美地方においては，喜界島とか徳之島やら永良部でも，目に見かけるハウスでありますので，そこら辺りも考えてですね，今後の農家の希望農家とか，平張りハウスを導入したいとか，そうした方々への希望農家へのですね，推進ですね，そこら辺りは今後考えていかなければならないと考えています。また，平張りハウスのその建設費用等についてもですね，普通のインチパイプのその施設に比べて安価であるというメリットもありますので，そこら辺りを考えてですね，今後のスイカ栽培やら，あとカボチャ栽培，そして野菜関係の台風に対する対策としてのこの平張りハウスの普及についてですけど，今後の農家への普及活動とか，またはその一部助成とかできないのか，そういったハウスが，平張りハウスが必要な農家への処置ですね，措置をどのように考えているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　平張り施設の普及についてでございますが，今回名瀬，笠利両センターにおいて，平成２３年度導入した施設での花き栽培研修を実施しながら普及を図っていきたいと考えております。今後の事業導入による普及についてでございますが，平張り施設については，現段階では花きのみが対象となっており，今後関係機関と協議しながら，対象作物を検討し，緩和に向けて取り組んでいきたいと考えております。

１５番（奥　輝人君）　今花き栽培だけが今対象となっていると言っていますけれど，やはり野菜農家も，こういった平張りハウスがあればですよ，自然にこれはもう導入しなければいけないという気持ちにまでいきますので，是非ですね，花き，今検討されると言っていましたけど，この希望農家，この平張りハウスが必要とされる希望農家等を一応アンケートなどを聞きながらですね，調査しながら，こういった平張りハウスを導入する時の資金の援助とか，また，市からの補助とか，そこら辺りも考えて，今後のこの時期の台風対策に有効に使えるように，本当に協議していただきたいと思います。

はい，それでは次の２番目の施設園芸について伺いたいと思います。これも同じような形になりますけど，これは今度はビニールハウスの件であります。ビニールハウスでの栽培では，今では主な作物としてですね，マンゴー，パッションフルーツ，トマトなどであります。ハウスにも旧式のハウスや，今現在の強化型のハウスなどを導入して栽培している農家さんも多いのであります。昨年はですね，旧式のハウスでは，本当天井ビニールをはぎ取り，ハウスを守り，中の作物を犠牲にしてですね，した農家もいっぱいいました。今年の台風対策として，農家の反応と営農指導はどのようにあったのか。昨年度のことを踏まえながらですね，今年はどうであったのかを伺いたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　台風襲来時の施設園芸農家への指導につきましては，接近前に農家を巡回し，進路状況や強風が予想される場合は，ハウスの被覆の除去等の助言をしますが，施設の設置場所や型式，施設内の栽培作物との関係もありますので，正確な情報を迅速に提供するように努めているところであります。いずれにしましても，最終的な判断は農家に委ねられているのが現状であります。農家にとりましては，作物を守るのか，施設を守るのか判断を迫られ，収穫時期等を見ながら，ハウスの被覆補強をしたりするなどの対策を講じております。

１５番（奥　輝人君）　分かりました。昨年度の反省を踏まえてですね，やはり既存のハウスについては，やはり台風のその勢力ですよね，大型なのか，中型なのか，小型なのか。その暴風域に入ってきて，どのぐらいの風が吹くのか。そこら辺りは農家の判断でですね，天井ビニールとかをはぎ取り，中の作物を犠牲にするということになっていると思います。そういった意味で，既存のハウスをどのようにして，既存のハウスの中身をですね，どのようにして対策していくのか，それを考えなければですね，大型台風，中型台風が来て，５０メートル，４０メートルが来てですね，もうこれは完全に外さなければいけないというのであれば，これまた農業の収入ももう全滅，農家は手取りも半減していくわけであります。そういった意味で，既存のハウスをどのようにして守っていくか，中身を守っていくかということになればですね，やはり今の強化型ハウスのような，そういった補強ですよね，補強をしなければ，補強をしていったらですね，ある程度の３０メートル，４０メートルの風には耐えられると私は思っております。そのパイプの補強でありますけど，今は３２ミリの硬化のパイプがですね，３メートル間隔に今設置されているのが，強化型ハウスの例であります。昔はですね，私もハウスを作っていた時には，インチパイプでありましたけど，そのインチパイプの中に５メートル間隔にクロスでそのインチパイプでやって，どうにか冬場の季節風ですね，それを耐え忍んでいたこともありました。今回既存のハウスというのは，もう本当古いものから新しいものまでインチパイプを使ったりやっていますけど，この既存のハウスに対する補強パイプですね，３２ミリ，例えば３２ミリのパイプの補強をしていくということについてでありますが，そこ辺り今後についてそこ辺りの考えは，既存ハウスに対する取組等については，どのように考えているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　次に既存ハウスの対応についてでございますが，議員御指摘のように，ある程度の台風までは強化型ハウスは耐えられると思いますが，ＫＨ型・Ｋ型の場合は強化型と比較いたしますと，暴風雨に弱い面があると考えます。今年の台風では，補強資材による対策を講じた農家もございましたが，補強資材のところから折れ曲がった例もあったようです。強い台風に対しては，防風柵や防風ネットの設置，また，防風樹木の植栽などにより，被害の軽減に努める必要があると考えております。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応部長の言ってることは，これはもう本当最低限のことをしなければいけないというのでありますが，私が言ってるのは，やっぱり既存のハウスにですね，その補強パイプを導入してですね，農家が安心して台風が来ても，気が楽で農家栽培できるような仕組みを作らなければいけないと私は思っての提案であります。今回マンゴーハウス，そしてパッションハウス，今回の台風１５号でですね，笠利地区のほうでは，この新規の農家，Ｉターンの農家がですね，強化型ハウスを建設しました。しかしながら，その強化型ハウスをしたんですけど，補強パイプがなくて，補強パイプをしてないハウスに関しては，ビニールをかけたままでもうぺちゃんこになっております。これは皆さん知ってると思うんですけど，農家の被害でもう宇宿，万屋のほうでハウス自体が強化のそのパイプをしなかったせいでもうぺちゃんこになって，もうどうしようもならないと。しかしながら，その隣にあった強化型ハウスでも，３２ミリの補強パイプを３メートル間隔にすることによってですね，耐えてるんですよ。で，ちょっと天井ビニールは破れたり，はぎ取られたりいましたけど，中の作物はある程度守られていました。パッションハウス，パッションのフルーツが。

ということで，私が提案したいのは，強化型ハウスもあるんですけど，この既存のハウスに対しての，既存のハウスでもやっぱり強化の補強をすれば，必ずや何らかの形で耐えていくと思うんですよ。そこで一応農家の皆さんは，この３２ミリの強化のパイプをする人もいますし，今度は自分でですね，木の木柱ですね，木柱で真ん中に立てて，それで突っ張りをしてやってる農家もいます。そしてどうにかもうハウスを絶対守ると，中身を守るということで今やっているんですよ。その通路のところに全部木柱を立てて，支柱を立ててですね。そのぐらいしなければ今の時期の台風を対策できないということでありますので，そこら辺りも考えてですね，一応この補強のパイプに対するその既存のハウスの補強パイプに対する考え方ですよ。今後農家さんもこの台風対策に対しては，神経も尖らしていますので，そういった補強パイプに対する一部補助等ができないのか。今後検討されていくと思いますけど，是非そこを検討していただきたいと思いますけど，今後の対応としてですね，この補強する農家に対する一部補助等についての考えをちょっと聞きたいと思います，はい。

農政部長（義岡　出君）　既存の旧型ハウス補強については，梁材や議員が御指摘しましたように，主要管，アーチ大径での補強など限られた対策を講じることは可能でありますが，その一部補助等はできないかとの御質問についてでございますが，事業導入の場合は新規導入が基本となっており，国・県の補助導入は困難かと考えております。また，市のほうといたしましても，既存のハウスの補強資材の補助は難しいものと考えております。いずれにいたしましても，作物を栽培する場合は，奄美では暴風雨対策は欠かせないものと考えております。防風樹での対策を徹底する必要があると考えております。また，ハウスは農業共済の対象となっておりますので，農家への加入推進を努め，被災による農業経営の負担軽減を図っていきたいと考えております。今後笠利，名瀬の両センターにおいて，防風樹の育成を図り，展示圃設置等も含め，防風樹の必要性を農家に啓発してまいりたいと考えております。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。是非ですね，検討していただきたいと。いろいろな農業資材等についてのやっぱり一部補助等がなければですね，やっぱり農家もなかなか手が出ていかないという点もありますので，是非農家の立場に立ってですね，そういった補強のパイプとか導入して，安心して作物ができるような方策を検討していただきたいと思います。本当パッションフルーツもですね，１０アール当たりの反収もですね，約９０万から１００万上がります。それが一気にですね，台風が来てビニールをはがして中の全滅したらもう収入は全くゼロ，逆に借金が残りますよ，借金が。１００万円の，９０万から１００万の売上があるのにも関わらず，来て全滅になった場合は，そのうちの3分の1ぐらいがコストですので，そのコストを稼ぐのに約３０万ぐらいビニール代とか農薬代，そして人件費代とかいろいろ諸々の農薬，肥料代とか考えたらですね，そういった借金が残ってしまって，農家さんはこの時期の台風が来た時もう作れないと，借金がかさむ。去年もそうでした，今年もそうでした。借金が重なってだるま式になっていったら，本当にもう返せなくなってしまうのがこの台風の怖さなんですよ，この時期の。ということで，ここら辺りは本当この５月，６月，７月，８月の台風に対する備えというのは，今後はこれ本当考えていかなければいけないと思っています。台風もですね，今までは今までと比べて何か１か月から約２か月早まっているような私の考えでは感じではですけど，しています。今回も台風の１６号が発生してですね，今週の週末，日曜日から月曜日にかけてまた１６号が来ます。この台風は９月台風ということで，農家さんの方はほとんど収穫物とかそういった台風が来るということで定植もしない，また，台風に備えるために野菜等も控えているという状況でありますけど，問題はないと思いますけど，本当さっき言ったような５月，６月，７月，８月の台風に対しては，こう神経を尖らしてですね，しなければ，農家の育成にもならないし，そこ辺りを本当に考えてですね，台風に強いような作物を作って収入が上げられるような方策を是非考えて，先ほど言った補強パイプでもいいと思うんですよ。補強パイプをすることによって，ちょっとは安心していられるなと。後はもう大きい台風が来た場合は，もうその夜にでも来てですね，あ，これはヤバいとなった時は，もう農家さん自分でもビニールでもはがしていくと思うんですよ。ビニールをはがさない農家もいると思いますけど，そこ

ら辺りの判断は農家に任せればいいと思いますので，是非こういった補強ハウス，補強ができるような補助等ができるようにですね，取り組んでいただきたいと強く要望したいと思います。

続きましてですね，（３）の強化型ハウスについて伺いたいと思います。この強化型ハウスについてはですね，本当奄美の農家さんは是非これが必要だということでいろいろな声を聞いているわけであります。それの必要性についてであります。施設園芸において台風に強い強化型ハウスの普及はもう必要不可欠であると思います。笠利地区においてはですね，万屋のほうである方がですね，１０アール当たり１，０００万円の強化型ハウスをですね，４年前に導入して今マンゴーを作っております。２７アール分を建てました。それもですね，本当高価な強化型ハウスであります。あの当時は鉄骨ハウスと言っていましたけれどね。その方は沖縄の宮古島のマンゴーハウスを視察に行って，それを参考にして導入しております。１０アール当たり１，０００万のハウスであります。１０アール当たり１，０００万，２７アールですので約２，７００万相当の経費，もう自己資金で建てました。土地を担保に借りています。また，その支払いは２年据え置きでですね，１０年間のスーパーＬ資金を借りての返済ということも聞いております。そういう方の話を聞きますとですね，やはりこの奄美のほうでは，こういったハウスに対する補助ですね，個人に対する補助が本当行き届いていないということで，是非個人でもハウスの強化型ハウス導入する時に，そういった半額補助でもいいし，７割補助でもいいですので，そういった補助をしていただきたいというのが，これは前々からの要望・懸案事項でありました。ちなみにですね，沖縄県のほうでは９割補助なんですよ。１，０００万のハウスが１人１００万で建てられます。これもやっぱり組合を作るというまたそういった条件とか要件とか縛りがありますけど，そういったことが沖縄県ではもう１０年もきかない前からですね，進められております。１割負担です，農家は。そういった農業を沖縄はやってるんですよ。奄美はそれがまだ行き届いていないということであります。そういった意味でですね，旧式のそうでありますけど，今後の強化型ハウスについての必要性ですよね，どのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　強化型ハウスの必要性についてでございますが，確かに作物によっては強化型ハウスが必要なものと認識しているところでございます。補助事業で施設を導入する場合は，採択基準は受益農家３戸以上で，共同利用施設での整備の場合は，栽培管理の共同化，共同出荷，資材の共同購入等多くの要件が必要となってきています。事業導入には，採択基準をクリアするのが最低条件であると考えますが，今後事業導入希望者がいらっしゃれば協議し，導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

１５番（奥　輝人君）　はい，やはり強化型のハウスについては必要性を感じているということでいいんですよね，部長。部長，いいですか。強化型ハウスは必要性は感じているということでいいんですよね。はいと言っていただきたいと思いますので，はい。

農政部長（義岡　出君）　先ほど答弁しましたように，やはり台風が多い地区でありますので，強化型ハウスは必要と考えております。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。それでですね，今後のことになるんですけど，やはり強化型ハウスを導入することによってですね，今後の奄美の農業，笠利地区農業，また，奄美市の農業ですけれど，農業農家が発展していくと思います。そういった農業農家を育成するためにもですね，やはり必要ということで私も認識してるわけであります。私もそうでありましたけれど，この時期に台風が来て，中の作物がやられるとなればですね，後継者も育ちませんですよ，これ，後継者も育たない。また，新規就農者も敬遠しますよ，これ今から先は。マンゴーを作れば反収約２００万です，反収２００万，言われたら２００万売上があるということで，魅力はあるんですよ。魅力もあるし，目もあるんですよ。しかしながら，この台風を対策しなければ，この魅力は本当なくなってしまう。そういうことになりま

す。今後のことを考えてですね，農業と農業後継者の育成について，この件についてですね，どのように考えていられるのか，今後の対策ですね，農業と農家の育成についてですね，強化型ハウスを導入することによって，どのように考えているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　施設栽培の農家の育成についてでございますが，施設の新規参入農家についてはマンゴー，パッションフルーツ栽培から始める農家がほとんどだと思っております。施設の新規参入農家の場合は，事業による施設導入は採択条件のクリア，資金面など難しいものもありますので，名瀬農業研修センターのサポートハウスの有効利用を併せて，新規参入者が対象である経営体育成支援事業や，新規就農者給付金等を活用し，育成支援を行ってまいりたいと考えております。

１５番（奥　輝人君）　分かりました。一応笠利のほうで営農研修センターがありますけど，営農研修センターは１年間研修したら，その後もう就農になります。その方々はですね，やはり個人でですね，インチパイプのハウスを導入したり，また，補助金をもらいながらですね，年齢制限もありますけど，それで対応しているわけであります。この方々も，やはりこの時期の台風については，パッションフルーツを作ってる農家でありますけど，本当に台風対策をしなければいけないという切実な思いを聞いてるところでもあります。過去において，これは旧笠利町においてですね，この台風対策に関係なく，季節風があったんですけど，昔は笠利地区のほうはスターチスが本当盛んに栽培されておりました。昭和の５８年頃から平成の７年か８年頃まではスターチス栽培で農家の方は頑張って作っていました。私もそうでありましたけれど，やはりその後台風の影響，１０月，１１月の台風でですね，苗が全部パーになったり，あとその当時クーラー育苗ということで，それが新型の技術が導入されて，８月から９月にかけてのクーラー育苗，そして８月から９月にかけてと１０月にかけてのクーラー育苗があったもんだから，そこで台風に遭ってですね，停電とか，そしてそういったいろいろな諸々の問題があってですね，もう今ではこのような経験があってですね，花を，ハウスを作ってるのは本当笠利地区では１農家しか今残っていない状況であります。私も平成７年頃にはもう完全にやめましたので，そのやめた理由が台風なんですよ，やっぱり。あの時は９月，１０月のクーラー冷房ハウスと言って，自分たち苗づくりする時に冷房を効かしてですね，花を作っていました。その時はもう１月から収穫，１月から３月まで収穫でありました。彼岸までですね。そうしなければ単価が取れないということで，クーラーハウスを入れたんですけど，やはり台風には負けたということで，私たちも断念したということで，もうほとんどもう作っておりません。ただもう節田で１農家がまだクーラーハウスをしながらですね，地道に取り組んでいる農家もいます。その方は花専門農家でですね，花専門農家とまた今はマンゴーとか，あとは何ですけ，バナナなどを作りながらですね，一応農業をやってるんですけど，そういったふうに，もう本当ならないようにですね，なってはいけないと私はもう思っております。マンゴーとパッションとかそのトマト関係の施設栽培が，本当に右肩上がりでですね，いくような協議をしていただきたいとも考えております。それでですね，この強化型ハウスについてですけれど，予算になりますけど，この奄振予算のソフト事業での対応はできないのか，そこら辺りを聞きたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　奄振予算での施設導入についてでございますが，先ほども述べましたように，補助事業での施設導入の場合は，受益農家３戸以上，栽培管理の共同化，共同出荷，資材の共同購入等採択要件を満たすことにより可能かと思います。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。本当ハウスを導入する場合，補助事業で導入する場合，先ほどから部長が言ってるようにですね，３名の組合を作って，そしてそれで申請をしなければ導入ができないということになっております。これはハウスだけじゃなくですね，サトウキビではハーベスターやら大型機械，また，牛関係でもですね，大型機械などの導入の時は３名以上の組合を作って導入するというのが規定となっているわけであります。しかしながらですね，この奄美地方において，そういっ

たことがもうずうっとハウスについてですけど，ハウスについてこういったことがずっと続くとなればですね，本当今後の将来が，展望が見えないのかなという思いがしております。例えば先ほどのハーベスターの場合は，その受益者面積約，自分たち持ってるんですけれど，４０ヘクタール分の収穫面積があれば対応できると。１本の一つの通帳でやってくださいと，そういった条件はクリアできるんですよね。ハーベスターだとかトラクターとか大型機械の場合は。サトウキビ関係の場合は，もう収穫時期と使うのが決まってますので。そしてまた，牛の場合もですね，畜産基盤総合整備事業というのは，これは今度は各地区地区でまとめて申請しますので，一農家がその事業を導入することはできます。笠利地区のほうでも，平成１３年から１９年にかけて畜産基盤再編総合整備事業，国の事業でありますけど，約９割の補助ですよ。それを１８名の農家さんなんかが，一応手を挙げてですね，個人で，個人という形で導入しています。それをなぜ言いたいかというのは，ハウスの場合は，これ３名で造った場合，本当３名で造った場合ですね，通帳の管理も一本化，そしてその建てる場所ももうその位置１００メートル以内にという，それも決められております。そして栽培するその収穫物の販売も一本の通帳でやってくださいと，そういった決まりがあるがためにですね，農家さんは，ああ，こんなんまで厳しいのであればということで，敬遠してるのが今までの状況なんですよ。それでですね，やはりこの今度になりますけど，この導入規定の緩和についてでありますけど，やはりそういったハウスに関して３人の，３名で申請をしなければならない。また，一か所にまとまった土地で，一か所にまとまったところで建設しなければならない。そういったものを緩和しなければ，農家さんはこのさっき言った奄振事業でも取れますので，どうも手がいかないという状況になっております。それでこのハウスに関して今後の有望作物としてですね，やはりあの奄振の中でこういった規定とか，基準をですね，緩和していただきたいと。これは私だけじゃなくて，農家の皆さんほとんど思っているんですよ，これ。このハウス導入に関しての規定の緩和については。これは国の法律で決まっていると思いますけど，この奄美地方においての特区でも設けてですね，こういったことができないのか，そこ辺りちょっと伺いたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　補助事業導入に伴う要件の緩和につきましては，参加農家３戸以上という，先ほども条件等については述べましたが，現在補助事業の要綱上難しいと考えます。しかしながら，緩和に向けては各市町村連携しながら国・県に要望してまいりたいと考えております。

１５番（奥　輝人君）　やはりこの導入規制の緩和をしなければですね，今後の奄美の農業ですけれど，その施設園芸ですね，本当に厳しいと私は思うんですよ。先ほどから言うようにですね，ハウスの場合に関しては，本当３名の技術のノウハウも伴うし，また，そのやり方も一緒にしなければいけないという，そういった縛りがあるもんだから，もう本当手が出ないと。そしてまた，笠利地区のほうにおいてはですね，建設する場所が節田の中で３名がいたらいいんですけど，節田とか，また宇宿方面，その希望農家が約４名ぐらいいますけど，離れてるもんだから一か所にできないんですよね。そこら辺り，集合団地であればできると思うんですよ。集合団地となれば，本当４年ぐらい前にですね，宇検村のマンゴーハウスがですね，宇検村が事業主体でリース事業ですけど，それをやっています。そういった手もあるんですけど，やはりその奄美市の中で予算枠を決めてハウスの導入の希望農家いた場合は，その方々に，この個人個人で建てられるように，そこら辺りをしなければ，本当にハウスを建ててマンゴーとか，また，パッションでとかやりたい農家が育成されないという危機がありますので，そこら辺りをもう少し県や国のほうに要望していただきたいと本当に思います。それでですね，一応今後のことになりますけど，行政も奄振，今の奄美，奄振の提言書の中にでもですね，この強化型ハウスの導入についての提言書の中で，この地区地区に割り当てられた予算を決めてですね，そしてそこでハウスの導入の希望農家のアンケートなどしながら，先ほど言った畜産再編総合整備事業，あのような形ですよ，あのような方法で導入できないのか，そこら辺りもバンバン要望していただきたいと，市長，そう私は思うんですよ。そうしなければ，本当一か所で建ててくださいというのが，これが本当壁になってますので，壁。自分たちも本当やりたいんだけど，壁になって建てられない。建てるとなったら，本当自己資金で建て

なければいけない。先ほどの万屋の方のような自己資金で。もう無利子のスーパーＬ資金とかありますけどね。そういった場合，それと勘案して，やはり今後有望視される認定農家さんには，どうにかこういった要望が認定農家になれば，これが導入ハウス，強化型ハウスが導入できますよといった縛りも基準もですね，設けていただきたいと思います。本当認定農家になってから何のためのメリットもない。このハウスを建てたのにメリットもないとなった場合は，本当今後のマンゴーやらパッションフルーツですね，伸びていかないと思うんですよ。是非そういう取組を国や県のほうに要望していただきたいと思います。私はもう本当農家の立場ということで考えていますので，これから本当部課長さんの皆さんたちもですね，定年退職してですね，ハウスなんか建てる時，こういった７割補助とかあった場合は，本当１０アールでもいいし，５アールだけでもいいですので，ハウスを建ててですね，マンゴーなど作れば，本当５年後ですけど，１０アール当たり約２００万円とかそういった臨時収入が出るんですよ。そういうことを考えてですね，やってもらいたいと思います。市長，どうですかね。

市長（朝山　毅君）　このことについては，もういたく私も分かる，理解してるつもりであります。同様のことをやはり席々で申し上げておりますが，税金を一個人に出すわけにはいきませんよと。やはり複数の皆さんが同じ目的を持って，同じ農業振興に資するという一つの共同体を作っていただきたいと。そのためには，一応３名以上の形で，しかも任意組合でいいですよと，登記法人でなくても。皆さんがしっかりやる気持があって，その理念があったら，そういう形でやっているではないかというふうないわば言い方をするわけです。それも理であるし，我々のこの切実な思いもぶつけているつもりでありますが，なかなかそこのハードルが高いということも事実であります。そして，強化型ハウスについても，笠利で３戸あるんじゃないですか。３分の１が自己負担のはずです。ですから，沖縄は９割の１割ということでありましたが，非常にそのハードルも高いと。しかも，できるものは反収の高いマンゴーであり，パッションであると。沖永良部島のハウスに行きますと，やはり電照菊などというひとつこう回転の早い作物も作っております。しかも，それは開花調整をし，出荷調整をしながら，相場を動かすほどのやはりそのシェアを持っているひとつの産業に定着しておりますが，それは平張りハウス等がほぼ主であります。奄美の場合，やはりその単価の高い，それだけ反収を上げるだけの投資をして，回収ができるであろうかというふうなことを農家の皆さん方も考えていらっしゃる。しかし，マンゴーに言うと，先ほど言いましたように，反収２００万も３００万もある有望な果実であるというふうなこともありますが，そこに投資して確実に回収できる。５年なら５年，７年なら７年で回収できるというやはりそこのリスクを農家の皆さん負ってるわけですから，そのリスクをやはり行政の力で少しでも緩和できるようにという意味であろうと思いますが，もうその意味では十分分かります。ただ，現実現状においては，やはりそういう我々も一生懸命努力をしていきますが，農家の皆さんの声も大にしていただいて，農協をはじめ関係団体と連携をなお一層育んでいただくようにお願いしたいと思います。そして当面，やはりサトウキビにしても，ハウスにしては，やはり農業共済制度がありますので，作物によってもできるものとできないものありますが，今年のキビなどは去年からの共済入っていた人は非常に良かったはずです。ですから，そういう意味の農業共済制度保険制度にもどうか加入して，農家のどうしても台風やあれは避けて通れないやっぱり自然環境に我々は住んでおりますので，そういう意味を含めて，行政でリスクを負う部分，また，自ら保険などということでリスクを負う分，お互いで知恵を出し合って考えていきたいと思いますので，貴重な農業全般にわたるご提言をありがたく今拝聴させていただいてるところでありますので，いろんな方法，アイデアなど我々も考えていきたいと思っておりますから，よろしくお願いします。

１５番（奥　輝人君）　市長，ありがとうございました。そうですね，やはり導入規定の緩和があればですね，これは本当壁を乗り越えて行けると，本当これは本当台風の目になりますよ，これが緩和されたら。もう台風の目になって，この奄美地方の施設園芸が本当発展していくと私は考えておりますので，是非ですね，一つでも先ほどの条件の緩和ができるように，もう一つでもと言うのは，やはり３名はも

う３名の任意組合は別としてですね，その建設場所がもう一か所ではなくて，やはりその数名の方の存在する地区で建設できるということと，あとは通帳管理は一本でもいいと思いますけど，その地区が一番の問題が，その各地区で税金をもう使いますけれど，建設できるということ。また，認定農家への配慮などを要望しておきたいと思います。以上でこの件については終わりたいと思います。はい，ありがとうございました。

次にですね，２番目のモズクの生産について伺いたいと思います。（１）の過去の実績についてと，２番目の課題について。課題についてというのは，この過去の実績についてに対しての増収，減収などの課題，原因についてをちょっと伺いたいと思います。

商工観光部長（川口智範君）　御質問の奄美市内のモズクに関する過去の実績についてでございますが，生産量を過去５年間で見ますと，年々減少傾向にございます。また，モズクの生産魚家数は，過去５年間で横ばいで推移いたしております。生産量の減少原因につきましては，近年発生しています豪雨や台風などの自然災害によるものと思われ，その対策が今後の課題として考えられております。本市としては，モズク養殖を水産業の柱の一つと位置付け，これまでも生産漁家と連携して，養殖技術や販売の研修を行うとともに，生産面積の拡大ＰＲに取り組んでまいりました。今後も連携を強化しながら，モズク養殖業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。本当笠利地区においてはですね，モズク業者が４業者いると聞いておりますが，本当生産の量がもう毎年減少していると。その対策として，原因として今部長が言われたようなことがありました。その中でもですね，一番の問題がですね，この（３）番の赤土対策であります。これは本当モズクの場合は，２月から一応養殖が始まり，そして６月の中旬までもう５月の下旬から６月のいっぱいかけてですね，収穫となります。そういった意味で，２月から始まるんですけど，この大雨の度に，このもう笠利地区に限定するんですけど，その養殖現場がですね，赤土に染められて，本当収量がここ５年間ぐらい本当減収していると。自分たちの目標にしている６０トンの目標がですね，今回はもう３０トンもなかったと，そういった漁家の切なる被害の状況を聞かされているわけであります。そういった意味で，もう赤土対策について，奄美市の今後の取組についてちょっと伺いたいと思います。

農政部長（義岡　出君）　赤土対策についてでございますが，奄美地域赤土等流出防止対策協議会や，大島本島地区赤土等流出防止対策協議会では，管内建設業者等への赤土流出防止対策徹底の文書を依頼，新聞広告，農政普及便りへの情報記載等の啓発活動，流出防止に関する意識と技術の向上を図ることを目的とした技術講習会等の開催及び赤土パトロールの実施等により，赤土の流出防止に努めております。また，同地区では喜瀬地区でございますけど，平成１５年度から平成２１年度にかけて，県営畑地帯総合整備事業により，１１．６ヘクタールの区画整理等を実施しております。その際に，沈殿地の設置，法面の吹きつけ，工事施工中のブルーシート被覆等により，赤土防止対策を図っております。また，赤土流出の更なる軽減を図るため，今回補正予算において規制区の沈砂地内に布団籠を設置する工事の予算を計上しているところであります。今後とも関係機関と連携し，赤土流出防止の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。今言われた部長，そのことを是非実践していただきたいと。沈砂池の件についてもですね，もう時間ありませんけれど，やはり年に１回は，１２月から１月，そのモズクの養殖が始まる前までにはですね，沈砂池の赤土などをですね，是非除去していただきたいと，これを強く要望してですね，もう時間ですので，私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で市民クラブ　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

この際，御報告申し上げます。

戸内恭次君から本日午前中の会議における発言について，会議規則第６５条の規定により，不適切との理由により一部削除したい旨の申し出がありました。申し出のとおり，議長において許可の上，会議録から削除いたします。

それでは，平政会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

２３番（竹山耕平君）　市民の皆様，議場の皆様，傍聴席の皆様，平政会の竹山耕平でございます。平成２４年第３回定例会一般質問に入る前に，少々所見を述べさせていただきます。まずは，昨日からございますように，奄振法のベースとなる改正離振法の離島特区制度や，離島活性化交付金など，奄振法の更なる振興策として改良が図られますよう，群島広域一帯，また，その中においても，郡都である奄美市が中核都市としてリーダーシップを担いながら成長戦略ビジョンや奄美群島の在り方検討委員会からの提言，そして朝山市長が掲げる市長とむんばなし，奄美１００人応援団，市民提案型公共事業など企画立案能力の更なる向上を期待するところでございます。

次に，今回の台風１５号や，内閣府から示された南海トラフ地震の及ぼす予測，また，先日のフィリピン沖で発生した地震による津波注意報など，予測の難しい自然災害に対し，防災，減災の備えの重要さを改めて強く感じました。そのようなことを含め，私の一般質問に入ります。

まず，行政防災無線についてであります。エリアトークという地域情報伝達無線システムが，全国各地において活用され，広がりを見せています。このエリアトークというシステムは，鹿児島県内に，鹿児島県霧島市にエリアトークという会社があり，この会社が特許を取得している地域情報伝達無線システムでございます。町内会単位での無線の活用が主であり，事業費はこのシステムを導入している広島県庄原市川手地区の場合，農業集落排水特別会計から２分の１を負担，残りの２分の１を庄原市から交付を受け，自治振興区活動促進事業費で賄っているということです。本市においても，様々な補助金の活用，あり方も考えられると思いますが，このエリアトークは，日常生活の中で大きな役割を果たし，地域住民の連帯意識を強め，コミュニティ活動を前進，安全，安心なネットワークづくりの構築にも役立つものだと期待できます。また，行政との連携を深めるのと同時に，自助，共助，公助と本市が推進する共生共同のまちづくり，地域づくりとして朝山市長が掲げる輪の心についても，更なる前進も期待できるものと思います。本市の見解をお示し願います。

次の質問より発言席にて行います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

総務部長（安田義文君）　それでは答弁させていただきます。議員が御紹介いただきました地域情報伝達無線システム　エリアトーク，これはおっしゃったように，地域コミュニティ用の無線広報システムでございまして，地区の公民館や区長宅に操作卓を，各家庭に受信機を設置し，操作卓から各受信機へ放送することができます。操作卓と防災行政無線を接続させることで，防災行政の放送を各家庭の受信機に流すことも可能となります。御指摘のとおり，各家庭に個別受信機を設置することは，行政放送，防災情報の伝達，また，地域コミュニティの向上を図る上では大変役に立つものであると私どものほうも認識しておりますし，防災行政無線の屋外スピーカーの放送が聞こえにくい世帯に対しての対策としても，大変有効なものであると認識しております。ただ，本市の防災行政無線につきしましては，既存設備の老朽化，それから電波行政を統括いたします総務省の方針等もございまして，平成２４年度，本年度

から２７年度にかけて，現在のアナログ方式からデジタル方式へ改修する事業を実施する予定でございます。今年度実施設計業務を予定しておりまして，設計業務の中で防災無線が聞こえづらい世帯に対しての対策も検討してまいりたいと考えているところです。御案内のエリアトークと同様の製品は他にもございますし，また，同じような広報無線システムの整備は，当市が世帯数が約２万戸以上であるということなどから，多額の予算も伴うことが予想されますので，コスト比較並びに他自治体の今御案内いただきました導入システムの運用状況等も参考にしながら，比較検討することにさせていただきたいと存じます。よろしく御理解お願いいたします。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。検討していただけるということで，この先ほども申し上げましたが，このエリアトークというシステムは，鹿児島県内にあるということがまず第１点，そしてまた，その中で九電工さんがですね，大きなそういう工事をこの取り扱ってるということで，九電工さんのホームページからも見ることができる。そういったところからも，システムを案内してるという面もありますので，そういうところから考えると，やはりいろんなところもあるとは思います。そのような形で，そのコスト比較をしていただいて，検討を進めていただきたいと思います。そしてまた，今部長からございましたそのデジタル化以降，この平成２４年から２７年，その中の計画も今おっしゃいましたが，そのことも含めてですね，次の質問に移らさせていただきます。

これまでも多くの議員から取り上げられている件，行政防災無線が聞き取りにくいということについての質問です。今年も台風をはじめとする災害情報や，年初めに流される市長の年始の挨拶についても同様に，防災無線から流れる内容については，なかなか聞き取りにくい，もったいないということであります。せっかく耳を澄まして聴こうと，集中して聴こうと思っている人間でさえも聞き取りにくい。そのような状況下にあります。デジタル化の移行ということがございましたが，今以上にどれだけの効果がもたらされるのか，それはまた計画中であると思いますが，もしそのような，どれぐらい改良されますよということがお示しできるようであれば，是非答弁をいただきたいと思います。また，現在市が行っている昨日も示されていましたが，市ホームページ上でのインターネット広告や，エリアメール，そしてＦＭやメディアなどの活用とありましたが，特にここ奄美という地域性や高齢者をはじめとする災害弱者，要援護者の方々への対応としては，弱い面も大きく残されていると思います。誰もが手軽で簡単に利用が可能である電話案内を活用した各種情報の提供として，改善策や新たな対応策を要望いたします。平成２１年第４回定例会においても，同様の質問を行い，その際にも，有効な手段として，この電話案内を活用した情報の提供ということに対し，有効な手段として検討するという答弁がございました。本市の見解をお示しください。

総務部長（安田義文君）　最初に，システムのですね，今の現況でございますが，本年度実施設計ともう一つ電波伝搬調査を行います。それで電波への流れが悪いとことか，いいとことか調査をいたしまして，それによって実施設計の数とか決まってまいりますので，その概況については，その時ということでよろしくお願いします。

もう１点のほうですが，私どもの防災無線が聞き取りにくい世帯があることを十分承知しております。屋外スピーカーの放送をカバーする手段の構築も必要だと認識をしております。現在の取組といたしましては，災害情報の伝達は，防災無線をはじめとして，携帯電話を通じたエリアメール，更に市のホームページ，それからツイッターなどのインターネットを使用した手段，地元ＦＭ局への放送依頼等を行ってます。

議員御提案の電話案内，要は防災無線が聞き取りにくい時，指定のダイアルに電話すると，録音された放送内容を聞くことができるシステム，これは携帯メールやインターネットを使えないお年寄りの方などに大変有効な対策だと考えておりまして，今年度から始まる改修事業の中で整備検討を予定しております。平成２３年３月に平成２２年奄美豪雨の際の情報伝達体制の反省点をまとめました奄美大島情報通信体制等検証報告書の中で，情報伝達手段につきましては，できる限り多様化するよう，提言を受

けておりますので，今後もあらゆる手段をもって，災害情報を迅速に広報できるような体制を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。今の答弁でもありましたので，この件についてはですね，また電話回線の数によってですね，またパンクするという状況も考えられますので，まだいろいろとですね，この計画の中でしっかりと検討されていただければというふうに思います。そしてまた，有効な手段としてですね，いろんなその多様化するニーズに対して，できるだけ応えていく。できませんではなくて，できるだけ考えてですね，検討していただいて，その旨をですね，説明をしていただければというふうに思います。そして，この確かな情報の入手，そして行政としての責務の重要性という観点から少し触れたいと思います。

台風１５号による被害総額は，群島全体で３０億円を超えるものであり，奄美市についても，先日約３億円の被害と説明がありました。特に農業被害が真っ先に取り上げられますが，それ以外の産業に対しても同じであり，特に自然災害により物資が入荷してこない。在庫分だけでも対応しなければならないが，停電などにより保存ができない状態のスーパーや商店もあったというふうに聞いています。併せて，観光産業においても，同様に大変大きな被害を受けたというふうにも聞いております。今回の台風による被害はどうだったのか。市独自の電話などによるアンケートの実施についても，是非ですね，検討を行ってもらいたいなというふうに思います。また，各地域によってですね，この電気，水道などへの対応，これもあと九電さんの対応についてもですね，昨日部長のほうから答弁がございましたが，この九州電力とは災害時における協定を結んでいます。そのような中で，十分な連携が図られたのか。本市としては災害対策本部を設置するに当たり，的確な情報を市民へ提示する責任があります。九電との連携により市民へ対し，確かな情報を発信することができたのでしょうか。ほしい情報を市民が望むほしい情報を的確に入手でき，そしてまた，それを発信することができたのでしょうか。集中豪雨災害の教訓として対応ができたのか。昨日の質問とは少し観点が違うと思いますので，こう関連という形でもし触れられるようであれば，お願いします。

総務部長（安田義文君）　まず，停電の状況でございます。８月２６日に停電が開始されまして，２９日の２４時ぐらいまでに大体復旧しましたが，一部地域は３０日の１７時半まで停電をしております。もう昨日もちょっとお答えしましたが，九州電力奄美営業所のほうから，私ども災害対策本部に来ます情報は，停電をしている地域，そしてまた，危ないところ，電線が切れたりしたら，そこに触れないようにしてくれと，そういうような広報依頼でございます。それで私どもも各市民から聞かれてもですね，それ以外のことがお答えできなかったという状況でございました。これにつきましては，今議員からございましたように，協定書を確かに結んでおります。ただ，これのほうも，九電さんのほうから本土からの応援技術者，こちらがあります場合は，うちのほうで宿泊場所の確保をしたりする取り決めになっておりますので，事前に申し合わせが必要でございます。その点が少し足りなかったという点も反省する点でございます。ただ，今回の場合は，もう言い訳にはなりますが，台風１５号のほうは沖縄を通る。そして更に暴風域はですね，途中から３１０キロに広がってまいりました。当初の予想よりも暴風域が３０時間という長い時間だったということで，九電さんのほうも少し人員を増やす準備がですね，足りなかったということでございますので，この辺は事前に打ち合わせをした上で備えるということを再度確認し合って努めてまいりたいと思うところでございます。

２３番（竹山耕平君）　はい，通告してませんでしたが，ありがとうございます。分かりました。また協定書のですね，また改善などはですね，ありましたら，是非。しかし，集中豪雨災害から，そしてまた，一昨年の，あ，昨年の東日本大震災からのですね，教訓から，この自然災害予測がつきません。そのような中からですね，是非ともですね，その協定書，そしてまた，備え，その防災意識，そういう面の強化も図られていただきたいなというふうに思います。

次に進みます。次に，これまでにも何度か質問を行っています。永田墓地管理行政の健全化についてです。旧永田墓地地区の公園化についてお伺いをいたします。今後の計画については，計画表を拝見していますので，理解はしています。皆様御承知のとおりだと思いますが，この旧墓地地区の公園化については，昭和４４年の旧名瀬市総合開発基本構想により，公園を整備する計画でありました。もう４０年以上の経過であります。この旧墓地から公園化計画には，もう移転されている方々の事業への理解，そして好意によって進ちょくされている事業でもあるということを当局に更なる理解を深めていただきたいと思い，質問を行うものです。中にはなかなか進まない現状に対しても，しっかりと応援の声をいただくというお話も伺っております。公園化について見解をお示しください。

市民部長（田丸友三郎君）　それではお答えいたします。旧墓地地区の公園化の計画についてでありますが，現在公園化に向け，使用者不明の墳墓につきまして，法的な改装に向けた実態調査を開始しております。旧墓地北東側に旧薩摩藩時代の代官や目付，軍学者などの墳墓が確認できるため，これらの墳墓を文化財として保護できないか，文化財課とも協議を進めているところでございます。また，使用者，縁故者が確認できる墳墓につきましては，自主的な移転ができるよう，新墓地地区における返還等による空き墓地の確保・整備にも努めているところでございます。今後法的改葬，移転が終了した段階で市議会，宗教界，葬祭業界，自治会などの代表で構成する仮称ではございますが，墓地検討委員会を設置し，公園の具体的整備について検討しなければならないと考えているところでございます。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。この実態調査，そしてこの墳墓の文化財への在り方という形で，後ほど検討委員会を設置するということでありますが，このまだ文化財，文化財としては確かにそうだというふうに思います。しかしですね，文化財を指定をしてしまいますと，また逆に手を付けられないような状況も生まれてくるというふうに私は少しだけ，もう，少しだけ危惧をしている部分もあります。でありますので，やはりこの市民がですね，集うこの墓地公園化という形で進めるというふうな計画も伺っておりますので，この永田墓地の管理行政の健全化に向けてしっかりと推進をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に進みます。続きまして，共同墓地，共同納骨堂の建設について質問を行います。旧火葬場，現市営駐車場へ先に共同納骨堂を建立し，無縁墓地対策や将来的な方向性を考える方々への救済策を含め，整理を同時に行うことも，将来的な考えを選択もできる。良い方向へ判断していただく材料の一つだと考え，なり得ることだというふうに私は思います。また並びに，現在着々と行われている基本台帳作成の調査においても，必ず役に立つものだというふうに思い，その早期健全化への手法の一つだとも考えますが，見解をお示しください。

市民部長（田丸友三郎君）　はい，それでは次に，共同墓地についてお答えをしたいと思います。議員御指摘のとおり，共同墓地の早期の建設につきましては，まず私どもも無縁墓地対策として共同墓地は必要なものだと考えております。旧墓地，新墓地の実態調査が終了し，墓地台帳が整備をされ，無縁墳墓数が把握できた段階で，先ほど申し上げました墓地検討委員会を設置し，場所の選定，規模，その他を検討していかなければならないものと考えております。

２３番（竹山耕平君）　はい，この今部長からおっしゃいましたこの共同墓地は，この健全化を進めるに当たって，やはり必要なものだというふうにこの，して計画表にも載っています。このどこに後は建立するかというものは，今私は今の場所だけを考えると，今火葬場の旧火葬場の辺りがやはり適切な土地の確保ができるものだというふうにも考え，その場所だというふうに今限定いたしましたが，もしですね，可能であれば，先ほど申し上げましたこの公園墓地，旧墓地ですね，旧墓地の使い道，使い方という形で，もしその擁壁を打って，しっかりとした土地を確保する。そういった墓地公園化ができるのであれば，その少し丘台にありますので，そういったところにこの共同墓地，共同納骨堂をですね，建設・

建立することができれば，更にまた永田墓地のですね，この管理健全化というんですかね，そういう形に進めるというふうに思いますが，再度お願いいたします。

市民部長（田丸友三郎君）　ただいま御提案がありました旧墓地をこう利用する方法も一つの方法だと思います。また，旧火葬場などのほうも考えられますけれども，御承知のように，一方通行で対応しなくちゃならないということもありまして，大変場所につきましても，今後台帳整備などが終わりました後で，先ほど申し上げました墓地検討委員会の中でですね，いろいろな場所を検討させていただきたいというふうに思ってます。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。次に進みます。

次に，この蛇口数の増加と範囲拡大及び水道管の延長について質問します。毎日多くの方々，特にご年配の姿が多く見られる永田墓地についてです。急峻な坂道や今部長からもございました狭い道路など大変苦労している場面も多く見られております。今年のお盆前後も台風とも重なり，大変苦労する場面を多く見られました。バスが通ると相互に通ることが，通行することができない。これは乗用車同士でも同様で，困難な状況が見受けられます。道路の改善策については，以前は質問して今回は質問しておりませんが，まだその河川法や消防法との絡みもあるようです。しかしですね，この健全化という形で向けるのであれば，私的にはやはり河川に暗渠を入れ，またコンクリートの蓋をする。そしてコンクリートの蓋３枚，４枚の１枚はＩＢグレーチング，大型のグレーチングです。これの２０トン，２５トンの対応するものなどを設置する，そういう方法も考えられるというふうにも思います。是非検討をお願いしたいと思います。

また本題に戻しますが，このお墓の掃除や日々のお墓参りの度に，お水を汲むために坂道を往復する姿も見受けられます。ご先祖様を敬い，また，お知り合いの祖先のお墓参りをするということを大切に思う奄美の方々にとって，蛇口数の増加についても，とても大事なことではないでしょうかと思います。上のほうは水道ではなく，山水を引っ張っているものでありますが，集中豪雨の際の故障や，また，水道管の詰まり，そして山水を貯めているところが乾燥して水が出ない。そういったことも度々見受けられます。将来的な計画として，場所は確定されていませんが，共同納骨堂の整備計画もございます。まずは市営駐車場の場所までには水道管の延長を考えていただきたいと思いますが，また，奄美市有，私有といろいろ課題は残されています。将来的な健全化を考えると，必要性は十分にあると考えますが，可能性について見解をお示し願います。

市民部長（田丸友三郎君）　ただいま御質問のありました蛇口数の増加と，それから水道管の延長についてでございます。水道管の延長につきましては，水道課の皆様方とまた協議を進めていただきたいと思います。奄美市市有墓地には，上水道に３か所，蛇口数にしまして６か所，河川水を引き込み水道を立ち上げておりますのが７か所で，蛇口数が１４か所と設置をいたしております。ただ，これ以上の増設は，水圧の低下を生じるため，現在の状況では困難であります。ただいま議員の御指摘のとおり，水圧の解消をするためには，上水道施設からの取水にして，管の口径を大きくして水圧解消を図る必要がございます。そのためにも，関係課とも協議を進めさせていただきたいと思いますので，御理解をお願いいたします。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。是非ですね，この永田墓地のこの将来性の，将来の健全化に向けては，今私が三つ，四つ申しましたが，そのすべてがとても大事なことだと思います。今市民部長のほうからですね，関係，この上下水道局からですね，との協議という話でありましたが，少しお話もお伺いしました。この名瀬地域のですね，この将来の構想，そういった都市構想ですね，そういった計画の中で，あそこの部分がちょっと入ってないというふうにお聞きをしました。そういった点も含めて，田中部長のほうからですね，一言その先ほど私が質問した可能性というところで質問をしたいんで

すが。

上下水道部長（田中晃晶君）　この永田墓地の件につきましては，我々水道法とそれから条例等を再度検討いたしまして，市の姿勢ということであれば，検討する余地は十二分にあるというふうに考えております。

２３番（竹山耕平君）　はい，検討する余地は十分にあるということでありますので，やはりこれからの名瀬のまちづくりの在り方，そして永田墓地の健全化向けてよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは次に進みます。再開された住宅リフォーム制度，その後の計画について質問をいたします。前回も質問しましたが，本年度当初予算分受付終了後の問い合わせ物件への対応，救済措置についての状況をお示しください。

建設部長（東　正英君）　住宅リフォーム助成金制度の受付再開につきまして，当初１００件を限度に４月１０日から受付を開始したところ，５月９日までの１か月間で１００件に到達したため，受付を終了し，第２回定例会におきまして２００件の補正予算を計上させていただきました。受付終了後の数日間の問い合わせにつきましては，今年度の受付は終了しました旨の説明にて対応しておりましたが，その後の問い合わせにつきましては，現在検討中であり，６月末までには方針が出せるので，工事の着手を待てるのであれば，それまで待っていただきたい旨の回答をしたところでございます。第２回定例会終了後の７月１０日から２００件の追加分について受付を再開いたしましたが，５月９日以降に既に着手をされている方々に対しましても，不公平感をなくす意味でも，写真，領収書等で証明できることを条件に，可能な限り対応しているところでございます。７月の受付は６８件でございましたが，うち１０件は事前着手であり，写真や領収書の日付などで５月９日から受付再開時までの期間中であることが確認できておりますので，救済に関しましては対応できているものと思います。今後も同様に行ってまいりたいと考えていますので，御理解を賜りたいと思います。

２３番（竹山耕平君）　はい，その救済措置について対応はできたというふうに聞きました。今この，についてですね，再開されたこの状況も併せてありましたかね，なかったですよね。今現在何件というふうなのは。あ，それについてもですね，併せてちょっと質問させてください。

建設部長（東　正英君）　件数といたしましては，７月が６８件，８月が３８件となっておりまして，９月７日現在受付件数は２１７件でございます。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。今のは４月からの合計だというふうな形で理解をいたしました。やはりですね，この制度，このリフォーム制度というものは，市民が望む制度であります。そういう意味でもですね，この来年度実施計画への，失礼いたしました。この②の質問をしていません。②再開後の周知の徹底など，そして市民，請負業者等に対しての反応はどうだったのか。また，声はどうだったのか。どのように聞こえてきますか。事業展開と見解についてお示しを願います。

建設部長（東　正英君）　再開後の周知につきましては，７月８日，９日の地元新聞に掲載させていただいた他，市のホームページ及び奄美市広報誌等でも掲載しておりますので，市民及び請負業者に対しては，概ね浸透しているものと考えております。４月当初及び７月の再開時は，申請が殺到したんですが，１００件から３００件へと追加されたことにより，先ほども言いましたが，９月７日現在の受付件数は２１７件で，１日当たり２，３件程度で推移をしております。今後も周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。それを踏まえて，来年度実施計画への見解について質問をいたします。鹿児島県内多くの自治体でも，これまでに実施，そして来年度から実施予定の自治体も多くございます。今後の実施的に見ましても，本市も各課においてのヒアリングや概算要求など，来年度予算編成の時期を迎えますが，本制度の市民からの必要性，地域経済の活性化，また，税金の還元という考え方から，三方良しの制度と例えられる本制度の在り方から見ても，来年度以降の実施計画は望まれるものだと考えています。そこで，参考として，各自治体の状況を見ますと，２０万から３０万以上の工事が補助対象とし，そのうち一般世帯については上限１０万円で工事費の１０パーセント，また，高齢者世帯や子育て世帯については，上限２０万円，工事費の２０パーセントなど見受けられます。緊急経済や雇用対策とも位置づけられる本制度を予算の確保という面から見ても，課から概算要求を上げなければ来年度に結び付かないというふうに考えているわけでございます。本市の見解をお示しください。

建設部長（東　正英君）　来年度の実施計画についてということでございますが，これまでは昨年度の緊急総合経済対策事業や，今年度の過疎地域自立促進特別事業債を活用することにより，財源確保が可能になったため実施をいたしております。今後につきましては，現在実施をしておりますアンケート調査や，事業実績等を踏まえ，検証をいたしまして，事業に伴う財源が確保できるかなどを考慮した上で，検討してまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。このアンケート，そしてまた，実績を検討するということでありますので，是非よろしくお願いいたしたいと思います。また，課としてもですね，是非この概算要求出していただきたいなというふうに思います。

次に進みます。次に，本場奄美大島紬産業の振興について質問をいたします。昨年度から導入されました職員派遣について，その真の目的，役割とは何なのか。また，その成果，効果についてをお伺いいたします。まだ派遣されてから１年と半年しか経過しておりませんし，短期，長期的な展開，展望があることも十分に理解をしています。職員派遣の目的，意義と照らし合わせ，これまでの間にどのような成果をもたらしたのか。財政面や運営状況，改革など，そしてその目的と成果を検証されてきた中で見えてきた課題，そして見えてきた課題による明るい材料，展望と言いますか，についてをお示し願います。

市長（朝山　毅君）　竹山議員に早速お答えさせていただきます。御承知のとおり，本市が基幹産業として位置づけております紬産業を支える本場奄美大島紬協同組合の再生に向けて，組合と連携をし，経営や財務体質改善に真正面から取り組むため，昨年から職員を派遣いたしております。その成果は，１点目に販路開拓資金融資事務処理の厳格化や，そのことによって職員の意識改革が図られつつある。２点目に，組合財政の透明化。３点目に，これらのことによって，本市とのより一層の連携強化が図られたことなどが挙げられるかと思います。具体的に申し上げますと，奄美市販路開拓資金及び鹿児島県産業振興資金の平成２３年度末の残高は，約６億５，６７２万５，０００円でございましたが，未回収金の回収，そして徹底した歳出削減及び財産処分の結果，平成２４年３月末残高は，約４億９，３５０万円で，約１億６，３００万余の減となっております。まだ緒に就いたばかりでありますが，確実に経営の健全化の道を歩み始めたんであろうと考えて判断をしてるところでございます。

見えてきた課題といたしましては，従来の委託販売以外にも，催事などの企画販売収入の増や，着尺以外の洋装化や，小物など新たな活用策を取り入れた在庫の整理，こうした取組により実現されるべき適正在庫の規模，不要債権の回収，担保商品価値の再評価などの課題も見えてきたものと思っております。奄美市から職員を派遣することによって，紬組合の抱えている課題，問題等を具体的に把握することができるようになりましたので，今後更に組合との連携を図りながら，大島紬産業の振興に努めてま

いりたいと考えているところでありますので，議員はじめ議会の皆さんの御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

２３番（竹山耕平君）　はい，市長から心強いお言葉がございました。確実に前進していると。そしてやはり職員派遣は昨年度から行って，大変効果は，成果は順調に進んでいるものというふうにお見受けをいたしました。更なるですね，これ今後この改革を進めるに当たり，やはり二つ争点があると思います。やはり先程来市長が申しました基幹産業としての復活，そして組合の意識改革，そういったものがやはり奄美大島をこれまで支えてきた本場奄美大島紬の再建だというふうに思いますので，今後とも更なるご尽力をお願いいたします。そしてまたですね，この良い関係性を保ってるこの西陣織ですね，今関係者など，そしてまた，業種を問わない民間コーディネーターやアドバイザーの活用も今後ですね，やはり職員が派遣されてるとは言え，なかなか踏み込んではいけない面も出てきているんではないのかなというふうに思いますが，そういう方々のですね，もう中に入っていただいて，これはやっぱり業種を問わないことのコーディネーターも必要にはなってくるんではないのかなというふうに思いましたので，併せて再度質問をいたします。

商工観光部長（川口智範君）　議員おっしゃるように，いろいろな角度から紬組合に対する御意見を賜るというのは，大変重要なことだと思っております。先だっても，ＮＰＯ法人の京都の西陣の皆さんがいらっしゃいまして，大学の先生などいらっしゃいました。いろいろな御意見承っております。そのような形でいろんな方面からの御意見を伺い，その声をどのように組合経営の中に生かしていくかということが大変重要だと思っておりますので，そのような方向性についても，また組合といろいろと協議してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。やはりですね，この基幹産業の復活には，この行政としての当局としての仕掛けづくり，仕組みづくりも必要だというふうに考えますので，よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。今回のロンドンオリンピックＪＯＣ主催のジャパンハウス内での紬の展示をはじめ，鹿児島県出身の芸能人，アイドルを起用し，紬を着用した鹿児島県の新たなポスターが発表をされました。また，鹿児島県ご当地アイドルによる小物類の活用など話題となり，このような話題づくりが，低迷する本場奄美大島紬の伝統産業としての振興と，新たな展望，チャレンジにも期待できるものとして，その紬のＰＲとしてもとても良い話題になったなあというふうに私自身は感じております。このような活動に対し，紬組合として，また，紬の産地としての関わり方は，取組はどのようなものがあったのか。そしてまた，本場奄美大島紬の明るい展望材料となり得るのか。また，国内はもちろん，国際展開としての宣伝効果への手応えなど，どのように感じているのかについてをお示しください。そのことも含めてですね，最終的には，当局として先ほども申し上げましたが，公助の在り方，また，新たなチャレンジを一緒になって，組合と一緒になって更なるチャレンジを進める，官民一体で売り込む重要性，必要性を強く感じております。見解をお示し願います。

商工観光部長（川口智範君）　議員御指摘のとおり，ロンドンオリンピックでの本場奄美大島紬，これは着尺２点展示しました。ネクタイ２５０点，スカーフ１００点を関係者のほうに贈呈したようでございます。こうした形で世界に向けて発信ができたということは，大島紬にとって大変大きな成果だったと思っております。また，昨年６月に引き続き，来年２月に福岡で開催する奄美音楽祭でのイベントでも，地元出身のアーティストが，大島紬を着用しての観光ＰＲイベントを開催する予定でございます。本市といたしましても，大きい，小さいに関わらず，あらゆる機会をとらえて外へ発信できるよう，業界とともに積極的に検討してまいりたいと思いますし，また，こうした取組が継続なるように，継続した取組にしていきたいというふうにも思っております。また，今年度から西陣織会館の御協力の下，本場奄

美大島紬アカデミーと題しまして，本場奄美大島紬の布地を利用した小物づくり教室を開催し，多くの地域住民の皆様に紬に触れる機会を設けることができました。反響が大きく，６月に定員を上回ったために，８月にも開催され，延べ１８７名の参加がありました。このように，この大島紬アカデミーにつきましては，市長が進めております１００人応援団に認定されましたお二人の方が，西陣を通して御協力をいただいており，１００人応援団としても一つの成果が上がりつつあるものだと思っております。このように，市民を巻き込んだ活用方策を取り組むことによって，紬の薫るまちづくりを推進し，業界，市民一体となって，着物としてだけではなく，先ほど申し上げた小物類の販売等も含めて，今後取り組んでまいりたいと考えております。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。この大島紬アカデミーの開催や，また，その市民を巻き込んだ今後の取組というふうな形，明るい材料とも見受けられましたので，是非推進していただきたいと。そしてまた，今部長のほうからお言葉でありました，この市長が掲げる１００人応援団，そういったもので少しまた触れてみたいなと思いますのが，このすきすき紬デーがありますね。この辺に対しても，この例えば内地のほうで，本土のほうでお店を構えられている方々に対してですね，そのお店の運営方法とか，その構え方とかがあるとは思いますが，例えばその紬，すきすき紬デーののぼりなどを刺していただいて，そのすきすき紬デーの日にですね，そこでちょっと先ほどもありましたように，この組合が持っているその担保の中からでもいいし，在庫の中からでもいいし，また，その女性会がですね，いろいろもう，試行錯誤していろいろ作っている小物類などはですね，そういったものも，また何かしら体験するようなことができれば，今部長がおっしゃいました市民を巻き込むというよりも，まだ多くの国民を巻き込んだそのまた，紬の在り方にもつながるんではないのかなと。そしてまた，紬の薫る奄美を感じていただけるんではないのかなというふうに少し今思いましたので，これは要望でございます。

次に移ります。次に，これまでも案件となっています各組合の統合，合併，この問題について質問を行います。アとイ一緒に質問をいたします。各組合の現状について。そして課題について，どのように取組が行われているのでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　紬組合の現状についてでございますが，現在の組織は理事１１人，幹事２人の役員１３人及び正職員８人，雇用対策事業でのパートタイマー７人の計１５人の職員体制でございます。平成２３年度の決算状況は，組合員数１２６人で，損益計算は利益の部が２億１，９６９万３，０００円，損失の部は１億３，８４９万４，０００円です。単年度収支は８，１１９万９，０００円の黒字で，主なものは土地売却益でございます。累積としては５，１９３万８，０００円の赤字となっております。また，生産状況でございますが，平成２３年７，５８４反，前年度比８９．６パーセントで，最盛時，昭和４７年ですが，２８万４，２７８反と比べまして，３パーセントに満たない生産状況でございます。併せて在庫状況は，４４，２２０点で，前年度から８６５点の減となっております。

次に，販売組合の現状についてでございますが，現在の組織は理事５人，幹事３人の役員８人及び正職員１人，雇用対策事業でのパートタイマー１人の計２人の職員体制でございます。平成２３年度の決算状況は，組合員数３５人で，損益計算は利益の部が２，０８１万７，０００円，損失の部は２，７２２万５，０００円です。単年度収支は６４０万９，０００円の赤字となっております。併せて，在庫の状況は，１，０２５点で，前年度から３７点の減となっております。

次に，各組合の課題についてでございますが，まず紬組合の課題といたしましては，最大の課題は，販売収入の増でございます。従来の委託販売を進めるとともに，催事の積極的開催など新規販売ルートの開拓は必要です。また，現在抱えている４，０００反余りの在庫の整理や不良債権の回収などの課題がございます。

次に，販売組合の課題としましては，紬組合と同様に，在庫の在庫整理でございます。特に販路開拓資金融資の債務処理等があり，財政的に催事等の販売展開が大変厳しい状況でございます。以上でございます。

２３番（竹山耕平君）　今申し上げておられました，ちょっと時間がありませんので，細かくは言いませんが，この販売収入の増，課題についてですね，そしたまた，在庫整理という形でありますので，これは今現状では，この組合が合併という形，統合という問題に対して，どのような声が聞こえてきてるのでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　合併問題の経過等についてでございますが，今両組合の課題を申し上げました。こうした課題をどう解決し，図っていくかということが，両組合の統合・合併を実現していくためのカギになるものだと今私どもは考えております。なお，合併についてのこれまでの経緯を若干説明させてください。販売組合は，平成２１年６月２６日の総会におきまして，紬組合との合併を決議した後，同年６月３０日付けで紬組合へ正式の合併の申し入れを行っております。また，平成２２年２月１０日付けで，奄美市長宛てに両組合の理事長名で５月に開催される紬組合通常総会での合併決議を目指し，合併協議を推進する旨の文書が提出されましたが，紬組合総会での議題としては上程されず，合併についての話し合いが進められておりません。その後，販売組合から正式回答を求めたところ，紬組合から平成２４年５月２５日付けで，両組合共通の問題解決が優先だとして，現況では合併に反対である旨の理事会決議の回答が出されてるというのが現状でございます。

２３番（竹山耕平君）　最終的には，今年５月に両組合の合併反対の意見書が提出されたということでありますが，やはりこの先程来市長も力強い答弁，そしてまた今部長からの今後の奄美の基幹産業としての復活・再建を目指す，この本場奄美大島紬産業であるますので，是非ですね，やはりこの組合をですね，やはり私は，私個人的には，合併を一刻も早く合併をして，この奄美を生産と販売，この両方がしっかりと同じ目標を持つ，今でも持っていると思います。しかし，更に確固たるこの基幹産業としての位置付けを行っていただいてですね，推進をしていただきたいなと。そしてその中で，当局としてのこれまでのいろいろなご尽力ございました。英断もございました。そのようなところから，やはりもっともっと力強く示して，この市の見解を示していただきたいなというふうに思います。またですね，ここで少しちょっと今の話で聞くと，この組合のほうに職員派遣，先ほどされておりますが，今の答弁を聞いて，少しちょっとお聞きをしますが，この目的と成果は先程来ありました。そのようなことから，いつまで職員派遣を行うお考えなのか。そしてこれは何をめどにしているのか。また，今おっしゃったこの累失がですね，ある，そのような状況を解消するのか。それとも，また産業の兆しが見えた時なのか。そういう形について少し見解をお示し願いたいなと思います。

市長（朝山　毅君）　私のほうで概略を申し上げさせていただきますが，やはり両組合ともそれぞれの人件費，固定経費を抱えております。経常的収入で経常的支出を賄える通常の組織であれば，私は職員派遣は要らないと思っております。ただ，大変経常的収入で人件費等を含んだ経費を賄えないような状況下にあると私は認識いたしております。そういう状況下でありますので，在庫の処分による資本の回転，そして遊休資産等の売却による収入の増等々を図りながら，やはり地道な努力をしていただきたいと。そのために少しでもお手伝いができるんであれば，職員を派遣しますよということで，職員を派遣いたしております。もとより，これも紬組合からの公文書による職員派遣の依頼がありましたので，そういうふうにしているわけでありますが，組合のほうがもうよいということであれば，それはそれなりに対応したいと思いますが，まだ少しでも手伝いをしていただきたいというご意思があるんであれば，やはり基幹産業でありますし，やはり私ども等しく郡民，大島紬産業にはお世話になっているわけでありますから，産業の疲弊は仕方ないにしても，産業をなくすということだけは，私どもの時代にやはり守っていかなければいけないという思いでいるつもりであります。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。市長の今のお言葉にもありますように，やはりこの産業が

ですね，紬産業が，やはり生活文化産業，収入，そういう話もございましたが，是非ですね，やはり紬，この奄美群島復帰日本６０周年を迎えるに当たり，この６０年間を振り返るに当たり，この奄美大島を支えてきた産業，基幹産業，この紬産業のですね，今から今以上の振興，発展，展開，そして展望が見えるような，進めていただきたいなというふうに思います。ちょっと時間がなくなりましたので，最後にですね，この⑥，この問題をちょっと行いたいと思います。県工業技術センター大島紬部の有効活用についてア，イ，両方一遍にお示しをお願いします。将来的な伝統産業の存続のために，この製造工程を一括した技術指導が行えるような拠点施設としての位置づけができないか。分業体制のグループ化，また，後継者育成支援センターとしての活用は考えられないか。検討をしていただきたいと思います。奄美の紬という観点ではなく，鹿児島県が誇る本場奄美大島紬としての位置づけを行い，技術センターの機能の強化など，今後の有効な地場産業としての政策の在り方について県と協議を行っていただきたいと思います。そして，紬の香るまちづくりとしての位置づけ，工業高校が閉校されました。そのような形から，浦上地区に元気をというふうな思いもありまして，文化が漂うようなテーマパークとしての位置づけが考えられないか。紬制作に関わる全工程の見学など，観光客の受け入れ，教育，催事，販売など人が賑わうテーマパークへの構築について見解をお示し願います。

商工観光部長（川口智範君）　工業技術センター大島紬部，染色指導所の活用方法でございますが，同施設の活用方法について，センター職員を交えて今意見交換をさせていただいております。当然県の施設でございますので，私どもからどうのこうのというのはまだ言えない状況でございますが，ただ，事前にいろんな意見交換はさせていただいてますということで御理解いただいた上で，議員御提案がございました観光施設としての面の部分のお話もございました。その中で当然私どもが今お付き合いいただいている西陣会館という，年間で約７０万人訪れるそうですが，そういった施設内容等を拝見させていただいておりますので，そういった産地での会館の作り方等を参考にして，議員御提案のような観光施設という部分ができないのかどうかということも，今後意見交換の中で申し上げてまいりたいと存じます。

２３番（竹山耕平君）　はい，分かりました。是非ですね，この紬としてのこの産地づくりの強化が組合づくりの強化に，組織づくりの強化にもつながるというふうに考え，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で平政会　竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
　暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後２時４５分）
　市民クラブ　栄　勝正君の発言を許可いたします。

１７番（栄　勝正君）　こんにちは。市民クラブの栄　勝正です。お昼間の貴重な時間であります。一生懸命と質問いたしますので，しばらくの間ご静聴よろしくお願いしたいと思います。
　質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。さて，今年も例年同様，焼けつくような猛暑が続き，高齢者をはじめ多くの人々に体調など悪影響をもたらしました。また，昨年は５月早々台風の接近により，基幹産業の農作物に多くの被害が続出し，サトウキビや柑橘類などが減産に追い込まれました。今年こそは災害のない年になるよう，全市民の願いでもありましたが，８月早々の台風接近により，奄美祭り，八月，奄美まつりの八月踊りやパレードが中止に追い込まれ，台風１４号の接近では，本市にも多くの被害をもたらしました。また，一人の尊い命が奪われました。被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げますとともに，一日も早い復旧をお祈りする次第であります。さて，我が国の現状を見ますと，社会保障と税の一体改革，少子高齢化，人口減少，円高や景気回復，尖閣諸島や竹島の領土問題，課題が山積している中，決められない国会，国民生活に目を向け，国民のためにご尽力されるよう，

強く国会議員に望むものであります。また，今年は暗いニュースばかりでなく，昨日からもありましたように，７月２６日に開幕したロンドンオリンピック，我が国は３８個の史上最多のメダルを獲得，国民を喜ばせました。オリンピックでメダルを取るということは，毎日毎日の血の滲むような練習と，強い精神力の蓄積の賜物だと思います。選手諸君に国民の一人として心からお喜び申し上げるとともに，敬意を表したいと思います。また，次の夢に向かってご精進され，御活躍されますようお祈りいたします。

さて，朝山市長，決意も新たに合併後の二代目の市長を就任して早３年近くになり，残りの任期も１年余となりました。立候補時に掲げた九つの宣言，達成率はどのようになっているのでしょうか。また，来年度で期限切れとなる奄振事業，復帰６０周年目を迎える節目の年，難問山積してる本市の状況などを踏まえて，どのような施策を来年度予算に取り組もうとしてるのか，具体的にお聞かせください。

次の質問からは発言席にて質問いたします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　栄議員にお答えさせていただきます。予算の件でございますが，その前に私も予算編成をいたしまして３年目を迎えました。議員の皆様には大変御理解と御協力をいただき，大過なく予算執行が進んでると感じてるところでございます。改めてお礼を申し上げますとともに，来年度の予算ということでございますが，今年度のその前に予算編成につきましては，昨年の東日本大震災や，一昨年の奄美豪雨災害の影響等により，国及び本市とも大変厳しい財政状況が予測される中での予算でありました。そのような中，本市においては，平成２０年度以降，国の経済対策や緊急雇用創出特例基金事業を活用いたしまして，地域雇用の確保と市民経済の活性化に努めてまいったつもりであります。震災後の国の財政状況を勘案いたしますと，当面の間国の財政支援は困難であろうとの判断から，引き続きこれらの施策を展開するために，地域の活力，特別枠を実施するといたしたところであります。来年度の予算編成につきましても，昨今の社会情勢を踏まえ，地域雇用の確保と市民経済の活性化に資する施策を展開することは，引き続き重要な課題であると感じられております。また，来年度は奄美群島日本復帰６０周年を迎えることから，関連する記念事業をはじめ，庁舎建設等の継続事業など初期の目的を確実に実施するための予算編成にも努めてまいりたいと考えているところでございます。なお，来年度の予算編成につきましては，予算編成方針や重点分野の位置付けなど基本的な考え方については，１１月頃をめどにお示しすることになりますので，現段階では具体的な施策や事業等についてはお答えできないことをどうか悪しからず御理解いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

１７番（栄　勝正君）　来年度の予算編成の重点施策は，１１月頃決定するということであります。昨日からいろんな方の議員の同僚議員の質問を聞いていますと，やはり奄振の来年度の奄振予算，そして更なる延長の奄振のことについてなど，あるいはこの復帰６０周年という節目の年にですね，私も６月議会でも質問したんですけども，やはりこの節目を利用してですね，やはり奄美が浮揚できるよう，起爆剤となるようなイベントやいろいろな催事を催さなければいけないと私も提案してまいりました。昨日もそういう同僚議員からの提案であります。そしてまた，１１月頃広域事務組合などとも連携をしながらやっていくという状況の中でですね，やはりもう１月といえば，もう今９月半ば，やがて半ばですけども，もうあと３か月ちょっとしかありません。１月からやはり６０周年だと私は思っております。復帰したのは１２月２５日だと思いますけども，その日だけが節目の年月ではなくてですね，節目のあれじゃなくて，来年は１年かけて節目の年だと私は認識していますので，１月の初めからいろいろなイベント，あるいはそういうこの起爆剤になるようなですね，催し物などを計画していくべきじゃないかなあと思っていますけれども，いろいろと前の議会では６０周年のこういうイベントをしてどうかということも提案してまいりましたけれども，今現在６月議会で私が提案したことなどは何も考慮されていないか。１１月頃予算編成を入れてやるということなんですけれども，もう一度お伺いしたいと思います。

市長（朝山　毅君）　今議員がお話になりました奄振予算については，１８９億円の国交省計上分を財務省に提出いたしました。公共事業で１８１億円余，非公共で７億６，０００万ほど，合わせて１８９億円であろうかと思います。その非公共の中には，６０周年を記念した事業も来年度実施できるようにという予算も要求いたしております。加えまして，その内示がほぼ１２月，例年の１２月下旬ぐらいには国の予算の内示があります。併せて，各市町村，都道府県においても，例年１２月末，もしくは１１月頃から次年度の予算編成に取り掛かっているのが大体時期を同じくしてやっているわけであります。本市においても，例年１１月，もしくは１２月に予算編成方針を立てて，国の予算の執行，内示の状況等，県の内示の状況等踏まえながら，予算編成にかかっているわけでありますので，その時期は例年変わらないであろうと思います。本市においても，復帰６０周年の単独の事業などについても，その際十分検討しながらやっていくことと併せて，群島全域においても，奄振予算のほうに取り入れておりますので，どうかそういうことを御理解いただければと思うところでございますので，１１月，１２月頃には方針が確実に出てくるものと確信いたしておりますので，御理解いただきたいと思います。

１７番（栄　勝正君）　３年前なるんですかね，皆既日食があって，１年間その皆既日食でもうこの奄美市を含めてですね，奄美群島が賑わい，あるいは持ちきりだったんですけど，全国各地から，あるいは世界各地からと言っても過言じゃないほど話題になったわけですけども，是非ですね，この６０周年には私たちもいろいろ今までも提案してきました。そして市長がいつも言ってるんですけども，職員の英知も集めてと，私たちの英知もですね，少しは取り入れるようにしてですね，１１月頃にはですね，それがこう私たちが提案したことなどがですね，イベントができるようにですね，是非お願いをしたいと思いますので，１１月を期待にして待っていますので，よろしくお願いします。

次に移りたいと思います。次は市民，職員の意識改革ということで質問をいたします。一昨年の住用の集中豪雨，あるいは昨年の東日本大震災を踏まえて，今議会でもいろいろと防災についての質問がありますけれども，やはり私はこういうのを踏まえてですね，市民や，あるいは職員の意識改革は必要じゃないかなあと。この間の台風１５号の件についても，１４号ですかね，についてもいろいろとあったんですけども，やはりこういう災害を踏まえて，市民や，あるいは職員がその災害に対してどのように意識が変わっているのかなあと。また，行政としてどのように職員の意識，ただその部署，関係のある部署だけじゃなく，やはりこういう大きな災害が起きた時には全庁的にいろいろと取り組まなければならない問題も起きてくると思いますけども，そのようなことで，これを契機にして取り組んでいること，あるいは市民がどのような，防災に対しての意識が変わったかということをお聞きしたいと思います。

総務部長（安田義文君）　一昨年の奄美豪雨，昨年の東日本大震災等を踏まえまして，市民の防災に対する意識は高まりつつあるものと考えております。その理由といたしましては，市民の多くがテレビ，ラジオ，インターネット，更には防災無線等を利用しまして，情報収集の重要性を再認識していること，更に自主防災組織の設立が急ピッチで進められていること，また，自治会独自の避難訓練，それに図上訓練等も実施され，災害に備えた取組が行われてきていることなどから，防災意識が高まってきているものと感じているところでございます。また，職員におきましても，台風や豪雨等により災害が予想される場合は，一昨年の豪雨災害等の経験を踏まえまして，災害警戒体制をいち早く確立しております。そうするとともに，災害予想地区の見回り，広報，避難所の開設準備等，職員それぞれが自らの役割を認識し，市民の安全，減災のための体制，意識づくりが醸成されているものと考えているところでございます。今後につきましても，有事の際には迅速かつ的確な対応ができますよう，防災訓練等を実施し，市民や職員の防災意識の更なる向上を図るとともに，市民が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので，よろしく御理解をお願いいたします。

１７番（栄　勝正君）　一昨年から昨年のこの災害に，日本各地で起こっている，発生してる災害につい

て，そしてまたこの我々この本市としてどういう取組をしてるかということは，私は重要な課題であると思います。そして万が一そういう大きな災害が起きた場合，また，市民の意識改革も今以上に必要じゃないかなあと思うので，今後とも自主防災組織などの前進に１００パーセントですね，立ち上がれるようご尽力をお願いしたいと思います。それから，この間の台風の時に，真っただ中だったんですけども，私の隣近所で屋根が吹き飛ばされて，消防団員が消防車をはじめもう何十人と来て，その屋根のブルーシート張りをしておりました。私は個人の家でありますので，なぜするのかなあと思っておったら，消防団の方が私のところに来て，私が見ておったもんですから，私の前に来て，この屋根からトタンがもし飛んで来て，通行中の人たちに当たって怪我をしたら大変だからということだったんですよね。ああ，なるほどなあと思って見ておったんですけども，大変風も強く，雨も強い風雨の強い中でしたけれども，消防団員のですね，何十人と来て一生懸命やっておったということには敬意も表したいと思います。今後そういう老朽化した屋根やら壁やらが壊れて飛んできそうなところはですね，やはり私有のものであっても，その通る人たちに怪我を与えるようなことがあればですね，協力してやってもらいたいと思います。

次に，職員の公僕としての法の遵守ということで質問したいと思います。この件については，奄美の市町村内でですね，いろいろな不祥事件が起きて，新聞紙上をもう賑わしておりますけども，本市にとってはそういう不祥事がなくてですね，大変喜んでいるところでもあります。私は例えば道路交通法の一時停止，あるいはスピード違反，あるいは駐車違反，小さなことでもですね，やはり公僕としてやっている以上は，法の遵守をしてもらいたいと。それから，職員の意識改革でありますので，やはり庁内に来る人，あるいはいろいろな相談，用事で電話をする時には，それぞれの職員が懇切丁寧に一生懸命対応してるとは思いますけども，中には昨日もある議員からもあったんですけども，これはできませんと，条例にありません，予算がありませんというようなことばかり言うような職員もいないとも限らないわけでございます。そういうことじゃくて，どうしたらできるか，予算もない，あるいは慣例もない，今までやったこともないかもしれませんけれども，相談事があったら，やはりどうしたらその人が納得できるかということを常に考えて対応してもらいたいなあと思いますが，その件について見解をお願いいたします。

総務部長（安田義文君）　まず１点目につきましては，その服務規律の件から先にお答えします。服務規律の確保，職務専念義務の徹底，それから職務上利害関係のある者との対応等について記した綱紀粛正を定期的に通達をいたしております。そしてその度に市民全体の奉仕者であることの自覚と，公務員意識の向上に日頃から努めているところと考えておるところでございます。具体的に申しますと，今年の１月からは，具体的にこういう違反をしたらこういう処罰をしますよと定めました懲戒処分の指針を策定いたしまして，職員へ周知徹底を図ることにより，不祥事防止に努めているところでございます。また，市民サービスの観点からも，完全にできているとは到底申しておりません。ただ，今までよりも更に良くなる市民サービスをということで，部課長会，各種研修会のほうで職員には周知を図っているところでございます。これからも市民から信頼され，市民の模範となるよう呼び掛けてまいりたいと考えております。今後につきましても，綱紀粛正への通達内容を更に強化しまして，職員への周知を徹底していくとともに，部課長会，各種研修会において職員の公務員意識の更なる向上に取り組んでまいりたいと考えております。

１７番（栄　勝正君）　先ほど言いましたように，たとえ休日であっても，やはりあの人は市役所職員だ，あの人は市会議員だと，やはりただ今の時間だけがそういう時じゃなくてですね，休日であれ，夜間であれ，そういう見方を市民はしていますので，やはりその辺も２４時間３６５日ちゃんとやれと。なかなか難しいこともあろうかと思いますけども，やはり最低限度の公務員としての自覚は是非指導してですね，事件が起こってから，事案が起こってから二度とこういうことがないように取り組みますということがないようにですね，常日頃からお願いしたいと思います。先ほど挨拶の仕方なども言ったんです

けども，それから町内会・自治会，休みの日に，休日でありますので，職員が休みは休みですので，自分で自由に使える時間です。しかしながら，町内会やＰＴＡ，あるいはスポーツ活動などでですね，やはりその地域の住民としては協力しなければ，私はいけないと思っております。義務じゃありませんけれども，ほとんどの職員が一生懸命協力をして，中にはもう自治会を運営を職員でやってるようなところも見受けられますけども，まだまだ末端までは町内会にも出ないと，あるいはそういうあんまり協力も，掃除やっても協力もしないという職員の数が見受けられるようです。こういうことをやはり徹底，ある程度ご指導を市長のほうからお願いをしたいと前も言ったんですけども，どのような取組をしているか。さっきの挨拶と併せてお願いいたします。

総務部長（安田義文君）　失礼いたしました。挨拶等に関する接遇につきましても研修のところで指導しておりますし，各部課長会のほうでも，課長を通じて周知をしておるところです。それから，今議員がございましたように，地域の，職員の地域行事への参加の部分につきまして私のほうから答弁させていただきます。全体的にはですね，議員おっしゃるとおり，多くの職員が積極的に参加しているものと考えております。具体的にこちらで数値を把握できている状況から申しますと，自治会，集落，ＰＴＡ，スポーツ団体，郷友会等の役割として携わっていると申告している数だけで２６７名でございます。これは職員の約４割以上に当たるということでございます。また，役員としてだけでなく，行事への参加，ボランティアとしての活動を含めますと，ほとんどの職員が何らかの関わりを持って参加しているものとは考えております。しかしながら，今議員からも御指摘がございましたとおり，一部の職員において地域行事等への参加が見られないことも事実でございます。これまでも何度となく御質問をいただきまして，その都度職員へ地域行事等への積極参加を促してきたところでもありますが，今後につきましても，継続して部課長会や職員研修等で協力を働き掛けていくとともに，おっしゃいました市民清掃日，更には各地域の行事等が開催される際には，居住職員への周知徹底を図り，参加要請に努めてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

１７番（栄　勝正君）　大部分の職員はそのように協力してると思います。しかし，まだ一部の職員が，その町内でおりながら，いろいろな行事に参加しない，協力しないというのが目立つわけでございますので，是非ひとつですね，義務じゃありませんけれども，休みの日は他の仕事しても皆休みであります。それなのに，やはり地域のためとか，あるいはいろいろなそういう団体のためにやっているわけでございますので，ご指導をお願いします。それから，その庁内に入っても，なかなかもう大分挨拶も良くなってきてるようにも私は見受けられます。しかしながら，まだまだ末端まではですね，笠利総合支所，住用総合支所，名瀬の本庁を含めてですね，やはりこの庁内に入ってくる人たちにはこんにちはと，あるいは戸惑うような人がおれば，何かご用ですかと，課長でも部長でも，その時は見つけたらですね，行ってですね，対応するぐらいの気持ちでなければ，私はいけないと思いますので，答弁は要りませんが，強く要望して，やってないということじゃなくて，今後ともそうしてもらいたいということを要望しておきます。

それから次に，市長とむんばなしについて質問いたします。市長が各地に出向いて，市長をはじめ当局の皆さんか各地に出向いて，私たちのこの議会だけからの市民の意見だけでなく，その地区の本当に生の声を聞くというこの活動はですね，事業と言うか，活動は，私は大変評価したいと思います。そして市長をはじめ部局長も，生の声を聞いてるだろうと思います。それでその生の声の各地から出ている生の声の要望や提案，いろんな課題などを総括的にどのように今現在，ただ，その日聞いて検討しますとか，持ち帰って検討しますとか，いろいろ言って終わりなのか。これはやはりそういう要望があったら，やはりなるべく早いうちにどうなってるという回答なども出さなければいけないと思いますが，いかがですか。

市民部長（田丸友三郎君）　これまで各地区で開催しました市長とむんばなしで，自治会等から出された

課題，要望に対しての対応や処理について，窓口を所管する立場から全般的な面についてお答えいたします。市長とむんばなしで出されました課題や要望につきましては，各担当部署ごとに回答を行っております。今回市長とむんばなしで出された地区につきましても，課題，要望等につきましては，先ほど申し上げましたように，担当部署ごとに回答を行い，即対応できるものは対応し，予算を伴うもの，直ちに対応することが困難なものなどにつきましては，その理由を文書等で説明をして御理解を求めております。

１７番（栄　勝正君）　今までやったところの一つずつは私は聞きませんけれども，今回古見地区でこの間あったむんばなしのことについて具体的にお聞きしたいと思います。古見地区からいろいろと要望が出されているようでありますけれども，提案も出されているようでありますけども，全体的に今どのように取り組んでいるか，お聞きしたいと思います。

建設部長（東　正英君）　小湊集落からは，公営住宅の建設についての要望がございました。本市の今後の公営住宅の計画といたしましては，午前中も答弁をいたしましたが，小湊集落を含む名瀬郊外部，住用地区，笠利地区におけます重点施策といたしましては，老朽化した住宅の解消及び空き家を期限付きで借り上げる制度を推進するとともに，子育て世代の公営住宅への優先入居等について検討してまいりたいと考えております。また，公営住宅の新設につきましては，要望等も多数ございますし，本市の財政的な問題もありますので，今後とも待機入居者の状況及び地域の実情等を考慮し，総合的に検討してまいりたいと考えておりますので，御理解ください。

１７番（栄　勝正君）　通告では古見地区からいろいろ出ている問題について，古見地区は旧三方の一つであって，昭和３０年に合併してから上方地区，下方地区と比べて人口減少が続いていると。子どもたちも大変少なくなって，存続も危ぶまれていると。小湊小学校，大川小学校，崎原小学校などもありますけども，小中学校もありますけれども，そういう中でですね，切実な問題として，この間のむんばなしの中でいっぱい出てきたと思います。古見地区全体について総合的にいろんな中でですね，対応をどのように考えているか，市長は答弁できないですかね。もしよかったら，よろしくお願いします。

市長（朝山　毅君）　多岐にわたって各部署でありましたので，今建設部長が住宅のことにありました。加えて，またあの地域の災害の後のことにもありました。そして今議員がおっしゃったように，今小学校２０名しかいない。建設が平成２７年度を目標に計画されているが，その実施計画については間違いないかというふうなことなどもありました。その件についても，ちゃんと資金繰りをしておりますので，間違いはなく実施できるものと考えるということは私の責任において話をいたしたりしました。また，その他諸々のことがありましたが，総じて部長が話しましたとおり，即できるものこと，責任を持って答えることのできこと，時間のかかる，経費のかかることについては，文書でもって区長さん，自治会長さん宛てお渡しするようにいたしておりますので，御理解いただきたいと思います。

１７番（栄　勝正君）　小湊小学校のことはよく分かりました。改修工事のことについてですね。それからいろいろもう文書で回答するということでありますので，農業振興地域の見直しなども要望されているようでありますので，是非ですね，目的に要望に沿うようにご尽力をお願いしたいと思います。

次に，時間がありませんので移りたいと思います。障害者対策ということで質問をいたします。平成１８年ですか，障害者自立支援法ができまして，本市としても，予算書とかいろんな事業を見る限り，障害者に対する手厚いいろいろな事業がなされているようには私は認識をいたしております。しかしながら，まだまだこの名瀬，本市に障害者は相当障害の手帳を持っている方はいるわけでございます。やはりいろいろな施策をする必要があるんじゃないかなと思って質問をいたしました。まず１番目に，本市の障害者の人数，そして施設入所者と在宅者の数をお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは障害者の状況について答弁いたします。本年度大島支庁より発行されました奄美群島福祉の概要の平成２４年３月３１日現在の障害者手帳の交付状況は，身体障害者が３，８３３人，知的障害者が４９６人，精神障害者が５３５人，合計で４，８６４人でございます。また，福祉施設入所障害者と在宅障害者の内訳とのことでございますが，障害者保持者の在宅障害者の実態を把握するのは，ご本人などが病院，また，そういったとこにおりますので，人数を把握するのは困難な状況でございますが，障害者福祉施設入所者につきましては５５０名となっております。

１７番（栄　勝正君）　障害者施設にいるのが５５０人，全体で４，８６４名，その中で病院にいる方もおられると，把握がなかなか難しいということであります。何名病院でいろいろな病院の中でいるか，私も分かりませんけれども，その把握が難しいということであります。やはり４，８６４人の中には，相当数の障害者の方が在宅で過ごしているんじゃないかなあと思っております。やはりこのような人たちをどのように生きがいを求めて，あるいは毎日毎日の自立をですね，促していくかということは重要な課題だと私は思っております。こういう平成２４年度チャレンジ奄美というこれは奄美市が発行してるやつなんですけども，ここにもそういう施設入所から在宅へと目標に数値なども書いてあります。あるいは，県のほうでもそのような施策を進めているわけであります。奄美市として，本市として，この意向をですね，どのように取り組んでいるかということをお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　答弁いたします。チャレンジド・プラン奄美では，福祉施設から一般就労への移行の取組状況となっておりますが，平成２６年度までの目標数値を４人と設定しております。障害者の就労に対する支援としましては，昨年８月から本格的に指導しております奄美障害者就業・生活支援センターによる２３年度の一般就労移行障害者の就業者実績が１８人となっております。奄美市といたしましても，訓練等給付ということで，就労移行支援，就労継続支援のサービス給付費を支給しております。これらの施設の障害者の利用延べ人数は，平成２３年度実績で延べ１，６５０名の方が利用されております。以上でございます。

１７番（栄　勝正君）　相当数の人たちが，まだまだ就労の機会が得られずにですね，在宅をしてるんじゃないかなあと私は思っております。一人でも多くの人たちがですね，やはりこのこういう施設ができたらですね，いろいろなこの障害者のための施設，例えば生きがいを求めていろいろな軽い作業などをしてですね，そういう施設ができたら，やはりできる限りの協力はするべきじゃないかなあと思って，こういう質問をしているんですけども，就労移行支援とか就労継続移行支援とか，あるいは地域活動支援センター事業への取組とか，いろいろあるんですけれども，本市としてやはりこのような，先ほどチャレンジド・プランの中にもこれはいろいろ書いてありますけども，これを一つずつ質問したら，とてもじゃないけど１時間，２時間で足りませんので，大まかな質問をしてますけども，やはり一人でも多くの人をこの施設から在宅へ，あるいは在宅でいる人でもですね，医療費抑制のためにもなると思います。というのが，朝から晩まで家で引きこもっておりましたら，やはり気も滅入るだろうし，あるいは身体的にも相当のいろんな影響も障害もまだ起きる可能性もあります。これをやはり自分ができる範囲内の行動をして，外でですね，そういう事業所，あるいはそういうところで軽い作業でもできる限りの，例えば知的障害者，精神障害，いろいろ身体障害ありますけども，できる限りのそういう軽作業などしたらですね，医療費の例えば１週間に１回通院しとったのを２週間に１回になったり，３週間に１回になったり，あるいはまた，家庭的にもですね，私はその人たちが朝出て行って夕方帰るとなると，やはり家庭内も明るい雰囲気になるんじゃないかなあと私は思っております。ですから，やはり市としてはですね，そういう就労機会を与えるようなやはり協力体制は必要だと思っております。もう一度その支援センターの事業への取組などをお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　障害者のその就労支援の取組についてでございますが，現在先ほども答弁いたしましたが，就労継続支援事業所などがございます。そういった中での充実は，在宅の障害者に対しまして，閉じこもりの防止，地域社会への参加，また，生産活動への参加機会，就労意欲の高揚など様々な面におきまして，障害者の生きがいづくりに役立っているものと考えております。今後ともこの就労支援施設などを含めた事業の中で，新たな事業の展開などが図られる場合におきましては，積極的にバックアップを行いまして，就労に向けた支援を推進してまいりたいと思っておりますので，御理解をお願いいたします。

１７番（栄　勝正君）　是非お願いしたいと思います。

最後にですけども，６月の２０日にですね，障害者優先調達推進法という法律が成立いたしました。その中で，いろいろとあるんですけれども，法律の中でいろいろとあるんですけども，この法律は，国と独立行政法人等に対し，障害者が就労施設などで作った製品の購入や清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付けた法律ですと。そして障害者の自立には就労が大きな柱になることは言うまでもありません。このため，障害者の就労機会を増加させ，自立を促進するのがこの法律の目的ですと。それから地方自治体と地方独立行政法人に対しては，もう障害者施設の受注機会を増やすよう求めていると。最後ですけども，福祉施設などで就労している障害者は，仕事が少なく，工賃も厳しい。この法律が成立したことで，雇用環境が大きく変わると期待するとともに，引き続き障害者の法律，雇用率向上などに取り組むということがうたわれているんですけれども，このまだできて６月２０日ですけども，３か月もならないんですけども，本市としてこういう情報，あるいは取り組んでいることがあれば，お聞きしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　議員の今御紹介いただきました国などによる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が，今年６月に制定されておりますが，市の取組状況ということでありますが，本法律は，平成２４年６月２７日に公布され，施行は平成２５年４月１日となっております。その目的は，国などが障害者就労施設等から優先的に物品等の調達をすることにより，在宅就業障害者等の自立の促進に資することとなっております。これを受けまして，市町村といたしましても，障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図らなければならないと考えております。本市といたしましても，現在曜日を設定いたしまして，庁舎内に場所を提供しまして，障害者施設の製品の販売を受け入れております。法の施行後は，より積極的に障害者就労施設等からの物品を受け入れるよう，今後検討していきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

１７番（栄　勝正君）　福祉政策課においては，あるいは保健福祉部においてはですね，いろいろと障害者のためにご尽力なされて，いろんな法律を適用して，あるいは事業を取り入れてやってるとは思いますけども，ただ，市全体的に見ると，いろんな市長，事業がなされるわけです。その事業の中で例えば紡ぐきょらのまちづくりですか，という事業などもありました。そういう事業の中で障害者のために軽い作業をするためのいろいろな施策をですね，練って応募をしても，なかなか採用されないというふうなことが続いております。これは福祉政策課の問題ではありませんけれども，私としては，なぜそういうこういう，これは来年の４月１日からのこの障害者優先調達法は施行されるんですけども，やはりこの障害者の生きがいのためにも，あるいは医療費抑制のためにも，一人でも多くの障害者がそういう就労の場所に行ってですね，軽い作業をしながら一日を過ごすということは，大変すばらしいいいことだと。そしてその作業が特定の人のためでなくて，いろんな方法でその作業をするのに当たって，市民全体からいろいろと協力を得るというようなことであれば，特定の人たちが特定の人たちのためにだけやってることではないということが分かるんですけども，なかなかそれが認めてもらえないという事例も上がっております。そういう中で，是非その紡ぐきょら事業のことを言っておりますけども，今回２，０００万という予算があっても，終わっているんですけれども，採用されたもの，採用されなかったもの，

終わってるんですけども，やはりこういうことを是非障害者の福祉政策課だけじゃなくてですね，市全体として考えるべきだと思いますが，その簡単でいいんですけども，総務部長，その紡ぐきょら事業のその件について一言，今言ったようなことについて見解をお願いします。

市民部長（田丸友三郎君）　ただいま御質問のありました紡ぐきょらの郷づくり事業について少々お答えをいたしたいと思います。御承知のとおり，紡ぐきょらの郷づくり事業の助成事業は，地域や集落の活性化の拠点となる施設及び設備を整備する地域活性化施設等整備事業助成事業，これはハード面です，と，共生・協働のまちづくりを推進する上で，創意と工夫に富み，モデルとなるような先駆的・創造的な事業とする創造プログラム助成事業のソフト版がございます。議員がお示しの障害者を支援する福祉団体の応募した事業につきましては，福祉に深く関係し，障害者を支援する事業としては高く評価をされるものであります。しかしながら，紡ぐきょらの郷づくり事業の助成対象事業が，地域や集落の活性化の拠点となる施設及び設備を整備する事業という観点から見て，今回採択に至らなかったということでございますので，御理解くださるようお願いします。なお，この市民協働推進課が窓口になっておりますが，予備審査の段階で募集団体すべてに対象とならない経費などについて助言をいたしております。また，昨年までの補助金評価委員会で出された主な意見等についても，応募団体にはその申請の内容を確認するよう，事前に連絡をしているとのことでございますので，御理解を賜りたいと思います。

１７番（栄　勝正君）　よく分かりましたけども，もうこれ以上は時間がありませんので，また何かの機会がありましたら，引き続き今の見解についてでも質問をしたいと思っております。

それでは，次期奄振成長戦略ビジョン，本市の取組ということなんですけども，昨日から同僚議員が詳しく一括交付金の問題などお聞きしております。私も大体は分かったつもりなんですけれども，県からも奄美群島の在り方についての提言もなされております。あるいは来年度の奄振事業の予算概算要求についても，新聞等で知らされております。そういう中で，来年度後また期限切れ，再来年度から始まる奄振事業にはですね，是非この１０年，沖縄並の１０年間の延長をですね，強く当局も動いて，お願いをして，１０年間の延長ということで認めてもらいたいなあと思うと同時に，昨日から一括交付金の問題も議論なされておりますけども，沖縄は約５０パーセントですか，交付金化して，そしてもし使い切れなかった場合は，基金として積み立てることもできるというようなことであります。この県のこの提言の中でいろいろな施策を見てみますと，やはり交付金化をしないと，なかなかこの提言されたものができないんじゃないかなあと私は思ったりしております。もう時間がありませんので，一つずつ聞くのは大変ですけども，いろいろ議員からも提案されていることなどもですね，交付金化されたならば，このいろんなこの施策ができるんじゃないかあと思っておりますけども，１０年間延長と，この半額でもいいんです，沖縄並の半額でもいいんですけども，一括交付金ということで，やはり政府に対して，また，内閣府から国土交通省に一括してですね，計上してもらいたいということなど含めて，市長自らこの問題には奄美大島全体としての，奄美群島全体としての取組なんですけども，やってもらいたいと思いますが，いかがですか。

市長（朝山　毅君）　今議員がおっしゃったことについては，あらゆる機会を通して検討し，協議をし，また，それを県の在り方委員会にもすり合わせをしているところであります。先般在り方検討委員会の成案ができたようで，伊藤知事宛てに提出されております。知事はそれを受けて政府に，また，国会に具申をしていくはずであります。その中で沖振が１０年，離振が１０年，奄振は５年というふうななぜだという経緯なども伺ったりしております。併せて，今言われた交付金の問題についても，毎年陳情・要望活動をやっておりまして，内閣府に計上されている交付金，去年３３億，今年３７億円，これは沖縄と違い，離振，北海道と同じようなひとくくりの内垣にされておりますから，いずれその大きなパイの中で埋没するんではないかと。奄美は特措法という沖縄と同じような位置づけであるから，別枠で奄振枠だということをしていただきたいということを申し入れてもおります。このお金は鹿児島県に交付

されますので，我々もやはり県と連携を図りながら，その事業執行，また，予算の執行に留意をしながら，県と協議をしていきたいというふうな思いでおりますので，それらのことについては，十分に我々も県と協議をしながら，奄振がより良い充実された法が継続されるように努めていきたいと考えているところです。

１７番（栄　勝正君）　時間がありませんので，要望だけしておきます。この奄美群島の在り方についての提言書をずっと見ますと，施策例の中には，もうほとんど今までのような奄振法では実現できないんじゃないかなと私のこれは考えですけども。交付金化されると，ある程度は相当実現できるんじゃないかなあと思っておりますので，これは政治的な配慮が大きいと思いますので，県ともですね，連携を密にして，是非今言ったようなことを実現してもらいたいと思っております。

それではもう時間がありませんので，観光行政について質疑をしたいと思います。観光行政のことについて奄美群島観光物産協会のことなんですけれども，私は以前の議会でもこれは聞いておりますけれども，現在４月発足をして，どのような取組をしているのか。あるいは，昨日の，今日の新聞だったですかね，昨日の新聞。シマ博の運営委員会も開かれてるようですけども，このシマ博が今一番の観光物産協会のメインになってるようですけども，成果はどのようになっているのか。それから，今後この観光物産協会が本当に全島民，あるいは内外の人にこの存在価値が分かるようなですね，この観光協会がよくやってるなあと言われるような方向づけは，方針はどのようになっているか，簡単にお願いしたいと思います。三つとも一緒に。

商工観光部長（川口智範君）　まず奄美群島観光物産協会が見えにくいということでございますので，その活動内容についてまず御説明いたしたいと思います。同協会の主催の下で，奄美群島の魅力を体験できる着地型観光プログラム，先ほど議員がおっしゃった「あまみシマ博覧会２０１２夏」は各島でのオープニングイベントの実施や，日本エアコミューターの機内シートポケットにパンフレットを配置するなどの取組により，過去最多の参加者を今現在記録しております。併せまして，池袋東武百貨店で奄美の観光と物産展を開催いたしております。目立ったのはこの二つでございますが，活動としてはまだまだ脆弱ではありますが，同協会の積極的なプレスリリース等も功を奏し，島内外の方々にも奄美群島観光物産協会の存在をＰＲできつつあるものだと私どもとしては認識しております。あまみシマ博覧会２０１２の夏の実績でございますが，群島全体で島体験など１５６のプログラムを用意して，７月１７日から９月３０日までの７６日間の日程で開催いたしております。８月までの累計での予約者数は１，３２３人と，過去最高となっております。まだ開催中でございますので，９月３０日を過ぎましてから集計をし，具体的な数字等については御報告いたしたいと思っております。

次に，今後の方針ということでのお話でございます。奄美群島観光物産協会としましては，奄美の観光と物産の中核組織としてあまみシマ博覧会，特産品を活用したモニターツアー，焼酎イベントなど各種事業を構成市町村と連携を図りながら実施し，群島内観光受け入れ客と物産販売の拡大を図り，将来にわたっては自立的に運営できる奄美群島の情報の集約，一元的管理，発信と積極的なプロモーション活動できる組織としての基礎を固める必要があるとのことでの意向を現在示しております。本市といたしましても，奄美群島観光物産協会を支援し，連携を図りながら，より効果的に観光施策に取り組んでまいりたいと存じます。

１７番（栄　勝正君）　観光と教育の問題について私毎回質問してますけれども，やはりこの本市にとっては，観光産業の振興というのは，一番何よりも大事なことじゃないかなあと思ってですね，今後とも引き続きこの間から言われています格安航空運賃の取組やらを含めて，この観光物産協会がですね，機能して，本当に観光の発展のために，振興のために役立ってるという組織になるようにですね，管理者は朝山市長だと思いますので，よろしくお願いします。

それでは３番目の教育行政，二つ一緒に質問をいたします。学力向上の対策についても，いじめのこ

とについても，昨日から質問がなされております。大体は分かりましたので，今本市がどういう状態であるかは分かりましたので要りません。私は二つほど昨日から聞いてないこと，一つは，この小学校から，私たち文教厚生委員は４月に沖縄の浦添市に行きましたけど，英語特区というのがありまして，小学校１年生から英語が授業に導入されていると。また，いろいろな特区じゃなくても，全国各地の自治体で英語が１年生から導入されている学校が，自治体が数多くあります。そういう中でグローバル的に人間を育てるためにも，英語教育は必要じゃないかなあと思って，１年からできないのかということと，これから学力向上推進大会が年に２回ほど教育委員会の主催で開催されていますけども，私たち文教厚生委員は，案内がありまして行きました。その中で私が感じたことは，６０人ぐらいの先生だったと思うんですけども，奄美市内には相当の先生たちが２００人に余ると思いますけども，やはりこういう学力向上については，夏休み，冬休みであればですね，全先生を動員すべきじゃないかなあと。一人一人にやはりそういうところの会に出て，学力向上に取り組ますべきじゃないかなあと私は思いました。いかがですか，お聞きしたいと思います。それから，いじめ，非行，不登校の人数が昨日からいじめは６件だということでありますけども，これは昨年１年間のことなのか，今年２４年度４月からのことなのかまでお聞きしたいと思います。以上です。

教育長（坂元洋三君）　議員の御質問にお答えします。まず第１点目は，小学校の外国語活動への取組についての質問だと思います。御承知のとおり，小学校５・６年生には，平成２３年度から外国語活動が新しい学習指導要領で導入されており，現在週１時間活動を通した学習をどの学校でも行っているところでございます。議員御指摘の小学校１年生からの取組については，各学校の判断により指導計画に位置づけられております。具体的には，市内の小学校１５校で１年生から４年生まで３時間から１１時間程度取り組んでおります。

次に，学力向上推進委員会についてのご質疑でございますが，学力向上推進委員会は，市内の小中学校の学校長，教頭，教諭代表が一堂に会し，各学校の学力向上への取組状況について協議する場として，年２回７月末と２月に行っております。議員御指摘のとおり，学力向上推進委員会により多くの参加者による運営をということでございますが，当局といたしましては，代表による委員会形式での協議は，各学校の取組についての議論を深め，共有するために必要であると認識しております。すなわち，委員会制度であるということが言えます。教職員の授業力向上に向けた情報交換の場としましては，奄美授業づくり講座を本年度新規事業として実施しているところでございます。議員御指摘の夏季休業中の学力向上推進委員会の運営については，今後より多くの教職員及び保護者が参加できる形で開催できないか，検討してまいりたいと思っているところですので，御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

あ，次はいじめについての６件でございますが，これは平成２４年度の実態でございます。

１７番（栄　勝正君）　もう時間がありませんので，また文教厚生委員会などで機会がありましたら聞きたいと思いますけども，是非ですね，やはり一人一人の先生が，このじかと学力向上について感じなければ，委員会形式ということでありますので，その出席された先生方からは聞いていると思いますけども，機会があればですね，是非この全職員を集めて，保護者も集めてですね，向上対策委員会を推進してもらいたいと思います。というのは，まだいろんな高校の先生などに聞きますと，掛け算ができないと，高校に上がってもですね。昨日の説明では，ちょっと下回るだけだということなんですけども，やはりこの上と下の差がすごいんじゃないかなあと。それは平均点でありますので，昨日教育長が答弁したのはですね。上と下がすごいその学力差があるんじゃないかなあと思いますので，やはりその辺もどうするかということをですね，やはり是非一人一人の先生に認識してもらいたいと思います。

いじめの件については，昨年度の６件だと。しかしながら，やはりその学校，教員に報告しないいじめもまだまだ潜在的にあるんじゃないかなあと。不登校の件も聞きたかったんですけども，その不登校の中にもですね，やはりいじめが，中には本当にいじめが原因であるんじゃないかなあとも私は思って

おります。全国的にも調査した７万件もあるということで，奄美市は６件と非常に少なくて良かったなあと思うと同時に，本当の数字かなあとも思う時がありますので，今後はですね，そのいじめがいっぱい出たからといって，その学校の校長などに影響がないようにですね，お願いをしたいと思います。以上で終わります。

議長（向井俊夫君）　以上で市民クラブ　栄　勝正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後３時４５分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後４時００分）
引き続き一般質問を行います。
日本共産党　崎田信正君の発言を許可いたします。

２４番（崎田信正君）　日本共産党の崎田信正です。本日５番目の登壇ということで，皆さん方大変お疲れとは思いますけれども，私も市民の負託を受けた議員の大切な質問時間ということで，しっかりその責任を果たしたいと思いますので，よろしくお願いをいたします。

さて，政治の状況でありますけれども，一地方議員がこういうことを言うのは大変どうかなと思いますが，本当にお粗末だと，この言葉がぴったり当てはまる状況ではないかというふうに思います。嘘を平気でつく，約束は守らない，こういう言葉が国会の質疑の中で飛び交うという状況であります。これからの日本の将来を背負って立つ子どもたち，子どもたちは夢見る未来がありますけれども，この子どもたちにいったいどのように今の政治の問題を教えるのでしょうか。真面目な多くの教育関係者は，悩みが尽きないものではないかと思います。今国政の場で大きな問題となり，日本の国の在り方を左右する問題，これはたくさんあります。私たちの生活に関わる問題がたくさんあるわけですけれども，来るべき総選挙で間違いなく大きな争点となるのが，消費税増税問題，原発ゼロを目指す問題，そしてＴＰＰ問題とオスプレイの配備計画ではないでしょうか。奄美市議会は，先の６月議会で消費税増税に反対する意見書採択をし，ＴＰＰ及び原発ゼロを目指す意見書も採択をし，オスプレイ配備計画については，沖縄は全会派とも断固反対の姿勢を貫き，９月９日には大規模な県民集会が開催をされております。どれも平和と暮らし，安全に関わるものであり，奄美市議会は賢明な判断をこの間示してきたものだと思います。国政の問題は，確実に地方に影響を及ぼします。とりわけ奄美のように，所得水準が低く，経済力に乏しい地域では，消費税増税は，消費者はもちろんでありますけれども，中小業者や小売店など死活問題ともなりかねません。経済活性化のために奄美市が打ってきた施策，住宅リフォーム制度やプレミアム付き商品券などへの補助事業の成果を吹き飛ばす結果にもなります。地域住民の営業と暮らしを守れと地方から声を上げるとともに，生活を守る諸政策を優先課題として行政が取り組むことが今求められております。困ってる人の苦難を和らげるという日本共産党の立党の精神に立って，通告に従い順次質問を行いますので，公務員は全体の奉仕者という立場で御答弁いただきますよう，よろしくお願いを申しあげます。

まず最初に，市長の政治姿勢についてであります。消費税増税は，民主党，自民党，公明党による三党合意，これは密室談合で決まったとも言える状況で，国会で通りました。昨日の関議員の質問に答えて市長は，将来的には消費税増税は必要との立場を表明されました。今朝の地元新聞で，消費税増税に一定の理解との見出しで報道されました。このままでは多くの市民に消費税増税は仕方がない，こういったメッセージとなり，諦め気分に追いやる心配がございます。昨日の同僚議員の質問の中では，奄美市の生活保護率は６９．６パーミル，これは国平均の４倍を超えております。しかも，年々増加傾向にもございます。生活保護予備軍も相当数おられることも容易に想像できるわけでありますけれども，将来的にと言うには，あまりにも曖昧だと考えます。消費税増税について市民の暮らし，福祉の向上に責任を持つ奄美市のトップとしての市長の御見解を今一度お伺いをしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

総務部長（安田義文君）　消費税増税についての見解につきましては，今ございましたように，市長のほうから一般質問初日の関議員の質問に対し，一定の理解を示している旨申し上げたところでございます。本法案が施行された場合の本市の対策についての御質問ですが，まず第一に，考慮されなければならないことは，おっしゃいますとおり，消費税増額による市民生活への影響であると理解をしております。国におきましては，消費税増収分の使途を年金，医療，介護，少子化対策，このいわゆる社会保障四分野の施策に充て，官を太らすことのないよう，国民に還元する財源に限って使用するという方針でございます。また，この消費税増収分につきましては，社会保障四分野における国と地方の役割分担に応じた配分とする枠組みとなっておるところは御承知のとおりでございます。本市といたしましても，これらのことを踏まえまして，国の施策と連動した施策展開を図り，市民生活に諸施策が十分に反映させるよう取り組むことによって，市民の皆様の御理解を賜りたいと考えておるところでございます。以上でございます。

２４番（崎田信正君）　消費税増税ですけれども，冒頭でも申し上げましたように，今国会の中でね，嘘つきだとか，約束を守らなくてもいいんだとかいうようなことがあります。ですから，社会保障のためにというのが本当に信用できるのかというのを一番心配するんですね。消費税できたのが３パーセントであって，５パーセントに増税をして，その時も社会保障のためだということはずっと言われ続けてきたけれども，改悪の連続でしょ。国保なんて本当にもう瀕死の状況に陥っているわけでありますから。それを将来的には必要だということで，消費税に期待をするというのは，あってはならないというふうに思うんですね。それで昨日ですね，関議員も指摘をされていたと思いますが，防災減災とかそういう名前で１００兆円，２００兆円とかいう大型公共投資が行われる内容も含まれたというふうに聞いております。社会保障のために必要との認識のようでありますけれども，これまでの消費税の歴史は，そうはなっていない。５パーセントに引き上げてですね，景気が回復しているところを頭を折ったような状況になっているわけです。それで日経新聞の６月３０日付でありますけれども，これは民主党政権の整備新幹線新規着工というのが目指されておりますけれども，これを捉えてですね，コンクリートから人へという理念を捨て，ばら撒き政策に転換したと判断せざるを得ないというような記述もあります。また，自民党の国土強靭化基本法案というのは自民党で作っているんですかね。ここでは災害に強い国土づくりを掲げているが，その内容を見ると，旧来型の公共事業が並んでいると書かれているわけです。また，朝日の７月１２日付は，消費税増税法案の目的は，いつの間にか公共事業の大盤振る舞いへと変わりつつあるとし，更に７月２１日の天声人語では，防災減災の美名に隠れるような三党揃っての先祖返りに増税の目的はゆらりと揺れていると，こう書かれているわけですね。こういった過去の実績などを踏まえて，消費税増税に理解を示そうというのは，ちょっと待ったいと。撤回してもうちょっと様子を見ようという気にならないですか，市長。

市長（朝山　毅君）　その前段で，奄美市議会が消費税に反対するという決議をなさったことについては，私が真しに承っているつもりであります。そのような中，国においてもいろんなプロセスを辿って，地方六団体の意見等も斟酌しながら，国の政策が決まったと私は思っております。そういう中において三党合意，いろんな揶揄もされておりますし，やはりこういう社会環境，経済環境でありますと，特に奄美においては雇用の機会，就業の機会が乏しい。そういう中においてまだ消費税を上げていくかなというご批判があろうことはよく存じているつもりであります。今回の予算後，国に出された予算を見ましても，国の予算は１００兆円を超えるであろうと，歳出が，言われております。しかも，税収は４０数兆円しかないだろうと。そうすれば，その差額はどうして補っていくか。赤字国債であり，国債法案も赤字国債については未だもってまだ法案が成立しておりません。そういう諸々の条件下の中において，国というマクロ経済，地方の経済を考えた場合，どういうふうな政治の道を辿っていくかということを

考えますと，私ども国民の低負担で高いサービスであれば，一番いいわけでありますが，やはりいずれは負担というものも伴わないと，サービス給付というのは満足にはできていない。収支のバランスが取れないということが今でさえもある中で，今後どういうふうになっていくかという近い将来においては，やはりそれを賄っていく，いくばくかは賄っていく負担も，それはある面においては当然ではないかなというのが私の見解でございまして，議員がおっしゃるような低い負担で高いサービス給付をというのは，誰もが思うことであります。そのことを何も私は否定しているわけではありませんので，御理解をいただきたいと思います。

２４番（崎田信正君）　これも６００兆余り，もう８００兆になるかという赤字で，赤字国債を発行せざるを得ないのは当然ですが，これはもう段階的に長い年月をかけて改善をしていく必要があるわけですね。もちろん財源は必要なんですよ。税金がなければ国の運営はできないわけですから，どこから税金を集めるのかということが問題になるわけですよ。今こういう状況の中で消費税をやれば，１４年間連続で３万人超える自殺者があり，そのうちの１万人近いは経済的な理由だというような状況がある中でですよ，今消費税増税なんていうのはとんでもないことだと。じゃあどうするのかといった時に，今世界の動きの中では，富裕層に税金を納めてもらうと。大企業に応分の税金ね，大企業も納めるだけの力があるところには応分の税金を求めることによると，よって財政再建図っていくと。そうすると，大企業はね，もう２００兆円余りの内部留保も抱えていて，これが市場に出ると，経済活性化で，なれば法人税も上がるし，そこで働く人の給料上がれば，所得税も上がるというようなことにつながっていくということがあります。消費税増税に一定の理解を示されるのであれば，富裕層にも税金を求める，大企業にも応分の税金を求める。あるいは証券取引税というのがあります。これは本則では２０パーセントの税率になっておりますけれども，今特別措置で１０パーセントが継続をされてるんですね。半分にまけてるわけですよ。株取り引きで設けた所得についてはですね。これも以前は我々のもう所得税の特別減税というのがありました。これはさっさと５年間の期限が来たからやめたけれども，同じようにできた証券取引税というのは，１０パーセントのまま，半分にしたまま継続してるわけですよね。こういう政治の在り方を見た時に，消費税増税にすぐ走るということは良くないと。そういった意味では，富裕層，それから大企業にも応分の税金を求めるという我々の主張に対しても，一定の理解を示してもらいたいと思いますけれども，いかがですか。

市長（朝山　毅君）　見解の相違もあろうかと存じますが，決して私は奄美群島に大企業はありません。大企業と言いますと，資本金１億円以上，従業員，業種によっては１，０００人以上等々という規定がありますが，奄美には大企業はおりません。したがって，私が奄美の中において大企業のことを語る術は持ち合わせておりませんが，ただ，一般的にやはり応分に払うと。負担の公平性という観点からは，私は何も崎田さんと意を，言葉は，変わっているわけじゃないと思っております。そういう意味において，崎田さんがおっしゃるように，やはり弱者に配慮した税体系であり，やはり国家体系であるということは，誰もが判官びいきというのは，もちろんそれは人間の道徳心でありますので，倫理観であろうと思っています。そういう意味においても，やはりこのような状況下において，やはり国民の負担，住民としての責任感ということは，やはりいつの世においてもあるんではないかというふうな思いをいたしております。ちょっと御質問の趣旨に沿わなかったかも

（発言する者あり）

あ，ああ，それははい。そういう意味において応分の負担をしていただくということはもちろん一緒でありますので，そういう意味において，大企業優先とか言われますけれども，今の大企業等においてこういう状況下でありますから，やはりコストの安いところ，税金の安いところにやはり資本は海外進出してるわけです。そういうことを考えますと，やはり大企業も日本の税制，もしくは雇用の形態の中において大変経営がしにくい環境にあるということもまた一面の姿ではないかというふうな思いをしております。ただ，応分に負担するということについては，何ら異論はございません。

２４番（崎田信正君）　消費税は所得のない人にもかかるわけですから，特に奄美のようなこういった地域では影響は大きいんですね。市民の暮らし向きは大変だというのは，市長もよく分かっておられることだと思います。こういった形でですね，消費税増税，仕方がないという気分を広げるというのは，この奄美市の福祉を守るトップに立つ市長としても，よくないんじゃないかなという思いをしておりますので，よろしくお願いをしたいというふうに思います。

市長（朝山　毅君）　消費税は上がることは法案で決まりましたが，これから詳細の制度設計はこれからということですよね。そういうことも念頭に置いて御質問していただいたほうがよろしいかと私は思います。

２４番（崎田信正君）　法案が上がるのは決まりましたけれども，実施はこれからなんですね。次の選挙で廃案になる場合も考えられるわけですから。そういった方向で今我々は努力をしようということを申し上げておきたいと思います。

次にオスプレイの配備計画です。今政府が反対を押し切って，米軍の言うがままに配備を強行しようとしてるのが，米海兵隊の垂直離着陸機ＭＶ２２オスプレイという飛行機ですが，これは配備が予定されてる沖縄では，全県挙げての一致団結して反対運動が行われております。先日９日では大規模な１０万３，０００人ですか，宜野湾のところで１０万１，０００，あと周辺のところで２，０００人が集まってると。宮古，八重山ですかね。それで１０万３，０００人という大規模な反対集会が行われておりますけれども，この件についてですね，やはり奄美地域もパープルルートということで，低空訓練のルートに入っております。これはいろんなところで問題が出ておる内容ですから，明確に市長としても，このオスプレイの配備計画については反対だということを是非ここで決意を出していただきたいと思います。

総務部長（安田義文君）　先に私のほうからまず答弁をさせていただきたいと思います。議員御質問のオスプレイの飛行訓練計画のルートに奄美地域が予定されていることに関しまして，正式に防衛省からの直接の説明等は受けておりませんので，詳細につきましては把握できていない状況でございます。しかし，議員おっしゃったように，知り得た情報からは，奄美大島本島南部の宇検村と瀬戸内町の一部がルート上にあると認識をしております。現にオスプレイの墜落事故等の発生事案が，国民の不安を呼んでおりますが，市といたしましては，国が専門的な見地から的確に判断し，関係自治体に情報を積極的に提供していただくことを期待しておるところです。その上で県や群島内自治体とも密に連絡を取りながら，情報の収集を図り，まずは住民の安全確保を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

２４番（崎田信正君）　今のは反対の意思表示ではなかったですよね。反対の意思表示はされないんですか。

市長（朝山　毅君）　今社会世論から見て，常識的に判断をして，私もこの安全性が確保されない中において，また，過去の事故等が詳細に検証されない中において，私は反対であります。

２４番（崎田信正君）　反対という言葉がでましたけれども，安全だったらいいのかというような聞き取り方にもなるんですよね。これは全国各地で全国知事会も反対を表明しております。これはなぜかと言うと，低空飛行訓練が行われるということで反対なんですね。だからそういった意味では，今一応反対ということですから，それを受け止めてですね，沖縄ということ，沖縄と連帯をして，頑張ってもらいたいというふうに思います。

じゃあ，次に，特定検診受診率向上への取組状況と，その受診率の見通しということでありますけれ

ども，時間不足で先月６月の議会で中途半端になっちゃったもんですから，再度やりますけれども，これは実施初年度から２年，３年と段階的に受診率がアップするのではなくて，逆に低下をしてきたというのは，この前の議会でも言いました。このまま有効な手だてが取られないと，ペナルティがあるということになります。６月議会では医療機関からの情報提供で，３パーセントの上乗せを見込んでいるということでありますけれども，これじゃとても間尺に合わんわけですよね。これだけでは当然不十分なことでありますけれども，２４年度の今年度の最終目標３５パーセントでしたかね，３５パーセントでしたか，３０パーセントだったかな，その達成見込みはどうなるのか，お聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君）　すいません。奄美市の国民健康保険における平成２０年度の制度の開始からの各年度の特定検診受診率の目標値になかなか追いつかず，現在議員がお尋ねになりましたように，２４年度の目標としましては６５パーセントというふうになっていますが，これまでの経過を少し申し述べさせていただければ，平成２０年度は目標３０パーセントに対し，結果として２８パーセント，２１年度は目標３５パーセントに対し２１パーセント，２２年度は４０パーセントに対し１９．４パーセント，２３年度は４５パーセントに対し２３パーセントと，の前後ということになっておりまして，いずれの年度も目標値には達していないのが現状であります。先ほども議員からもお話がありましたように，２３年度からは医療機関での定期通院者に関わる検査結果の情報提供を始めまして，受診率にして３パーセント前後の効果となっております。なお，今後の取組状況につきましては，７月から８月にかけてもう既に実施済ですが，各地区集落におきまして集団検診を実施，それから１１月にかけては各医療機関において個別検診を実施と。９月には癌検診と一緒に受診できる複合検診を名瀬地区で実施，更にこれまで受診をされてない未受診者を対象に，脱漏者検診を名瀬・笠利地区で１１月，住用地区で９月に。１０月から定期通院者の情報提供の受領を実施と。更に来年の１月に行われる職場検診の情報提供の受領を実施と。これは今回初めて実施いたします。その他，職場検診，人間ドック等の情報提供を随時実施ということで，こういった取組をしているにも関わらず，議員が御質問なされたように，毎年下がっているということで，２４年度も目標にはなかなか追いつけないというのが現状であります。

２４番（崎田信正君）　さっきペナルティと申し上げましたけれども，受診率が追い付かないとペナルティがあるんですね。これは後期高齢者の支援金の負担をいいところは１０パーセント安くしますよと，悪いところは１０パーセント上乗せというペナルティになるわけですが，これは２４年度の当初予算で後期高齢者支援金は７億５，１６６万９，０００円です。仮にこれで１０パーセント増となれば７，５１６万７，０００円のペナルティを課されるということになります。国保運営に大きな負担となるわけですね。検診の受診率にペナルティを課すこと自体大変理不尽なことだと言いたいわけでありますけれども，背に腹は代えられないということで，他の自治体では受診率の向上を目指して，特定検診料を無料にすると，こういう対応してるところもあります。これは受診率を上げる対策の一つと考えられますけれども，ペナルティ云々ではなくて，受診率を上げること自体は，健康管理が進むということになりますから，それに越したことはありません。２４年度の受診率の結果，今の状況だったらなかなか心もとないわけでありますけれども，その結果に関わらず，無料で実施することも必要かと思いますけれども，検討できないか，お伺いいたします。

市民部長（田丸友三郎君）　特定検診の受診者の自己負担につきましては，現在規則，奄美市健康保険特定健康診査及び特定保健指導負担金徴収条例規則により，集団検診で１，０００円，個別検診２，０００円となっております。が，低所得者への対策としまして，既に７０歳以上の方，実際１，８０２名ほどいらっしゃいます。それから住民税非課税世帯の方，これは国保の中でのみですが，２，９９４名という方なんですが，この方々で申請により無料としてるところでございます。したがいまして，自己負担金の完全無料化が受診率の向上に寄与する影響と，負担金の減収による国保財政への影響を総合的に見て判断をしてまいりたいと思います。

２４番（崎田信正君）　ペナルティの対象は，検診の受診率だけではないですね。保健指導の実施率も目標数値が挙げられますし，内臓脂肪症候群の該当者，その予備軍の減少率というのも，その目標数値で挙げられてるわけですから，これも含めてですね，しっかりやっていただきたいと思いますが，これペナルティなると３年間延長になったということですけれども，いつから課せられることになるんですか。

市民部長（田丸友三郎君）　当初の目標は２５年度という話でございましたけれども，２７年度を予定をしているということです。以前は徴収率によりましてペナルティを受けていまして，その金額は大体５，８００万程度でしたが，先ほど議員おっしゃるとおり，今回の受診率のペナルティが７，９００万程度になる可能性がございますので，これについて受診率を上げるための方策をいろいろと現課のほうでは検討いたしております。で，先ほども言いましたように，実際に無料にしたから上がるということも，数字として上がってくるかというと，これもまた未知数ですので，我々としましては，先ほども言いましたように，その自己負担の完全無料化が受診率の向上に寄与する影響，負担金の減収による国保税の影響を総合的に見て検証して判断をしてまいりたいということでございますので，御理解をいただきたいと思います。

２４番（崎田信正君）　これはもともと２４年度からのやつを全国やっぱり苦戦してるんですね。それを２８年まで先送りしてるわけですけれども，それでもやっぱり苦戦してる人が多いということで，全国各地でこのペナルティをなくせという運動が起こってますよね。そういったところとしっかり携えてですね，もうペナルティそのものをなくせということを全国のいろんな市長会でも，議会，議長会でもいいですが，大いに声を上げてもらってですね，なくす方向で頑張ってもらいたいというふうに思います。そうせんと，国保は大変ですよ，これ。

次に介護保険制度についてお伺いをいたします。介護保険施行から１１年が経過をしました。４０歳以上の方に保険料の負担が求められ，６５歳以上の方は年金から天引きの仕組みですから，少ない年金から天引きとなって，特別徴収の収納率は，これは当然１００パーセントになるわけですが，その分生活を圧迫することになりました。一方，介護保険の利用は，介護認定を受け，要支援，要介護の認定を受けた方が，その程度に応じてサービスが受けられるもので，４分の３以上の方はサービス提供はないまま高い保険料を負担をしております。保険料は制度発足当時から高い保険料が問題視をされ，各自治体では減免制度，あるいは保険料区分を多段階にしたり，基準額に対しての率を変更したりするなど，低所得者への負担を軽減するために努力が行われております。少ない年金で生活をしている現状を見た時に５，１００円の基準額はやはり高いと言わなければなりません。そのために，第一段階の人でも月２，５５０円の負担となり，２０１２年度の介護保険料の全国平均は上がったと言っても５，０００円を割っております。４，９７２円，１９．５パーセントの増でありますけれども，それでも各地で保険料を引き下げる取組が行われたんですね。そういったことを思えば，据え置いてもなお全国平均を上回ってる５，１００円。据え置いたからその努力は認めますけれども，住民，払う立場から立てば，やっぱり保険料というのは生活を脅かしてるというのは，紛れもない事実でありますから，これに対する見解はどのようにお持ちなのか，お伺いをしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは答弁いたします。介護保険料基準額についての御質問でございますが，議員御承知のとおり，本年度から新たに小規模多機能型居宅介護事業を導入した第５期介護保険事業計画がスタートしております。この事業計画におきまして，介護給付費はこれまでのサービス利用実績，サービス利用者の自然増及び介護報酬の改定の影響などにより，第４期に比べまして約２億５，０００万円の増額を見込んでいるところであります。このように，支出需要が厳しい状況でありますが，全国的にも大部分の保険者が保険料を引き上げている中，本市においては準備基金の取り崩し及び財政安定化基金取り崩しによる交付金で補てんするなどによりまして，第５期の介護保険料基準額を据え置

きまして５，１００円としたところでございますので，御理解を賜りたいと思います。

２４番（崎田信正君）　質問の趣旨が伝わってないか分からんですね。努力して５，１００円になったけれども，その５，１００円という高い保険料は，それでいいのかというふうに思ってるのかということです。これに対する見解をお聞きを。

保健福祉部長（小倉政浩君）　現在この５，１００円の保険料となっております。この５期でもなりましたけど，これは第４期の介護給付をそのままサービスを提供すると。それにプラス先ほどお話しました小規模多機能，それで質の高いまた介護サービスを提供しておりますので，それなりの価値はあると思います。

２４番（崎田信正君）　私が言いたいのはですね，介護保険は皆さん方言えば助け合いの制度だということになるかと思うんですが，４分の３の方はサービスを受けられないんですよね。認定しても元気だからということで認定されないわけですから。４分の３の方は保険料払いっ放しだと。助け合いというけれども，少ない年金から言えばね，これは助け合いの負担の範囲を超えてるということを言いたいわけです。だから他の自治体でね，５，０００円を割ってるところでも，減免制度を作ったりして，低所得者対策をやってるわけですよ。基準額の第１段階は，奄美市は０．５ですよね。半額にしてるけれども，それを０．４で計算をして低くしてると。その分高いところに移るわけですけれども，奄美市は基準額の１．５倍が第１段階，第６段階か，ですよ。そこを２倍にしてるところもあるんですよね。そういったことで，金額はそれほど変わらないというのが，これまでの当局の言い方ですけれども，だけども，そういう努力をしてると。それでも追い付かない場合は，国保でやったように，一般会計からの繰入も視野に入れることが必要ではないのかと。その時に５，１００円本当に高いなという認識があるのであればね，一般会計からの繰入でやろうかという気になるんですが，第４期で５，１００円，第５期頑張って据え置いたと，全国どこでもね，値上げする中で。だからそれでいいということになれば，本当に市民のお年寄りの方はね，香典もできない，付き合いもできないと言っている生活のやっている状況の中でね，そういった立場に立てないのかということで見解をお伺いしたんですけれども。一般会計からの繰入れというのはできないですか。

議長（向井俊夫君）　しっかり挙手の上，職席名をはっきり申し述べてください。

保健福祉部長（小倉政浩君）　一般会計からの繰入れについてでございますが，議員御案内のとおり，介護保険制度は，原則としてその費用の５０パーセントを国・県・市町村が公費で負担し，残りの５０パーセントのうち６５歳以上の方が加入する第１号被保険者が２１パーセントを，４０歳から６４歳までの方が加入する第２号被保険者が２９パーセントをそれぞれ保険料で負担することと決められております。このように，介護保険制度は，４０歳以上の国民がすべて加入して助け合う制度であり，６４歳以下の世代がすべて保険料を支払ってる中で，第１号被保険者である高齢者の負担分を一般会計で負担することは，公平さを欠くことになるとされております。保険料軽減のため，市町村の負担割合を超えた一般会計からの繰入れを行うべきでないとの国の指導もあることから，現状では議員御提案の件は困難であると考えておりますので，御理解をお願いいたします。

２４番（崎田信正君）　この国の指導というのは，命令じゃないですね。指導であって，絶対従わなければならないという内容のものではありません。ですから，一般会計から繰り入れてるところも出始めてるんですね。あるんです，実際に。それはやはり少しでもそういった人たちの生活を支えようという発想からなんですよ。それと同じ立場で，奄美市も検討するべきだというふうに申し上げたいというふうに思います。

次に，介護サービスが今度の改定でですね，４５分枠，今まで６０分枠というのがありましたけれども，これを４５分枠に時間を短くしたということがありますけれども，これに対する影響は出ていないのか，お伺いをいたします。

保健福祉部長（小倉政浩君）　訪問介護サービスについてでございますが，平成２４年度の介護報酬改定によりまして，訪問介護サービスにおける生活援助を中心の時間区分が，２０分以上４５分未満と，４５分以上に見直されております。今回の見直しは，介護報酬の評価を行う際の時間区分の変更であり，必要なサービス料に上限等を設けようとするものではありません。介護保険サービスは，利用者の状況に応じて適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき，利用者のニーズに応じた必要な量のサービスが提供されるべきものでございます。これまで提供されておりました６０分程度のサービスや，９０分程度のサービスを４５分以上の生活援助として位置付け，見直し後も提供することは可能でございます。また，これまでの１回のサービスを午前と午後の２回に分けて提供することや，週１回のサービスを週２回とするなど，利用者の生活のリズムに合わせた複数回の訪問により対応することも可能でございます。このようなことから，今回の時間区分の見直しが，利用者へのサービス低下につながるものとは考えておりません。なお，利用者から時間区分にかかるサービス低下についての相談，また，問い合わせなども，現在のところ寄せられておりませんので，御理解をお願いいたします。

２４番（崎田信正君）　これからまた通所介護についても，同じように区分変更がありましたので，どういう影響が出ているのか，こちらも調査をしてみたいというふうに思います。

次に，入所施設は足りているのかということですが，現状についての見解をお示しいただきたいと思います。これまでも何回かその時点時点で特養施設の入所待ちとか，待機状況について伺ってきました。現時点ではどういう状況になっているのか。それは改善をされているのかどうか，お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　特別養護老人ホームの待機者の状況でございますが，今年６月の調査では，申込者は３０５名でございますが，特に緊急を要する待機者である在宅での待機者は７５名となっております。本市での施設では，過去１年間に７６名の方が入所しておりますので，在宅での待機者は入所可能だと認識しております。また，第４期の事業計画中に，特別養護老人ホームの短期入所定員を１１床，グループホームを２７床の増床を行いまして，在宅での待機介護者の負担軽減を図っております。更に，第５期事業計画では，小規模多機能型居宅介護施設の整備を行うことと，今年中には特別養護老人ホーム住用の園も再開できることから，病院等の施設からの入所待機者に対しても，改善されるものと考えております。以上でございます。

２４番（崎田信正君）　小規模多機能型が二つできそうだということで，大変結構なことだと思いますけれども，是非実現できるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に，市民後見人制度の現状と対応についてです。高齢社会が進んで，認知症の対応が社会問題となっております。この間１００万人サポーター運動などの取組も進められておりますけれども，判断能力が不十分となり，財産管理や法律行為が正常にできなくなった人の代行を行う，これは青年後見制度でありますけれども，１０年前から始まっているというふうに聞いております。しかし，利用活用されている状況は，まだまだ全国的にも少ない状況なんですね。厚生労働省は老人福祉法を改正をし，第３２条に２項を創設をして，後見等にかかる体制の整備等を定めました。そこには市町村は後見，あるいは補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために，必要な措置を講ずるよう努めるものとするということとあります。研修，あるいは家庭裁判所への推薦などを行うことになりますけれども，９月２日の地元新聞には，青年後見センターを２０１３年に設立という報道がされておりますけれども，現状と対応についてお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　それでは答弁いたします。認知症など判断能力が不十分な方の財産管理や法律行為などを代行する青年後見制度の中で，市民後見人は弁護士や司法書士などのように，青年後見制度に職業として関わるのではなく，ボランティアで後見制度に関わる人たちであり，親族後見人と専門職後見人の間の存在として位置付けられております。現在本市においては，市民後見人の制度はございませんが，社会福祉協議会が行っております福祉サービスの利用手続きや，日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の活用支援，低所得者にかかる青年後見申し立て費用などの助成を行っているところでございます。今後高齢者が増加し，それに伴い認知症高齢者も増えていくことが予想される中で，青年後見制度について一定の知識を持った人を養成し，青年後見制度の利用をサポートできる体制づくりも重要と考えております。また，青年後見・権利擁護を適切に行うためには，青年後見制度の利用支援や普及活動などの他，市民後見人の養成を含め，青年後見・権利擁護に関して，一括してサポートできるサポートセンターの設立が必要と考えております。そのサポートセンターの設立に向けた支援を行うべく，今回国の地域支え合い体制づくり事業を活用する形で予算計上しているところでございます。市民後見人の養成や活動支援など市民後見制度については，十分な研修体制や講演活動が適正になされることを監督する体制づくりなど，課題は多くありますが，今後設立を予定しておりますサポートセンターや専門職，関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

２４番（崎田信正君）　避けて通れない問題ですので，いろんな自治体では，自治体で講習会を企画してですね，５５時間か何かそういう時間でいろんなカリキュラムを作ってやっているところもありますので，奄美市でも是非その体制を整えてですね，早めに手が打てるようにお願いをしたいというふうに思います。

　次に，子ども医療費の無料化についてでありますけれども，これについては，先に答弁いただいてるような感じで，陳情の処理状況についてというのがありますので，これで分かりました。それで聞きたいのはですね，子ども医療費の無料化だけに限らないんですが，こういったことをやると，ペナルティがあるんだということを聞いてますけれども，どういったペナルティか，説明してもらえますか。

保健福祉部長（小倉政浩君）　まず，国におきましては，国保をはじめとする社会保険制度の医療給付は，医療サービスを受けるという観点から，受診者が一定の自己負担を，負担金を負担することを原則としておりまして，医療機関の窓口において一部負担金を徴収しない場合には，一般的に医療費の増大が見られ，法定どおりに一部負担金を徴収している市町村との間に不公平が生じることとなるとの考え方から，国庫負担金との減額調整が行っております。具体的な影響額の試算は行っておりませんが，仮に現物給付を実施した場合，低所得者が多く，累積赤字のある奄美市の国保の状況を考えますと，国庫負担金の削減や医療費の増加により，保険税の上昇や市の財政負担の増加につながる懸念があり，実施に向けた大きな阻害要因の一つであると考えております。以上でございます。

２４番（崎田信正君）　その考えはどうも理解できないんですね。いろんなところではね，早期発見，早期治療だというようなことを言いますが，子どもさんが病気になってですね，病院に行く時に，お金の心配をしてためらう場合があるんですよね。そういった人たちをなくすために，病院行ってもお金の心配なしで診れますよというようなのが，窓口負担を全国で求めている運動だと思うんですよ。それで受診しやすくなって，医療費が上がって，国保がどうのこうのとなると，それは国保の制度そのものを，本末転倒と言いますかね，どっちが主役かというのが忘れられてる。国保を受けて病気になった時に，安心して行くその人たちのための制度であるべきであって，国保を維持するために，そういった人の受診を抑えるというようなことは，考え方自体が理解ができないというふうに思います。それで先の，この陳情の処理状況についても，他市の状況を見ながらということでありますが，これについては向井議

長からもらった公文にもちゃんと出てますね，全国のこれは議長会ですか，その中でも国による子ども医療費助成制度の争点についてとか，乳幼児医療費の無料化を求める要望についてというのがありますが，そういった考えからすればね，乳幼児医療費の無料化そのものがだめなんじゃないかというようなことになっちゃうわけですけれども，全国ではそういう運動が広がって，最初申し上げましたように，中学校まで無料化にすると。窓口負担をするのは，いろんなとこでそうなってますよね，今ね。高額医療費についても，今は限度額を払えば，後は負担しなくていいと。そういう流れになっているわけですから，全国のそういった自治体とも力を合わせてですね，幸い議長会はそういう立場になってますから，窓口負担無料化，それは国の制度であればそういう心配をすることが要らないわけですから，是非これも国の制度としてなるようにですね，市長，またいろんな機会で取り上げて発信をしていただければというふうに思います。

次に，子ども子育てシステム関連法案についてですが，奄美市議会は実はこれ平成２２年の第４回定例会で，新たな保育制度に反対し，現行の保育制度の維持・拡充を求める意見書，これが採択をしております。その内容は，児童福祉法の理念が崩壊しないよう，保育に対する国及び自治体の公的責任を後退させることなく，子どもの健やかな育ちを保証するための施策を行うこと。現状の保育所最低基準は，子どもの健やかな育ちと安全を担保できる基準であり，市町村の財源に左右されることなく，質の高い保育を確保するために，今後も国として堅持すること。保育所と利用者との直接契約，直接補助方式の導入は行わないこと。保育所は少子化対策実施の要であることから，民間保育所運営費の一般財源化は，その経営基盤を揺るがすことになる可能性があるので行わないこと。最後に５番目ですが，過疎地，へき地における保育所及び幼稚園が，公的責任の下，維持運営できる仕組みと施策をすることの５点を要望しております。これらの保育関連団体などの全国的な運動の成果があって，民主，自民，公明の３党は，当初案を修正したものの，保育関係者からは修正でも問題点は変わらない，この声が広がっております。そこで，今回の子育てシステム関連法案により，奄美市の保育行政及び子育てにどのような影響が予想されるのか，お伺いをいたします。

保健福祉部長（小倉政浩君）　議員御承知のとおり，幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としました，子ども・子育て支援法，認定こども園法の一部改正法，関係整備に関する法律の子ども・子育て関連三法が，去る８月１０日に成立し，８月２２日に公布されたところでございます。本法律の成立による奄美市における影響はないかとの御質問でございますが，保育所をはじめ延長保育事業，病時・病後時保育事業，放課後健全育成事業など，保育関連事業の全般が新制度における給付対象事業となることから，今後補助制度等に見直しが行われるものと考えているところでございます。現時点では，基本的な制度設計しか示されておらず，また，法律の施行についても，消費税が１０パーセントに引き上げられる財源を前提としており，本制度における財源の在り方や，費用負担，市町村の関与，利用者負担などについては，制度施行までに検討するとなっていることから，具体的な影響についてお答えできる状況にはございません。本市といたしましては，これからの保育制度や子育て支援施策を展望する上で，極めて重要な問題であると認識しており，これから順次示される関係省令等を注視し，具体的な対応を検討していきたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

２４番（崎田信正君）　これからということですから，これからにします。

住宅マスタープランの件についてであります。第１点は，住み替えの問題ですね，住み替え希望者のニーズに応えきれるのかということと，２点目は，住宅でのペット飼養の飼育の問題です。一つはいろんな迷惑だというのがありますけれども，もう１点の視点では，高齢社会が進むとですね，やっぱり癒しの対象ですね，セラピードッグというような医療の問題もありますけれども，話し相手にはなりませんが，癒しの対象としてね，ペットが家族同様だというような状況もありますので，マスタープランでこれから先どういう住環境を整えるかといった時に，ペットも一緒に生活できるような住宅プランも必

要ではないのかなと思いますので，その２点について御見解をお願いをいたします。

建設部長（東　正英君）　市営住宅の住み替え申請につきましては，現在市営住宅に入居してる申請者が１６世帯，一般待機入居者の１・２階への希望者が２３９世帯でございます。あ，住み替えにつきましては，今後ですね，市街地での住宅建て替えの際にエレベーター設置等によりバリアフリー化が図ることができると考えておりますので，御理解をいただきたいと思ってます。それとペット専用住宅を建設することは可能かとのことでございますが，ペット飼育により，先ほど議員おっしゃいましたが，ペット飼育により独居老人等の癒しになってることは承知しておりますが，すいません。

議長（向井俊夫君）　以上で日本共産党　崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散開いたします。（午後５時０分）

9月13日（4日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　西　公郎君	2番　安田　壮平君
3番　川口　幸義君	4番　栄　ヤスエ君
5番　師玉　敏代君	6番　多田　義一君
7番　橋口　和仁君	8番　向井　俊夫君
9番　渡　雅之君	10番　戸内　恭次君
11番　関　誠之君	12番　大迫　勝史君
13番　与　勝広君	14番　叶　幸輿君
15番　奥　輝人君	16番　平川　久嘉君
17番　栄　勝正君	18番　竹田　光一君
19番　渡　京一郎君	20番　元野　景一君
21番　里　秀和君	22番　伊東　隆吉君
23番　竹山　耕平君	24番　崎田　信正君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山　敏裕君
教育長	坂元　洋三君	住用総合支所事務所長	重久　春光君
笠利総合支所事務所長	川畑　克久君	総務部長	安田　義文君
総務課長	前里　佐喜二郎君	企画調整課長	東　美佐夫君
財政課長	菊田　和仁君	企画調整課参事兼検査指導室長兼土木検査監	小浜　忠弘君
総務部参事（消防長）	原田　俊光君	市民部長	田丸　友三郎君
環境対策課長	高﨑　義也君	市民課長	元　優君
国保年金課長	森山　直樹君	住用市民福祉課参事兼課長補佐兼国保税務係長事務取	田中　義人君
保健福祉部長	小倉　政浩君	福祉政策課長	重山　納君

健康増進課長	重田　久夫君	保護課参事兼第三保護係長事務取	永井　健二君
商工観光部長	川口　智範君	商水情報課長	前田　和男君
紬観光課長	吉　富進君	住用産業建設課長	柳　斉君
農政部長	義岡　出君	土地対策課長	奥　正幸君
建設部長	東　正英君	土木課長	砂守　久義君
建築住宅課長	大石　雅弘君	上下水道部長	田中　晃晶君
教育委員会総務課長兼行革調整監兼給食センター整備対策監	嘉原　孝治君	教育委員会生涯学習課長兼中央公民館長	大郷　哲也君
会計管理者	福　和久君	会計課長	辻　勝廣君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	倉井　則裕君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	橋本　明和君
議事係長	麻井　庄二君	議事係主事	岸田　賢吾君

議長（向井俊夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，無所属　川口幸義君の発言を許可いたします。

３番（川口幸義君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。第３回議会に登壇の機会を与えていただき，誠に感謝に絶えません。私は無所属の川口幸義と申します。

先の台風１５号の襲来により，尊い命を落とされた方に心から哀悼の意を表すものであります。甚大な災害と被害に遭われた方々に，一日も早い復興と普及を願い，私も日夜頑張ってまいりたいと心している次第でございます。ここで，皆さん，ちょっと訂正のお願いしたいと思います。所見を述べる前にですね，平成２５年の３月と奄振の期限切れに書いてありますので，２６年の３月と訂正させていただきます。よろしくお願いします。

ここで，少々ばかり私の所見を述べてみたいと思います。平成２６年３月の奄振法の期限切れと日本復帰６０周年記念は，表裏一体の課題であります。当時，日本復帰実現へ向けてアメリカのダレス声明が発表されたダレス国務長官は，京城で米韓協同防衛条約を締結後，８月８日午後空路来日し，米大使館にて時の吉田総理，岡崎外相と重要会談を遂げた。この会談終了直後，ダレス長官は内外記者団と会見し，奄美大島全面的に日本に返還する声明を行った。声明内容は次のとおりである。この声明の内容は米国政府を代表して私から吉田総理に伝達してある。米政府は対日平和条約第３条の規定に基づき，奄美群島に対する諸権利を日本政府との間に必要な取り決めが締結された。次第，日本政府に管轄権が回復するように放棄することを希望している。対日平和条約の第３条の規定に含まれる他の諸島に関しては，極東において現在の国際的緊張が続く限り，米国が現在行使してある程度の管理並びに権限を米国が保障する。かくて米国は日米間に存在する安全保障条約の下において，同地域における平和並びに安全保持に対する寄与するために，諸責任により効果的に遂行することができよう。なお，米国は同群島は住民の福祉を増進するため，より一層努力をする。かくて予想される奄美大島の日本復帰返還，したがって，同地域住民の日本本土への復帰は米国政府にとって非常な満足と喜びである。

この朗報は，地元南海日日新聞がいち早くキャッチし，同社速報ニュースとしてマイクに，あるいは号外となって名瀬の市内をはじめ，たちまち前群島に広がり，万歳，万歳の波となって，町から村へと伝わった。市内では感激涙にくれながら，ニュースを確かめる人，だれかれ見境なくおめでとうと握手を交わす人々，日の丸の小旗を掲げ，祝杯を上げる人々，夜の明けるのも忘れ，歓喜のるつぼと化した。

泉復帰協議会議長は，この朗報に感激の涙でほほを濡らしながら，ダレス国務長官の記者団会見の声明は米政府の意向を表したものとして日ごろ我々に宿願が急速に解決されるのではないかと感激に堪え，北緯２９度線の扉が急ピッチに開かれるのではないか。目の前が明るくなった喜びであると語った。一方，復帰協議会では，この日午後９時より緊急中央委員会を開き，感激の乾杯を交わし，協議の結果，９日午後８時よりダレス国務長官をはじめ，アメリカへの感謝，郡民大会を開催することを決定した。当時は１９か町村では８日夜，感謝大会を地区ごとに開いて，祖国復帰近しの喜びを分かち合った。９日夜８時から，名瀬小学校校庭で郡民感謝大会を開催，ダレス国務長官らに感謝の電報を送ることを決定。終わって，祝賀提灯行列を行い，島の夜を彩った。思えば苦しかったこの８年間，政治的空白があった。食うや食わずの生活に文字どおり血のにじむ思いであった。ただ一筋，祖国への復帰を念じ運動を続けてきただけに，朗報に接し郡民の感謝はひとしおでないものがあった。泉氏は８日，悲願達成の喜びを語った。

これから通告にしたがって，一般質問を順次していきたいと存じます。当局におかれましては，簡潔

明瞭にして的確な答弁をお願いします。

まず第１点目は，去る２８日，計画発表されている奄振及び新庁舎建設特別委員会の設置に先駆けて２点ほどお伺いいたします。

住用町支所及び笠利町支所の建設に伴う施工業者などの指名及び業者選定基準並びに発注時期について質します。私は第２回定例会の質問の際にも，地域事業者育成や入札制度の透明化を図ること，今や，今後の土木行政の執行に当たり，公正かつ公平な行政の在り方などが問われている現下の情勢を十分に認識すべきであることを質しましたが，今回はその２段とも言えます。

第２点目は，奄振法の延長への取組について，私見を交えて伺いするものであります。奄振法は奄美群島の人々すべての生命線といわれるものであります。これからの奄美を再生する上からも延長への取組，あらゆる英知を結集していかなければなりません。当局の今後の取組について質すものであります。

第３点目，政府系金融をとおして取り扱う奄美群島内の地域銀行は何行あるのか。また，本市で交付税などをはじめ特別会計として取り扱う水道会計の納付金などの運用などについて，どのように活用しているのか質すものであります。

以上３点を通告主題といたしましたが，これから質問の趣旨について順次伺いいたします。

それでは，新庁舎建設について伺いします。まず，建設に伴う業者の選考基準についてどうなのか。ジョイントベンチャーは何社構成するのか。工事発注の時期はいつ頃なのか。

次に，奄振開発特別法についてであります。この後は質問席にて質問をしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

総務部長（安田義文君）　おはようございます。指名業者選考に当たりましては，御承知のとおり奄美市建設工事入札参加者の資格基準等に関する要綱，これに基づきまして入札参加資格審査要綱，これに規定する審査資格に合格した業者を指名しているところでございます。また，業者の指名に当たっての具体的な内容につきましては，格付け区分に基づき建設工事場所の地域性，建設工事に関する事項等々を勘案して公平・公正な指名に努めているところでございます。

議員御質問の今回予定されております住用・笠利新庁舎建設工事は，大変大きな事業となります。地域の活性化や雇用の創出を図るためにも，地元業者を含め多くの業者に入札に参加していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に，ＪＶ関係でございます。庁舎建築工事の発注方法につきましては，両庁舎ともに基本設計における概算工事費用が高額となっている事業でございます。昨今の景気に低迷における民間や公共工事の減少で厳しい状況にある業界への発注機会への拡大を図るためにも，工事の進ちょく状況を踏まえた上で工種，工区分けての分離発注，若しくは御提言の共同企業体での工事施工も含め，まずは庁舎職員で構成します庁舎建設推進委員会において検討してまいりたいと考えております。

次に，発注の見通しということでございます。住用・笠利新庁舎の工事に係る実施設計，これが今年４月２７日から来る９月２１日までの工期で進めておるところです。実施設計の完成後は設計書の審査，建築物の確認審査を得まして，本体工事に係る業者の指名及び入札を１１月中に済ませる予定としております。しかし，議会に付すべき契約金額，御承知のように予定価格１億５，０００万円以上，この工事が生じました場合は，もちろん１２月議会に議案を上程いたす予定です。その場合は議決いただきましたら，工事のほうは来年１月から着工する予定ということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

３番（川口幸義君）　笠利７億円，住用８億円，このビッグプロジェクトについてでありますので，５０年の１回あるかないかの市民の最も注目する事業であります。選考委員会については厳正に，やはり身分に合ったそれ相応の業者をですね，選考していただいて，私はベンチャーを立てれば鹿児島県のＡ級業者が今奄美市に８社建築業者が入っています。それから，市が称するＡ級業者が１０社ありますから，

この県レベルのＡ級業者と市レベルのＡ級業者，これをベンチャーでしていただければ，僕は有り難いかなと思うんですが，これについてはどうですか。

総務部長（安田義文君）　御提案の在りましたことも含めまして，今後，検討委員会の中で検討をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

３番（川口幸義君）　ただいま部長のほうから検討委員会で検討させていただくと，こういうことを伺いましたので安心いたしました。なぜならば私がですね，この大きな予算を投入する以上は，我々はやはり次世代に使っていただく，安心して使っていただく建物についてはですね，恒久的なものをやっぱり造っていただかなければならない。なるほどこのような恒久的な立派な建物については，次世代の皆さんが納得をし，この借金であれば我々も引き継いでよいと，このようにですね，思われるようなものを造っていただくためには，やはり業者の体力も必要だ。それから経営事項も皆さんがよく見ていただいてですね，そういったそれから技術点，更に現場で監督をする現場施工管理者，１級資格者がいると思うんですが，こういったものを揃えて企業を僕は選考委員の中に上げていただいて，ベンチャーとして発注していただければ有り難いかなと，このように思っております。それについてはいかがでしょうかね。

総務部長（安田義文君）　御承知のとおり，両庁舎とも防災機能を併せ持つ庁舎でございます。議員のおっしゃいますように恒久的に頑丈な建物を造るという意味では，私どもも同じ考えでございます。そういうことで，議員の御提案のことにつきましても，再度申し上げますが，検討委員会の中で検討の一部とさせていただきたいと存じます。

３番（川口幸義君）　ただいま部長さんのお話では，そのニーズに答えられるような業者選考をなさると，そういうことでよろしいですね。はい，ありがとうございました。

それでですね，やはりこれは分離発注をするということでございますけれども，分離発注をするにあたっては，当然基礎工事になると土木業者も必要となりますね。ここら辺りはその資格はどの程度の業者なのか，ちょっとお聞かせ願いたい。

総務部長（安田義文君）　先ほど申し上げましたように，工種分け，区分分け，共同企業体の関係につきましても，今後検討するわけでございます。根本的に申し上げますと，議員御承知のとおり私どもクラス分けで言いますと，それぞれ工種分けがございまして，Ａクラス，Ｂクラス，Ｃクラスと金額が大体決まっておりますので，そこらを見ながら検討委員会の中で諮らせていただきたいということでございます。

３番（川口幸義君）　分離発注については，金額のランクによってそれに見合う業者を選考すると，こういうことですよね。分かりましたので，それは大いに期待をして楽しみにしております。その点については，十分御配慮願いたいと思います。

次に，奄振法延長について伺いたいと思います。平成２６年の３月に期限切れとなる。市としての取組はどのようになさっておりますか。先般から同僚議員たちがたくさん奄振については触れておりますので，私はそれについてはただ僕の場合は補助率のことでね，ちょっと伺いたいと思いまして，できれば離島振興法じゃなくて沖振法の補助率の１０分の９というのが，ほとんど沖振法は１０分の９なんですよ。我々奄振法も特別措置法という法律の中にあって，そういうことがありましたので私は今回それをお聞きしたいなと。これからいわゆる陳情をしなければならない案件なんですけれども，どのようにお考えでしょうか。

総務部長（安田義文君）　補助率のことだけで答弁よろしいでしょうか。

事業の補助率につきましては，議員が今おっしゃったとおりです。内地に比べて離島，それから奄美，その上に沖縄という順でかさ上げ措置がなされております。奄美，沖縄，離島におきましては，補助率のかさ上げ以外にも税制面等での特例措置にも配慮はされているところでございます。国の補助事業の近年の動向を見ましても，社会資本整備総合交付金や一括交付金への移行など，交付金化への動きも進められている中ではございますが，市町村事業についてはいまだ一括交付金化への動向は見通せない状況でございます。特に，東日本大震災の復興など，近年の国のおける財政状況等を考えますと，更なるかさ上げの議論は現段階では非常にハードルが高いことが想定されます。

もちろん，要望はしてまいりたいとは思いますが，このようなことから補助率の議論は，今後の交付金の制度設計を吟味しながら検討させていただきたいと思っております。まずは地元の要望する事業予算を確実に確保し，その中でも特に非公共事業，ソフト，ハードを含める非公共事業の枠が今後も拡充されていくことを願い，要望してまいる予定としております。

３番（川口幸義君）　一括交付金が決定すれば，その事業が要するに補助率の高い，いわゆる使い勝手のいい事業ができるというふうに理解してよろしいでしょうか。例えば，この非公共事業についてなんですけども，非公共事業は我々奄美群島は沖縄並みに非公共事業が伸びてもらえれば一番有り難いんですが，１０倍ぐらいもらえると思うんですよ。だから，奄美成長戦略会議の中で，このようなこともこれからですね，検討してヒヤリングをしていただければ有り難いなと，このように思っているんですけれども，これいかがでしょうか。

総務部長（安田義文君）　先ほども申し上げましたように，一括交付金，これの動向がなかなか不明でございます。それで昨日以来お話をさせていただいているのはですね，懇話会，ビジョンの中で奄美特別の交付金の交付金をどういうふうな制度設計をしていくかという議論をしておるところでございます。これにつきましては，財源もまだはっきりしておりません。補助率もはっきりしておりません。

その中で私どもは財源はこうして，是非補助率はここぐらいまで上げて，これぐらいの金額にできないかということを，今，１２市町村，広域事務組合を中心としながら議論を進めているところですので，ここら辺りがある程度決まってまいりましたら，また，御報告できるかと思いますが，今のところ確実にですね，沖縄並みと申しましても経常経費なんかで８００何億円という数字ですので，なかなかそこまでは，今のところでお答えはちょっとしかねるところでございますが，もうしばらく時間を頂戴いたしたいと思います。

３番（川口幸義君）　これの補助率についてですね，やはり市町村道路の改築工事などについては，１０分の６ですから非常に負担金が高い。こういったものをね，やっぱり我々は解決しなければならないと，このように思うんですよ。だから，できるだけ沖縄並みに粘り強く成長戦略ビジョンの中でですね，議論をしていただいて，また，奄美在り方検討委員というのもできましたので，この点については何とか要求をしていきながらですね，奄美群島は皆さんが御存知のとおり，人口が毎年減ってまいりまして，なかなか歯止めはかからないが，特効薬もない，今のところは。そういうところのなかでですね。離島にあっては，やはり離島手当，これからはですね，地方交付税プラス私は離島手当を強く国に要望していければなと，このように思うんですよ。

なぜならば，離島にあっては日本のいわゆる国域を守っているという使命がありますので，排他的経済水域というものを考えればですね，離島があって日本の国益を守っているということを我々はこれを強く主張しながら，奄振予算の延長はもちろんですけれども，内容のいわゆる肉付けをしていただきたいし，何とか同じ特別措置法であるならば，沖縄並みの，やっぱり我々は補助をしていただきたい。これを強く要望していきたいと思っております。

政府系金融機関についてでありますけれども，政府系金融機関と直接取り引きのできる銀行，地元に

何行あるのか，ちょっとお聞かせ願いたい。

会計管理者（福　和久君）　政府の金融機関と直接の取り引きできる銀行は何行あるかとのお尋ねでございますが，これは国庫金の受入れのことについてお尋ねだと思います。国庫金の出納は日本銀行が行っていますが，日本銀行本支店だけではなく，日本銀行の代理店となっている金融機関でも取り扱っており，奄美市では国庫金の受入れ，支払いや国債の元利金の支払いなど，広範な地味を取り扱う一般代理店として鹿児島銀行大島支店。国庫金の受入れのみを行う歳入代理店として南日本銀行大島支店，奄美大島信用金庫本支店，ゆうちょ銀行の各郵便局の合わせて４行となっております。

３番（川口幸義君）　なぜ私がこの金融問題を取り上げたということなんですけども，この交付税は奄美全体でどれぐらいの金額がその某銀行に流れているのか，ちょっとお分かりでしょうか。

会計管理者（福　和久君）　大島郡内の地方交付税の普通・特別交付税の合算額でございますが，交付額を２１年度から報告したいと思います。平成２１年度４２５億２，８９１万５，０００円，そのうち奄美市は１２７億６４８万２，０００円，平成２２年度４４９億３，２８０万８，０００円，そのうち奄美市１３４億６，１５４万円，平成２３年度が４３７億８，６９６万６，０００円，そのうち奄美市１２７億５，０９３万５，０００円となっております。

３番（川口幸義君）　この交付税のいわゆる指定について伺わせていただきたい。日本復帰以来６０年近い間，その当時はですね，地元の金融機関も体力もなかったと思うんでしょ。今現在，地元の金融機関も立派に成長してですね，それに見合う体力もついてきておりますので，私は地元の金融機関もこれから利用して，地元の金融機関を育てるという我々のやっぱり基本姿勢は貫き通さねばならんと思うんですよ。なぜならばですね，某銀行は鹿児島に支店があるんですけど，本店がありまして，昨年，徳之島の伊仙町で長年ありました銀行を閉店しました。採算ベースが乗らないと，そういうことでですね，社会的使命を果たさなければならない金融機関が採算ベースだけで伊仙町から銀行が引き上げるという，このことを私は伺ったので，何とか今回は是非，そういった問題についてですね，市長さんの見解も伺いたい。

　ということは，伊仙町の役場も住民も大変困りましてですね，地元の名瀬に本店がある金融機関に陳情されまして，今現在，伊仙のほうで建築なんです，建築中です，銀行が。某銀行の代わりに地元銀行が今現在建築をしているんです。やがて１１月ぐらいにはオープンされるという見通しだそうだが。このようにしてですね，やっぱり金融機関というのは，我々行政と一体化なっておりますので，いろんな税金とか，そういった毎日のことですから，ちょうど議会と同じような両輪だと，私は金融機関を思っているんですけど，やっぱり社会的責任というものをただ利益だけで閉鎖するということについては，非常に私は疑念を持っております。その点についてですね，市長さんもこれから声を高らかにしてね，やはりそろそろ地元の金融機関にもそういったものの仕分けをして，せめて半分でもやりくりができないのかなと思って，私は今，この問題を取り上げたんですけれども，ちょっと，市長さんの見解をちょっと聞かせてください。

市長（朝山　毅君）　川口議員がおっしゃるように，行政と金融機関，いわば系統機関も含めて，指定金融機関というのを設けております。本市の場合は鹿児島銀行に今なっておりますからあえて固有名詞を出させていただきますが，他の郡内町村においては農協を指定金融機関にしているところもございます。それは公金の払い出し，受け出しについては，この金融機関でということもございますが，我々には預貯金がございます。それは本市内にある金融機関すべてに預金や貯金などをしております。そのように，共有の資産でありますからすべての金融機関に分けながら，もちろん借りる場合，貸す場合，預ける場合，金利の試算はいたします。そして入札をしながら，より皆さんから預かった公金を有利な形で預か

りたい，預けたいという形で指定金融機関を設けております。
そのように金融機関の設置についても，それぞれの金融機関，銀行法に基づいて，設置する場合も国の許認可を得ることがあります。したがって，廃止についても採算，不採算の場合はそれなりに届け出て廃止をするはず，ことになります。
したがって，金融機関の損得利害勘定について申し上げるわけにはいきませんが，やはり地域の経済が活性化して，資金の流動性が高まってきますと，当然金融機関はそれなりの措置をしてまいりますが，そういう人様から預かってきた大切な原資を有効に利用したいというのも金融機関ですので，そういう環境にないということであればやむなく閉鎖する，または移転するということもあり得ます。したがって，議員がおっしゃるように私どもも指定金融機関を定めておりますが，その我々が持つ預貯金，現金預金については，それぞれの金融機関に応分にしかも公平・透明性な形で入札をしながら預けて，金融機関とも連携を保っているということでありますので，どうか御理解をいただきたいと思います。

３番（川口幸義君）　地元の金融機関については，その資格あるものについては入札を取っていただいていると，こういうことでありましたので，それについては理解をいたしました。
後はですね，人口問題については割愛させていただきます。もうほかの議員たちが同じようなことを聞いておりまして，答えることはそう変わりはないと思いますので，これをもちまして終わります。

議長（向井俊夫君）　以上で無所属　川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前１０時７分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午前１０時２０分）
引き続き一般質問を行います。
次に，新奄美　西　公郎君の発言を許可いたします。

１番（西　公郎君）　皆さん，こんにちは。自民党新奄美の西　公郎です。
今回の一般質問に当たり，景気経済活性化策としまして，空路，航路の新たな仕組みを掲げて質問してまいります。私は政治家の仕事として，行政のチェック機能はもちろんですが，もっと市民の方々に夢を与えること，それにはいろんな仕組みを作り上げることが一番だと思っております。このような観点より，景気経済の活性化，医療問題，防災対策，観光問題について質問してまいります。昨日の戸内議員との質問と重複する点もありますが，私なりの視点にて質問してまいります。
まず第１に，景気経済の活性化についてでありますが，あくまでもこの質問に関しては奄振予算が一括交付金となることを想定しての５年後，１０年後を見据えた目標として質問します。
まず第１に，奄美版格安航空ＬＣＣ，ローコストキャリアについてであります。航空運賃の低減はいろんなところで言われ続けたことですが，進展しないのは何が問題なのか。具体的にどこにどのような働きかけをされて来られたかについてお聞きします。
以下の質問は発言席にて行います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

商工観光部長（川口智範君）　議員御指摘のとおり，航空運賃の低減は長年の課題の一つでございます。まず，議員御質問のこれまでの取組及びその結果等について御説明いたします。
まず，施策としましては平成２１年度に高い割引運賃の新設を目標にした国土交通省の事業，離島コミューター航空路線の維持活性化に係る実証実験事業を導入いたしております。この事業の大きな目的は，東京・大阪・奄美路線は，東京・大阪・沖縄路線と比較すると，先特以外に高い割引率の運賃設定がない路線であることから，新たな高い割引運賃の設定を目標にした事業でございました。この実験の

結果を受け，平成２２年７月から２４パーセント引きの特割３が導入され，その後特割７，最大割引５５パーセント引きのスーパー先特への導入へとつながっております。ＪＡＬによりますと，平成２４年４月から７月における３か月の東京・奄美間の個人の購入実績でいきますと，往復割引で導入した人は６パーセント，最大５５パーセントのスーパー先特を利用した人は３０パーセント，その他の割引制度を利用した人が６４パーセントとなり，９４パーセントの人が実証事件が契機となり導入された割引運賃の恩恵に預かっております。

次に，観光客誘致の拡大に向けた要望活動についてでございます。直近のものについて御報告いたしますと，平成２３年１１月ＪＡＬ本社におきまして修学旅行誘致のため，市長は奄美大島観光協会とともに経済観光関係の６団体連盟で，学校研修割引の最安値適用期間の延長についての要望書を提出いたしております。その結果として，地元新聞での報道もありましたように，９月５日にＪＡＬ側より２０１４年度から伊丹，東京便について要望に沿って実施する旨，市長への報告をいただいております。

次に，チャーター便を就航するに当たり，着陸料の負担が大きく，チャーター便地上の阻害要因であったため，定期路線並みの着陸料の減免を鹿児島県に対し群島の経済観光の１２団体とともに要望書を平成２４年２月に提出しております。結果として，平成２４年５月１日から着陸料の定期路線並みの減免が実現いたしております。

なお，鹿児島間の平成２４年４月から７月までの個人の購入実績でいきますと，往復割引で購入した人は１３パーセント，離島割引３０パーセント，先特割引などの利用者は５７パーセントとなっており，東京便と比較すると割引便の利用者は少ない状況となっております。東京につきましては，前もっての予定ある渡航が多いのに対し，鹿児島便は急な渡航を余儀なくされる商用や住民生活に関わる路線であることの表れだと考えております。鹿児島便をはじめとした各離島の生活路線である航空運賃低減化は，産業活性化及び住民生活にとって不可欠であると考えております。

離島路線は一般的に運行距離が短く需要が少ないため，採算面での要望を抱えており，１民間事業者の負担だけでは低航空運賃を実現，存続，維持できるものではないと，私どもは思っております。こうしたことから，平成２３年７月に鹿児島県離島航空懇談会，これは奄美群島航路対策協議会も入っております。６社の連名で，４社の連名で国土交通省に対し多くの要望をいたしております。具体的には，１点目は運航費補助制度の見直し拡充，機体購入費に係る財政支援の措置など６項目余にわたる要望書を提出しております。今後とも航空運賃の軽減化のため，粘り強く要望活動を実施してまいりたいと考えております。

１番（西　公郎君）　いろいろ協議はされているようですが，現状，現状ですね，東京・沖縄が格安で５，８００円で来る。これは現実なんですね。そこで，各離島と鹿児島間の利用率，搭乗率をお聞きします。各離島から鹿児島までの利用率については，何パーセントほどでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　群島内に各離島鹿児島間に利用率についてお答えします。平成２３年度実績で鹿児島－奄美間の利用率は５５．４パーセント，鹿児島－喜界間６６．６パーセント，鹿児島－徳之島間５８．６パーセント，鹿児島－沖永良部間５４．５パーセント，鹿児島－与論間４５．４パーセントとなっております。

１番（西　公郎君）　利用率，搭乗率は平均５６パーセント弱かなと思っていますが，そこで離島割引２割ですか，３割ですか，がありますよね。それを利用して，鹿児島－喜界，往復購入で３万６，０００円ほどで，郡民所得に占める比率が１．８パセーンと，鹿児島－奄美で１．７パーセント，徳之島－鹿児島間２．３パーセント，鹿児島－永良部で２．１パーセント，鹿児島－与論で２．７パーセント，平均すると郡民所得の２．１２パーセント，これは離島割引を持っている方々で，持ってない方々の平均をすると２．４４パーセントほどになると思っています。そこで今回，私が提案して２万円を切る，郡民所得の１パーセントを切るということです。ここで，私が考えますこの２万円を切る仕組みとしまし

て，２，３，三つほど述べさせてもらいます。

群島にてジェット機離発着できる空港が徳之島，奄美の２か所だけです。この２か所にお客を集客することで，搭乗率，利用率を上げることができると考えています。そうすることは必然的に航空運賃が下がると考えています。永良部，徳之島，与論，永良部の方々を徳之島に集約する。喜界島を奄美に集約する。確かに今までの移動時間より２倍以上かかるかも分かりません。だけど２倍以上かかっても往復が下がれば，僕は利用率は格段に上がると考えています。この仕組みを実現するには，各離島間を高速艇で結ぶか，空路で結ぶか。空路で結んだ場合として，ジェット機を恐らく２機は必要だと思っています。今の鹿児島間，奄美を飛んでいる旧４００これを１機，サーブ機１機，計４機は最低限必要かなと思っております。この機体の問題を解決するには，第一に奄振一括交付金にて購入する。しかし，これは運行上の問題，パイロットの問題，キャビンアテンダントの問題，整備士の問題，格納庫の問題，路線の問題と，これを解決するのは克服するのは課題が多過ぎて非現実的だと思っております。

第２に，機体購入の原資を開発基金に融資してもらう。そうしてＪＡＬやＪＡＣにリース物件として運航を代行してもらう。この機体の減価償却を各離島にて行う。開発基金の存続意義も数段に上がると考えております。この奄振の提言書，ここでも書かれているように，開発基金の存在意義が問われていると思っています。第３に，ＪＡＬ，ＪＡＣの機体を年間チャーター便とチャーターで借り上げる。この料金を各市町村で分担する。これを２万円を実現するには，２番の，２番と３番しかないかなと思っております。この件につきましては，群島成長戦略ビジョンで議論していただきたいと思っていますが，当局の見解をお聞きします。

議長（向井俊夫君）　商工観光部長，もとい，市長。

市長（朝山　毅君）　西議員が十分な熟慮なさった御質問であろうかと思いますが，非常に３点ほどとも今の現状においては難しいんではないかと思います。２点，３点目のことについて，開発基金の融資ということでありましたが，業務方法書上，開発基金の融資は１企業に対して最高２億円ほどであります。しかも業務方法書，いわば定款みたいなもんでありますが，それによっては奄美群島の生産に期する，広義に解釈すれば流動人口を補うための航空路線でありますから，解釈上はそのようなことになるかもしれませんが，融資の面で大変枠の問題で難しいのではないかというふうなこと等が，一見考えられます。

そういうことと，また，地元市町村の１２市町村の体力の問題，今，昨日の議員のほうにもお話申し上げましたが，ＪＡＣについて鹿児島便を中心にやっておりますＪＡＣについては，以前，奄美群島から航空路線が徹底するかもしれないということから，当時の１４市町村がそれでは困ると，外海離島であり，生活路線であり，地域の利便性から考えると困るということで，各当時の市町村が出資をして１億２，０００万円ですか，資本金が３億円でありますので，その４割，４０パーセント，１億２，０００万円ほどを応分に出資をしてＪＡＣの取締役，出資者になっております。そういうことを含めて地元の体力，赤字補てんなどなどについて，大変難しい面もあろうかと思います。

そして，もう１点の議員がお話になりました一括交付金等により，それらの利用者に対する補てんをということは，非常にいいアイデアであろうかと私どもも思い，今，鋭意そのシミュレーションと言いますか，やっているところでもございます。と申しますのは，議員がお話になりましたとおり，離島はやはり内地に比べて物価高であるということであります。それはとりもなおさず，それなりに消費税も負担がしていると。その負担，消費税の負担は内地と離島においてはそれ相当の差があるであろうと。その差の分は離島の人はそれだけに高率の納税をしているというふうなことから，その数値を基礎にしながら，何らかの方法は考えられないかというふうなことで，今，考えているところでもあります。そういう意味において，議員のおっしゃることは一つの大きなアイデアかなと思ったりしているところでございます。

いずれにいたしましても来年度で時限がきます。そのために今，鋭意県においても，また所管庁にお

いても，一生懸命次期奄振の継続に向けての目玉を含めて，いろんな形でやっております。離島振興法にも離島運賃等を含めてのいろんな文言が国の責任においてという意味を，位置付けという意味においても書かれておりますので，これをいろんなことを援用広義に解釈し，また，我々もそれをベースにしながら頑張っていきたいと考えているところでありますので，御理解をいただきたいと思います。

１番（西　公郎君）　ありがとうございます。次に，奄美版海運会社の創設についてであります。これは裏航路を観光航路と位置付けての話とさせていただきます。３月第１回定例会において，鹿児島発を１時間ずらすと交流人口が増えると質問しております。御回答が，あらゆる機会を通し，関係機関と連携し協議をしたいとお答えいただいております。その協議について，具体的に，どことどのような協議をされてきて，その結果はどうなのか，お聞きします。

商工観光部長（川口智範君）　議員御提案のフェリーを１時間遅らせば観光客誘致につながるとの質問でございますが，裏航路のことについてということで，よろしいわけですよね，裏航路，喜界航路，全体部分のお話。

（「その時点では，表航路を１時間ずらせという質問趣旨だったと思います。裏航路じゃなくて表航路の１時間ずらすというのがどうだったのかと・・・」と呼ぶ者あり）

商工観光部長（川口智範君）　表航路についてのフェリー運航ダイヤに関する事柄につきましては，当然，その際にも申し述べましたが，名瀬港のみならずそれぞれの寄港地の利用住民，荷主，船主等の事情や思惑の絡む問題でございます。鹿児島・奄美・沖縄航路においては，奄美だけではなく，沖縄県のほうも協議の場が必要になろうかと思っております。そういうことでお答えしているかと思いますが，その中で一番出てきたのが，部内で話し合いましたのが，地元の住民がどう考えるんだと，この部分を明らかにしないままに協議するのはいかがなものかというのが部内での論議になりました。

そうした折りに，たまたま平成２３年８月に鹿児島・喜界・知名航路についての協議会が設立され，アンケート調査を行うというようなお話がございましたので，その結果等を踏まえて，やはり地元住民の声を，まずは大事にしていくべきじゃないかということで，その調査結果を，つい先だって出ましたが，その調査結果を踏まえて今後どうするか決めてまいりたいというふうに考えております。

１番（西　公郎君）　この１時間ずらすという件は，４月２０日付けの新聞記事にて掲載されております。南九州エリアを中心としている地域交流誌みちくさの４月号にて奄美の旅を特集したアイロードの編集長，宮崎県観光審議会委員も務めている方も，経済促進について船のダイヤを後１時間ずらすことができれば，九州各地からの修学旅行などの誘致もしやすくなるのではないかとアドバイスしたとあります。このアドバイスが新聞社にしたのかどうかは分かりませんが，こういった１時間ずらせというのは，私が言っていることではないんです。是非，再度検討していただければと思います。

次に移ります。去る５月２５日に瀬戸内町にて行われた第５５回群島議員大会において，喜界航路，裏航路が廃止の危機ということで，各離島の議員が裏航路を利用して来ていますが，廃止のうわさを本市はお聞きでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　鹿児島・喜界・知名航路につきましては，平成２３年８月３日，先ほど申し上げたように同航路の運営の問題点を把握分析し，航路及び航路経営の将来見通し，運営の改善方策等について検討し，合意形成を図ることを目的に喜界航路改善協議会が設立されております。事務局は鹿児島県の交通政策課でございまして，委員としては住民代表として喜界町の議長さん，それから鹿児島県の企画部長，九州運輸支局，そのほか寄港地の各首長さん，当然，奄美市長も入っております，で構成されております。その中で，先ほど申し上げたダイヤの運航状況も検討課題の一つとして検討されております。

その結果が，平成２４年８月３１日に行われた第３回協議会において，平成２４年５月から７月に行われた住民アンケートの結果が示され，下り便の運航ダイヤについては，住民の４分の３，７６．１パーセントの方が今のままが良いというふうな回答でございました。今後，新造船が就航する場合に希望するものとして，乗り心地の良さを求める声も多く４６．２パーセントでございました。現段階においては，運航形態も含め検討段階です。こうした住民意向が反映されていくものだと推測しております。運航ダイヤの問題は，鹿児島，奄美，沖縄航路の寄港しない喜界町の住民にとっては唯一の，唯一人や生活物資を輸送する生活航路という部分が大変重いものだと，私どもは認識しております。このことはやっぱり大事にされるべきではないかと考えておりますので，御理解をよろしくお願いをいたします。

１番（西　公郎君）　分かりますが，僕が質問した件は，廃止のうわさをお聞きかどうかの，この１点です。

商工観光部長（川口智範君）　先ほども申し上げましたが，新造船が就航する場合に，希望として現在のフェリーのどちらか一方のほうが老朽化しておりますので，新造船が就航する場合の希望としてということで，なくなるとか，こういった部分じゃなくて，新しい船を造りますという部分での話は，私どもとしては聞いております。

１番（西　公郎君）　お答えしずらいのかもしれませんし，瀬戸内町はそのうわさで要望書を出しているようです。この件については，その裏航路が本当に廃止なのかどうかという件につきまして，各町村でちょっと温度差というか，認識が若干違うように思っておりますね。それは再度広域を通じてでも，各離島の廃止を周知しているかどうなのか，そこは再度また調べてもらうことは可能ですか。

商工観光部長（川口智範君）　奄美群島全体として喜界航路につきましては，現在の２隻体制を存続するのが，やっぱり奄美群島としての要望だと私どもとしては考えておりますので，喜界だけの問題じゃなく，全郡的にやはり取り組んでいかなければならない課題だと考えております。廃止だの，そういうことについては，私どもとしては全く承知していない部分がございますので，そういうお話がどこから出てきたのか，私どもとしてもまた確認を進めていきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１番（西　公郎君）　この件については，各町村の動向というもの，そのうわさが本当なのかどうなのかということについては，是非確認していただきたいと思っております。
次に移ります。今後，世界遺産，前段階の国定公園化が進んでいく中，鹿児島－奄美航路は生活航路とし，この生活航路は沖縄での荷役作業時間がネックになっているため，出航時間を１時間ずらすことは困難な状況ならこそ，裏航路，喜界航路は沖縄を寄港することがなく，観光航路としての位置付けができると思っております。現状のままでは与論を寄港することがない。そこまでを延長しなければいけないと思っていますが，当局の見解をお伺いします。

商工観光部長（川口智範君）　現におっしゃるとおり，裏航路，喜界航路については与論まで就航いたしておりません。これにつきましては，別の理由があったやに聞いております。別の便が与論のほうには就航しているというようなお話も聞いておりますので，この辺り，ちょっと確認させていただければと思っております。おっしゃるように与論まで行くというのは，私どもとしても当然，要望はしていきたいと思いますが，やはりそれなりの理由があってのことだというふうに認識いたしておりますので，調査をさせていただければと考えております。

１番（西　公郎君）　この奄美版海運会社の創設，結論としまして現状の改善が見られないのである。廃止が確定しているのであれば，群島で船会社を作りましょうという意味です。今後，世界遺産と進む中，

小笠原の二の舞をしないように，二等ざこ寝で人を運んでもリピーターとして戻って来る可能性はほとんど低いと考えております。そういうふうに観光客に優しい客船を導入し，今後の奄美世界遺産に備えるという思いであります。

次に，奄美群島医療協議会設立についてであります。平成２６年，後２年後に県立大島病院の救急救命センターが開設されます。私が周知しているところで，群島から乳がん患者が鹿児島市内の専門病院へ数多く受診し，また手術し，３か月，６か月と，定期的にフォローを余儀なくされております。この救急救命センター開設においては，ドクターヘリ構想も聞こえてまいります。この救急救命センターだけのドクターヘリは，私自身，大分無理があると考えております。そこで，群島の医療機関，県立大島，医師会，中央病院，徳洲会等がもっと連携し，専門性の高い奄美群島医療圏の確保を今から準備しておくべきだと考えます。そこで，奄美群島医療協議会の設立を提案いたしますが，当局の見解を伺います。

保健福祉部長（小倉政浩君）　議員も御存知のとおり，奄美群島地域は県本土から約４００キロの距離があり，高度の緊急医療が必要である患者は自衛隊等の協力によりまして鹿児島県本土や沖縄県の医療機関にヘリコプターで搬送している状況であります。この状況を改善するため，県立大島病院においては奄美医療圏域内において，一定の高度救急医療に対応することにより重篤患者の救命率の向上を図り，また，県域外への搬送をできるだけ少なくし，奄美群島の医療は可能な限り群島内で解決できる体制を確立するため，救命救急センターを平成２６年に開設する予定で準備は進められております。

その開設に合わせて新たに協議会を設立という議員の御提案でございますが，現在，鹿児島県では大島支庁において奄美大島本島から喜界島，徳之島，沖永良部，与論に係る奄美群島の医療圏域の市町村，医療機関，その他関係機関が集まる奄美地域保健医療福祉協議会を組織しまして，更に周産期医療，小児医療などの分野別にも検討チームを組織いたしまして，安全で質の高い医療の確保に努められておられます。本市といたしましては，鹿児島県の中の奄美群島医療圏という視点から，この大島支庁が主管する奄美地域保健医療福祉協議会において県や他の市町村，各医療機関，その他関係機関と連携を取りながら，医療の充実に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１番（西　公郎君）　次に，国保会計における精神医療費についてお伺いします。国保会計における精神医療費の過去５年の推移を示していただけますか。

市民部長（田丸友三郎君）　御質問の国保会計における精神医療の過去５年間の推移を申し上げたいと思います。

国民健康保険の疾病状況及び医療費の把握につきましては，毎年５月診療分のレセプトを調査対象として分析が行われております。御質問の精神医療につきましては，疾病分類の５，精神及び行動の障害の医療費の，医療費となっております。過去５年間の推移を申し上げますが，なお，数値は被保険者１００人当たりの医療費となっております。まず，平成１９年５月分であります。２８万３，０００円，そして平成２０年の５月２７万２，０００円，平成２１年５月３０万５，０００円，平成２２年５月３１万８，０００円，平成２３年５月３３万３，０００円，全体で約３億円近い医療費が支出をされておりますが，精神分といたしましては平成２０年度の４，７５０万円から平成２３年５月の５，３１７万円と増加を続けております。２３年５月の医療費全体では３億１，５９４万円，精神に係る分は５，３１７万円で１６パーセントいう形になっております。

１番（西　公郎君）　確かにこの５年推移でも右肩上がりで増えているという認識で，そう思っております。さてそこで，この医療費を削減する方法として，今年４月に所管事務調査において訪問しました沖縄県立精神保健福祉センターですが，同センターが沖縄県内で８か所，精神病院，クリニックにおいて同センターの開発したプログラムを活用し，集団認知行動療法が行われていて，マスコミ等でも取り上げられ，効果も見られているようであります。同センター仲本晴男所長も喜界島，母親が喜界島出身と

いうことで，ここでの講演会要請に対し，日程が調整できれば，是非奄美で講演をやりたいという意見交換の中での話でありました。仲本所長より，うつ病は心の習慣病ですという一言が私の心に深く残っております。是非，当市においても一度この講演を開催していただいて，他の機関とも連携し合い，幅広く講演をしていただきたいと思っていますが，見解をお伺いいたします。

市民部長（田丸友三郎君）　議員御指摘のとおり，精神及び行動の障害に係る医療費は年々増加をいたしております。他の疾病同様，国保会計を圧迫している現状であります。厚生労働省は平成２２年度の医療給付実態調査報告の中で，市町村国保は被用者保険に比べ，精神及び行動の障害や神経系の疾患が多く，特に長期入院が１人当たりの医療費を押し上げていると指摘をしております。また，同検討会の中で精神病床での医師，看護師の配置基準の見直し，退院支援者の配置，医療保護入院の見直しなど，長期入院を抑制し，早期退院へ向けた体制の構築や取組の強化が検討されているようです。こうした流れの中で，ただいま議員御紹介の沖縄県総合精神保健福祉センターで取り組んでいる事業が，今後ますます意味を持ってくるのではないかと思うところです。

この疾病に関しては，県が中心となって講演会や研修会を現在開催をしているところですが，議員御提案の講演会につきましては奄美市国保としてどう関わっていけるか，今後の国の動向や鹿児島県の精神保健福祉センターの取組も参考に，奄美市国保運営協議会などの御意見を伺った上で検討させていただきたいと考えております。

１番（西　公郎君）　是非，この講演会を実現させていただきたいと思っています。

次に，防災対策についてであります。自主防災組織，とりわけ初期消火について質問いたします。今年６月４日に発生しました小宿火災で，初期消火の重要性を痛感しています。そこで本署並びに笠利分駐所，住用分駐所から１１０番通報が入り，現場到着までに１０分以上かかる地域をどのように認識しておられるか，お尋ねいたします。

総務部参事（原田俊光君）　お答えいたします。誠にすいません。今，１１０番と言いましたが１１９番です。よろしいでしょうか。そういうことでよろしくお願いします。

本市における名瀬消防署，笠利消防分署，住用消防分駐所から緊急走行した場合に，到着まで１０分以上時間を要する地域につきましては，２０地域ほど存在していると考えております。内訳につきましては，名瀬地区が１２地区，笠利地区と住用地区がそれぞれ４地区ございます。現場到着まで１０分以上時間を要する地域に初期消火用資機材の配備と併せて初期消火用訓練体制の確立などにつきましては，議員御指摘のとおり消防当局といたしまして初期消火の重要性を十分認識しておりますので，自主防災組織又は町内会より配備要望がございましたら検討してまいりたいと思います。

また，訓練体制につきましては，自主防災組織又は町内会から訓練依頼がございましたら，いつでも対応をしております。今後も火災予防運動期間行事の一環に取り入れてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。以上でございます。

１番（西　公郎君）　関連にて，自主防災組織の組織率，市街地での組織率をいかに上げるか。災害は日祝に起こるものではなく，月から金のウィークデーに起こる可能性があると思っております。そこで，事業所の協力を得て組織率向上を考えるべきだと思いますが，当局の見解をお伺いします。

総務部長（安田義文君）　それでは，自主防災組織率のほうから先のお答えいたします。

平成２４年３月末現在で，奄美市の自主防災組織率は全体で４２パーセントとなっております。内訳といたしまして，名瀬地区３１．０パーセント，住用地区８７．６パーセント，笠利地区１００パーセントとなっておりまして，名瀬地区の組織率が低く，その中でも特に市街地が低い組織率になっております。現在，名瀬地区におきましては８の自治会に説明会を開催しまして，そのほとんどの団体で今年

度中に自主防災組織を立ち上げたいとの話をお伺いしております。

議員御提言の事業所単位での防災組織の立ち上げはできないかとの御意見ですが，消防庁の自主防災組織の手引きの中にも自主防災組織の活動を促進するには，地域の団体，事業所，各種ボランティア等との連携が重要といわれておりますので，まずは自治会単位での自主防災組織の立ち上がりを図り，その上で地域の自主防災組織と事業所の協力，連携が取れるような体制づくりができないかなどを説明会時に働きかけていき，地域の実情に合った組織づくりと防災体制が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので，検討させていただきたいと存じます。

１番（西　公郎君）　これも３月第１回定例会でも質問しておりますが，下方地区の消防車庫の件について再度今後の方向性について質問をいたします。

総務部参事（原田俊光君）　前回質問がありました奄美市名瀬下方地区の消防団待機室付き車庫の件につきましてお答えをいたします。

奄美市名瀬西部方面隊下方分団が管轄する平松地区の消防団待機室付き車庫への建て替えにつきましては，現在，平松浜里地区の消防団車両２台の車庫となっておりますが，今後は小宿地区を含めた３地区の拠点となりますように，消防団待機室付き車庫への建て替えを関係部局と協議しているところでございますので，御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

１番（西　公郎君）　是非，３地区合わせて今の状況というのは，あまりにも悲惨かなと思っております。トイレの問題等，いろんな問題がありますので，災害危機，防災管理という観点から危機管理という観点から早期の実現を望むものであります。

次に，観光問題としまして，大浜海浜公園から小浜キャンプ場に至る遊歩道の件についてお伺いします。

国定公園でもある大浜海浜公園から小浜キャンプ場につながっている遊歩道ですが，老朽化と高潮の影響により大分損壊している状況であります。今後の改修予定等はいかがかお聞きいたします。

商工観光部長（川口智範君）　大浜海浜公園は市街地に近く，キャンプ場，バースハウス，野外ステージのほか，各種施設が整備されております。市民及び観光客の憩いの場として広く利用されているところでございます。

施設に関しましては，常時維持補修を行っておりますが，経年劣化等により議員御指摘の遊歩道も含め，公園内施設については全般的に補修が必要であると，私どもは認識いたしております。特に，議員御指摘の小浜キャンプ場に至る遊歩道は長年の台風などの波浪により，手すりが欠損している個所や潮位により波を被りやすくなっていることもあり，事故等が懸念されていることから，ロープなどでの対応や看板設置による注意喚起を行っております。また，大浜から小浜キャンプ場へのアクセスといたしましては，今申し上げた既存の海岸沿いの遊歩道，山を迂回し小浜キャンプ場管理棟に至る道路，これについても草刈り等，常時維持管理を務めているところです。遊歩道の修理に関しては，今後，その手法等について検討してまいりたいというふうに考えております。

世界自然遺産登録を目指す中で，老朽化している他の施設も含めて，全体的に実施計画を策定し，より効果的に対応していく必要がございますので，御理解を賜りたいと思います。

１番（西　公郎君）　検討中ということでありますので，僕からの要望としまして，大浜－小浜間は下の駐車場から直線で５０メーターないと思っていますね。そこをトンネルというのも，後々改修の必要性がないという観点からは考えてもいいのではないのかなと思っております。

さて次に，最後になりますが，奄美市監査委員の件についてであります。先に長年委員をされて来られた方々に対しまして，合併後のエリア拡大，また監査方法の統一化等，尽力を尽くされたことに対し

て深く敬意を表するものであります。質問の第１としまして，監査委員の選出に当たり選定基準等があればお示しいただけますか。

総務部長（安田義文君）　監査委員の選任に当たりましては，議員御案内のとおり，地方自治法第１９６条，これにおきまして普通地方公共団体の長が議会の同意を得て人格が高潔で，普通地方公共団体の財務管理，事業の経営管理，その他行政運営に関し優れた見識を有する者及び議員のうちから選任することとなっており，見識を有する者のうちから選任された者の任期は４年となっております。御質問の監査委員の選定基準につきましては，この地方自治法第１９６条に定める規定を準用し，候補者を選定しているところでございます。

１番（西　公郎君）　これまで議会承認ということでありますし，見識者という基準であると。私が今回この件について質問いたしますのは，定年後６１，年金をもらう間に６５の４年ないし５年，職場によっては嘱託という形で残る方々もおられると思っております。今後の任命に当たり，公正・公平という観点からも，行政改革の一環としても，任命時に任期について明確にすべきではないのかなと思っております。今後の任命に当たり，この任期について４年なら４年，８年なら８年と，そういうことは当局として今後どのように考えていかれるのかお聞きします。

総務部長（安田義文君）　議員がおっしゃいましたように本市の見識を有する監査委員につきましては，平成１８年７月から選任され，現在２期目を迎えておられるところでございます。御承知のとおり，お二人につきましては財務や行政運営に精通され，人格的にも大変優れた人物であり，監査委員として適切な御指摘や御提言等もいただいているところでございます。

　議員から今ございました任期の上限を設ける御提言につきましては，法的には特に規定はされておらず，また，県内全市におきましても，任期の条件等を定めているところはございませんでした。以上のことから，任期の上限を設けることにつきましては，現時点では難しいのではないかと考えております。今後につきましても，任期到来時の状況に応じ候補者を選任し，議会の同意を得てまいりたいと考えますので，何とぞ御理解をよろしくお願いいたします。

１番（西　公郎君）　長時間にわたり，ありがとうございました。これで終わります。

議長（向井俊夫君）　以上で新奄美　西　公郎君の一般質問を終結いたします。

　暫時休憩いたします。（午前１１時１５分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後１時３０分）

　午前に引き続き，一般質問を行います。

　公明党　叶　幸與君の発言を許可いたします。

１４番（叶　幸與君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。私は公明党の叶　幸與でございます。一般質問も残すところ後３人となりました。午後の一番眠たい時間でありますが，お付き合いをよろしくお願いをいたします。

　まず，質問に入ります前に，所感を少々述べたいと思います。第１８０通常国会も９月８日に赤字国債特例公債法案など，重要な法案を積み残して閉会いたしました。民主党政権の３年間を振り返りますと，１　マニフェスト総崩れで政治不信を増大させた。２　日米関係始め外交，安全保障の迷走で国益を損ねた。３　東日本大震災の復旧復興の遅れや原発事故対応の混乱。４　無駄削減を掲げたにもかかわらず８兆円増の水膨れ予算を計上。５　超円高デフレを放置する経済無策の五つの大きな失政をしてきたと言えまいか。今や国民は民主党政権に対して失望から絶望に変わったのではないでしょうか。

ここ３年間は大きな災害が起こっております。そして多くの方々が亡くなっており，罹災されております。今年８月の台風１５号による災害では，農作物の被害や家屋の損壊，また尊い人命が奪われました。ここに亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに，災害被害に遭われた方々の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。また，当局におかれましても，迅速に手を打たれますようお願いをいたします。

来年は奄振法の改正の年であります。近年離島の重要性が言われるようになりましたが，日本は国連加盟国では６１番目の小国であるが，地理的には亜熱帯から亜寒帯まで南北約３，９００キロメートルにわたって展開する島しょ群は，４４７万平方キロという世界第６位の排他的経済水域を掌中にしており，何と陸の国土面積の１２倍に上る海水域面積を有しております。離島に住んでいる我々こそが，日本の国を守っていると堂々と胸を張って国にもの申さねばなりません。

今年６月にこの離島振興法の改正が成立いたしました。その中で公明党は大きな役割を果たしてきたことを市民の皆様に知っていただきたいと思います。公明党の離島振興対策本部は，遠山清彦衆議院議員を本部長として離島をくまなく回り，その数は衆参の全国会議員の中で一番であります。今年８月の瀬戸内町加計呂麻島訪問で７８回目になり，２０１０年，平成２２年に他の政党に先駆けて骨格的な離島振興ビジョン２０１０を，また，２０１１年，平成２３年には詳細版離島振興ビジョン２０１１を発表し，今回の離島振興法改正には主導的な役割を演じました。改正案には公明党の政策提言，離島振興ビジョン２０１１の９割近くが盛り込まれたことと，改正案の前文に，離島振興のための施策は国の責務と明記させたことや，新たに離島活性化交付金の創設，また離島特区を創設し，今までにない画期的な離島振興法が全政党賛成の下，成立したということであります。来年度の奄振法の改正に向け，公明党は現場第一主義でしっかり取り組んでまいる所存です。さて，前置きが長くなりましたが，通告にしたがいまして一般質問に入ります。

まずその前に，質問主題の４と７を入れ替えていただきます。したがいまして，主題４は世界自然遺産登録に向けてと７番は住宅行政についてとなります。また，１　総務行政についての（１）②ＡＴＭ振込や，は削除し，主題３，（１）市の取組の市の後に総点検を挿入し，主題４の奄美市民憲章の民が抜けていますので入れてください。それから主題４の（１）ヤシの木はビロウの木に訂正をお願いします。それでは質問に入ります。

１　総務行政についてであります。景気がなかなか厳しい現在，奄美市の自主財源の徴収の状況はどのようになっているか。年度途中ではあるが，平成２２年，２３年，２４年の市民税，法人税，固定資産税，軽自動車税について，徴収率は伸びているかどうかお伺いいたします。

後の質問は発言席からいたします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市民部長（田丸友三郎君）　自主財源の徴収の状況についてお答えいたします。

まず，平成２３年度の決算比較と平成２４年８月末の対前年同月との比較に分けて徴収実績をお答えさせていただきます。平成２３年度と２２年度の決算比較でございますが，個人市民税の徴収率は９２．４１パーセントで対前年０．２９ポイント下がり，法人市民税の徴収率は９５．２５パーセントで対前年０．３３ポイント同じく下がりました。次に固定資産税の徴収率は８５．９３パーセントで対前年０．５１ポイント下がりまして，唯一上がったのは軽自動車税で徴収率は８８．７４パーセント対前年０．７１ポイントの上昇となります。市税全般では９０．４２パーセントの徴収率で対前年０．２６ポイント下がりましたが，財源確保の観点から収入金額は３年ぶりに９，０００万円ほど増え，３８億１，３１１万９，３４８円となっております。

次に，現時点での比較を申し上げますと，平成２４年８月末と前年同月の比較では，固定資産税で０．９７ポイント上がり，徴収率は４８．０８パーセントです。個人市民税は０．１３ポイント，法人市民税は１．２８ポイント，軽自動車税は０．２２ポイントそれぞれ下がっており，徴収率は個人市民税３

２．９２パーセント，法人市民税９４．８１パーセント，軽自動車税８０パーセントとなっております。

景気も悪く市民経済も低迷する中，市の財政状況は依然として厳しい状況にあります。税を取り巻く環境は，ここ数年一段と強く，厳しさを感じております。今後とも適正，公正な立場で納税者の状況に応じた納税指導に努め，また，より厳しい対応も考慮に入れながら，市民の御理解と御協力を得て歳入確保に取り組んでまいりたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　分かりました。景気が低迷している中で，大変厳しい状況でございます。特例公債法案も先送りになりました。そういう中で，やっぱり自主財源を上げていくということが大事ではなかろうかなと思います。そこで，２番目に鹿児島県は今年度から自動車税のコンビニでの振込みが可能になり，徴収税アップにつながったと聞いております。最近は通販から何からコンビニでの振込みが増えて来ており，一番手近で，しかも２４時間利用できるコンビニでの振込みができたら，徴収率アップによりつながるものと思いますが，いかがでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君）　御質問の税のＡＴＭ振込についてお答えを申し上げます。

現時点では電算システムが構築をされておらず，コンビニなどの振込みができないような状況にあります。本市では金融機関などの窓口や口座振替で市税を納付していただいております。また，昼休み時間の窓口開放や，納期内支払が困難な方につきましては，分納誓約を結んで夜間，土日，祝祭日にも納税者の時間に合わせて収納嘱託員の訪問徴収を行っております。そういう方法で収納環境の整備を整えてきたところであります。納付される方々の利便性を図ることは，本市にとりましても滞納を未然に防止することにもつながり，極めて重要なことと考えております。

このため，クレジットカードによる収納やコンビニ収納などを行っている先進地の視察や先進事例の調査を行い，利便性やコスト面などメリット，デメリットの検討を重ねてきたところです。今後も市民の生活スタイルの変化に伴い，税のＡＴＭ振込やコンビニエンスストアでの振込導入の必要性は高まるものと考えられます。当市においては，新たな電算システムが平成２６年度の１１月頃に更新をされる予定でございます。このシステムはコンビニ収納等も対応していると伺っておりますので，将来的にはコンビニエンスストアでの振込みも可能と思いますが，費用対効果も考慮しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　分かりました。将来的には可能であるというふうなことでございますので，よろしくお願いをします。

続きまして２番，大島工業高校跡地に関して検討委員会等の立上げはできないかということで，昨年から大島工業高校跡地利用に関しての質問が多く出ており，当局答弁はまだ在校生がいるので生徒たちに不安を与える。卒業後に県と相談しながら考えていきたいとのことでありました。高校が閉校になって６か月目に入ります。跡地に関して検討委員会等の立上げはどうなっているんでしょうか，伺います。

市長（朝山　毅君）　それでは，私のほうで答えさせていただきます。

御案内の工業高校跡地につきましては，本市が鹿児島県から体育施設及び周辺敷地等の貸与を受ける形で７月から市民開放を開始いたしております。各競技団体によって御利用いただいているところでございます。当面の間，市民開放体育施設として活用を継続していることを考えております。今回の借用部分以外の活用についても，今後の大きな課題と認識いたしております。

具体的な活用策の検討につきましては，昨年から庁内の検討委員会を立ち上げ，各所管分野における検討と全体的な調整を図っております。今後，地元の要望を取りまとめ，県に要望していく中で，議員御提案の民間の方も含めた検討委員会の立上げにつきまして検討していきたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　先日の同僚議員で，利用ということに関しては，相当この２か月間で大いに利用

されているというふうなお話でありました。前回も検討委員会を立ち上げているというんですが，庁舎内では，ではいつ頃をめどにですね，やるのか，その時期的な部分をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

総務部長（安田義文君）　民間の方を含めました検討委員会の立上げ時期につきまして，現在の体育施設の利用状況，更に管理状況等を踏まえまして，現時点では来年度の立上げに向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　来年度から立ち上げるというふうなことでございますが，その中でですね，この工業高校という場所は，浦上町の重要な農業の産地でありまして，そこを工業高校ができるということで地主の人たちが同意したというようなお話を聞いていますので，是非，この検討委員会の中には上方地区，また浦上のほうからの委員の選出を是非お願いしたいと思います。

次に，輪内地区を除く旧三方地区の自治会への助成はできないのかということでございます。奄美市においても，高齢化がどんどん進んでおります。特に笠利や住用地区，輪内地区を除く旧三方地区はこれが顕著でございます。ある旧三方地区の町内会長さんより老人世帯が増えてきて，このままでは町内会の運営維持が難しくなってきている。何とか市からの助成はならないのかと，この悲痛な叫びがありました。合併して６年が過ぎ，対等合併で３市町村の業務が改善されてきている中で，駐在員や嘱託員制度に対しての手当が一方でなされております。しかし，旧三方地区も笠利や住用と条件は一緒であると考えますが，いかがでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君）　それでは，名瀬地区の自治会，町内会への助成についてお答えをいたします。

名瀬地区の自治会，町内会への助成につきましては，旧名瀬市において制度を廃止して以来，これまで地域の要望を受けられた多くの議員の皆様方から御質問や御提案をいただいております。議員御案内のとおり，住用・笠利地区には嘱託員，駐在員制度がございますが，名瀬地区においては平成１２年度に嘱託員制度を廃止した経緯がございます。

しかしながら，嘱託員制度は行政と地域の橋渡しをする大変重要な制度であると認識をしております。そのようなことから現在，住用・笠利地区での嘱託員制度の見直しを含め，名瀬地区においては嘱託員制度に準じた制度の作業を進めているところでございますので，御理解を賜りたいと思います。

１４番（叶　幸與君）　ありがとうございます。午前中の同僚議員で名瀬地区が防災関係が３６パーセントというふうな形で，立ち上げてない自治会等があるというような話がありましたんですが，自治会として旧三方地区はあるんですよね。ただそれが立ち行きできないような運営をすることはできないような，そういう状況に今現在追い込まれているということでありまして，この防災関係でも３６パーセントがまだ減っていく可能性というものがあると思うんです。そういった部分では，是非，先ほど市民部長がおっしゃいましたように，この名瀬地区においても是非，何らかの手当てをしていただきたいなというふうに思います。

次に，２の産業振興についてであります。本場大島紬組合への職員派遣について成果が上がっているかということに関しましては，先日の竹山議員の質問にて分かりましたので，これは割愛をいたします。

２番目に本場大島紬伝統工芸師会主催の本場奄美大島紬活用新商品コラボレーション事業について伺います。大島紬の生産は年々，月々，減少傾向にあります。このままでいくと危機的状況になるのではと心配をされます。紬産地としての取組はいろいろとなされていることとは思いますが，今後の観光を見据えた大島紬を組み入れた新たな特産品作りがなされなければと常々考えておりました。県でも毎年鹿児島の新特産品コンクールが開催されており，奄美からも数点入賞しております。今回，地元大島紬伝統工芸士会が平成２４年度本場奄美大島紬活用新商品コラボレーション事業を発案しております。この実施要綱の目的を見ますと，正しく理にかなった事業ではないかと考えます。会員は奄美全郡から図

案，締め，泥染め，加工，織りの大島紬に従事する７１名の伝統工芸士の方々からなり，会員自ら立ち上げたことに大きな意義があり，新しい展開が開けていくのではないかと考えます。是非，奄美市も物心両面からの支援をしていただきたいと考えますが，いかがでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　本場奄美大島紬伝統工芸士会から本場奄美大島紬活用新商品コラボレーション事業の御提案をいただいているところでございます。内容といたしましては，重複いたしますが本場奄美大島紬に使用される技術，技法などを活用し，未来に残せる新たな商品をお客様に提案し，本場奄美大島紬を奄美の財産として将来に継承することを目的としております。これまでとは違った取組となっております。この事業につきましては，産地まつりの一環としての取組とのことで，これを契機に本場奄美大島紬の製造技法を活用した新たな商品開発が進みに，技術や伝統を次の世代につなげられる事業になることを期待いたしております。また，業界自らが取り組んでいこうという姿勢を大切にし，市といたしましても一層中身の充実したよい事業になるよう協力してまいりたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　ありがとうございます。鹿児島で，これはグラフかごしまなんですが，本物鹿児島県というような感じで，この特産品コンクールの鹿児島市長賞を取られた，こういった商品等が出ているんですよね。そういった面で，是非，大島紬も低迷している中で，在庫が４，０００反近くもあるというようなお話も聞きました。そういう在庫品もはける意味でもですね，大島紬を用いたコラボレーション的なそういうような新しい斬新的な商品を生み出していく，そういう企画ものに対してですね，こういうところに是非，投資する価値が私はあるんじゃないかと，こういうふうに思いますので，どうぞよろしくお願いをいたします。

次に土木行政についてであります。災害多発の現在，防災，減災に向けて市の総点検の取組はということでございます。公明党は昨年の３・１１の大震災や大規模自然災害は予測せぬときに来ることから，防災力を日ごろから高め，災害を未然に予防するという発想から，命の公共事業政策，防災，減災，ニューディール政策として１０年間で１００兆円を投入し，災害に強い国づくりで長引く不況を乗り越える政策提言を打ち出しました。公共工事は，一番手っ取り早い経済の浮揚策でもあります。また，東日本大震災や災害や奄美豪雨災害にも見られるように，災害被害額や復旧，復興にかかる歳月，また金額は何十年，何百兆円にも上るといわれ，災害がなければその費用は社会へ還元できるはずではあります。それにもまして，たくさんの人命が奪われるというようなことからも，過去に造られた公共事業の多くの道路や橋，河川施設，下水道，港湾，岸壁，建物，また危険箇所等のこの総点検の取組はなされているのか，あるいはまた考えておられるのか，お伺いをいたします。

建設部長（東　正英君）　防災，減災に向けての市の取組といたしましては，これまで整備をしてきました公共施設の点検といたしまして，港湾，漁港施設につきまして施設の維持管理計画書の作成，そして橋りょう施設につきまして長寿命化修繕計画の策定を進めているところであります。橋りょうにつきましては，今年度より修繕計画に基づき補修工事に着手をする予定であります。市営住宅につきましては，建築基準法で義務付けられています建物の外壁落下，設備不備等の点検を定期的に実施し，安全・安心な建物の維持管理に努めております。また，土砂災害から住民の生命を守るソフト対策といたしまして，昨年より県と連携いたしまして，土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を行うための住民説明会等を行いまして，一部地域の指定を終えましたが，順次指定を行いソフト対策の充実に努めているところであります。

また，昨年及び一昨年の豪雨を受けまして，防災対策といたしまして県と連携をし，砂防事業及び河川事業の整備促進に努めているところです。併せまして，災害時における国・県道の代替道路となり得る市道の整備につきましても，国・県と事業導入に向け，協議をしたいと考えております。以上です。

１４番（叶　幸與君）　現在やっているというふうなことでございますが，奄美市のほうでは，先ほど私

が言った部分，どれぐらいの今後は補修をしなければいけない，そういったものがあるのか，数的に分かりますか。

建設部長（東　正英君）　先ほど言いました橋りょう長寿命化修繕計画の中ではですね，現在，３０４橋の橋の概略点検，詳細点検等を来年度までやる予定でございます。昨年までしました詳細点検の中で，この橋については危ないなということで，今年度詳細設計をいたしまして，橋の１橋につきまして工事を発注する予定にしております。ただあと，道路等につきましては随時点検等をやっておるところでございます。市営住宅等につきましても，先ほども言ったとおり，点検を義務付けられておりますので，点検をし外壁落下の防止の工事等をしているところでございます。

１４番（叶　幸與君）　今現在，やりつつあるということで，まだ数的にはどれぐらいあるという部分は，まだつかめてないということですね。これからということでございますか。

建設部長（東　正英君）　橋りょうにつきましては，奄美市内３０４橋ありますので，その点検を今進めております。道路，住宅等につきましては，市営住宅が，ちょっと数ははっきりしていませんが，市営住宅につきましても順次，港湾につきましても奄美市が管理している港湾漁港に関しましても，長寿命化計画を立てて，調査を今している段階でございます。

１４番（叶　幸與君）　はい，分かりました。これは本当にいつ何どき，地震や津波が起こるか分かりません。そういう面では，是非総点検をですね，早急に実施をしていただきたいと思います。

次に，県道赤木名－佐仁線の進ちょくは，特に笠利支所前道路についてでございます。これは６月議会で伊東議員の質問がありましたが，答弁では工事の再開を県に要望するということでありましたが，この県の返答はあったのかどうか。また，どのような理由で遅れているのかお聞かせを願います。

建設部長（東　正英君）　県道佐仁－赤木名線の赤木名工区の整備につきましては，今ありましたように未整備区間がですね，笠利総合支所前の３００メーターでございます。今後の整備計画等につきまして，県に再度お伺いしましたが，県の方針といたしましては財政状況が極めて厳しい中，工事費の確保に重点を置く必要があるということから，人家が連なっている部分の改良工事，用地補償費の割合が高い区間につきましては，コスト縮減を図る工法等を検討した上で整備を進めるとのことでございました。それで，私どもも赤木名工区ではまちなみ景観整備事業や上下水道事業が進められており，これらの事業と連携をし，一体的な整備が必要ということから，県に早急に工事を再開し，完成できるように再三にわたり要望をしているところでございますが，まだ，県からの返事といたしましては，先ほどの理由等でまだ検討中ということの返事でございました。それで私どもも事あるごとに工事再開の要望について要望していきたいと思っています。以上でございます。

１４番（叶　幸與君）　もうこれは１０年近くなるということで，地域住民のほうではなかなかいらいらしていて，何とかならないんかというような，切実な声も聞こえております。さっき県のコスト縮減を検討しというようなお話がありましたんですが，どういう意味でしょうかね，コスト削減というような部分は。

例えばほかにですね，見直しとして平成２２年度事業計画見直しの中では，見直し対象が１２か所，見直しの結果，歩道等を見直しとかという形で，片側歩道に見直しを４か所，あるいは歩道幅員の見直しを１か所，右折車線を廃止，これを１か所，一部区間のみ再開２か所とか，休止継続を４か所というふうな，そういうふうな見直しの内訳等があるんですが，個々の部分でいう縮減，見直しをしながらというような，そういうふうな部分はちょっと分かりますか。

建設部長（東　正英君）　今の議員がおっしゃった件につきましては，鹿児島県全体の道路事業の工事について，総体的な形で言っていると思います。ただ，この赤木名工区につきましては，両方に小学校，中学校等もございますので，私どもといたしましては現計画どおりやってもらいたいということで，強く要望はしているところでございますが，また県がどういう形で対応するか，まだ見えてこないところもありますので，私どもとしましては，現計画で是非整備を進めてもらいたいということで，今要望しているところです。

１４番（叶　幸與君）　県もですね，いろいろとこう行政改革をしていって，今年は今年度ですか，黒字になったというような話なども聞きますよね。そういう中で，是非，この笠利総合，笠利支所もまた今やるということでありますし，そういった部分で景観事業に中にもはいていますから，是非，県をですね，叱咤激励をして取り組んでいただきたいなと思います。

次に世界自然遺産登録に向けてでございます。金作原林道沿いに植えられているビロウの木の除去について，奄美の世界自然遺産登録に向けて，県や群島全体で取組がなされつつあります。動植物の移入種の撲滅にも力を入れておりますが，金作原林道に植えられているビロウの木は周りの自然とは馴染まないものではないか。なぜ海岸近くにあるビロウが山の中に植えられているのか，おかしいとの苦言，甘言の声が寄せられております。自然遺産登録の面からもその除去はできないかお尋ねをいたします。

市民部長（田丸友三郎君）　金作原林道沿いに植えられているビロウの除去についてお答えをいたします。

このビロウにつきましては，昭和４０年代後半に市内の事業所から寄贈を受け，現在の市道奄美中央線に植樹が行われたとお聞きしております。議員御指摘の件につきましては，御案内のとおり国立公園，更には世界自然遺産の中核となるであろう場所でもあり，景観上好ましくないとの同様の意見をこれまでにもいただいております。今後は当時寄贈された方の意向なども伺い，更には除去に伴う予算等も伴うことから，今後，関係機関と関係部局で協議を行い，移植なども含め検討させていただきたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　是非，お願いをいたします。

次に，あやまる岬は北部観光の重要なポイントの一つであります。現在，あやまる公園内の整備が進んでおりますが，県道から入って笠利歴史民俗資料館の辺り約２５０メーターの道路が緩いＳ字カーブになっていて道幅が狭く，バスの離合が困難であります。しかも歩道もないので，非常に危険な状態であります。路線バスのコースでもあり，歴史民俗資料館もありますことから，歩道を含めた道路拡張整備はできないでしょうか，お尋ねします。

商工観光部長（川口智範君）　あやまる岬については，奄美十景の一つとして奄美市のみならず，奄美大島でも有数の景勝地として認識いたしております。国民宿舎あやまる荘が廃止になった後も観光バスの周遊地となっております。接続の道路でございますが，あやまる岬上部方面には県道佐仁－万屋－赤木名線から市道あやまる１号線が接続されております。下部の観光公園については，市道あやまる１号線から市道あやまる２号線が接続されております。これらの市道につきましては，観光シーズンになると観光バスと併せて奄美市内外の一般観光客が増加し，交通量が増大している現況がございます。

議員お尋ねの道路拡張につきましては，世界遺産登録との関係から交通量の増加も見込まれますので，抜本的な改修をする前に，とりあえず応急的な部分として，樹木の伐採など応急的な対応ができないか等を協議してまいりたいと存じますので，御理解をよろしくお願いします。

１４番（叶　幸與君）　どうぞよろしくお願いします。

次に教育行政についてであります。１　奄美市民憲章を公民館，学校等の公共の建物に掲げてはどうかについてであります。奄美市民憲章は６年前の合併時に３市町村の憲章を基に作り上げた憲章であり

ます。私も当時委員として携わった一人であります。毎年の成人式では必ず市民憲章の朗読がありますが，奄美市民としての自覚，責任を広く全市民に知らしめるためにも，公民館や学校等の公共の建物に掲げてはどうでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君）　奄美市民憲章は平成１９年３月２０日に制定されましたが，議員が御指摘のようにあまり市民の皆さんに認識させる機会がなかったと思います。今後，市民憲章の精神，趣旨の普及を図り，その目標を達成するために市民憲章推進の活動を実施していきます。具体的な活動としましては，印刷物，ポスターなどによる普及や各種会合での周知などの議員の御提案にもありましたように，今後は学校教育の場だけではなく，幅広く市全体で取り組んでまいりたいと思いますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１４番（叶　幸與君）　前，名瀬市のときには名瀬の三儀山体育館の正面にありましたよね。そこは今あるんですか。それ合わせて，現在何か所にあるのか。また，成人式以外で朗読する場があるのかどうかまで，ちょっと聞かせてください。

市民部長（田丸友三郎君）　誠に申し訳ありませんが，箇所数については確認をできておりませんので，また後ほど調べてからお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

（「それと後，成人式以外の憲章を朗読する機会」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。成人式以外で朗読をする場があるかということでございますが，現在のところそのような場としましては，特に設けられてはおりません。

（発言する者あり）

市民憲章を読み上げる場としましては，名瀬地区の自治会連合会の総会の場で皆さん，集まられた皆さん方と一緒に市民憲章を読み上げているという事例はございますが，公の場所でというところでは，今のところございません。

１４番（叶　幸與君）　せっかく決めた市民憲章がですね，なかなかどこでも披露されてないといようなことでありますので，やっぱり奄美市の市民であるという自覚責任を広く知ってもらうためにも，是非，この周知徹底をですね，お願いしたいなと思います。

次に輪内保育所は現在，鳩浜町の有良川と浦上川が合流する角地に建てられております。輪内地区の発展に伴い輪内保育所への需要は高まっており，１５０名の定員を超える申込みがあり，入所できない子どもたちが増えている現状であります。また，昨年来の津波災害から考えて，海抜１メーターぐらいで大きな二つの川の合流地点や海にも近いところにあり，しかも０歳児から６歳児までの幼児１６９名余りの幼児を預かっている。そのような危険な場所にある輪内保育所を，より安全なところであり，しかも幼児受入数も増やせるべく輪内公園の一角にある敷地への移転は考えらないか，一石二鳥，三鳥にもなるかと思いますが，いかがでしょうか。

保健福祉部長（小倉政浩君）　議員御承知のとおり，輪内保育所は有良川と浦上川の合流地点にありまして，低い土地に建てられていることから，地震により津波が押し寄せて来ることになれば，大変危険であると認識しているところでございます。保育所等の児童福祉施設におきましては，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意と訓練をすることが義務付けられており，定期的に地震，津波，台風などの各種災害を想定した訓練を行っておりますが，海に近いということから，保護者や地域の方々が不安に思われることは当然のことと考えております。

お尋ねの輪内公園内敷地への移転についてでございますが，輪内公園は輪内土地区画整理事業において都市公園法に基づき設置された公園で，法令により設置される施設が定められていることから，敷地内への移転については困難ではないかとの認識をしております。現時点において，保育所を運営してい

る社会福祉事業団からは，改築，移転の計画などは伺っておりませんが，輪内保育所も老朽化が進んでいることから，社会福祉事業団の意向も踏まえ，今後の保育所整備計画の中で，他の適切な場所への移転の可能性などを検討していきたいと考えておりますので，議員の御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

１４番（叶　幸與君）　公園の条例等があって厳しいかもしれないんですが，ゲートボール，昔ですね，ゲートボール場を作っていた部分とか，あと，親水広場じゃないですが，池回り，円形の池があるんですよ。ところがもうあれはできてからほとんど使っていない。ゲートボールはちょこっと使ったきりですかね。もう本当，遊んでいるんですよね。あれはそのまま，もったいないんじゃないかなと思って，今回質問を出したんですが，是非，そこでどうしてもできないんであれば，またほかにですね，大変危険な，そういう立地の中で，しかも幼児を預かる大事な保育所でございますので，是非，御検討をお願いしたいと思います。

では続きまして安心・安全なまちづくりについてであります。平松町の集会場設置の件であります。平松町には現在自治会組織が立ち上がって活動しておりますが，自治会運営の拠点となる集会所がまだありません。現在は県営住宅内にある集会所を利用しておりますが，不便を来している現状で，何とか自前の集会所の要望があります。いかがでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君）　平松町の集会所設置の件につきましてお答えをいたします。

平松町の第１，第２公園につきましては，都市公園として整備をされております。都市公園は市民の憩いの場所又は遊びを楽しむための公開された場所となっております。また，一般災害等の一次及び緊急避難場所ともなり得る場所でございます。そうした観点から，都市公園法上におきましては，集会所を新しく建設することは困難だと考えておりますので，御理解をお願いいたします。なお，集会所対策の一案といたしまして，空き家などを集会所として利用でき，家賃等が発生する場合は家賃の２分の１，２万円を限度に助成がありますので，これらを御活用いただければというふうに思います。

１４番（叶　幸與君）　私は公園とは言っておりません。その辺はちょっと悪しからず。空き家等への助成があるというようなことでありますが，是非，検討をお願いしたいと思います。

同じような質問ですが，和光町の第１公園内に消防車庫等を併用した集会所はできないかということであります。和光町は輪内地区でも一番新しくできた地区で，和光トンネルの開通で市街地に最も近く，今後も人口が増える地区であります。消防団の上方分団和光小隊として既に活動しているところでありますが，まだ消防機材も持たず，仲勝小隊や有良小隊からの応援機材で活動しているようであります。３，４年前でしたか，和光町内で火災がありました。火災では初期消火が一番大事であると伺っております。また，自治会がなく，一部は仲勝町内会に編入している，こういう状況であり，自治会組織も立ち上げたいが，集会所がない，このように二の足を踏んでいる現状であり，そのような観点から，是非消防車庫と併用した集会所はできないでしょうか，お尋ねします。

市民部長（田丸友三郎君）　和光町の消防車庫と併用した集会所建設についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが，公園内は，和光町の公園は都市公園として整備をされております。そうした意味で，先ほど申し上げましたように市民の憩いの場所，また遊びを楽しむための公開された場所として，あるいは一般災害時の緊急又は一次避難場所にもなっておりまして，都市公園法上集会所を新しく建設することは困難だということでございます。

１４番（叶　幸與君）　既存のいわば浦上町とか，そういうところは公園と一緒に集会所が入っていますよね。大熊もそうでしょう。そういうふうなのがあるのに，なぜできないかということ，どうなんでうかね。

市民部長（田丸友三郎君）　詳細については，その担当部署に確認していただければと思いますが，換地上で公園とそれから集会所が隣接しているというような形になっていると理解をいたしております。

１４番（叶　幸與君）　有良もそうですが，とにかくこの建設のときにですね，やっぱりそういう，都市計画を今後やるとしたら，今度小宿がありますよね，そういうときは是非，その公園と一緒になったそういう集会所，そういった部分の考えも持ち込んで，やっぱりやってもらいたいなと思いますよ。あの和光町なんか，ほとんど誰も，子どもが２，３名遊んでいるようなぐらいで，あまり利用されているような状況ではないんですよ。そういう中で，本当，もったいないなと。あの一部分をあれだけ大きな広い公園のごく一部分に集会所と車庫を兼ねるという部分は，本当，できるんじゃないかなと私は思うんです。条例が条例でありますから，何か難しい部分もあると思うんですが，是非，その辺研究をされてですね，善処していただきたいなと思います。時間がございませんので，その件についてどうでしょうかね。市民部長，ちょっとお聞かせください。

それからですね，平松町の集会所を造る時も，もしできれば，向こうも消防の車庫がないという話ですので，それも同時に一緒にですね，やるとしたら検討していただきたいと，こういうふうに思います。

こういう，いわば今度の新しいね，小宿の都市計画の部分ですよ。そこの部分ではそういう検討をされるかどうか，そこの部分をおききしたい。

建設部長（東　正英君）　今，公園の横に集会所なんかがあるという御質問でした。浦上にいたしましても大熊にいたしましても，換地上，公園は区画整理区域の全体の区域の面積の３パーセント以内というのがあるんですよ。そして公園を配しまして，その横に大熊だったり，浦上だったり，集落が持っているその土地をつけて，換地をしたという経緯がございます。今回，小宿の区画整理事業をするに当たりましてですね，説明をしている中で，公園の横に公民館，集会所を作ってもらいたいということ等の地域からの要望もございますので，これはもう換地の際に公園の横に集会所のあれをつけるということで検討はしております。以上です。

１４番（叶　幸與君）　小宿は今後できるところはいいんですが，今既にやっている中でできてない場所ですね。そこの町に関しては是非研究をされて，いい形でできないか，ちょっとまたやっていただきたいなと思います。

その平松町の件は，前回，この前の西議員の質問で，何か考えているようなお話がありました，そういう答弁があったと思うんですが，それでいいんですか。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

総務部長（安田義文君）　すみません。消防長がちょっと席を立たれているもんですから，私のほうで。午前中のことについては，３か所による消防車庫ということでございまして，集会所のほうは答弁をしておりませんので，よろしくお願いいたします。

１４番（叶　幸與君）　車庫をどうせするなれば，上もったいないですから，そこを，例えば，長浜は車庫の上に集会所がありますよね。そういう知恵をつけていただきたい。知恵を出していただきたいということなんですよ。上には何ぼ造ってもほら，制限はありませんでしょう。そこの部分はどうなのかと。そして是非そういうふうに，もしやるんであれば，造るんであれば，そういう形で集会所まで考えていただきたいということでございます。

時間がございませんので，最後に住宅行政についてであります。市営住宅の申込希望が多いのでありますが，場所や回数によって要望はいろいろあると思います。佐大熊住宅の空き状況についてと佐大熊

は高齢化が進んでおり，４，５階の方でも足腰が弱くなって，下の階への住み替えができないかという声が寄せられております。現在の状況とその対策は考えられないか，お尋ねいたします。

建設部長（東　正英君）　佐大熊住宅の空き状況についてでございますが，現在，待機入居者への案内中や補修中，政策空き家，荷物置き去り等を省きまして２７戸でございます。これらの住宅につきましては早急に補修を行い，随時入居案内を行っていきたいと考えております。

それと佐大熊住宅の住み替え申請につきましては，現在，市営住宅へ入居している申請者が５世帯，一般待機入居者の１，２階への希望者が９８世帯となっております。住み替え制度の運用につきましては平成１１年度から実施をし，当初は既存入居者と待機入居者を交互に入居させておりましたが，既存入居者が１，２階へ優先的に住み替えできるのはおかしいとの御指摘があり，平成１６年１０月１日より待機入居者による不公平感を考慮した結果，既存入居者も待機入居者同様に住宅申込申請書及び関係書類等を提出し，申し込み順による入居案内をするということで現在に至っておりますので，御理解いただきたいと思います。

１４番（叶　幸與君）　確かに後から先に住宅を申込みをしておって，後から入ってきて先に住まわれるというふうな，そういう不公平というふうな部分はあると思うんですが，例えば，佐大熊，県の共済住宅があるんですが，Ｋ１，Ｋ２というふうなのがありまして，ほとんど空き室になっているというふうに思います。県とこの話し合い等はできないのかどうか，ちょっとそこまでお願いをします。

建設部長（東　正英君）　下佐大熊の県の共済住宅につきまして県に確認しましたところ，２棟で５６戸ありまして，３２戸が入居中で，約６割の入居率と伺っております。また，この共済住宅を市営住宅として活用することはできないかということをお尋ねをしたんですが，長期的に賃貸することは困難との回答でございましたので，御理解をいただきたいと思います。

１４番（叶　幸與君）　時間がありませんので，２番目のＩ・Ｕターンの住宅整備について，１番はちょっと，１番は飛ばしまして，Ｉ・Ｕターンの定年者の方から病院や店の多い旧名瀬市街地への住宅申込み，これがないか，よく聞かれるんですね。よく笠利・住要は結構あるんですが，なかなかお店とか病院とかの交通の便ということで，市街地を要望希望する人が多いんです。そういうふうな部分で，今後の市街地への住宅整備についてお伺いします。

総務部長（安田義文君）　６５歳以上を対象とした住宅につきましては，現在，民間事業者が運営されている高齢者専用賃貸住宅を御利用されている事例もございます。議員がおっしゃいます定住促進住宅につきまして，地域活性化の担い手となる者，同居する親族がいること，これなどが入居要件としております。入居要件に該当される方は年齢に関わらず入居対象者としているところですので，こうした情報を積極的にＰＲしてまいりたいと考えております。

１４番（叶　幸與君）　ちょっと時間がありません。次に，市営住宅の中で，３番は割愛しまして，市営住宅で犬猫等の動物を無断で飼育して，大変迷惑をかけているとの声が聞かれる。１０月１日から奄美市飼い猫適正飼養条例，飼養及び管理に関する条例が本格的に罰則が発生いたしますが，住宅での動物の飼育規定はどのようになっているのか。また，当局はどのような指導を行っているのか，お尋ねします。

建設部長（東　正英君）　住宅入居の際にですね，受け書の中に団地内において犬猫その他の鳥獣類は飼育しませんと明記してあり，本人及び保証人の署名捺印の下で，住宅入居決定を行っております。今後ともペットの飼育の情報等があれば，厳重に指導するとともに入居者のモラル向上へ努めてまいりたい

と思います。以上です。

議長（向井俊夫君）　以上で叶　幸與君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

次に，無所属　安田壮平君の発言を許可いたします。

２番（安田壮平君）　皆様，こんにちは。無所属の安田壮平です。

今回の一般質問，公明党の先輩方に挟まれて，大変に恐縮する思いではありますが，正に公明正大の心境で臨んでいきたいと思います。今年第３回目の定例会の一般質問に先立ちまして，先般の台風１５号による被害に遭われた皆様に，心よりお見舞いを申し上げますとともに，一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。後ほど，この台風被害を踏まえた上で防災対策について，行政当局と政策論議をさせていただこうと存じますが，奄美群島は自然が豊かに残り，自然と人間が共生してきた地域だからこそ，自然からのさまざまな恩恵を享受してきたとともに，ときには自然の猛威に接し，自然への恐れを抱き続けてきたのが先人たちの歩んだ歴史であり，そして，それはこれからも変わらない宿命であると考えます。しかし，発達し続ける科学技術や先人たちの知恵，そして私たちの経験の積み重ねを十分に生かすことができれば，その宿命を現代的に乗り越えることができる。言い換えれば被害を極力軽減することができる時代になってきたのではないかということを感じます。このことを実践するためにも，市民民間と政治行政の垣根を越えた継続的な議論と，お互いの不断の努力を決したいと思います。

さて，私自身４度目の一般質問をいたします。これまで過去３度の一般質問では，主に人口減少対策，景気経済雇用対策，防災対策等に取り上げてまいりました。そして，その根底にある思いとしては，政治行政が情報開示，情報提供，情報発信を重視し，コミュニケーションの多い地域を作るということを考えながら，積極的に問題提起や政策事業の提案要望に取り組んできたところです。今回の一般質問では，その考えを一歩進めて市民との協働の推進，ここで言う協働とは，協力して働くと書く比較的新しい言葉ですが，市民の政治行政参加，あるいは市民の公的分野への参加への推進ということを念頭に置いて望みたいと思います。と申しますのも，今後の奄美市の地域運営，地域経営の在り方を考えますと，さまざまな行政サービスへのニーズが増え，いわゆる大きな地方政府となりがちであるのに，人，物，金，情報等の経営資源には限りがあり，この配分だけでは到底市民の満足度を満たすことは難しくなる。この解決に向けては市民も巻き込み，行政におまかせするだけでなく，自分たちでできることは自分たちで，また，ときには公的サービスの担い手として行政と役割分担をしながら活動し，ともにこの地域で暮らしていくという姿を目指すべきであると考えるためであります。以上のことを意識しながら，質問に入ってまいります。

まず１番，環境の（１），平成２５年度中の奄美群島国立公園化に向けてであります。以前から本議会でも取り上げられていますが，環境省の指針により奄美群島は来年度中に国立公園に指定されることが確実となっております。その一方で地元市民への周知やＰＲが不十分と感じます。地元新聞では毎月のように環境保全に関するコラムが掲載されたり，また，昆虫トラップや盗掘についての記事が掲載されたりしていますが，行政から市民に対してのＰＲは，まだまだ改善の余地があるのではないかということを感じます。国立公園化ということで，どの地域に特別保護地区や，また第１種から第３種の特別地域等の規制がかかるのか。そのゾーニング作業が今も続いていると存じますので，国立公園となることで生活面や産業面にどのような影響が出るのかということについて，具体的に説明することはまだ今の時点では難しく，ゾーニングの確定後に継続的に市民に対して周知を図っていかなければならないということは察しております。他方，奄美群島が国立公園となることや，一般論として国立公園とは何かなどを地元市民に周知，ＰＲしていくことはできることであり，また，しなければならないことである

と認識しております。

そこで，①内外にＰＲする機会，行事，イベント等を設けてはどうかということですが，来年が奄美群島日本復帰６０周年という記念すべき節目の年ということも念頭に置きつつ，まずは国立公園になることを地元市民や本土，沖縄に向けて広く発信する機会，例えば記念式典，後援会，シンポジウム，体験ツアー等の一連のオープニングイベントを設けてはどうかということについて伺います。また，主催者としては奄美群島広域事務組合又は奄美大島５市町村，あるいは奄美市単独等の選択肢があると思いますが，そのことについても伺いたいと思います。

次の質問からは発言席にていたします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市民部長（田丸友三郎君）　現在，環境省が中心になり，国立公園化へ向けて諸手続きを進めているところは，先ほど議員の御案内のとおりでございます。今年度におきまして，既に離島から始まっておりますが，地元の説明会を開催する説明を受けております。また，環境省が県が中心となり，地元住民を対象に国立公園，世界自然遺産登録に向けた勉強会を開催しているところでございます。環境省においては，２１年度に住民参加型のフォーラムを開催しております。県においては平成１５年度から奄美群島の世界自然遺産登録に向けた普及啓発に係る取組を行っており，同じく２３年度においては奄美市で５回，群島内において１３回行っており，総参加数は６５４名となっております。今年度においては徳之島町で２回，奄美市で７回開催し，総参加者数は８８１名となっております。これからも住民地元の住民を対象に周知が図られるものと思っております。

さて，議員御提言の国立公園に向けて内外にＰＲをする機会としての行事やイベント等を設けてはどうかとの御質問でありますが，現在，関係機関，関係部所と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

２番（安田壮平君）　今，これまでの国立公園化，また，世界自然遺産登録に向けた各種説明会，勉強会等の実績について御報告をいただきました。私が意図するところとしましては，来年がいよいよ国立公園になるということで，そしてまた国内で３１番目ということで，またこれも本当に記念すべき一大イベントと言いますか，本当に奄美群島にとって大きなインパクトのある出来事だと思っておりますが，まだまだそのことが市民の皆様に十分伝わってないのではないのかなというところを一方で意識しているところであります。

やはりこういう，本当に奄美群島日本復帰６０周年の節目の年に国立公園となるという，本当に大きなインパクトが二つ重なるわけなんですけれども，やはりこの機会を十分に生かして，市民の皆様の環境保全に対する意識を掲揚することと，そしてまたそこに合わせて観光客の誘致等を図ること。本当に一度にやってくるわけですから，もっともっと力を入れて，そしてまた少し取り組み方もスピードを上げて行っていただきたいなと思います。正に，行政関係者とか，観光業，また自然環境保全に取り組む方だけではなくて，群島民が一丸となってあらゆる企業，あらゆる産業に携わる方が一丸となってみんなでお祝いができるような，そういう気運を盛り上げていくべきだというふうに思いますので，引き続き取組をお願いをしたいと思います。

続きまして②の観光交流を中心に各産業活性化の起爆剤とするために，行政としてどう取り組むかについて伺います。奄美群島が国立公園となることにより，ＰＲ次第では観光客の大幅な増加が見込まれます。奄振重点３分野の一つである観光交流に関わる産業，交通，宿泊，ガイド，飲食，商業等を中心に，一次産業や製造業，その他サービス業等に効果を波及させていくべきと考えます。業界分野横断的に産業活性化が図れるよう，行政としての取組をお示しください。

商工観光部長（川口智範君）　奄美の有する豊かな自然や固有動植物は，守り，そして後世に伝えていく

べき島の宝であると同時に，観光の中心をなす資源でもあることから，観光振興につなげていく必要がございます。この国立公園化を契機として観光客の増加が見込まれ，結果として観光振興，引いては地域活性化が期待される一方で，自然や希少動植物との触れ合いの在り方や宿泊施設をはじめとした観光施設整備など，観光客の受入対策に関係者と連携して，地域で取り組む必要性も認識いたしております。議員御指摘の国立公園化後の観光客増を見据えた産業連携につきましては，特に重点３分野でございます農業・観光／交流・情報の連携を強化することで産業の連携を図り，地域活性化に結びつけていきたいというふうに考えております。

この３分野の中でも総合産業といわれる観光産業の振興は，地域経済の活性化のために欠くことができないものだと認識いたしております。近年の観光スタイルは多様化しつつあり，これまでの周遊型観光ではなく，地域の方々との交流を楽しむ体験，体感の各種型観光のニーズが高まりつつあります。このような中で観光と他の産業との連携を申し上げますと，健康施設を活用したヘルスツーリズム，農業体験を核としたグリーンツーリズムなど，観光メニューとして取組がございます。農業体験は本市が誘致活動をしている修学旅行で，近年サトウキビ収穫や黒糖づくり体験が増えつつあります。また，観光業者と直売所関係者，加工グループ及び生産者が連携を図り，観光客への地域農産物のＰＲ，販売体制構築について引き続き検討を続けてまいりたいと思っております。なお，本年４月には奄美の観光と物産の中核組織として一般社団法人奄美群島観光物産協会が発足しておりますので，これと連携しながらシマ体験，自然体験，農業体験などを取り入れた着手型観光プログラムでありますあまみシマ博覧会２０１２夏や，関東地区において奄美の観光ＰＲと奄美の特産品である農産物，海産物，紬，黒糖焼酎をＰＲした奄美の観光と物産展を開催いたしております。

いずれにしましても，各事業が連動することによることで，より効果的な情報発信，誘客，観光資源の開発など，受入体制の整備が行われ，それらが連動することによって産業活性化が図られるものだと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

２番（安田壮平君）　御答弁ありがとうございました。本当に国立公園となることで，恐らく我々が想像している以上のお客さんが一時的に外から来る可能性があります。それはある意味で地元の産業界にとっても一大商機でありまして，このチャンスをきちんと捉えていかなければ，本当に多くの面で，しまったなということになりかねません。まさに皆既日食のときのようなですね，ああいう一過性のブームに終わらせないためにもであります。いかにしてそれを本当に，産業の国立公園化を産業の起爆剤としていくかについては，やはり環境省とかではなくて，地元が主体的になって取り組むべきであると思いますし，またこれまではどうしても環境と，あとその産業界，経済界というのが，どうしても縦割りで別々の場所で議論をされてきた感があることも確かであります。やはりそこを結び付けるような取組というのが，今後，必要になって来るだろうと思います。

そこでやはり一つ提案したいのが，先ほども申しました観光交流にかかわる産業以外の産業も含めて，この国立公園化になるというテーマでですね，何かしら協議会なり，話し合い，横のつながりを持つということをやっていかなければならないのではないかなと思います。協働した取組として，例えば何かしらキャンペーンを張ると，例えば皆既日食の頃にやったようなロゴマークを制定するとかですね，それは復帰６０周年と重ねたものでもいいのかなとも思いますけれども，そしてまた，ゆくゆくは大型の物流センター，これは観光客がどっと来た場合の対応，これは台風などの災害が起こった場合，数日間船が入港しない場合のその辺にもなっていくと思いますし，また，今後は大型のクルーズ船が来るときに備えた接岸可能な港湾施設の整備など，本当にいろいろとありとあらゆるところから，本当に縦割りではなくて横のつながりで検討していかないといけないだろうと思います。このような議論をそろそろ始めていったほうがいいんじゃないかと思うんですが，そのことについての御認識，御見解，いかがでしょうか。

商工観光部長（川口智範君）　多くの御提言をいただいたかと思っております。おっしゃるように横のつ

ながりという部分につきましては，昨年の８月，観光協会を中心にして，まずは観光協会の皆さんが自然遺産登録に向けてどういう取組をするんだというような形での勉強会も既に始まっております。そのことを踏まえた上で観光関係の皆さんを中心として，おっしゃるように全く関係ないような業種，あるいは等についても，いろいろと，いろんな趣向，あるいは関心を寄せている観光客もいらっしゃいますので，その観光業者だけではなくいろんな方を網羅したような形での受入体制というのも，今後，本当に検討していかなければならない課題だと思います。

併せまして，どうしても世界遺産登録の部分と重なるわけなんですけれども，自然との関わりという部分で，これまで観光とあまり関係なかった方たちにも，エコツーリズム等，どうしても必要な人材かと思いますので，この辺りも含めて，横の部分のつながりを深めていければと，強めていければというふうに考えております。

２番（安田壮平君）　引き続き，また私からも積極的な提言，心がけていきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

続きまして（２）の平成２８年度中の世界自然遺産登録に向けてお尋ねをいたします。

①奄美市が地元自治体として主導的に果たすべき役割は何かについてです。奄美群島を含めた琉球諸島の世界自然遺産登録の取組が関係諸機関で進んでいます。登録に向けた課題も山積していると存じますが，環境省や鹿児島県と地元自治体との相互協力や役割分担を踏まえた上で，奄美市として主導的に果たすべき役割はどのようなものがあるのか，お示しください。

市民部長（田丸友三郎君）　奄美市が地元自治体として主導的に果たすべき役割は，国立公園の核となる，また，地域の宝となり得る希少野生動植物の保護対策と環境美化などを含めた市民のモラル，また，意識の醸成を主体的に果たすべきものと考えております。そのため，現在，国・県，他の町村と連携しながら，希少動植物の保護対策，ヤギの放し飼い防止対策，飼い猫の適正な飼養及び管理対策，さんご礁の保全対策，ウミガメ保護対策，ごみ対策などに取り組んでいます。その中でも，希少動植物の保護対策は急務の課題と認識しており，盗採防止パトロール員が市内の山林と海岸などを巡回し，各行政機関と連携しながら希少動植物の乱獲や盗採防止に努めております。

また，住民への周知の方法としましては，うちわや下敷きを作成して普及啓発を図っております。うちわにつきましては，森や海の美しい風景写真を用いるとともに，世界自然遺産登録を目指して犬猫の適正飼養に努めましょう，動物植物を大切にしましょう，ごみのポイ捨てはやめましょうという文言を記載し，意識の啓発に努めたところであります。このうちわにつきましては，市民はもとより群島内の行政各機関などへ幅広く配布をし，啓発に努めたところです。また，下敷きにつきましては，特別天然記念物のクロウサギなど動物９種類，もう片面は絶滅危惧種のアマミセイシカなど植物６種類を掲載し，生態などを紹介しております。

また，大切な生き物を脅かす動物として，外来種のマングース，野生化した犬や猫，ノヤギを掲載し，未来を託す児童・生徒を中心に生徒や群島内の関係行政機関へ幅広く配布をし，意識の醸成に努めたところであります。また，今後の取組としましては，奄美大島本島内において希少動植物を保護するための統一的な条例の整備がなされていないことから，飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例と同様な方策で調査，検討，実施へ向け取り組む必要があるものと認識をしております。

２番（安田壮平君）　今，市民部長からお話いただきました。大きくポイントは二つあるのかなと，一つが自然環境の保全，保護であり，もう一つが地元住民の意識，モラルの向上と，この２点かなと思います。私もその２点が特に大事であるということは，思いは共有しておりますが，もう一つ，今の奄美市に提言をさせていただきたいことは，やはり奄美市，市役所内，この内側の人員体制の整備というところじゃないかなというふうに思っています。今，環境と名がつく部所は，部のレベルではありませんが，市民部という名前でもありますけれども，やはりこの人員体制を整備して調査研究，また，情報収集，

情報発信というものを，もっともっと手厚くやっていかないといけないのではないかと思います。

先ほども部の名前について言いましたが，例えば，世界自然遺産登録準備室なり，市民環境部なり，そういったものを設置するですとか，自然科学の専門家を市役所の中で育成していく。または，外国語を話せる職員，通訳，恐らく国立公園化や世界自然遺産になっていけば，恐らく海外からも多くのお客さんが来ると思いますので，そこに的確に対応するためにも，そういった外国語を使うことができる職員の採用，そこにはUターン者，Ｉターン者を活用してもいいんじゃないかというふうにも思います。

小さいところから言えば，もっともっと市民に対してメッセージを発信するという意味で，世界自然遺産に向けて取り組もうというような看板を市役所の正面に設置をするなど考えられます。今，目立つところでは北方領土の返還と，そして非核宣言都市というものがありますが，それに負けないぐらいの大きなメッセージを発信していただきたいと思いますが，以上のことについて御見解をいただければと思います。

市長（朝山　毅君）　安田議員に，見解ということでありますから，一言答弁をさせていただきます。環境省，林野庁から奄美，琉球が自然遺産登録に向けての検討会，検討という形で発表されて以来，約９年余が過ぎてまいりました。その間，議員が先ほど来お話になりますように，地元の皆さんがどれだけ意識をしてＰＲをしてきたかということを考えますと，御指摘のとおり情報発信が乏しかったんではないかということを，私自身，自己反省しているところもございます。それにつきましては，いろいろ思いはありますが，実際にお話になりましたように，ゾーニングはどうであるか，若しくはゾーニングが決まった状態でどのような法的規制が入って来るんであろうかということ等が，まだ公式に発表されておりません。そういう中において，我々行政においても琉球，奄美というトータルしたエリアの中から，どのような発信をすればいいか，また横の連携はどのように取っていけばということの戸惑いがあったこの間の動きであったことも事実であります。しかしながら，先般の環境大臣の公的発信により，にわかに現実味を帯びてきたということも，また事実であります。

そういう中において，大島本島５市町村，徳之島３町，それが一体となって同様の条例を作り，お互いの意識醸成のために条例をつくっております。私どものほうにおいても，ただいま部長が話がありましたように，ノネコ，ノヤギ，ポイ捨て条例，またウミガメなどなど，自然に関する意識醸成を，まず子どもたちから，地域住民からという形で発信をしつつあります。それらのことによって，お互いの共有する思いがようやく醸成されてきた，きつつあるというふうに私は認識をいたしております。同様にこのゾーニングについては，奄美，琉球ということであります。先般も，琉球やんばる地域の市町村長の皆さんと奄美の１２市町村，議長さんも含めて話し合いもありましたが，少し温度差があるかなと感じたことも，また事実でございます。そのようにエリアが大きい中におけるお互いの認識を共有するということでありますから，今までも時間がかかったことも事実でありますが，今後はにわかにそのスピードが増してくるんではないかというふうに思っております。

御提言がありました看板の表示の設置などについても予算化されておりますので，近々，場所を定めて適当な場所にタイムリーに，その自然遺産登録等に向けた掲示板と言いますか，ＰＲ板などを作成する予定にいたしております。それらのことから，ようやく１０年近くなりまして，お互いの意識醸成，共有の思いがにわかに高まってきたこの２，３年の動きであったかと思います。加えて，議員が先ほどお話になりましたように，来年度が国立公園化という公的なメッセージが発せられております。その内々の事務作業等については，環境省並びに関係機関が鋭意努力をしておられるようであります。それらのことをとらまえますと，私どももそれは間違いなくその時期に発表されるであろうと思っておりますので，その間に備えての，その際に備えての準備体制と言いますか，意識醸成，地域住民と連携した，また，他市町村が連携を図った，充実した組織体系を作っていきたいというふうに思っております。

庁舎内においても自然担当，自然遺産対策担当監というのを位置付けて職員を配置いたしております。また，広域事務組合においても１２市町村の位置付けの中で，やはり自然遺産担当の担当者ですか，位置付けておりますから，それらが今後はにわかに，なお一層スピーディーに連携を図っていくであろう

と思っておりますので，議員各位の御支援と，また，御示唆，御教授などをいただければと思っているところでありますので，よろしくお願いいたします。

２番（安田壮平君）　市長の答弁の中から，市役所内の人員体制の整備という面で，前向きな御回答をいただけたということで，有り難く思います。その登録担当監の方ですね，もっともっと前面に押し出していただいて，積極的な推進をと期待したいと思います。

続いて，少し議論が戻るような形になりますが，先ほど申しました奄美市独自に，奄美市が主導的に果たすべき役割の二つ目として，地元の方々の意識をいかにして高めていくかということに関してなんですけれども，②なんですけれども，そして地元市民の意識を高め，理解と協力を得られるように，いかにして取り組むかということについて伺います。①ともやはり関連をするんですけれども，遺産登録に向けて地元市民の理解と協力を得ることの重要性は，強調しても，し過ぎることはありません。実は，このことが遺産登録の可否にも大きく関わると考えられます。例えば，東京オリンピック２０２０年の招致，目指していますけども，そこでもやはりオリンピック委員会から開催支持率というものがかなり重要視されてチェックをされていると。恐らくこのことは世界自然遺産登録におきましても，ＩＵＣＮ国際自然保護連合や，または世界遺産委員会が必ずチェックすることだというふうに思います。やはり自然環境を守るのも，また増加する観光客に対応するのも，結局は地元市民にほかなりませんので，いかにして地元の方々からの理解と協力を得ることができるかということが肝心であります。

そしてまた，仮に登録が実現した後にも，遺産を活用した将来的な地域の繁栄のその成否に大きく関わるのが，この理解と協力であると思います。各種条例の制定やＰＲグッズの配布にとどまらず，いかにして市民を巻き込んでいくかという取組を，今後も継続して行っていかなければならないと思います。そこで，一つ御提言を申したいと思うんですが，先ほども勉強会，説明会の中で参加人数，把握しておられたようですが，やはりこういう定量的な把握ができる取組をもっともっとやっていかないといけないだろうと思います。やはりグッズを配っただけではなくて，その後の反応をしっかりと確認できるような，そういう取組を考えていかなければならないんだろうと思います。

そこで，改めて提案したいのが，前回の定例会でもしまして，２度目になりますが，ごみ拾いチャレンジデーの提案であります。これをですね，チャレンジデーと同じ日に開催して，１日に１０個ごみを拾った市民の方の人数を把握していくと。これを毎年やっていくことでどのようにこのまち中美化，あるいは自然環境の保全に対する意識が高まっていくかということもきちんと把握できるんだろうと思いますし，また，これも一例ではあるんですけれども，本当にこれからは各集落，各地域にどんどん積極的に出向いて行って，世界自然遺産に対する理解を求めていかなければならないと思いますが，今，現行されている市長とむんばなし，これをですね，テーマを絞って環境保全のテーマを絞って行ってみてはどうかと。また，市長だけでは奄美市全部の集落，地域に行くのが難しいようでしたら，副市長とむんばなし，部長とむんばなしなどですね，そういう，本当に手分けして行うような，そういうことも考えてみてはどうかなというふうに提案を申し上げたいと思います。

ここで私が感じております地元の市民の方々が今一盛り上がらない，世界自然遺産に対して盛り上がらないとすればですね，大きく二つの懸念があるのではないかというふうに思っていまして，そのことにもきちんと行政が説明をしていかなければならないのではないかなと思います。一つ目はですね，これは一般市民の方々に見受けられることなんですけれども，観光客が増えてさばくるのが大変と，もう本当に観光客がたくさん来て，まちなかがごったがえして，もう本当に生活に不便を生じると，そういう懸念が一つあるんじゃないかなと，もう一つがですね，建設業者の方々を中心に，公共事業が減るのではないかと，こういう二つの懸念があるんじゃないかと。これに対して，やはり奄美市としてもきちんと答えていく，その懸念を解消していくような，そういう説明をやってい行く必要があると思いますが，これについては御見解，御認識，いかがでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君）　２点ほど御質問をいただいておりますが，まず観光客が来ることにより大変

になるのではという質問が寄せられております。そしてもう１点は，土木業者等から公共工事が減るのではという懸念の声ということでありますが，今，どのようにして地元住民の自然環境への意識を高め，理解と協力を得られるように取り組むか，先ほど説明をいたしました環境省や県による住民説明会，勉強会などを継続して行うよう，まず働きかけを行っていきたいと考えております。また，平成２２年度から２３年度にかけて，先ほどと重複した説明になりますが，大島本島内の市町村において飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例の制定に向けて検討会等を設け，検討，議論を重ね，実施へ向けて取り組んだ結果，２３年の１０月１日付けで条例を施行した経緯もございます。このことにより人と希少動物と猫が共存できる社会を構築し，更には環境保全にも取り組むことができたものと考えております。

特に住民への周知につきまして，先ほどチャレンジデーのお話が出ましたが，７月の第３日曜に市民清掃日には，ふるさと美化活動の中で４，０００名を超える地域住民の皆様方が環境美化，清掃作業に汗を流して，親子，それから各種団体等，従事をいたしました。そういった環境美化の意識醸成も含め，更には市において緊急雇用創出事業を活用しまして，市民への意識の醸成を図る取組として，先ほどと重複いたしますが，うちわ１万本の製作，それから下敷きを５，０００枚ほど作成し，市内の小・中学校，児童・生徒や先生，関係機関等へ配布をしたところでございます。世界で奄美にしかいない動植物が多数生息，生存し，貴重な価値を有していることから，今後においては更に市民へ普及啓発を図りながら，理解，協力を得て希少種の保護を行いたいと考えております。

そして，世界自然遺産登録を目指す過程において生じる，特に保護と利用を含めた開発の関係，登録後に想定される観光客の増について，いろいろとあろうかと思いますが，広報紙等を活用し，世界自然遺産についての国・県・市の取組や，住民への協力依頼，もしくは地元住民から予想されるようなことについての質問等について掲載し，地元住民の自然環境保全への意識を高めたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

２番（安田壮平君）　やはり粘り強く，今後も市民の皆様に対して説明を行っていかないといけないと思う訳ですけれども，やはり，私は一つ目の懸念に対しては，やはり奄美群島，自立を目指して努力なくして反映なし，地元の努力なくして反映なしということで，やはりさばくりが大変かもしれないけれども，やっぱりそこをお互いに協力して乗り越えていこうと，そういうメッセージをどんどん発していかないといけないと思いますし，また二つ目の公共事業については，先の在り方検討委の報告書にもありましたけれども，多自然配慮型の公共工事ということで，例えば動物専用の横断構造物の設置や，自然石護岸の整備，また自然環境を復元する工事など，新しい公共工事の在り方を描くことができるのではないかなと思います。もちろん，保護，保全する地域と居住する地域，そこは居住する地域はこれまでどおり開発ができると思います。増える観光客に対してもきっちりとしたそういう整備ができていくと思いますので，そこについても今後も奄美市としても積極的な発信をお願いをしたいと思います。

続きまして，２の防災（１）の台風１５号の被害を踏まえてに移りたいと思います。先月２６，２７日を中心に，奄美群島を襲った台風１５号は，過去最大級の形容のとおり，昭和５４年９月の沖永良部台風に匹敵する中心気圧９１０ヘクトパスカルまで発達し，進行速度が遅かったこともあり，各地に大きな被害をもたらしました。被害の大きさについては，語ればきりがありません。被害総額４０億円を超えるなど，甚大なものがありました。一刻も早く，奄美市をはじめ各市町村において，復旧，復興が望まれるところですが，その一方で奄美群島は台風の常襲地，折しも台風１６号も発生をしております。再度同じようなことが起こった際に，今回の体験を糧として対応に改善，向上を図っていかなければならないと考えます。

そこでまず，①の名瀬市街地で自主防災組織率の低さが指摘されておりますけれども，今後の改善策はということですが，これは既に他の議員の方が質問をされておりましたので，ここは割愛をさせていただきまして，ただ１点だけ，私が提言をさせていただきたいと思うのは，奄美市，本当に防災組織率県内ワースト２位ということで，先の新聞報道でもありましたけれども，その中でも名瀬の市街地が大変な状況ということで，市街地の中には自主防災組織の前提となる自治会，町内会も機能していないと

ころも幾つかあるということであります。その自治会，町内会の結成を待っていては，どんどん遅くなっていくと思いますので，ここはその自治会，町内会の結成をある種飛び越えて，人と人，点と点をつなぐようなネットワークを構築することはできないだろうか。特に，危険可能性が高い土砂災害危険区域，また消防活動が困難な地区におきまして，優先的な取組をしてはどうかと思います。

その主役となるのが，やはり市役所の職員，それはＯＢも含めてであるんですけれども，そしてまた議員であり，民生委員など，何かしら公職につかれている方々，そういうネットワークを生かして，そういう自主防災組織の空白地域には，まずはそういうところから手をつけていって，地震，津波，台風，大雨，本当にいつきてもおかしくない状況ですので，そういう取り組みからしていってみてはということを御提言させていただきます。

次に②の電力維持の状況に地域間でばらつきがあったようだが，今後の改善策はでありますけれども，今回の台風の特徴的な被害の一つとして，大規模かつ長時間の停電が挙げられます。最大事には６万１，７００戸，これは群島全世帯の６６パーセントに当たりますし，奄美市でも９，９００戸が停電をしました。先の一般質問でも先輩議員が取り上げておられますが，この停電のために損害を出した家庭や企業等も多くあったと認識をしております。電力の維持の状況，言い換えれば停電になったかならなかったか，またその復旧に関して市内でも地域によってばらつきがあったようです。

その停電の状況などについては先日伺いましたので，その中で見つかった課題としましては，やはり重ねてになりますが，情報の不足ということであります。市民の皆様，また事業主の方に対して，電気の復旧状況に関する情報が来なかったと。いつ頃復旧するのか，大体でも知りたい。その情報があれば，例えばお店だったら発電機を借りるなどの対応もできたという声が漏れてきます。そしてまた，その工事の，電気の復旧工事の優先度ということについても，もちろん九州電力が主体であるというのは確かだろうと思うんですが，何かしら自治体のほうから逆に働き掛けて，この地域を優先的に復旧させてくれないかというような働き掛けができなかったのかなということも思います。

一例として，赤木名地区の事例を取り上げさせていただきます。里集落と中金久，外金久集落で大きな違いがあったと，後者のほうでは丸二日半にわたって停電だったということであります。赤木名地区は大島北部笠利町の中心地，行政機関や総合病院，商業施設等一大集積地であります。病院は自家発電で対応をしたようですけれども，やはり電気の使用を抑えて，普段どおりの診療ができなかったと，大体いつもの２０パーセントから３０パーセントぐらいの電力で対応したということであります。一部の医療機器が使えなかった。レントゲンやＣＴが使えなかった。そしてまた透析をされる方は名瀬のほうに搬送したなどの，本当に大変な苦労をしたと。そしてまたその自家発電機も２，３時間置きに燃料を補給しないといけないということで，非常に大変だったと。なのにやはりいつ頃復旧するのかという情報が入って来なかったということでもあります。

また，商店に関してはお盆商戦で在庫を多く抱えていた。お店の後ろのほうに冷凍庫でたくさん抱えていたのに，それがすべて損失となってしまったと。そしてまた，電気が復旧した後もですね，急に復旧したもんですから，急いで対応したところ，冷蔵庫，冷凍庫などの機器も故障をしてしまったと。１年間でも盆，暮れ，この２大商戦の一つを逃してしまったということでありました。

笠利町の中心地であるこの赤木名地区，先ほども申しましたが，行政機関もあります。やはりこれは奄美市としても主体的に電力のリスクマネジメントをするべきではないかなというふうに思います。例えば，選択肢として上げますが，節田の方面からの電線を引くというのがあります。また二つ目の選択肢としましては，先ほどからも議論がありますが，再生可能エネルギーの固定価格買取制度の活用ということで，自治体も出資をして市民や企業と連携をして，自然再生エネルギーの普及などに取り組む。そしてまたその財源としては，奄振というものを活用することができなだろうかということを感じます。奄振のその趣旨説明の冒頭には，外界離島，台風常襲地帯の不利性という言葉がありますけれども，正にこの台風被害は，そしてこの停電というのは，この言葉にぴったり当てはまる。そしてまたこの電力というのは，今の市民生活になくてはならないインフラの基本中の基本でもあります。奄振の非公共事業，また一括交付金，もしくは経済産業省所管の官庁に入れるなど，要望をしまして，こういった対応

をできないかということの認識を伺いたいと思います。

総務部長（安田義文君）　何点か御質問がございましたので，一つずつ答弁をさせていただきます。

まず，市のほうから優先して電気の供給を九電のほうにお願いできないかということでございますが，これは市民全体を平等に見る市としては，なかなか困難なことだと思っております。今回，復旧時期に地域間でばらつきがあったことにつきましては，復旧箇所の土砂崩れ，電柱，送電線，各種機器類等の被害状況を見極めながら作業することや，また送電ルートの関係等もあり，地域間によって復旧時期に差が生じたとのことでございます。見た目ではなく，電線の中に水がしみこんだり，そういうことがありまして，なかなか難しい調査であったと，実際九州電力からの報告では調査に２４時間掛かっております。御承知のとおり暴風域が３０時間でございます。３０時間の中でなかなか調査も入れない。その後に調査に入って順次してきたということで，困難であったということが分かるかと思います。本市といたしましては，復旧作業自体にはもちろん関与できませんが，停電状況や復旧状況の広報等により，より適切な対応が取れるよう，今後も九州電力との連携を深めてまいりたいと存じます。

それから，自然再生エネルギーの活用も含めた電力供給体制についてでございますが，本市を含む奄美大島におきましては，石油燃料をとした，内燃力発電でほぼ電力を供給いたしております。これは平成２３年度は３１万５，６７３メガワット，これが全体の需要額ですが，これに対して石油燃料で９５．１パーセントに当たります３０万２０５メガワット，これを供給しております。石油の可採年数が４２年と推定される中，将来的な石油調達率等を踏まえますと，長期的には議員もおっしゃいますとおり電力供給における石油依存度を低減していく必要があると思っております。具体的には水力，地熱，太陽光，風力，潮流など，再生可能エネルギーを導入することで内燃力発電での石油消費量を削減することが可能であり，また地球温暖化防止，更には世界自然遺産登録に向けた取組としても期待が持てると考えておることでございます。

それから，この再生可能エネルギー施設整備に係るものについて奄振ということでございますが，今の現況において施設整備に係るものについては，奄振事業導入は厳しいと考えております。ただ，再生可能エネルギーを活用した電力供給体制の調査研究，こちらのほうは現在あります奄振の非公共並びに独立行政法人新エネルギー産業技術開発機構，俗にいうＮＥＤＯでございます。これなどの事業活用が考えられます。先ほどの調査研究については，次期奄振での課題提供とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

２番（安田壮平君）　本当に今後も九電との協定を見直すという話もありますので，是非，市民目線で九電との協力体制，協力関係，築いていってほしいと存じますし，またこの電力のリスクマネジメントということもですね，今後，必ず出てくる問題であると思いますので，少しずつ取組を進めていただければと思います。

続いて３の市民との協働についてです。（１）市民の政治行政参加や市民と行政との協働を促進するために，①自治基本条例を制定することについての見解を伺いたいと思います。冒頭でも述べましたが，行政が限りある資源を活用して地域をよりよく運営，経営していくには，市民の理解と協力を得ること，更には一歩進めて市民の政治行政参加や市民との協働を力強く推進していく必要があると考えます。このことを市民と行政とが共有するために，自治体の憲法ともいわれる自治基本条例を制定し，住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定め，市民と行政，議会とをそれぞれの役割と責任を明確する必要があると考えますが，見解をお示しください。

また，この件に関しては平成２０年第２回定例化において関議員が取り上げ，その際に企画部長の答弁として奄美市総合計画の策定過程において議論を深めてまいりたいということでしたが，そのことも踏まえて見解をお願いします。

市民部長（田丸友三郎君）　議員のお示しのとおり自治基本条例を制定することは，市民と行政，議会等

のそれぞれの役割や活動の在り方を明確にし，また，まちづくりにおける将来像や方向性，住民参加やコミュニティ組織，情報の共有など，市民との協働を推進していくためにも，その必要性は十分認識をいたしております。本年５月現在，県内で条例を制定しているのは，薩摩川内市と出水市でございます。導入している自治体により，内容に差があるものの，住民参加の手続きや仕組みなど，その内容は多岐にわたります。本市も他市の状況を参考にしながら，今後も検討していきたいと考えているところでございます。

２番（安田壮平君）　積極的な検討をお願いします。私も引き続きフォローしていきたいと思います。

次に，市民の政治行政参加の仕組みの一例として取り上げますが，②の京都府の府民公募型安心・安全整備事業のような取組を導入することについての見解を伺いたいと思います。この事業は府が管理する道路や河川，建物等について安全性を高めるために住民から改善箇所を公募で募集し，公開の委員会で審査をして，整備の是非を決める取組で，平成２１年度から２３年度の３年間で約３，７００か所の整備を決めた実績があります。具体例としては，道路，側溝の整備，歩道の段差解消，舗装補修，がードレールや転落防止柵の設置などであります。府民からも住民の声が素直に事業化されるいい制度とも好評も上がっているようですが，この事例の意義としては市民の政治，行政参加の促進だけでなく，行政の政策決定過程の公開，透明化や市職員，議員の役割の住民による補完，住民ニーズの直接的な把握など，さまざまなことが上げられます。

朝山市長も九つの公約の中で，市民提言型公共事業の推進ということを掲げておられますが，その思いとも気を一にする事業です。また，奄美市で実施しているつむぐきょらの島づくり事業と類似しているかもしれませんが，地域集落のための施設整備というものではなく，またアイデアの創意工夫が必要というわけでもありません。何よりも重要なポイントはプロセスの公開にあるのだと考えます。審査が公開だからこそ，安心感，信頼感も生まれますし，例え応募したものが通らなくても，理由が明示されているから納得いきやすいのだと思います。このような取組方をすれば，公共事業に対する住民の見方も変わってくると思います。ここからもまた，奄美の新しい公共事業像が生まれてくると考えますが，御見解をお示しください。

建設部長（東　正英君）　ただいま議員が提案されます京都府の市民公募型安心・安全整備事業につきましては，今議員のおっしゃるとおり，従来の事業手法に加えまして市民の皆さんが日ごろから感じている身近な安心・安全のための改善箇所を公募し，事業箇所を決定する市民参加型の新しい公共事業の手法で，小規模な改修工事や修繕工事が対象となっております。本市におきましては道路，河川の小規模な修繕や維持管理につきましては，現在，奄美市開発公社に業務委託をしており，そしてまた市民からの要望のある箇所につきましては，迅速に対応し，安心・安全が図られて適切な維持管理がなされていると考えております。

この事業の対象となる個人につきましても，今おっしゃったとおりでございますが，道路の部分的な補修補強とか，河川，水路に堆積した土砂の除去等，これらの工事につきましては，早急に対応して措置を講ずる必要があります。議員が提案されるこの事業につきましては，工事の着手まで公募の受付，現地の確認，技術審査や審査委員会等の手続きに時間を要するため，対応が遅れる等の課題もあるようですので，当面は現在の体制で対応してまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

２番（安田壮平君）　いろんな事業，いろんな政策，制度にはメリット，デメリットありますので，今後も引き続き検討していただいて，例えその公共工事予算の一部でも，こういった取組，これはある意味，確かにその工事をする，便利になるということも大事なんですけども，そこに地元の市民の方が，本当に公の場で参加をすることができるという，かなりその参加意識を高める，そういう意義がある仕掛けでもありますので，引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが，今回の一般質問では市民との協働の推進ということをテーマに，国立公園化や政界自然遺産登録に向けた取組，また防災対策，災害に強いまちづくりに向けた取組等について論議をさせていただきました。奄美市の政治行政が変わった，よくなったと，市民の皆様に実感していただくには，正にこのようなポイント，市民との協働の推進というポイントが一つの突破口になるのではないかと考えております。奄美市総合計画をしっかりと背骨にすえて，必要な取組を過不足なく行いながら，市民のニーズを満たしていくことは，確かに至難の業ではありますけれども，まずは市民を信頼すれば，それは大きな行政への信頼となって返ってくると思います。市民と政治行政との関係，距離感というのは，民主主義の制度においても一つの答があるわけではない。いわば永遠のテーマですが，お互いに試行錯誤をしながら，ともに汗を流して，その答を求め続ける地域像を目指すことを提起をさせていただきまして，一般質問を締めくくりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で無所属　安田壮平君に一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き一般質問を行います。

次に，公明党　大迫勝史君の発言を許可いたします。

１２番（大迫勝史君）　議場の皆様，こんにちは。公明党の大迫勝史です。第３回定例会一般質問最後の登壇になります。今しばらくお付き合いのほど，よろしくお願いいたします。

先輩，同僚議員の質問と重複している質問もありますので，質問内容を取捨選択してまいりますが，当局の皆様も同様の質問でも，これまで答弁漏れ，伝え足りないと思ったことなど，遠慮なく御答弁くださいますよう，お願いいたします。

まず冒頭に，先の台風１５号で被災された方々にお見舞い申し上げますとともに，台風の渦中，残念ながら不慮の死を遂げられたお一人の方に対し，衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて，第１８０通常国会は，９月８日に特例公債法案などの重要法案を未成立のまま閉幕し，正に民主党政権の稚拙さを露呈いたしました。公明党は自民党と民主党の社会保障改革を置き去りにした増税先行は許さないと，最終版で重要な点をしっかりと盛り込んだ３党合意であります。今定例会でもときの話題としてオリンピックの話が出ますが，自民党の森　喜朗元首相は，一体改革関連法案成立までの民主，自民，公明３党首の言動をオリンピックの色で形容しております。金は山口那津男，銀は野田義彦，自民党の谷垣総裁はよくやったが，難易度の高い技を入れ着地に失敗，銅も逃した（８月１１日毎日新聞），その上，８月２９日の参議院での首相問責決議案採決の際の自民党の行動も摩訶不思議なもので，到底理解はできませんでした。

そもそも自公政権時代，毎年１兆円ずつ増え続ける社会保障の安定的な財源確保のために，将来的に消費税を含む税制の抜本改革が必要だと判断した経緯があります。それで２００９年の改正所得法の附則１０４条の中に，消費増税の前提として一つ，社会保障の全体像を示す，二つ，景気の回復，三つ，消費税の使途は社会保障に限定，四つ，行政改革，五つ，税制全体の改革で社会保障財源をねん出，この５条件を盛り込んだのです。これが公明党の基本姿勢であり，今回更にプラスワンの条件，低所得者対策を３党合意に盛り込んだのです。消費税率の引上げは，社会保障改革国民会議の結論を得ることを条件として法案に盛り込み，社会保障改革が決まらない限り，消費増税ができない仕組みとしてあります。３党合意については納得していただける条件が多々ありますが，時間の都合上割愛をいたします。

後１点申し上げたいことがあります。具体的な景気回復対策を打ち出さない政府案に対し，我が党は景気対策に防災，減災事業優先を法案に盛り込むように主張してまいりました。防災，減災ニューディールを掲げ，１０年間で１００兆円を集中投資して，年間１５兆円から２０兆円のデフレギャップを半分以上埋めることができれば，実質ＧＤＰを２パーセントほど押し上げ，景気の回復，雇用創出へとつな

がり，デフレ脱却，財政再建の効果が期待されると確信をしています。先日，先々日と壇上にてこの景気対策の財源についての心配する声がありましたが，消費税はすべて社会保障費に充てると法案に明記されております。財源は建設国債とともに返済財源を確保した上で発行する返済期限２５年を想定した現役世代で返済可能な計画を用い，民間資金と知恵も積極的に活用するとともに，結果的に子どもたちの将来の安全を保障する政策であります。このことを強く訴えて質問に入ります。

申し訳ありませんが，訂正をお願いいたします。主題１，（１）の①は削除いたします。

初めに，市長の政治姿勢について。２０１３年３月期限切れの離島振興法の改正案が第１８０国会で６月１５日に衆議院本会議で全会一致で可決され，６月２０日の参議院本会議で可決成立し，６月２７日公布となりました。幾人もの同僚議員も取り上げておられましたが，今回の改正案は改正というよりも離島に対する国の責務を具現化した新法ともいえると思います。平成２５年度末で期限切れの奄振の延長時においては，離振法改正案で改善された新たな条項を奄振にも盛り込むことを主張しなければ，同じ離島に対する国の責務等について整合性がないと思います。今回の同法案の内容を同等の奄振法の延長を進める中で，５年，１０年という期限も含め，どのように受け止められたかの見解と，改正離振法のどのような改正点を奄振にも反映させるべしと考えておられるのかお尋ねいたします。

関議員と重複いたしますが，角度の違う答弁でお願いをいたします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　お疲れ様でございます。それでは早速，大迫議員にお答えさせていただきます。

今回改正されました離島振興法を見てみますと，基本理念において離島の国家的，国民的役割が記載されたほか，国の責務についても記載され，離島の振興のための制度として離島活性化交付金や離島特区制度の新たな制度が導入されているほか，配慮事項等につきましても拡充がなされていると考えております。昨今の領土問題等も含め，我が国の領域や排他的経済水域等の保全など，国民の利益の保護，増進に重要な役割を担っている離島において，議員御指摘のとおり，外海離島に位置する奄美群島は重要な地理的位置にあると考えております。奄美と離島では適用される法律は異なりますものの，同じ離島として国家的役割や離島それぞれの地域性，実情等は同様のものであろうかと思います。

このようなことから奄振法の改正に当たりましては，奄美群島の抱える課題や今後の振興の在り方を踏まえ，今般の離振法の改正内容を十分に参考にしながら，国・県とも連携し，取り組んでまいりたいと考えております。また，奄振法と離島振興法の期限が異なる点につきましては，現在の奄振法において法の期限を５年間とした経緯と背景を整理検討した，検証した上で，５年間と１０年間のメリット，デメリットの議論もしてまいりたいと考えております。なお，離島活性化交付金等の具体的な制度内容につきましては，今後，国から制度設計が示されると思いますのでそれらを検証し，奄美群島にとりまして真に必要な制度等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

１２番（大迫勝史君）　はい，ありがとうございます。ただいま市長のほうから頼もしい御答弁をいただきました。また，メリット，デメリットもあるということでございますが，その辺のところも含めてですね，官民一体となった取組をよろしくお願いいたします。

次に②にまいります。特例公債法案の件でございますが，通告の時点では今国会会期中の特例公債法案成立が困難な状況にありました。現在未成立のまま閉会いたしておりますが，秋の臨時国会で新たな展開になろうかと思います。８月３１日のテレビ報道によりますと，安住財務大臣は防衛，警察，外交，医療費，生活保護の予算は例外として，地方交付税の９月初旬の支払い予定日の延期や更なる先送りを検討中であると発言したことが報道されました。まずその中で，都道府県単位，また，市町村単位との取組はまた考慮していくとの報道もありましたが，本市における９月以降の予算執行への影響と対策について聞かせてくださいと質問通告いたしましたが，９月７日付けの総務省の報道資料を見ると，９月の７日に閣議決定で９月の交付分は都道府県には３分の１，市町村の９月分の普通交付税については全

額９月１０日に交付すると発表されていました。当局にお尋ねいたします。そのとおりでよろしいでしょうか。

総務部長（安田義文君）　そのとおりでございます。

１２番（大迫勝史君）　それではお尋ねしますが，当面心配はなくなったということでございますが，２４年度の奄美市への交付決定額もこの報道資料がありましたが，１１６億1，０１１万3，０００円で間違いありませんか。金額に間違いがあれば訂正をお願いいたします。

総務部長（安田義文君）　普通交付税の数値はそのとおりでございます。

１２番（大迫勝史君）　それとですね，９月分の交付額は幾らかということと，この交付決定額は当初予算の中では１２２億9，８６０万8，０００円というふうになっておりますが，この差額については想定内であるかどうかも含めてお願いいたします。

総務部長（安田義文君）　まず，９月分の支給されました額ですが，約２８億8，０００万円でございます。それから今の普通交付税の措置でございますが，当初の数値には特別交付税が含まれております。それでそのようになっておりますので，よろしく御理解をお願いします。

１２番（大迫勝史君）　理解いたしました。交付税の支払い，受け取りは４月，６月，９月，１１月だと思いますが，９月は当面これで危機は乗り越えたものと思いますが，１１月分の入金については，１０月の臨時国会もあると思いますが，やはり秋の政局次第ということになりますでしょうか。

総務部長（安田義文君）　私のほうから政局うんぬんかんぬんはお答えできませんが，今後，地方交付税以外の財源も含めまして，特例公債法案の成立時期を注視する必要がございます。場合によりましては法案が成立するまでの間，一時借入金等で本市の財源を補てんする必要が生じることもあろうかとは考えているところでございます。

１２番（大迫勝史君）　今おっしゃるように，もし仮にですね，１１月入金分が延期されますと，おっしゃるように一時借入金で対応ということになろうかと思いますが，そのときに発生する利息についてはいかがなりますか。また，いかほどの額になりますでしょうか。

総務部長（安田義文君）　国の普通地方交付税の件に対しての通知と言いますか，基準によりますと，この遅れによります特に都道府県は３分の１に圧縮されておりますので，これによりまして一時借入金を借りた場合の利息等については，後で何らかの措置をする，していかなければならないという答弁がございましたので，その辺に期待しておるところでございます。また，試算ではございますが，先ほど申し上げましたように，当市の普通地方交付税約１２０億円でございます。これを４回に分けて入りますので，１回分については約３０億ということが分かります。それで今，一時借入金の率，率は０．１パーセントでございます。これを約２か月，３０億円を２か月借りた場合の一借の利子としましては，試算ですが５０万円と試算をしているところです。以上です。

１２番（大迫勝史君）　本市において５０万円の利息が発生すると，１，８００ぐらいある自治体がすべて県も含みますけれども，大変な利息の額になろうかと思います。こういう，またしてもですね，これが国の責任になるということであれば，民主党の税金の無駄遣いの上積みをしたことになると思われます。本当に腹立たしい限りだと思います。

次にまいります。次に先日，渡　雅之議員からも質問がありましたが，南海トラフの件でございます。８月末に有識者会議により南海トラフ巨大地震の被害想定が発表され，大きな衝撃を国民に与えていますが，この発表内容により本市の津波災害，防災計画等に見直しが迫られるなどの影響を考えているか，お聞きいたします。

総務部長（安田義文君）　議員御案内のとおり，国は先般８月２９日に南海トラフにおけます巨大地震の被害想定を公表いたしました。この中で，国は南海トラフにおいて発生する地震を地震の発生する場所による複数パターンから検証しております。その中で奄美市に最も高い津波が押し寄せるのはケース５及びケース１１という，ともに九州寄りのプレート付近で地震が発生した場合で，この際の予測される津波の高さは，いずれも６メートルということでございます。特に笠利地区の東海岸を中心に６メートルの津波に見舞われる想定となっております。補足ですが，市町村別の平均津波高も今回公表しておりまして，この平均が最も高いのはケース５の場合でございまして，奄美市では平均４メートルの津波が襲来すると想定されております。

次に，これらの津波が到達するまでの時間でございます。ケース１からケース１１までのすべてのケースにおいて５３分から５８分，その間にございます。少なくとも地震発生から５０分は担保されることから，避難する時間はあるものだと考えております。一方，奄美市地域防災計画での想定地震は，１９１１年の喜界島沖地震のマグニチュード８．０，これを想定したものでございまして，その際は笠利町の大笠利集落で１５分後に最大７．１メートルまで遡上する津波を想定しております。これは，鹿児島県の地域防災計画に準じました地震，津波の想定となっております。

現段階での本市地域防災計画に記載してございます一次避難場所，高台とかビルですね，この最大７．１メートルの遡上高の津波を避けるため１０メートル以上の高さの場所を各区長さんとか，町内会長さんと相談をして設定をしております。また，うちの防災計画につきましては，津波の到達時間が早いということもありまして，各集落ごとに一次避難場所２，３か所ずつ設定をしております。今回の南海トラフ地震の想定は，本市がこれまでに想定しておりました喜界島沖地震で発生する津波の特性の違いを比較しますと，まず津波の高さが大きい，ただ津波到達までの時間があると，大きく二つのポイントがあると考えられます。このことを踏まえまして，特性の異なる二つの地震想定でございますので，今後，県も南海トラフ地震を踏まえた地域防災計画の検証を実施すると考えております。市としましても，県と連携，協調をして取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

１２番（大迫勝史君）　はい，分かりました。よろしくお願いいたします。

次にまいります。防災士の育成，配備についてお尋ねをいたします。今回想定された最大クラスの地震，津波は，従来の地震モデルに科学的知見の範囲で考えられる限りの被害拡大要因を加えたもので，このような最悪のシナリオの発生確率は極めて低いといわれておりますが，先の東日本大震災も千年に一度といわれるほど確率は低いものであったということを忘れてはならないと思います。南海トラフに震源域が連なる東海，東南海，南海地震は３０年以内の発生率がそれぞれ８８パーセント，７０パーセント，６０パーセントと切迫度は高まっています。今回の被害想定を家庭や地域の防災にどう生かせばいいのか。最悪のケースを念頭に置き，被害が拡大する要因を一つ一つ解消していく努力を続けることが大事だと思われます。

そこで，平成１５年度に防災士制度ができておりますが，ＮＰＯ法人の日本防災士機構の専門家集団が防災士研修をして，防災士として地域，企業，団体組織の中で数多くの防災リーダーが活躍をしております。全国では自主防災組織活性化支援事業，国庫補助率３分の１を使い，県単位や市の単位で５４の自治体が２日間の防災士研修の費用を負担して育成配備をしております。本市においても，組織の立ち上げ時には助成金を出しておりますが，この防災士育成と配備を自主防災事業の一環として取り組めないかをお聞きいたします。

総務部長（安田義文君）　議員御案内のとおり，大分県での防災士育成の取組についてでございますが，まず防災士とは阪神淡路大震災を教訓としまして，今御案内のとおり，民間の防災リーダーを可及的速やかに要請する目的で，民間組織防災士制度推進会によって創設されて，現在ＮＰＯ法人日本防災士機構により推進運営されていると聞いております。この防災士に関する大分県等の取組について，大分県防災危機管理課に照会いたしました。今年度で防災士を３，０００人増員することを目標としまして，大分県が実施いたします自主防災組織充実活性化支援事業，こちらにおきまして２日間の研修及び資格試験を県内全市町村で全２５回開催する予定でございます。この中で，研修に関する費用，会場借上げ料，講師謝金，受講料等でございますが，これについては大分県の単独費用による全額負担，資格試験に関する登録料等の費用についても，県と市町村が単独費用を折半することで資格取得希望者の費用負担のない仕組みとなっているようでございます。

同じように，防災士等の育成を目的とした同様の事業の有無を鹿児島県に問い合わせましたところ，現在のところ該当する事業はないとのことでございました。東日本大震災以降，世論への流れは防災，減災，安全・安心が大勢となっており，地域防災の核となる人材の育成は必要不可欠となっております。今後，国主導の防災事業，また，県の役割もございますので，この充実を見ながら事業実質につきましては，今後の検討とさせていただきたいと思います。

それともう１点は，自主防災組織活性化支援事業はこれに使えないかということでございます。この事業につきましては，消防庁所管の事業で自主防災計画に基づく資機材等に購入に対し３分の１を補助する事業で，市町村を対象としております。現在，市としてもおっしゃるとおり自主防災組織の立ち上げに力を入れているところでございますので，今後，この事業の活用も視野に入れて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

１２番（大迫勝史君）　はい，分かりました。ただいまの自主防災組織の立ち上げの際の話がありましたが，ちょっと通告にはありませんが，先ほどの叶議員の質問のときに，ぱっとやりとりを聞いていて思ったことですが，市としては自治会単位の自主防災組織を大変奨励をいたしております。この中でやはり，家賃補助うんぬんとありましたけども，組織は作れ作れで，その拠点となるところがないというのは，本末転倒ではないでしょうかという感じがしました。そういうことも含めてですね，これからの施策等をですね，お考え，防災に対する施策を考えていただきたいと思います。

次にまいります。いじめの問題でございますが，痛ましい事件となりました大津市のいじめ問題では，教育現場や当局側の対応が芳しくなく，そういうことで注目を集めましたが，このいじめの問題は一般質問で本市でも幾度も取り上げられています。私たちも対岸の火事ではなく，この機会に教育現場においての対策や取組に真剣に目を向け，考えていかなければならない問題であると思います。渡　京一郎議員も初日に質問しておりますが，私からはまずこの批難されている大津市の当局再度の一連の対応について，どう感じたか教育長の見解と，本市においての具体的な対策について，２点伺います。

教育長（坂元洋三君）　それでは，大津市の件につきましての教育長としての見解と具体的な本市の対応策についてお答えいたしたいと思います。

大津市の事件につきましては，深刻なことだと受け止めているところでございます。私は，学校は児童・生徒が日常生活の中で最も長い時間過ごす場であります。その場で，児童・生徒の安全が脅かされるのは放置してはならないと思います。いじめから児童・生徒を守るには，教師が児童・生徒の状況をきめ細かく観察したり，その動静を把握するなどして，いじめの兆候があれば総力を上げて原因を解明し，被害者の安全を確保する措置を迅速に講ずることが必要だと考えております。最も重要なことは，学校が一体となって被害者を守りとおすという姿勢を示すことであると考えております。

本市の小・中学校におきましては，日ごろからいじめの兆候に気付いた時点で，学級担任をはじめ，全職員で話し合い，普段の学校生活や学業成績，友人関係，家庭状況などの情報を照らし合わせて対策を講じ，関係諸機関と連携の下，早期に解決を図っております。また，いじめ問題取組週間を設定し，

いじめゼロ宣言や校長講話，無記名のアンケートや相談箱による児童・生徒の実態把握，人権に関する学習会やいじめに関する道徳の授業の充実，保護者・地域への学校だよりなどにより実効性のある取組を実施し，いじめを絶対に許さない学校づくりを推進したいと思っているところでございます。以上でございます。

１２番（大迫勝史君）　教育長の見解，大変に共鳴いたしました。それとですね，学校現場においての取組でございますが，これまでにアンケート調査等の実施の有無について，また，そのアンケートを受けての対応について伺います。もしあればです。

教育長（坂元洋三君）　平成２４年度のアンケート調査においては，まだ深刻ないじめが実態としてアンケートの中には上がっていないのが実情であります。

１２番（大迫勝史君）　このいじめというのは，なかなか潜在的なものもあって，なかなか表に出にくい問題だと思っております。国立教育政策研究所の追跡調査の結果でありますが，小学校４年生から小学校６年生，中１から中３，６回の調査の間に８割以上の児童・生徒が被害者や加害者になることが分かっているとの結果が出ております。教師が気付く以外にも被害者や加害者が常に存在すると考えていく必要があると思います。

教育長のおっしゃるように，本当にいじめが起きにくい学校や地域の雰囲気をつくることが大変重要であると思います。そこでお聞きいたしますが，この大津の問題でもありましたが，これは全国的な問題でもあったと思いますが，学校現場がですね，このいじめの事実を抑え込むことはないか。そういうことはないと言い切れる，本市においては言い切れますか。

教育長（坂元洋三君）　いじめについての定義と言いましょうか，それが非常に線が引けないというのがいじめであるかどうかのですね，その点ではいじめがないということは言い切れないと，私が報告を受けた６件の以外に，いわゆる小さないじめはまだまだあると認識しております。以上です。

１２番（大迫勝史君）　いずれにしても，しっかりとですね，そういういじめという問題に対しては，しっかり教職員も親もアンテナを張ってですね，取り組んでいっていただきたいと思いますが，次に，ネットいじめのインターネットや携帯電話を使ったネットいじめについて伺います。

ネットいじめは親が気付きにくく，学校が長期の休みの間や日夜継続している場合もあります。内容は事実無根の中傷がネットの掲示板に書き込まれたり，隠し撮りの写真で偽の自己紹介サイトのブログを作られたりと，極めて悪質ないじめであります。今，教育長は本市において目につくようないじめはないとおっしゃっておりますが，本市の教育現場でこのようないじめが，ネットに関するいじめが発覚したり，あるいは調査したことがあるか伺います。

教育長（坂元洋三君）　議員御質問のネットいじめにつきましては，年１回の実態調査を実施しております。昨年は，中学校において携帯サイトへの書き込みによる事案が１件ございましたが，書き込みを削除，関係生徒，保護者への早急な対応により解決しております。現在は学校からのネットいじめに関する報告は受けておりません。

しかし，情報化社会に伴い，本市の小・中学生の携帯電話の所持率，使用率は年々上昇していることは調査結果から明らかであります。ネット掲示板やメールの利用による特定の個人に対する誹謗中傷等の書き込みやその他のトラブルの未然防止について，各学校で児童・生徒への指導の徹底，保護者への啓発を図られるよう管理職研修会や生徒指導主任等，研修会で機会あるごとに指導してまいりたいと思っておりますので，御理解いただきたいと思います。

１２番（大迫勝史君）　おっしゃるようにＰＴＡのほうでも，ＰＴＡの会合とかでもですね，子どもたちが携帯に対する反応とか，学校生活の話題を避けるような行動には敏感になるような家庭での見守りの重要性の指導をお願いしたいと思います。またですね，子どもたちへのアンケートとは別に，家庭へのアンケート調査も必要性があるのではないかと思いますので，御一考ください。埼玉県教育委員会のアンケートがこういうふうにすごく分かりやすい家庭での反応をチェックするシートもございますので，是非，御参考にしていただければと思います。

いじめについては，いじめの件数が少なければよしとするものではないと思います。弱い者をいじめることは，絶対に許されないことであり，いじめる側が１００パーセント悪いとの道徳観，命の尊さという倫理感，生きることのすばらしさを教えるのは社会全体の責務であります。このことは今，教育長もおっしゃっていただきましたので，そういうことをしっかり現場においても指導くださるようお願いして，次の質問にまいります。

次は環境エネルギー問題について質問いたします。自然エネルギーの利用が大切だと多くの人が考えています。太陽光，風力，バイオマスなどの利用は拡大しつつあります。その中で，小水力発電も注目を集めつつあります。自然河川，かんがい水路，山間小渓流から上下水道，工場の余剰水圧利用などにいたるさまざまな小水力利用可能地点，場所がほとんど無数にあり，その総出力は数百万キロワットに達すると見込まれています。小水力利用が普及するなら，その設備に必要な経費も大幅に安くなり，経済性も向上してまいります。小水力の場合は事前調査も簡単であり，簡易な土木工事で設置できることも多く，また，必要な機械整備や機械設備や普及に比例して技術的にも改良され，規格化，量産化が進むと考えられるからです。鹿児島県内の首長，伊佐市，南さつま市の首長さんと，大学の研究者らで作る鹿児島県小水力利用推進協議会，この活動が地元紙でも報道されておりましたが，この協議会は今後６年間で県内約４０か所に建設する計画を発表しております。総出力は２万４，０００キロワットで，一般世帯５万世帯分の消費電力に相当，これは国内最大級になるといいます。小水力発電ですね。まず，当局にこの小水力発電について，どのような認識を持っておられるか伺います。

商工観光部長（川口智範君）　議員御案内のとおり，産学官が連携し，組織する鹿児島県小水力利用推進協議会は，今後６年間で県内約４か所に小水力発電施設を建設する計画を立てており，先月１６日，その第１号として発電事業者となる九州発電株式会社と肝属町との間で立地協定を締結いたしております。この施設は，平成２５年末の稼働を予定し，整備を進めるそうですが，それ以外にも年内着工を計画している箇所が大隅地区で２か所で，霧島地区で１か所あり，立地協定条件の整ったところから順次着工するとのことです。

この小水力発電についての本市としての認識としては，外海離島に位置する本市において資源循環型社会の構築及び将来にわたる電力の安定供給を目指す上で，自然エネルギー，再生可能エネルギーの利活用は重要であり，地域新エネルギービジョン，これは平成１３年度名瀬市，１４年度住用村においても水力発電の賦存量調査や活用方法を検討いたしております。これまでのところ，小水力発電の整備には至っておりませんが，今後同協議会と情報共有を図り，本市における事業の可能性を探ってまいりたいと考えております。

１２番（大迫勝史君）　奄美大島は本当に水の島ともいわれております。是非，部長がおっしゃるようにこの協議会に同事業の導入の働き掛けを考えられていただきたいと思います。ついでに，今部長がおっしゃった肝属町での例ですけれども，肝属町では馬口川の取水堤から発電所まで約１キロの鋳鉄管に水を流し，２２０メートルの高低差を利用して発電する。最大出力は１，５６５キロワット，九州電力に売電し，一般家庭世帯約３，５００世帯分の電力が賄えるという，これだけの１キロの長さの鋳鉄管に水を流して，２２０メートルの落差で発電するだけで３，５００世帯の電力が賄える。やはり部長もおっしゃっていましたが，先ほど安田議員の提言でもありましたが，こういう電力をですね，外海離島である本市，また奄美において停電時の利活用，できるものではないかと思って提案した次第でございます。

もう一つ，なぜこの小水力発電なのか。本議会でもときおり太陽光ソーラー発電の提案が出ております。しかし，旧名瀬市時代の調査じゃなかったかと思いますが，旧名瀬市では調査だったか検証だったか分かりませんが，市においては日本一日照量が少ない市であったと，ではなかったかと記憶しております。特に冬の曇天時の発電は，限りなくゼロに近いと聞いております。そういうわけで，一番活用できる，ふんだんにある水というものをですね，利用してはどうかなと思った次第でございます。御答弁があればお願いします。

商工観光部長（川口智範君）　議員おっしゃるように，現在のところソーラーのほうがどうしても脚光を浴びているようでございます。ただ笠利地区以外を除いては，おっしゃるように日光，太陽光がなかなか曇天の日が多いということで，太陽光が取りづらいという現実もございますので，それぞれ適地に合った自然再生エネルギーを推薦できるような形ができればいいなと私どもも思っていますし，その辺りの可能性について，今後更に研究を深めてまいりたいと考えております。

１２番（大迫勝史君）　研究，検討をよろしくお願いいたします。言葉だけにならないように。

次に熱中症対策のために，平成２０年９月にセミドライシステムの涼霧システムの要望をいたしまして，その折りに検討する旨答弁がありましたが，２年後の２３年９月に検討経過を議場で確認すると，その答弁では機構改革があったため検討されてないとの答弁でした。更にその場でこのセミドライシステムの涼霧システムよりもコストのかからないミストシャワーの提言をいたしました。担当部長からは全国的にも導入事例が増加傾向にあるとの認識で，関係各課との議論や研究を重ねてまいりたいとの答弁でした。この検討，研究，いかがなっておるかお伺いいたします。また，この途中であればですね，学校や公共の運動施設等で一部試験導入の余地はないでしょうか，重ねて伺います。

教育委員会事務局長（日高達明君）　それではお答えいたします。学校現場における涼霧システム，ミストシャワーについてお答えします。

熱中症の発生につきまして，昨年度，今年度と学校からの報告は特にございませんが，幼稚園では幼児に熱中症に近い症状が出る子もいると幼稚園の現場から聞いております。本市の気候が本土の猛暑地域と比較して，最高気温が３５度を超えるような猛暑日が少ないことと，学校等での熱中症対策がおおむね功を奏しているものと思われます。

ミストシャワーにつきましては，気化熱を利用して周辺の気温を下げ，快適な空間を作る効果があると理解しております。学校や運動公園での活用法といたしましては，運動中や運動後の暑さ対策に有効ではないかと考えられます。運動中や運動後の暑さ対策として，特に体力的に影響を受けやすい幼稚園児を対象に，幼稚園での一部試験的に導入する方向で，今後検討してまいりたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。

１２番（大迫勝史君）　前向きな御答弁，しっかり実現に向けて検討するといわれることなので，よろしくお願いいたします。本当にこのコスト的にですね，パイプキットと水道代が１時間５円しか掛からないという，本当に低コストな施設でありますので，おっしゃるように幼稚園とか，保育所とかですね，小さなお子様を預かる施設において導入いたしまして，しっかり検証をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に，市民福祉について御質問をいたします。病児保育について。病児保育については，取りかかりから２年半の紆余曲折を経て，今年３月よりスタートいたしました。利用者の喜びも聞いております。開所より５か月余り経ちますが，これまでの利用状況並びに利用者側や運営体の個々の課題等ありましたらお聞かせください。

保健福祉部長（小倉政浩君）　議員御承知のとおり，病児・病後児保育事業につきましては，本年３月１

４日の開所となりました。御質問の施設の利用状況につきましては，昨年度は年度末の開所ということもあり５名の利用となりましたが，今年度は４月から８月の５か月間の利用者は９０名の利用となっており，おおむね順調に推移しております。また，本年度の利用登録児童数も８月末現在で３８１名となっており，先ほどの利用状況と合わせましても，施設の存在自体が働く親の安心感を高めている効果があるものと考えております。

運営に関しての課題点等につきましては，開所からまだ５か月しか経っておりませんが，利用者及びほかの医療機関からの要望等は伺っておらず，特に運営に支障がある点はございません。施設においては月１回スタッフ会議を行うほか，病児保育の担当職員を研修に参加させるなど，子どもや保護者にとっても安心できる体制を確保するために，積極的に取り組んでいただいております。本市といたしましてもこれから冬場にかけて感染症等が流行する時期を迎えることから，施設や関係気かと十分連携を取りながら進めてまいりたいと思いますので，御理解をお願いいたします。

１２番（大迫勝史君）　今，部長がおっしゃいましたインフルエンザ等の感染症のときの対応ですけれども，今，定員について３名だと思いますが，これ，６名まではという話も聞いておりますが，この定員等について問題はございませんか。

保健福祉部長（小倉政浩君）　本事業の実施に当たりましては，人員配置について看護師を利用児童１０名につき１名，保育士を利用児童３名につき１名以上の配置が定められておりまして，施設においても看護師と保育士を各１名ずつ常駐させる体制を取っていることから，定員を３名とさせてしているところでございます。定員を超える利用規模がある場合は，病室等の面積等にも余裕があることから，追加の保育士を配置することにより，受入れを行っているところですが，受入れの判断については子どもの疾病の内容，また症状などにより，施設で柔軟に対応しております。以上でございます。

１２番（大迫勝史君）　適切な対応ができていると。また，柔軟に感染症まん延時のときも可能であるということを伺いまして，大変に安心しております。引き続きよろしくお願いいたします。

次にＡｉＡｉひろばの授乳コーナーの未設置の件について伺います。当局よりＡｉＡｉひろばの設計説明会を開いていただいたおりに，災害時の避難所としても使用するとの説明がありましたので，その場でシャワー室の完備をお願いいたしました。併せて授乳室設置も要望いたしました。担当者は他方からも同様の要望がありますので，了解をいたしましたということで快諾されたものと思っていましたが，開所式で見学したおりに，シャワー室は造っていただいておりましたが，授乳室がないのに気付き，後任の担当の方に話しましたら，今から造るのは難しいので，パーテーションのような仕切り板で対処したいとお答えをいただきました。そのように認識しておりますが，いまだに設置される様子はありません。つい先日も若いお母さんに，ママ友の間でも休憩所なら授乳室があってもいいのではと，常々話していると言われました。このままで放置するのか，設置できなければ，できない理由をお示しください。

商工観光部長（川口智範君）　ＡｉＡｉひろばの授乳コーナーにつきましては，施設内において現在は未設置の状況でございますが，利用者から要望があった場合は，施設内の個室等を優先的に現在使用していただいている状況でございます。公共施設等においては子育て支援の一つとしての授乳コーナーは子育て世代にとってはニーズが多いと思われ，また施設の利用促進，利便性向上などの面からも授乳コーナーは必要ではないかと考えているところです。現施設内において，この設置場所の確保が可能か，また既設の各個室との兼用，更には議員おっしゃいました簡易的な設置ができないかも含め，検討させていただきたいと思いますので，今しばらく時間を貸していただきたいと思います。

１２番（大迫勝史君）　今部長が御答弁なさいました施設内の個室は，多機能型トイレのことでしょうか。要するに利用の要望があった場合には個室を利用させているということは，トイレのことですか。

商工観光部長（川口智範君）　厨房のほうを利用していただいております。厨房のほうは今，まだ利用が多くございませんので，におい等についても気にならないものだと考えております。

１２番（大迫勝史君）　はい，分かりました。私がただしたときにはトイレを使っていただいているという現場の話もあったかに聞いておりますので，そのようなあれでした。おっしゃるようにしっかりですね，授乳コーナーも造っていただいて，育児に携わる若いお母さん方がその授乳コーナーの中でお互いに育児の相談等を，お互いできるような環境も作っていただけるようにお願いをいたします。

次にですね，市営住宅の階段の手すりの件でございますが，市営住宅には体の御不自由な方や高齢者も多く居住されています。特に半身まひの障害のある方々の多くが住宅の１階２階部分に住まわれていると聞いております。当局のおかげをもちまして階段の片方に手すりをつけていただいておりますが，半身が不自由という方は右がまひ，左がきき手で，もちろん逆の方もいるわけで，１階２階の部分だけでも両方に手すりがある状態にしていただければ有り難いかと思いまして，そういう御相談もありましたので，ここでお聞きをいたしたいと思います。

建設部長（東　正英君）　市営住宅の階段手すりにつきましては，議員御指摘のとおりほとんどの住宅で片側に取り付けておりますが，両側についているのは平成５年度以降に建設した一部の住宅のみでございます。これまで佐大熊団地や春日団地など，昭和４０年代から５０年代にかけて建設しました団地では，手すりがない団地などもございましたので，片方だけ取り付けた経緯がございます。

高齢者や肢体不自由な方々にとりましては，手すりは必要不可欠であり，不自由な階段の上り下りを余儀なくされていることも承知しております。１・２階だけでも両側に設置できないかとのことでございますが，４・５階に居住されている高齢者等の方々等もいらっしゃいますので，特定の住宅のみならず，市営住宅全体のことと捉え，関係部所と連携を図りながら，検討してまいりたいと考えておりますので，御理解のほどをよろしくお願いいたします。

１２番（大迫勝史君）　今の答弁だと，前向きに検討ということですか。その全部の市営住宅に関係することなどで，ちょっと予算的に無理があるということですか，どっちですか。

建設部長（東　正英君）　４０年代に造りました住宅は階段のスペースなんかがすごく狭いもんですから，両方付けますと引っ越しとか，その辺の際に大変じゃまになるんではないかなという問題もございます。ちょっと財政的な問題等もございますので，検討させてもらいたいということの含みでございます。

１２番（大迫勝史君）　それではいい検討を期待して，私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で公明党　大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして一般質問の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため，明日１４日から１７日まで休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日１４日から１７日まで休会いたします。

なお，９月１８日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時５５分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	西　　公郎君	2番	安田　壮平君
3番	川口　幸義君	4番	栄　　ヤスエ君
5番	師玉　敏代君	6番	多田　義一君
7番	橋口　和仁君	8番	向井　俊夫君
9番	渡　　雅之君	10番	戸内　恭次君
11番	関　　誠之君	12番	大迫　勝史君
13番	与　　勝広君	14番	叶　　幸輿君
15番	奥　　輝人君	16番	平川　久嘉君
17番	栄　　勝正君	18番	竹田　光一君
19番	渡　　京一郎君	20番	元野　景一君
21番	里　　秀和君	22番	伊東　隆吉君
23番	竹山　耕平君	24番	崎田　信正君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山　敏裕君
教育長	坂元　洋三君	住用総合支所事務所長	重久　春光君
笠利総合支所事務所長	川畑　克久君	総務部長	安田　義文君
総務課長	前里　佐喜二郎君	企画調整課長	東　　美佐夫君
財政課長	菊田　和仁君	市民部長	田丸　友三郎君
保健福祉部長	小倉　政浩君	福祉政策課長	重山　　納君
商工観光部長	川口　智範君	商水情報課長	前田　和男君
笠利産業振興課長	元多　政重君	農政部長	義岡　　出君
農林振興課長	山下　　修君	建設部長	東　　正英君
健康増進課長	重田　久夫君	保護課参事兼第三保護係長事務取	永井　健二君

商工観光部長	川口　智範君	商水情報課長	前田　和男君
紬観光課長	吉　富進君	住用産業建設課長	柳　斉君
農政部長	義岡　出君	土地対策課長	奥　正幸君
建設部長	東　正英君	上下水道部長	田中　晃晶君
水道課長	佳元　保輔君	教育委員会事務局長	日高　達明君
教育委員会総務課長兼行革調整監兼給食センター整備対策監	嘉原　孝治君	選挙管理委員会事務局長	圓　順次君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	倉井　則裕君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	橋本　明和君
議事係長	麻井　庄二君	議事係主事	岸田　賢吾君

議長（向井俊夫君）　ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。
　これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　本日の日程は，お手元に配付してあります議事日程第２号のとおりです。
　日程に入ります。日程第１，議案第６８号から議案第８１号までの１４件を一括して議題といたします。
　ただいま議題といたしました議案１４件に対する質疑に入ります。
　なお，通告議員におかれましては，所見を差し控えてくださいますようお願いいたします。
　それでは，通告のありました順に発言を許可いたします。
　はじめに栄　勝正君の発言を許可いたします。

１７番（栄　勝正君）　おはようございます。市民クラブの栄　勝正です。
　議案第７６号奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定についてを質疑いたします。
　平成１８年奄美市が笠利，住用と合併いたしましてから私は，このあやまる公園の事については，何度か質疑をしてまいりました。その中で下のグラウンドの整備ということとトイレ，いろいろな改修工事のことについて，何回か質問いたしましたけれども，いろいろと改修がなされ，今回，下のグラウンドのオープンという運びになりました。厳しい財政事情の中，このような１億円も余る予算を計上してオープンとなったこと，大変うれしく思っている者の一人であります。そこで今回，オープンにあたって条例改正の議案が出ておりますので，６項目にわたって質疑をいたしたいと思います。
　まず最初に，グラウンドゴルフ使用料一般５００円と出ていますが，この５００円の根拠は，どういうことからこの５００円が設定されたのでしょうか。
　二つ目，団体２０人以上は，４００円と設定されています。また今までのいろんなところを見ていますと，一人４００円じゃなくて団体は，時間で２時間とか３時間で幾らとなっていますが，なぜ２０以上４００円，あるいはまた１００人でも２００人でも４００円なのか，分けて考えてもらえないかという質疑であります。
　３番目に，中学生以下２４０円となっておりますが，やはり所得もない収入もない中学生でありますので２４０円は高いんじゃないかなということであります。減額すべきだと私は思っております。
　４番目，会員制の導入ということで，例えば１か月とか１年とか設定をして１か月幾ら，あるいは１年間の会員だったら幾らということなどは検討されていなかったのか。あるいは検討できないか，お願いしたいと思います。
　それから５番目、いつごろ，芝の養生を含めて１０月・１１月という予定らしいんですけども，はっきりしたことが分かりましたら皆さんにもお知らせいたして，そしてまた，そのイベント計画などがありましたらお知らせください。お願いいたします。
　最後に，その運営管理業務の方向性ということで，現在は市が委託ですか，臨時ですかな，２人くらい雇っていると思いますけども，今後，こういう大きな大会が開催されると思いますが，運営業務をどのように考えているか方向性をお願いしたいと思います。以上です。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

産業振興課長（元多政重君）　おはようございます。それでは条例の改正について順次御説明申し上げます。まず，グラウンドゴルフ使用料一般一人５００円の根拠についてでございますが，あやまる岬観光公園内グラウンドゴルフ場は，５０メートルが２ホール，３０メートル２ホール，２５メートル２ホール，１５メートル２ホールの８ホールを２コース計１６ホールを設定しており，公認コースの認定も取得予定でございます。

いろいろな施設で，いろいろな人々がグラウンドゴルフを楽しんでいる現状，またそれらの施設での使用料も承知しているところでございます。ただ，あやまる岬観光公園内グラウンドゴルフ場につきましては，先ほども申しましたように公認コースの認定も取得できるような施設の整備を行っており，今後の維持管理等も勘案しなければならないと考えております。そのため県内の公認コース施設また近隣にございます民間のグラウンドゴルフ施設等を参考に設定いたしました。

次に，団体２０人以上４００円，１００以上の場合の設定についてお答えいたします。団体の取り扱いでございますが，人数の２０人につきましては，本市にあります他の施設等を参考に，また使用料の４００円につきましては，通常使用料５００円の２割の割引率を設定しております。さらに１００人の団体の設定ということでございますが，今のところ事例がございませんので，利用状況等見ながら，また利用者の意見等踏まえ人数や料金設定等また占有，貸切有ことも今後検討してまいりたいと存じます。

次に，中学生以下２４０円，もっと安くすべきではないかということにつきましては，中学生以下の使用料２４０円につきましても通常使用料３００円を大人と同様２割の割引率で設定しております。さらなる減額ということでございますが，あやまる岬観光公園にありますファンシーサイクル，それからサイクル列車等他の施設との兼ね合いもありますので，現状では難しいものだと考えております。

次に，会員制の導入につきましては，また利用状況等見ながら，また利用者等の意見を踏まえるとともにマングローブパークが今現在，行っておりますポイントカード制なども参考に今後検討してまいりたいと存じます。ただ，先ほど申しましたように民間のグラウンドゴルフ施設が近隣にございますので，民業圧迫にならないような配慮も必要だと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に，オープン行事計画でございますが，現在の工事の工期が１０月末でございます。芝等の状況を見ながらオープンの期日を定めたいと考えておりますが，現在のところオープンの際の行事計画については，記念式典及びオープン記念大会を同じ日に開催する予定で開催要項等を作成するなど諸準備を進めております。また，グラウンドゴルフ協会等の御理解，御協力を得ながらその他の関係団体とも連携しながら開催したいと考えておりますので，その際には皆さんも御協力をよろしくお願いいたします。

最後に，運営管理業務の方向性でございますが，あやまる観光公園につきましては現在，あやまるの大地，その周辺及びソテツジャングルなど一体的に市の直営で運営管理業務を行っております。

グラウンドゴルフ場につきましても，あやまる公園の一部として市の直営で運営管理業務を行ってまいりたいと考えておりますが，ただ将来的な指定管理制度の導入も視野に入れていかなければならないと考えております。御理解を賜りたいと思います。以上です。

１７番（栄　勝正君）　５００円の根拠なんですけども，根拠は分かりました。しかしながら例えば三儀山の陸上競技場，ちょっといろいろ違うかもしれませんけれども，同じ運動するのに陸上競技場は１００円，そして太陽が丘も１００円，プールは三儀山は３１０円，そして笠利のＢ＆Ｇのプールは普段は１００円ですけれども，温度，湯を温めある時には２００円と，そして太陽が丘は７０歳以上は，プールも陸上競技場もすべて無料というふうなことに設定をされております。

周囲の類似のグラウンドゴルフコースのことも勘案してということなんですけども，益々高齢者が増えてくるばかりで，昨日，今日の新聞など見ますと，昭和２２年生の団塊の世代が６５歳になりまして３，０００万人以上日本の人口がなっているということも報道されているとおり，元気で介護も健康保険も受けないような長生きするためには，やはり介護保険の抑制，健康保険の抑制という意味も含めましてですね，こういうのは，なるべく安くして広く市民に利用されるような，するのが，私は，市としての直営する場合の姿じゃないかなと思っております。

今回，このグラウンドゴルフ愛好者は，益々増えはしても減るということはありません。益々増えております。新聞紙上などで大会の案内をすると，すぐに４００人，５００人集まるもんだから，そういうやる，できる場所がなくて内々にただ連絡をして，それでも２００人，３００人集まって，断るのに苦労しているというのが今の現状であります。こういう立派なグラウンドゴルフ場ができて，本当に笠利のグラウンド愛好者はじめ，この我々，この旧名瀬市に住んでいる人たちも喜んでいるところなんで

すけども，本当に料金が高いと，今，何名からも言われました。そして，せっかくできたのに大会なども練習なども向こうではやれないと，今までどおり笠利の例会の大会なども太陽が丘でせんばいかんようになっているなという話も聞いております。これは実行しなければ私は分かりませんけれども，そういう話もちらほらと聞いていますので，せっかく１億円以上もかけて，このようにアピールしているのに，初めからこの５００円と，特に高齢者が使用するところであります。そしてこのグラウンドはですね，費用も掛けましたけれども，グラウンドゴルフだけでは，ほとんど痛みません芝も，返ってよくなります。これは私がもうあちこち行って知っています。ただ打つ場所，８ホールありますけども，今，課長からの説明で，打つ場所の姿勢を正して足を二つ踏み込むところだけはですね，何十人，何百人こう踏み込むもんですから傷む時があります。そこは四角い人口芝のこういうあれがありますので，それを上に置いたらですね，それも傷みません。それをしたら芝はほとんど傷まないというのが状況であります。その中で５００円の設定というのは，非常に私は高いと，島の少ない所得の中で，あるいは年金だけで生活している人たちの中ではですね，せっかくいいのができて，健康づくり，仲間づくり，生きがいづくり，楽しみづくりができたなと喜んでいるところに，このような料金は非常にもう私ばかりじゃなくてですね，高いと思いますので，もう一度，議案として出ていますのでですね，是非改正御一考をお願いしたいと思って見解をお願いしたいと思います。それから，団体も１００人以上の場合などとか，あるいは全面を貸し切った場合とかいろいろありますので，今回の改正では，全面を貸し切った場合，２時間で幾らというのが設定されておりません。太陽が丘，三儀山も午前中借りた場合は２，０００円ちょっとでありまして，１００人あったら２０円しか払わないという設定にもなっております。そういう中で２０人以上が４００円というふうに，これも非常に高いなと思っております。これも是非また改定を，御一考をお願いしたいと思います。

中学生以下は，ほかの，あやまる岬にあるほかの遊具などとの関連ということなんですけども，例えば笠利の両中学校がありますけれども，あるいは小学校もありますけれども，サッカーをするとか，あるいはほかの遠足に行くとかいろいろあった場合ですね，これもそこ使う時には，２時間で幾らとか，３時間で幾らとかいう貸切じゃありませんので，一人２４０円ずつ取るのか，やはりこのようなのを造ってですね，なおさら宝の持ち腐れなるんじゃないかなと思って，私は，所得のない中学生は，もうちょっと安く，私から言えば１００円とか５０円にすべきじゃないかなと思ったりもいたしております。もう一度見解をお願いします。

それから会員制の導入もタラソとか，いろんなところで１か月幾らと，３０回来ても５，０００円だと，あるいは朝昼晩１日３回家に帰ってきても５，０００円だということで，そういう会費制も導入されております。

それから本ゴルフはしたことありませんけれども，本ゴルフにも会員制というのがあります。会員は，恐らくそこに会長さんが，事務局長さんが議員の中にもいますけど，会員は設定が安く付けられているんじゃないかと思っておりまして，やはりこれも是非導入すべきだと思っております。ポイント制など挙げましたけれどもね，それからオープン行事は，それで結構です。

それから運営管理業務，これはやはり芝の管理がいちばん大事，グラウンドゴルフにも芝がすぐ奄美は雨が多いために生えますけれども，そういう芝刈りというのが１か月１回とか，あるいは２か月１回とかいう事になっていきますので，芝が生えますと，なかなかボールが転がりませんので，不評をかいますので，この辺の管理業務がどうなっているのかということを聞きましたけれども，将来もいろいろ検討していくということでありますので，しっかりやってもらいたいと思っております。

今言った上から四つ目まで，もう一度見解をお願いします。提案をしましたけど。

産業振興課長（元多政重君）　それではお答えいたします。三儀山の１００円，それから太陽が丘の１００円，確かに条例でそういう定めがございます。ただ，施設の目的といたしまして，今度，先ほど申しましたように，公認コースとしての整備をいたしております。それで先ほども申しましたように，近隣に同じようなことを目的とした施設がございますので，極端に下げるいうことは，ちょっと難しいかと

存じます。今後，いろんな御意見等踏まえながら本格的に来年４月稼働に向けていろいろな御意見を賜りながら検討させていただきたいと考えております。

次の１００人以上の設定でございますが，いろんな施設の団体の取り扱い人数状況を鑑みまして，２０人と設定いたしました。先ほど申しましたように１００人以上の団体設定ということも今後検討していかなければならないと考えておりますが，ただその占有，貸切というのはですね，たまたま予約なしでいらした方を排除するようなことにならないように，内容を検討しながら，その貸切とかそういうところも今後検討させていただきたいと考えております。

次に，中学生２４０円のグラウンドゴルフ利用料につきましては，条例のとおり２４０円でございますが，議員おっしゃるようにグラウンドゴルフとしてではなく遠足で来た場合どうするかということにつきましては，観光公園条例の中で減免規定がございますので，グラウンドゴルフ使用の場合は，この料金，それ以外の場合につきましては，その減免条項を使って検討させていただきたいと考えております。

会員制の導入につきましては，ただその，ちょっと検討させていただいたんですが，１年の中で１年通してやるのか，冬場の季節風を避けた６か月間当たりで設定するのか，また１か月単位で設定していくのか。それとポイントカード制，そういうところもいろいろ検討させて，今度１１月末から１２月末にオープン，はっきりしたことは言えませんが，芝の状況を見ながらオープンできるということを考えておりまして，３月までは，いろんな方面で検討いうことでさせてください。来年２５年４月からいろんな条例，それから規則等，規約等も整備して本格的に運用してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

１７番（栄　勝正君）　奄美市笠利町内だけでも愛好者が４・５００人は，いるんじゃないかなと思っております。その人たちのこういう設定する前に意向などを聞いたのか。それから，さっきから公認コースだということを強調していますが，三儀山の陸上競技場も日本陸連の公認コースであります。そういうところも施設の中にあってこういう設定されたと，それから近隣の同じような施設を考慮してとあるんですけれども，やはり大きなことから言えば，さっきから言いますように，医療費の抑制とかあるいは介護保険の抑制とか仲間づくり，生きがいづくり，楽しみづくりとかいろんな市民に含まれていると思います。そういう中で近隣の施設を考慮してばかりと言えばですね，何のための市の施設かなと思うんですよ。やはりある程度市が直営すれば広く，薄く，安くしてやってやるのが施設じゃないかなと私は，そのように思っておりますので是非考慮にしてもらいたいと思っております。

それから，減免措置も中学生以下あるということでありますので，グラウンドゴルフ以外はですね，是非その減免措置でいろんなスポーツができるように多目的ともなっておるようでございますのでお願いいたします。

それから，貸切制したら，課長の話によると貸切をしたら，ほかの一般の貸切でない人たちが来る時の考慮をするということを今おっしゃっておったんですけども，さっきから言うように４００人とか５００人来たらですね，団体が来たらもう入る余地ないんですよ。物理的に，例えば１８ホール，１６ホールあると思うんですけども，その中に６人ずつはめてもですね，１９２名入ったらもう全部埋まるんですよ。１０名ずつやったらもう時間がとても足りませんので，普通６名ずつぐらいするんですけれども，１０名ずつやっても３２０名，３２０名すぐ集まるんですよ。

ですから，もう貸切専用を造らなければですね，団体の競技が入る時には，例えばわざわざ名瀬から来る時には，５人・１０人来ても門前払いになるという具合になりますので，その辺は貸切は幾らとか作らないとですね。そして，ある程度マングローブパークでもそうなんですけども，今日は，どこが貸し切られているからということでやるんですけれども，是非そういうことをしなければ，今言うように物理的に１０名ずつやっても３２０名，１６×２０でですね，両方入ってやりますので，あなたが言うようにほかの人たちが来て利用し難いからそうなったということではですね，私は，筋が通らないと思いますので，その辺をもう一度お願いいたします。

産業振興課長（元多政重君）　グラウンドゴルフ使用料通常の５００円につきましては，先ほど申しましたように，いろんなことを勘案して定めております。議員おっしゃるように，その健康面とかいろんな目的の中でいろんな減免できるようなところは減免するような規定を設けて今後検討したいと考えております。

それと，先ほどの占有のお話でございますが，団体の人数の設定いうことで先ほどお話ししましたように，１００名でどうなのかいうお話しでしたので，そういうお話をいたしましたけれども３００人，４００人とかいうふうになればですね，当然占有を検討しなければいけないと考えておりますので，２０人以上団体割引いたしますけれども，じゃ１００人の時どうするのか，３００人の時どうするのか，４００人，６００人の時どうするかいうことについては，開設しながら実際何名だったら占有になるのか，そこらも数量的，人数的把握させて今後その人数，占有の貸切の人数等も調整させていただきたいと考えております。以上です。

計画の段階では，いろいろお話を伺っておりますが，今回の条例の料金設定につきましては，そういう御意見は賜っておりません。以上です。

議長（向井俊夫君）　次に，関　誠之君の発言を許可いたします。

１１番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。私は，社会民主党，社民党の関　誠之でございます。議案第７３号，議案第７９号について質疑をさせていただきます。まず，議案第７３号　平成２４年度水道事業会計補正予算（第１号）について，１１ページの平成２４度奄美市水道事業予定損益計算書，また，３ページの収益的支出について，一つ目，２目の営業費用の増減が人事異動，職員給与だけの補正にしては大きな金額になっているが，詳細に説明をお願いいたします。

二つ目も同じような質疑でありますが，営業費用の総経費の内訳，書庫移転設置費４３万９，０００円補正出ておりますが，ほかに７１１万６，０００円とこれも人件費であります。の説明をお願いをいたしたいと思います。

次に，３目営業外費用，支払い利息の３，８７２万８，０００円は簡易水道事業のものと思われますが，起業債未償還残高をお示しいただきたいと思います。また今後の起業債借入計画と償還計画があればお示しください。

４番目，当該年度利益剰余金は，当初予算では１，４６６万２，０００円の黒字を見込んでいたようでありますけれども，今回の補正では１５９万６，０００円の赤字を計上しております。主な要因は何であるのか。また，前年度繰越剰余金１億４，９２５万９，９５２円の説明とその処分案等があるのかないのか。お示しください。

Ｐ１２ページの奄美市水道事業補正予算予定貸借表について質問いたします。一つ目，流動資産の現金預金が，そこで７，３００万円と書いてありますけれども，２億４，７６６万８，０５０円の増額，貸借対照表的には１５億１，５０３万８，０５４円というふうになっておりますけれども，増額の要因と保管の状況はどうなっているのか，お示しください。

二つ目，建設改良積立金７億７，３００万円の内訳と今後の使途計画について，お示しをいただきたいと思います。

次に，議案第７９号　平成２４年度奄美大島選果場選果機機械設備新設工事施主代行委任契約の締結について質疑をさせていただきます。

一つ目は，施主代行委任契約に至る経過を説明をしていただきたいと思います。二つ目は，施主代行委任契約について，どのような契約なのか，お示しください。三つ目は，製造請負管理料，これは５０６万７，３００円とありますが，その根拠と管理はどこが行うのか。また，この管理料は，どこにお支払いをするのか。お示しをいただきたいと思います。四つ目は，導入する機械の規模についての説明，その根拠の説明もお願いをいたしたいと思います。五つ目，引き渡し期限が，平成２５年１月２８日と

ありますけれども，稼働は，タンカンの収穫期２月１日に間に合うのか，タイムスケジュールを示せ。なぜかと言いますと，当初の計画では，６月に取り付け道路敷地内舗装，７月に選果機導入の計画でありますが，当初より２か月ほど遅れているので心配をいたしているところであります。以上についてお答えをよろしくお願いをいたします。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

水道課長（佳元保輔君）　それでは営業費用の詳細について１の１ですけど説明いたします。当初１６人で職員給与は計上していますが，４月の人事異動によりまして今度３人分の給与を追加計上いたします。その金額が１，２５０万円程度です。それに手数料１１３万円，それと書庫移転費４４万円ぐらい。臨時職員の手当１１０万円，合わせて１，５１４万１，０００円の増となります。

次に，総係費の内訳について説明いたします。給与３３４万円，手当２８３万円，法定福利費９３万円，書庫移転費４３万９，０００円合計７５５万５，０００円でございます。書庫移転設置費につきましては，現在まで利用していました移動式書庫の撤去，設置費用でございます。

次に，簡易水道事業の起業債未償還残高について説明いたします。残高につきましては，１５億１，７００万円程度です。今後の起業債借入計画と償還計画につきましては，先ほどの未償還残高も合わせまして４０億９，０００万円程度になります。

返済期間は，平成５９年，３６年間です。

次に，４の，４番目の赤字の主な要因についてですが，集約的支出の中で主に職員給与費用の増によるものです。それと前年度繰越剰余金についてですが，前年度繰越剰余金１億４，９２５万９，９５２円は，経常利益から建設改良費の積立などを行った後の利益剰余金が出ます。それを毎年足していきまして翌年度に繰り越すことができます。これを毎年毎年合計して前年度までに積み上げた剰余金でございます。

それでは（２）の流動資産，現金預金７，３００万円の増員の要因でございます。主にこれは，繰越による国庫補助金と災害復旧工事の補助金でございます。それと現金の保管，合わせますと１５億円ぐらいの保管がありますけれども，９億円につきましては，定期預金，あとの６億円につきましては，普通で市内金融機関に預けております。

それと次に，建設改良積立金７億７，３００万円のものにつきましては，これは年度年度剰余金から積み立てた合計です。建設改良費の使途，計画につきましては，浄水場，簡易水道また突発的な施設の災害復旧事業に対応するように計画しております。以上で説明を終わりたいと思います

農林振興課長（山下　修君）　それでは平成２４年度奄美大島選果場選果機械整備新設工事の施主代行委任契約についての経過について御説明をいたします。この工事執行につきましては，国の補助事業事務取扱いの通知により実施をしております。当事業の施行方法につきましては，平成１８年度に５市町村，奄美市，龍郷町，大和村，宇検村，瀬戸内町とＪＡ奄美大島事業本部，各市町村の果樹生産者代表それと大島支庁の農政普及課で設置をしました選果場施設整備推進協議会の中で協議の結果，代行施行として行うことが適当であると判断したところでございます。

このことから代行者一般競争入札公告を奄美市ホームページ等で実施し，資格審査後に一般競争入札を実施いたしました。その結果，１社のみの参加となり鹿児島県経済農業協同組合連合会が落札をいたしました。その後に受託代理者鹿児島県経済農業協同組合連合会，奄美市，奄美農業協同組合による建設委員会にて見積業者の選定，見積業者への現地説明会，見積業者からの提案説明会を経て工事の仕様書を作成し，５社を競争見積参加業者として選定をいたしたところでございます。

このことから８月の２３日に５社による見積入札を行い，結果，滋賀県の近江度量衡株式会社が落札をいたしましたので，施主代行委任契約を締結するものでございます。

続いて，施主代行委任の契約についての内容説明でございますが，この工事につきましては，一般的

な建設工事と異なり特殊な果樹選果機の実施設計書や仕様書などに基づき工事を執行できる職員がいないことや標準的な単価，歩掛等がないことから工事を適正に執行することが困難であるために代理施工の方法で実施するものでございます。代理施工におきましては，実施事業主体が事業の施工管理能力を有する建設，設計事務所等に基本設計の作成，実施設計書の作成，工事の施工，施工管理等を一括して委任し代行施行契約を締結するものでございます。委託を受けた代行者は，完了予定までには事業主体に引き渡さなければなりません。このような代行施行による契約は，全国では集出荷施設やハウスなどの事業で導入をされておりますが，通常，農産物の選果場の建設につきましては，地元農業協同組合が事業主体となり実施する施工法がほとんどでありますが，このように市が事業主体となり他の関係機関から負担金で執行する事業は，ほかには例がないようでございます。

続きまして，制度請負管理料の根拠とその管理は，どこが行うかということでございますが，制度請負管理についてでございますが，この工事は，選果機械を工場で製作し，現場で組み立て，据え付け，調整等を請け負って完成させる工事であるために製造請負工事として執行いたします。

製造請負管理料の根拠につきましては，製造請負管理料は，製造請負工事に製造請負管理料率を乗じて算出されますので，製造請負工事１億３，３３５万円に代行者一般競争入札の落札時の製造請負管理用率である３．８パーセントを乗じた額で５０６万７，３００円となっております。このようなことから代行者と製造請負工事費とは，製造請負管理料合計１億３，８４１万７，３００円が，今施主代行委任契約の金額となるものでございます。

この工事を施工するにあたり，先ほど答弁いたしました代行施工として実施するということでありますので，代行者・経済連が発注者・市に代わって奄美大島選果場機械設備新設工事の施工及び管理を一括して負託しますので，これにかかる費用等を考えております。

管理をどこが行うかということでございますが，代表受注者であります鹿児島県経済農業協同組合連合会が，工事の施工管理を行います。

導入する機械の規模でございますが，コンテナの搬入搬出施設の荷受け施設，小玉抜き機，研磨機などの前処理施設など果実の表皮の傷を検査する外部品質センサー，糖度を検査する内部センサーによる糖階級選別装置，それに全自動の秤量機，箱詰め設備，製品運送設備などを兼ね揃えました２レーンの選果機となっております。

処理能力につきましては，取り扱い量が最大となるタンカンを算定基礎といたしまして，最大日量処理は約２０トンを能力を持ちまして，年間タンカンで４６２．９トンを選果する予定になっております。

この規模決定には，５市町村のほとんどの果樹生産農家にアンケート調査をいたしまして，５年間の選果場利用計画に基づきまして算定をいたしたところでございます。

この選果場におきましては，タンカンのほかにポンカン，スモモなどがこの機械を，選果機を利用し，選果する予定になっております。

最後になりますが，タイムスケジュールについてでございます。引き渡し期間は，平成２５年の１月２８日となっております。今期タンカンの選果が，開けて２月の上旬から開始しますので，年度当初よりこの時期を計画していたところでございます。

このことにつきましては，施主代行者や施工業者に再三お願いをいたしまして，理解をいただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては，今回の議会にて施主代行委任契約の議決をもって施工業者において選果機の製作に取り掛かり，１１月の下旬までには完了する予定でございます。その後に搬入し，据付工事，電気工事，試運転を行って２５年の１月の２８日までには引き渡しとなる計画でございます。

このことから施工業者の工程計画に沿った工事が進ちょくしているかどうか，随時確認しながら２月のタンカン選果の稼働に向け取り組んでいきたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

１１番（関　誠之君）　水道事業の関係は，簡易水道が会計的に統合されていくというような状況でありますから，今聞いたところによりますと，３人追加計上ということで，３人増えたということでいいん

ですか，これ。

それなりに職員が仕事の状況に応じて増えるということについては，それはそれでよしといたしますけれども，今日もらいました決算を見ますとですね，営業収支が平成２１年度は１１７．３２，平成２２年度が１１２．７３，２３年度が１０５．５６と営業収支が，どんどん落ち込んでいっているわけですよね。ですから，この辺の努力をしっかりしていかないと今のような水道の健全経営ができていくかなということが非常に心配されるわけであります。

それで先ほど申し上げましたが，水道料金の２４年度から完全統一をしておりますけれども，課題と問題点というのが何か現れていないのかということが１点と，１４ページの収益的支出の３目で簡易水道，賃金補正後１，２７６万円と４目業務費の賃金が何名で何年ぐらいこれ雇用しておるのかですね。ここで分かればお示しをいただきたいと思います。

それと，委託ではなく賃金なのはなぜなのかということが分かればお示しください。

二つ目は，平成２１年１２月の水道料金改定説明資料によりますと，名瀬地区の料金体系に統一した場合，おおむね平成２５年度まで財政収支バランスが維持できる見込みであり事業の健全経営が保たれるとのことでありましたが，その辺はどうなのか説明をいただきたいと思います。

というのは，当該年度に利益剰余金が赤字になったから，すぐに水道料金値上げとはならないとは思いますけれども，この辺のだいぶ水道料金が値上げをしてないようでありますけれども，この辺の料金値上げについての基本的な考え方があればお示しをいただきたいと思います。

選果場の問題については，選果能力が２０．５トンと言っておりますけれども，ＪＡの共販量は，平成２２年度で１０７．７トン，販売額といたしましては３，４０３万１，０００円であったようですけども，共販量の拡大策は，どう考えられておられるのか。先ほど，タンカンだけと処理のことは基本にしてという言い方でしたが，スモモの場合は，どういうふうにこれ処理能力含めてなっているのか，お答えをいただきたいと思います。

奄美市の販売量を調べてみますと６１８トンあるわけですよね。

議長（向井俊夫君）　関議員，通告に則した，通告の最初の主題に沿った予算の範囲内での質疑をお願いします。

１１番（関　誠之君）　導入する機械の規模について示せと書いてあるもんですから，その規模に合った機械の導入なんですかと，２０トンしか実際ないわけですね。それが今言ったように共販量は，４６２．９トンとね，それが１００トンしかないわけですよ共販量が。だから，その辺の拡大していくためには，方策としてどういうことが考えられるのかというのが趣旨なんです。

それと，この機械を用いて高値で販売されるというようなことが言われておりますけれども，ブランドづくりの戦略ですね，そういうものはどういうふうに持っているのか。

三つ目は，農家に対するメリットを与える方策は，どう考えておられるのか。この三つについて。

水道課長（佳元保輔君）　先ほどの増員の件ですが，３人増ということで計画しております。それと，水道料金の営業収支のことで課題と問題点ということでございますけれども，今，赤字という話もしたんですが，収益的収支と収入についてですが，計画段階におきましては，収入は，ちょっと厳しく，また，支出については，ちょっと，ちょっと多めに見ておりまして，このような経緯が出てきたと思いますけれども，去年，一昨年の状況を見ますと，この状態が続くんじゃなくて，今回，今からいろいろありますので，去年は剰余金が１億円，今年の決算，今から決算の２３年度５，０００万円程度ありますので，そこらあたりは，そういう赤字というものについては，さほど心配しておりませんし，現在のところ水道料金を上げるとか，そういうものについては考えておりません。

それと先ほどの，この委託料でなく，なんで賃金かというのを，仕事の内容で雇用体系が合わないので賃金で計上しております。

農林振興課長（山下　修君）　それでは共販のことでございますが，ただいま議員がおっしゃったようにタンカンは昨年は不作でございまして，農協共販で３０数トンしかございませんでした。通常１００トン超えるもので大体豊作の時で２５０トンほど出荷した経緯がございます。そのようなことから各市町村，この選果場運営に当たりましては，この出荷量がいちばん問題となってきますので，その点については農家の方々と協力しながら，この生産４６０トンに向けて今取り組んでいるところでございます。それと同時に，奄美市におきましては，選果場に多く農産物が集まるようにということで，選果場の出荷促進事業ということで，出荷する方々に３分の１の支援をしながら多くの農産物が集まるよう施策をやっているところでございます。

それとスモモの選果についてでございますが，現在は，大和村を中心としたスモモが生産が主にされているところでございます。この選果場が開設しますと，大和村のスモモの選果もすべて，この選果場でできるわけですので，我々５市町村のスモモがすべて集まりますのでスモモについても十二分にできるという認識持っております。

それと，ブランド化の問題でございますが，奄美本島の農産物が一元集荷できるということで，すべての果実が選果場に集まるという一つのメリットがございます。その中で十分にこの選果の有利性を活かしたブランド化を今後，我々努めていかなければならないと思っているところでございます。

県のブランド指定についても，この農協共販というのが一つのハードルとなっているということでございますので，我々奄美市も含めてタンカンについては共販率を上げながら県のブランド化に向けて取り組んでいきたいと思っているところでございます。

それと，農家へのメリットでございますが，当然，選果機械を通るわけですので品質が統一されます。それによってタンカンには，それぞれのタンカンについてもスモモについても，それなりの評価が出てくるものだと思っております。そういう中で，いい品物が本土のほうで，それなりの値段，高価で取引ができるようにということで我々も期待をしているところでございます。

その点については，販売をやっている農協さんのほうにも，その点については農協，行政も含めて，今，協議検討しているところですので，よろしくお願いしたいと思います。

１１番（関　誠之君）　ありがとうございました。水道についてはですね，出ているのが補正予算ですから予定貸借対照表または損益計算書と前の決算と比べるしかないようですけれども，私は，水道は非常に優良な企業だというふうに思っております。今日，渡された決算書にしても２３年度の決算で５，０００万円でしたっけ，５，１７０万９，９１７円の剰余金が出ておりますし，また当期未処分利益剰余金が１億６，４００万円余りあるようですから，しかしながら先ほど言いましたように，この後ろにも書いてありますが，数値がですね，そういったふうに，例えば先ほど言った営業収支比率が少し下がっているなと，職員が多くなっているからかもしれませんが，そういうふうな心配をしておるところであります。それで水道の最後ですけれども，その値上げというのは，ほとんど考えていないということが言えるんですか。その辺が言えたら水道管理者の市長もおりますから是非その辺の料金値上げについての基本的な考え方があれば，お示しをいただきたいというふうに先ほど申し上げたところであります。

それと，選果場の問題は，非常にこの選果機を入れて奄振の重点三項目でもあります農業，これをいかに世界，日本のほうに向かって発信をするかということで，これが問われる事業だと重大な事業だというふうに自覚をしておりますので，先ほど言った，せっかく年間４６２トン，スモモでは３００トンぐらいできるように聞いておりますが，そういったものが十分に活かせて宝の持ち腐れにならないように，皆さんの努力をお願いをしたいということと，あとは委員会で皆さん，私は，総務企画ですから委員外でしか行けませんけれども，細かいことは議論していくだろうと思っておりますので，それと最後に一つなんですけれども，この１億３，８４１万７，３００円が，この状況を見ますと奄美市に１円も落ちないのではないかという危ぐがありますけれども，その辺のところは，どういうふうな，あの規約については難しくてよく分かりません。委員会で具体的に議論すればいいと思いますが，金目を見ます

と，この農業経済団体連合会ですか，そこが全部持っていくというふうに見受けられますが，その辺を含めて奄美に金が落ちる方策，知恵があるのか，できるのか，その辺を含めてもし市長の見解がお聞きできればお願いをいたしたいと思います。以上で終わります。

市長（朝山　毅君）　公共事業については，直接還元，間接的な還元ということもあります。ＪＡさんが以後，管理運営をしていくことになります。したがって私は，地元に対する利益はあるものと信じております。

農林振興課長（山下　修君）　地元への還元ということでございますが，工事につきましては本土の業者が落札をいたしましたが，そこにかかわる電気工事等がございますので，それについては地元のほうに工事が発注するということを聞いておりますので，少なからずそういうことから地元にも還元できるものだと思っております。

水道課長（佳元保輔君）　先ほど２３年度の決算５，０００万円という剰余金があるということで話しているんですが，現時点では考えていませんということですが，状況を見ながらやるんですけれども，先ほど話したように２３年度で５，０００万円，その前１億円という剰余金があります。その営業の収支を見ますと，去年５，０００万円減ったものにつきましては，災害がありまして３，５００万円くらいの有屋の排水地が災害で壊れまして，それでそういうことで資産の減耗費ということで５，０００万円くらいかかりまして，それで収益が減ったと。

今回，賃金で１，５００万円くらい挙げておるんですけれども，そこら辺りを考えても，すぐすぐ料金を上げなければならないということではなくて，今からの状況を見ないと台風も，また今からも来るかもしれないですし，そこら辺りは状況見ないと分からんですけども，値上げをしたら結局は，使う側が，風呂入るところシャワー浴びたりとかですね，かえって使わなくなることまでも考えまして，しばらくは，そういうことで値上げは現時点考えていませんし，今話したように剰余金のほうが今時点で赤字でございますけれども，最終的には方向では５・６，０００万円ぐらい出るんじゃないかといくような考えをしております。

議長（向井俊夫君）　次に，安田壮平君の発言を許可いたします。

２番（安田壮平君）　皆さま，おはようございます。無所属の安田壮平です。私は，議案第６８号について，２点質疑をさせていただきます。平成２４年度　奄美市一般会計補正予算第２号，３０ページ，６款農林水産業費，４項水産業費，２目水産振興費，１９節負担金，補助及び交付金，施設整備助成金４，００２万１，０００円とありますが，どこにどのような目的で，どのような施設を整備するのかをお示しください。

２点目，同じく３１ページ，７款商工費，１項商工費，３目商工振興費，１９節負担金，補助及び交付金，プレミアム商品券発行事業助成金２，０００万円とありますが，今回の事業概要とそして過去数年間の実績を踏まえた，今回，改善や工夫を加える点ありましたら，お示しをいただきたいと思います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

商水情報課長（前田和男君）　安田議員の御質問にお答えします。まず１点目，農林水産業費，水産振興費の負担金及び交付金，施設整備助成金４，００２万１，０００円の内訳でございますが，まず，商水情報課分として予算を計上している分が２，９６９万７，０００円でございます。今回のこの金額に関しましては，名瀬漁業協同組合が事業主体となって国の補助事業である基地周辺対策施設整備事業を活用し設置から３０年以上経過して老朽化した大熊漁港内の巻揚げ機やレール，船台や機械室の建物など

上架施設の全面改修を行うものでございます。

当初予算において，奄美市からの補助分８６０万円は既に計上してありましたが，国庫補助分が今回，名瀬漁業協同組合へ直接交付ではなく奄美市にいったん交付された後，名瀬漁業協同組合のほうへ交付するという流れが確定したことによる補正でございます。

目的としては，現在の巻揚げ，上架施設が老朽化しているということで，１０トン以上の漁船の浄化ができない状況になっております。これで今回の改修により１９トンクラス，２０トン未満の漁船までは上架することが可能となることで漁船のメンテナンス，出漁日数等の確保が容易になることで水産振興に寄与するものと期待しているところでございます。

２点目，商工振興費のプレミアム商品券発行事業助成金についてでございます。今回の事業概要といたしましては，まず事業主体が，プレミアム商品券発行事業実行委員会というものを組織して実施いたします。現在，予定している販売総額１億９，０００万円，これにプレミアムが１０パーセントつきますので発行総額といたしましては，２億９００万円を予定して計画しているところでございます。

１１月上旬には，この補正が議決された後，１１月上旬には販売を開始し来年３月上旬まで使用できるようにしたいということで考えているところです。

また昨年同様，商店街の歳末大売出しの抽選券付き商品券として発行することで地域商店街の活性化施策と連動した取組を考えているところでございます。

改善している点，工夫している点ということでございますが，いちばん大きなところは，例年１２月の上旬が発行時期でございました。これを何とか１１月上旬の発行にして歳末商戦前からの景気浮揚策としてできないかということで計画しているところです。

もう一つ，これが利用期間の延長という形で考えております。さらに販売の広報，周知の件でございますが，例年，ホームページ等のみで販売店の案内をしているところでしたが，何とか冊子の形で販売店が分かるような資料を作りたいということで，今，実行委員会のほうで検討しているところでございます。

そういうことで，もう一つは，加盟店，昨年度の加盟店，これにつきましては，早めに案内をして１１月の販売時点での加盟店を確保したいと，例年，販売店の募集が１か月程度経って始めるもんですから販売時期に店舗が少ないということが去年言われていましたので，少しこの取組を早めにしたいというふうに考えているところでございます。

以上が主な改善と工夫をしたところでございます。

産業振興課長（元多政重君）　６款農林水産業費，４項水産業費，２目水産振興費，１９節負担金，補助及び交付金，施設整備助成金４，００２万１，０００円のうち１，０３２万４，０００円が産業振興課所管分でございます。

内容につきましては，先ほど同様で事業主体である奄美漁業協同組合の国庫補助分が同組合へ直接ではなく本市を経由して交付されることによるものが大きいもので，設置から３０年を経過したため老朽化した赤木名港内にある製氷施設の改修整備を基地周辺対策施設整備事業１，５２４万９，０００円で行うものでございます。

同施設の整備に伴い出漁時に積み込める氷の量が安定し，１航海での出漁日数の増加が可能となることにより燃料使用料の削減が図られること，また計量設備や軟水機設備の活用によって氷の積み込み作業時における正確な計測ができ作業にかかる職員の労力が減少するとともに質の良い溶けにくい氷が提供できることにより漁業者の操業効率，漁獲物の鮮度保持技術が向上されることなど水産業の振興を図る目的と期待しております。以上です。

２番（安田壮平君）　今，御答弁をいただいた中で，どのような施設整備がなされるのかというのが，だいぶ分かってまいりました。本当に今，新聞等見ましても奄美の漁業，水産業というのを苦境，今年，この近年のその天候不順からくるものも大きいと思うんですけれども，この漁業の苦しい状態，または

衰退というものが私も実感するところでありまして，そしてまた奄美市のこの水産業に費やすその予算というのも今回の補正後，なっても２億円余りということで，決して大きくないなと，その中で今回のこの４，０００万円という補正は，その５分の１に当たるものですから，本当に水産業の関係者に役に立つ施設整備をしていただきたいと，そういう思いで質疑をさせていただきました。また本当，奄振の重点３分野の中にもこの漁業というものは漏れていますし，また先の在り方検討委でも提言の中でもこの漁業に関する言及というものがなかったなと，非常にさびしいなと，やっぱり奄美のいろいろな観光等含め，いろいろなもの考える上で漁業というものなくてはならない産業と思いますので，本当に今回の施設整備がですね，漁業関係者にとってプラスとなるような，そういうものとなるように念じている次第であります。追加で，追加と言いますか，関連で質問なるんですけれども，１点確認を含めてなんですけども，大熊漁港に関しては，浮き桟橋というような案があるというふうなことも伺っておりまして。

議長（向井俊夫君）　安田君，予算に関しての質疑を総括の時はお願いします。

２番（安田壮平君）　今回の整備の中でですね，そういった地元での噂もお聞きしましたので，今回の予算に入っているのかというとこ。そしてまた，地元の漁業関係者含め，その港を利用する方々への説明がきちんと行われたのかということお伺いしたいと思います。

２点目のこのプレミアム商品券に関しましても私自身も非常にいい政策事業であるというふうに認識をしております。もちろん賛否両論あるとは思うんですけども，その中でも賛成の声が大きい事業だなということで，そしてまた過去２回されていると，３回，失礼しました。十分にその実績を重ねてきてさらに今後どのようなそのですね，改良改善というのを加えるのかなというところを伺いたかった次第であります。

一つには本当に広く多くの市民にこのプレミアム商品券が手元に渡るようなそういう取組，今回もされるのかというところ，そしてまた過去続けてきたというのは，それなりに好評だったということもあるでしょうから今後その金額を増やすということについて検討なかったかどうかということをお伺いをしたいと思います。

商水情報課長（前田和男君）　まず１点目の水産振興費の関係で大熊漁港のほうの今回の市の予算には浮き桟橋関係は入っておりません。

２点目，地元からの意見を聞いているかということで，地元というか，まず１点目は漁協，実際，漁業従事者のほうの話は聞いております。それともう１点，地域のほうには当然，そこの施設を改修するということで，その話は伝えてはございまし地域のほうからも老朽化が激しいということで，そこについては十分理解をいただいているものと考えております。

二つ目のプレミアム商品券の件ですが，まず多くの市民に行き渡るようなことをどういうふうにやっているかということですが，考え方としては一人の１回の購入で１０万円という上限を付けさせていただいているところです。これは，もう当初からそういう形でやっております。

どうしても販売場所が，近くにあるほうが売れるということで，もちろん名瀬，笠利，住用の支所を含めたところでの販売と商工会，商工会議所そういうところもお願いしているんですが，販売取扱い店ということで，中心商店街の中で今まで販売をしていただいております。ただ昨年まで無償で販売をお願いしておりましたが，やはり，どうしても大きい金額を取り扱うと，販売することによって，商売をなさっている中で，そこを無償でやっているとリスクだけを商店街の販売店のほうが負ってしまうという形もありましたので，今回今，実行委員会の中で通り会のほうにお願いして，わずかですが販売手数料というものを設定させていただくということで，今，お願いをしているところです。

実際，今年これが商店街の中で販売できるかどうかは，今から通り会のほうの回答を今待っている状況なんですが，前もってそういうところも事前に商店街の方々と話をしながら，うまくこの商品券が地

域の多くの方に購入していただけるような努力はしたいと思っております。

それと２点目の金額の増とかいう検討はできないかということで，過去にもこの質問はございましたが，今の今回のプレミアム商品券の発行につきましても市の一般財源を２，０００万円投入してやっているところです。もちろん加盟店のほうからは手数料ということで２パーセントいただいて，その中でその実際の運営経費を捻出しながら，もちろんプレミアム商品券の印刷代だったり，ポスターであったりそういうものも含めていろんな経費がかかりますが，その中でやり繰りをしていると，これを金額を増やすとなると，当然それは市の負担も当然増えますし，取り扱う金額に関するリスクも当然大きくなるというところで現状では，この２，０００万円のラインが市としてはベターなラインなのかなと，むしろ今これだけのお金をここにだけ使うのは，適当かどうかという逆の声も聞こえておりますので，そういうことも含めて，また今後も議論させていただければと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

２番（安田壮平君）　御答弁ありがとうございました。今の御答弁で大体分かりました。あと追加と言いますか，上の水産業関連，直接ではないんですけれども港関係のその施設整備に関しては，市民の皆さんからまだですね，何といいますか，トイレ施設の要望が多いというのは１点申し上げておきたいと思います。

そしてまたプレミアム商品券に関しましても，今後も是非また，そのいろいろな効果そして市民の皆さま，そしてお店のお声も聞いて，どんどん改良，向上をですね，図っていただければと思います。以上で終わります。

議長（向井俊夫君）　ほかに質疑ございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

議長（向井俊夫君）　議案第７４号，議案第７８号及び議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中の関係事項についての３件は，これを総務企画委員会へ，議案第６９号，議案第７０号，議案第８１号及び議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中の関係事項についての４件は，これを文教厚生委員会に，議案第７１号から議案第７３号，議案第７５号から議案第７７号，議案第７９号，議案第８０号及び議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中の関係事項についての９件は，これを産業経済委員会にそれぞれ付託いたします。

議長（向井俊夫君）　日程第２　議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。一昨日の台風１６号の被害にみまわれました多くの皆さま方に，この場を借りて心からお見舞を申し上げたいと存じます。

なお，議長のまた議員各位の御理解をいただいて台風１６号の対応状況を概略御説明させていただきます。

９月１６日の土曜日１７時３０分強風域入りを確認いたしまして情報連絡体制を取りました。開けて１６日の午前４時０９分災害警戒本部を設置いたしました。同１６日の１０時災害対策本部に切り替え設置をいたしております。

同日の１９時長浜町１９世帯４０人に避難勧告をいたしたところであります。１７日月曜日の１１時同避難勧告を解除いたしました。併せて災害対策本部を廃止したところでございます。

現在，被害状況調査を詳細に調査中でございます。公共施設，農業被害，一般住家等の調査を取りまとめ中でございますので，議員各位の御理解をいただきたいと存じます。

それでは，ただいま上程されました議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算第３号の提案理由を御説明いたします。なお，この予算につきましては，台風１５号によるものでございます。

歳出の主な内容を申し上げます。民生費の災害救助費につきましては，災害弔意金２５０万円及び罹災者見舞金３０万円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては，農林水産業施設災害復旧費１億８，３９６万９，０００円，公共土木施設災害復旧費７，７９６万３，０００円，文教施設災害復旧費３，３０５万４，０００円など合計で３億１３万８，０００円を計上いたしております。

次に，歳入につきましては，災害救助費，災害復旧費にかかる国庫支出金４，７１９万９，０００円，県支出金７，２８７万５，０００円，諸収入１，３９３万４，０００円，市債９，９１０万円などを計上し財源補てんのため財政調整基金繰入金６，９７３万円を追加いたしております。

今回の補正予算で３億２９３万８，０００円を追加することにより平成２４年度奄美市一般会計予算の総額は３１５億５，３１７万１，０００円となります。

また第２表地方債補正につきましては，今回の災害復旧事業に伴う起債限度額も変更を行うものであります。以上を持ちまして議案第８２号の提案理由の説明を終わりますが，何卒御審議の上議決してくださいますようお願いいたします。

議長（向井俊夫君）　通告のありました順に発言を許可いたします。

始めに安田壮平君の発言を許可いたします。

２番（安田壮平君）　無所属の安田壮平です。議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算第３号について質疑をさせていただきます。

１０ページ，３款民生費，４項災害救助費，１目災害救助費，１９節負担金，補助及び交付金，災害弔慰金２５０万円また２０節扶助費，罹災者見舞金３０万円とありますが，どのような基準で幾ら支給されるのか。またそれ以上の支援策は考えられないのか。ということについてお尋ねしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

福祉政策課長（重山　納君）　それでは安田議員の御質問にお答えいたします。１９節の災害弔慰金２５０万円ですが，先の台風１５号で市民の方がお一人お亡くなりになりました。その遺族の方へ奄美市災害弔慰金の支給に関する条例により支給するものでございます。この条例は，災害弔慰金の支給などに関する法律及び災害弔慰金の支給などに関する法律施行令の規定により，規定に準拠し暴風雨，豪雨などの自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金でございます。

続きまして２０節の扶助費，罹災者見舞金３０万円は，同じく台風１５号により被害を受けられた方１３世帯への方々への見舞金で，内訳は全壊１世帯，半壊１２世帯でございます。これは奄美市気象災害罹災者に対する見舞金支給要綱の規定により支給するものでございます。

全壊の世帯には，１世帯に付き３万円と世帯員２人以上１人に付き１万円を加算，半壊の世帯には，１世帯に付き１万円と世帯員２人以降１人に付き５，０００円を加算した金額となります。

２番目のそれ以上の支援策は考えられないかとの御質問でございますが，奄美市といたしましても条例や要綱により支給しておりますので，現状では難しいと思います。

なお，奄美市社会福祉協議会に問い合わせたところ，共同募金のほうから見舞金といたしまして，全壊世帯には１万５，０００円，半壊世帯には１万円が，また日赤からは救援物資が配付されると伺っております。以上でございます。

２番（安田壮平君）　御答弁ありがとうございました。この①については，了解をしました。それで②についてなんですけども，特にこの罹災者見舞金といいますか，この全壊，半壊，家屋被害に遭われた方々

に対して，どのような救援策があるかということなんですけども，もちろん個人の財産ですので自分自身で保険をかけるとか，そういったことをするのが第一義的には重要ということは十分に承知をした上で，ただやはり奄美市，本当に高齢者，そしてまた低所得者の方々が多い中で，そういった建物が全壊，半壊，そしてまた例え一部損壊であったとしても，その補修・修理に多くのお金がかかるという方がいらっしゃって，本当に生活の再建が大変という状況を今回の台風１５号でも伺いました。そういった中で本当に行政としても，またはその他の関係機関として，どういった支援ができるかというところであるんですけれども，そしてまた，この奄美市，奄美地方は台風の常襲地帯でありますので今後もそういう事例が本当に続いていくだろうというふうに思っていまして，奄美市としてどういう救済策，今後検討すべきかというところを是非問題提起をさせていただきたいと思った次第であります。

例えば，そういった今後の話になるとは思うんですけども，そういった方への救援策として，今あるその住宅リフォーム助成制度，これは今後どのような形で存続していくかということは，まだ分かりませんけれども何かしら基準を緩和して特例を設けたりするとか，住宅リフォーム制度を災害対策に特化をさせるとか，そういったことも考えられるんじゃないかなと思いますし，そしてまた，この住宅リフォーム制度は，もちろんその地域のその経済活性化策効果も兼ねておりますけれども，そういう意味でいけば，例えばふるさと納税で入ってくるお金を基金として，そういった被災者の方にですね，その住宅再建のために使ってもらうとか，そういうことも考えられるんじゃないかなというふうに思います。御見解伺えればと思います。

議長（向井俊夫君）　安田君，補正の予算に対しての質疑ですから，あなたの所見とそれからそれに関連するような質疑は差し控えてください。ですから予算に関してだけの答弁を求めてください。

２番（安田壮平君）　以上，御提案をさせていただきます。

議長（向井俊夫君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者多し）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項については，これを各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

この際，御報告いたします。本定例会において受理いたしました陳情は，お手元に配付してあります文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。各常任委員会審査及び報告書整理のため明日１９日から２７日までを休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

御異議なしと認めます。

よって，明日１９日から２７日まで休会することに決定いたしました。

９月２８日9時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１１時６分）

9月28日（6日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　西　公郎君	2番　安田　壮平君
3番　川口　幸義君	4番　栄　ヤスエ君
5番　師玉　敏代君	6番　多田　義一君
8番　向井　俊夫君	10番　戸内　恭次君
11番　関　誠之君	12番　大迫　勝史君
13番　与　勝広君	14番　叶　幸輿君
15番　奥　輝人君	16番　平川　久嘉君
17番　栄　勝正君	18番　竹田　光一君
19番　渡　京一郎君	20番　元野　景一君
21番　里　秀和君	22番　伊東　隆吉君
23番　竹山　耕平君	24番　崎田　信正君

○　欠席議員は，次のとおりである。

7番　橋口　和仁君	9番　渡　雅之君

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	福山　敏裕君
教育長	坂元　洋三君	住用総合支所事務所長	重久　春光君
笠利総合支所事務所長	川畑　克久君	総務部長	安田　義文君
総務課長	前里　佐喜二郎君	企画調整課長	東　美佐夫君
財政課長	菊田　和仁君	市民部長	田丸　友三郎君
税務課参事兼滞納整理係長事務取扱	里　忠文君	保健福祉部長	小倉　政浩君
高齢者福祉課長	泉　賢一郎君	商工観光部長	川口　智範君
商水情報課長	前田　和男君	農政部長	義岡　出君
土地対策課長	奥　正幸君	建設部長	東　正英君
建築住宅課長	大石　雅弘君	上下水道部長	田中　晃晶君
水道課長	佳元　保輔君	教育委員会事務局長	日高　達明君

教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	嘉原　孝治君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	倉井　則裕君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	橋本　明和君
議事係長	麻井　庄二君	議事係主事	岸田　賢吾君

議長（向井俊夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２２名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（向井俊夫君）　本日の会議はお手元に配付いたしてあります議事日程第３号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第６８号から議案第８２号までの１５件について，一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（師玉敏代君）　おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は，９月１９日の午前９時３０分開会し，慎重に審査させていただきました。去る９月１８日の本会議におきまして，当委員会に付託されました議案第６８号から議案第７０号まで及び議案第８１号，議案第８２号の５件について主な質疑について審査報告させていただきます。

これらの５件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会報告書のとおり，全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しております。その審査結果について御報告いたします。

今回の補正は，職員の定期人事異動に伴う人経費の増減額，また，台風１５号の襲来により施設の災害復旧費が各所に計上されています。

開会の冒頭に当局から議案６８号，６９号，８２号の議案資料の差し替えがあり，その説明がありました。給与費明細の数字が昨年度の数字もしくは集計途中の数字が使われる箇所があり，エクセル処理のため各箇所に影響し，正しい数値に改めるものであり，各款，項，目，節の数値に変更はない旨の説明がありました。委員より，二度とこのようなミスが起こらないよう，日ごろから緊張感を持ち，チェック体制を厳重にしてほしいと意見が出されました。

では，議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中関係事項について当局から説明がありました。

３款民生費，１項社会福祉費，４目老人福祉総務費，１１節需用費１００万円は，奄美市地域支え合い体制づくり事業に係る高齢者安心キット購入費用です。緊急時や災害時に要援護者情報が共有できる体制整備を図るものです。１３節委託料は，奄美市地域支え合い体制づくり事業の委託費として１３５万５，０００円，あまみ成年後見・権利擁護センター体制づくり事業の委託費として１５０万円計上，この委託費は両事業とも補助率１０分の１０であり，鹿児島県地域支え合い体制づくり事業を導入し，実施するものであります。１９節負担金補助及び交付金の６，０００万円は，小規模多機能型居宅介護事業の施設整備に係る補助金で，名瀬地区１か所，笠利地区１か所，それぞれ３，０００万円を上限として補助を行うものです。

委員より，地域支え合い体制づくり事業並びにサポートセンター事業について，具体的な事業内容，また，小規模多機能型居宅施設ではどういうことをするのか，質疑がありました。当局より，地域支え合い体制づくり事業については，介護保険を含む介護保険外のサービスを活用しながら，高齢者，要援護者の方たちを地域で支え合って行おうという事業です。具体的には地域でアンケート調査を行い，地域の課題を見つけ，地域で助け合いの仕組みづくりを行うという事業計画であり，今年度は長浜地区を対象としていると説明がありました。サポートセンター事業は認知症をはじめ，知的障害者等の成年後見制度の活用ということで，一括した形で申請サポートという形の仕組みを作っていきたい。今年度その支援，立ち上げ準備のための計上でありますと説明がありました。小規模多機能型居宅施設については，要介護１から５までが対象者でデイサービス，ホームヘルプ事業，ショートステイ事業，それぞれ選択してサービスを受けていましたが，これらを全部を一つの事業者でデイサービスを中心にサービスを受けることができます。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，４款衛生費，１項保健衛生費，２項予防費３，０１８万５，０００円は，今までポリオを予防するワクチンは口から飲む生ワクチンを集団で２回接種していましたが，９月より注射によるワクチンに切り替えるため，個別で４回の接種が必要になり，１，３０９万７，０００円の増額，また，子宮頸がん，ヒブワクチン，小児用肺炎球菌の予防接種が当初の見込みより人数が増えたため，１，７０８万８，０００円の増額によるものです。

委員より，子宮頸がんの受診率，対象年齢，受診時の自己負担について質疑があり，当局より，受診率は７６パーセント，対象者は中学１年から高校１年生まで，受診時の自己負担は無料であるとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

同じく衛生費，９目環境保全対策費２００万円は，奄美群島の国立公園化及び世界自然遺産登録を目指し，北部海岸の景観及びウミガメや野鳥等の生態系の保護，環境保全を目的とした海岸ゴミの回収・処理を行うものです。

委員より，笠利の清掃作業員の清掃期間，清掃範囲について，また，このような事業を朝仁，古見方，住用地区にも導入できないか質疑がありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

また，１０款教育費，６項保健体育費，１目保健体育総務費，１９節負担金，補助及び交付金の補正額７５万円は，第６６回県民体育大会への選手派遣２５０名の予定が，大島地区大会での優勝チーム，入賞者が多かったため，２５名分の増額であります。同じく教育費，８節報償費の２９６万円は，平成１９年度奄美市内小学校で発生した投石事故に係る示談成立の弁護士事務所成功報酬２０万円と，特別支援員配置増員５名分の謝金２７６万円であります。同じく１８節補償，補填及び賠償金の５０万円は，先ほど述べました投石事故の示談に係る解決金５０万円です。

委員より，事故が発生して５年が経過しているその理由は，また，今後の防止に向けての対策は，また，後遺症が出た場合の対応は，について，また，和解に至るまで５年かかった理由など，質疑がありました。当局より，今後の防止については，この事故発生以来，学校では安全指導ということで，危険予知トレーニングを行っている，子どもたちが前もって危険の伴う状況を把握する，行動が危険を伴うものなのか，自ら判断する力を養う指導を取り組んでいる，示談書に後遺症が明らかになった場合，損害について支払うことを明記してある，５年かかったのは被害者の保護者から示談案に対する連絡を待っていたとの説明がありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第８１号　和解については，先の議案第６８号中で審査いたしましたので，また，特に特段の質疑もありませんでしたので，省略させていただきます。

次に，議案第６９号　平成２４年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）については，８款保健事業費，１項保健事業費，１目疾病予防費，１９節負担金，補助及び交付金の４９７万２，０００円の増額は，人間ドック利用補助金です。

委員から，人間ドックを当初何名で組んでいたのか，国保加入１年以内は適用されないというのは，いつ頃からそうなったのか質疑があり，当局から，当初予算では１８７名分，今回は１２８名分の増額で補正をお願いしている。人間ドックの資格要件は１年以上は，平成１８年の合併時に決めております。今年になって年齢制限が加わり，３０歳以上で国保税完納者に改正したとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第７１号　平成２４年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）については，２款保険給付費，１項介護サービス等諸費，２目地域密着型介護サービス給付費２，０００万円の減額は，小規模多機能型居宅介護サービスの実施期間が，当初予定よりも短くなる見込みなどの要因による減額であります。

３目施設介護サービス３，０００万円の減額は，豪雨災害により休止しています特別養護老人ホームの再建が１１月となる要因により減額するものです。

委員より，高齢者福祉課で働いている職員等の説明，福祉政策課がどのような仕事をしているのか質疑があり，また，分かるような体制づくりの要望がありました。

ほかに特段に質疑はありませんでした。

次に，議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項について，３款民生費，４項災害救助費，１目災害救助費，１９節の災害弔慰金２５０万円は，台風１５号でお一人お亡くなりになりました。奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例により支給するものです。

１１款災害復旧費，４項文教施設災害復旧費，１目公立学校災害復旧費，１５節工事請負費１，９８９万３，０００円は，知根小学校のプレハブ倉庫と校務員室の建替工事費５７８万３，０００円，崎原小中学校のプレハブ体育倉庫の建替工事費として８３４万円，東城小中学校の屋内運動場の床板張替工事費として５７７万円を計上してあります。

２目社会教育施設災害復旧費，１５節工事請負費の１６０万円は，奄美振興会館の展示コーナーの天井の補修及び防水工事に係る経費であります。３目保健体育施設災害復旧費，１５節工事請負費の３０５万円は，名瀬運動公園陸上競技場トラックの補修工事及び古見方多目的広場の防球ネットの復旧工事であります。

委員より，災害工事費の発注方法について，またその台風１５号の後の台風１６号の被害で補正を組まなければならないのか，また崎原小学校のプレハブの建て直す場所について検討できないか，質疑がありました。当局より，工事請負費に計上分は入札を考えている，軽微な修繕に対しては緊急に対応できる業者を対応する。金額的に１０万円を超えるものについては，合見積りの中から安価な業者に発注をお願いしている。台風１６号でも学校から被害が出ている。予備費の充用，その辺を含めて財政課と協議中である。崎原小学校の倉庫については，片付けることを協議し，新しい倉庫の建て替えについては，風の当たらない場所に検討できるか，県及び文部科学省と協議して，可能な限りいい場所に建てたいとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

以上をもちまして，文教厚生委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお，御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（伊東隆吉君）　皆さん，おはようございます。報告いたします。

産業建設委員会は，９月１９日１日間開会し，本会議において当委員会に付託されました議案１０件を審査いたしました。

１０件の議案につきましては，お手元に配付いたしました産業建設委員会審査報告書のとおり，議案第７６号　奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数，その他，９件の議案は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお，議案第７３号　平成２４年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）については，議案の訂正差し替え願いがあり，委員会において採決の結果訂正を承認いたすことと決しましたので，後刻議長において訂正の承認をお諮りいただきますよう，お願いいたします。

それでは，まず議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中関係事項について，まず当局より補足説明があり，その主なものは，６款農林水産業費に関しては，１項３目農業振興費の１９節負担金，補助及び交付金の鳥獣被害対策実践事業費２９５万７，０００円は，被害対策防止協議会が事業主体で，住用の山間地区に１，４６０メートルの金網柵設置と，５基の箱罠を設置するもので，県の補助金，補助率１００パーセントとのこと。２項１目１５節工事請負費の１，１６６万円は，笠利町土盛地区の道路整備事業費で，全長９０３メートルのうち今年度は２３０メートルを舗装するもの。同じく３目基盤整備促進事業費の１５節工事請負費の１，０３０万円の減額は，古見地区の農道舗装が２３年度の国の４次補正で完了したためとのことでありました。

また３項２目林業振興費，１３節の松林の樹幹薬剤注入業務２４９万５，０００円は，名瀬地区で５０本，笠利地区で３０本の処理予定とのこと。また，１９節の有害鳥獣捕獲事業補助金の１６万８，０００円は，病気イノシシ駆除促進の費用で，１頭１万円を補助するとのこと。４項２目水産振興費の１５節工事請負費１，０６８万９，０００円は，笠利の宇宿漁港の巻き上げ機の老朽化に伴う漁船揚架設備整備事業で，同９節の４，００２万１，０００円の内訳は，１，０３２万４，０００円は奄美漁協が実施する製氷施設整備事業に対する助成金で，また，２，９６９万７，０００円は，大熊漁港上架施設の国庫補助分が直接名瀬漁協へではなく，この奄美市を経由して交付されることが決定したため，その増額分で財源は県補助金の地域振興推進事業費補助金，そして基地周辺対策施設整備事業補助金等々となっている。

７款商工費に関しては，１項２目商工振興費，１９節負担金，補助及び交付金の施設整備助成金２００万円は，区画整理事業で中心商店街区画整理事業でアーケードへの侵入市道の拡幅に伴う風雨の防止対策としての垂れ下げ式テント整備のする際の助成金とのことでありました。また，プレミアム商品券発行助成事業は，今年度も実施するともことです。

歳入，財産収入において利子及び配当金の株主配当金１，６０３万円は，日本エアコミューターの株主配当金で，配当総額１億６，０３０万１，０００円のうち奄美市株主比率１０パーセント相当額としてのものとのことでありました。

８款土木費に関しては，２項２目地方道路整備事業費の３，０００万円の増額は，知名瀬３４号線と佐大熊２４号線において落石から通行車両や歩行者を守るために防護柵を設置するための費用。同３目緊急地方道路整備事業費の１５節工事請負費１億８３万円の減額は，山間・市線の事業費確定に伴う減額と，伊津部勝・名瀬勝・小湊線の用地取得に時間を要するために減額するものとのことでありました。

なお，１１款災害復旧費に関しては，１項１目，２項１目の工事請負費２，２００万円，それと６００万円，そして６，１５０万円は，今年の今年２４年の５月・６月の豪雨災害の復旧費で，名瀬地区，農道路肩決壊が２か所，笠利地区農地災害が５件，施設災害３件，ほか土木施設災害１２件の計上分等々の補足説明がありました。

委員より，鳥獣被害のイノシシによる被害状況はとの質疑があり，平成２３年度奄美市で２，４７４万２，０００円の被害が出ており，主なものは果樹で，タンカン，ポンカン，野菜との答弁でありました。また，エコファーマーに関して質疑があり，当局は現在６名従事し，名瀬が５名，住用１名で，減農薬・減化学肥料など，環境に優しい農業だが，現段階では高温多湿の奄美では成果が出にくいということもあるかと思う。徐々にトマトやタンカンで面積が増えてきているので，成果は出てくるものと考えているとの答弁でありました。伊津部勝・名瀬勝線の用地買収の見込みはどうかの問いに対し，買収は不可能じゃないかというささやかれているとの質疑に対し，平成２３年度末で筆数ベース３０パーセント，面積ベースで４７．５パーセントが買収済みだが，相続登記が多い状況で時間を要しているが，今年度中には解決して，工事が完了している橋を早く通したいと思っているので，地域の協力も得ながら進めていきたいとの答弁でありました。

ほか質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項については，当局より，８月の台風１５号の被害状況，被害額についての報告の後，補足説明があり，災害復旧費に関するもので１項１目の農業施設災害復旧費は，名瀬研究センター内の平張りの施設ネットの張り替え，住用の農林水産物加工センターの屋根破損等の修理費用で４００万５，０００円を計上。１３節委託料は，名瀬朝仁の上原農道の工事に係る測量，地質調査等の費用で，この農道は２３年度に完了したばかりだか，今回の被災は地すべり崩土が発生したため，設計業務のほか，地質調査まで実施するとのことで，工事費は１億円計上しているとのこと。また２項２目の土木施設災害復旧費６，９３６万円の増額は，名瀬地区の塩浜・朝仁線での災害，住用地区の青久川や単独災害復旧費等々であります。３目公営住宅施設災害復旧費は，名瀬の佐大熊，春日，住用地区，笠利地区の公営住宅等の復旧費，３項３目商工施設災害復旧費は，あやまる岬公園のサイクル受付事務所の修繕費等々との説明がありました。

委員より，農地災害の場合，事業費に対する分担金に関する質疑に関し，２２年度の豪雨災害についてはすべて市の方で負担したが，通常は農家の分担金は５パーセントでお願いしているとの答弁でありました。また，上原農道は２３年度に完成して，今回の災害で崩れたとのことだが，これは瑕疵担保責任はないのかとの質疑に対し，２２年の災害では法面が３０メートルほど崩壊したが，その際の調査では亀裂などが確認されず，法面崩壊ということで申請し復旧したが，今回の調査で前回の場所から５０メートルほど上部に１．４メートルの滑落部分が確認され，調査の結果，山全体の地すべりと判断し，県とも協議をしている。したがって，瑕疵担保責任は発生しないとの答弁でした。

ほか，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第７１号　平成２４年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について，当局の補足説明があり，その主なものは，２款２項１目公共下水道建設費，１３節委託料５，２５６万円の減額のうち終末処理場改築工事業務の５，２５６万円は１５節工事請負費に組替分を計上し，補助内示額の増額に伴う１，１０７万６，０００円を合わせたトータル６，３６３万６，０００円を増額計上とのこと。２目特定環境保全公共下水道建設費，１３節委託料２，５００万円は，赤木名地区の終末処理場実施計画業務の必要なことから増額を計上したとのことでありました。

委員より，運搬車購入の件，終末処理場等の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第７２号　平成２４年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について，当局より補足説明があり，１項１目一般管理費は人事異動に伴う人件費の見直しによる減額が主なものと，１９節負担金，補助及び交付金の２１４万４，０００円は，宇宿地区の生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金を計上との説明でした。

委員から特段に質疑はありませんでした。

次に，議案第７３号　平成２４年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について，当局より，補正予算の訂正差し替え願いがあり，委員会で了承の後，補足説明があり，その主なものは資本的支出，１項１目配水施設整備費の委託費４２０万円と，工事請負費の２，９００万円は，県が施行する永田橋拡幅工事に伴う水道管移設に掛かる費用。３目営業設備費の器具購入費は，大川ダムの取水ポンプが破損，新たに１基購入する費用との説明がありました。

委員より，不納欠損，人件費増の質疑があり，当局は不納欠損は４３９件，追跡調査等努力はしているが，転居確認が取れない状況との答弁でありました。ほか人件費増の内訳は，資本的支出，収益的支出など，給与手当，福利厚生については，各費目に細かく計上されているとの答弁でした。

ほか特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第７７号　奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について，議案第８０号　奄美市道路線の廃止及び認定についての２件に関しては，当局より，道路占用料は土地評価額の下落に伴い，国や鹿児島県において見直しが実施され，本市区域内において国道・県道との間で占用料の格差が生じているため，見直しを行うもの。道路線廃止の笠利地区市道土盛２号線は，農道へ変更するもの等々の補足説明がありました。

委員より，占用料の改定は何割ほど安くなるのかの質疑に対し，九州電力の電柱，ＮＴＴの電話の電話柱，南海ガスなど平均で３３．７パーセントほど安くなるとのことでありました。また，市道土盛２号線は，廃止しないと舗装できないのかとの質疑に対して，農山漁村活性化プロジェクト基盤整備事業は，農道と位置付けないと整備ができないため市道を廃止するとの答弁でした。

次に，議案第７６号　奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定について，当局より，グラウンドゴルフの使用料等，所要規定の整備を図り，適正な管理を行うための一部改正との補足説明があり，委員より，使用料金の５００円は高いと思いが，見直しはしないかとの質疑ありました。当局は，利用するほうは安いほうがいいわけだが，行政として平等な目で見てという観点から設定した。利用していく中で，料金に対する問題点が出てくるときは検討していきたいとの答弁でした。

ほか質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第７５号　奄美市農業用ビニールハウス使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ

いて，そして議案第７９号　平成２４年度奄美大島選果場選果機械設備新設工事施主代行委任契約の締結についての２件に関しては，当局より，ビニールハウスは１０年間１平方メートル当たり１５２円で貸し付けてきたが，耐用年数も過ぎ老朽化が進み，維持管理費用が係ることから廃棄処分し，当条例からかごしま園芸タウン条件整備事業で設置したビニールハウスを削除し，一部改正するものとのこと。また，施主代行委任契約は，一般競争入札を執行した結果，鹿児島県経済農業協同組合連合会と平成２４年８月２７日に契約金額１億３，８４１万７，３００円で仮契約したとのこと等々の補足説明がありました。

委員より，利用者から新規ハウスの要望はないのかとの質疑に対し，今すぐという考えはないようだが，将来的には要望が上がってくるものと思うが，今後のことについては検討課題と思っているとのことでした。また，１平米単価から結構な金額だか，徴収に問題はないのかとの質疑に対しては，平成１６年から料金を徴収しているが，これまで滞納は一切ないとのことでした。委員より，契約に関し，入札前の予定価格の算出，選果場の管理運営などの質疑があり，当局は，整備推進協議会の中でどのような機械がほしいか検討，それをもとに同じ仕様のものを比較して算出したとのこと。管理運営は協議会で協議されており，これまでほとんどの農産物を農協が一元的に取り扱った経緯もあるので，奄美農協が最善ではないかと考えているところとのことでありました。また，ＪＡがなぜ主体になってできなかったのかとの質疑に対し，今回の選果場は共販外の方の分も選果しようという全国でも例のない取組をしようというものであるため，事業主体にＪＡがならなかったということであります。品質の高いものを奄美から出していくということで，共販外も扱うということになったとの答弁でありました。

ほか，規格外の商品，募集方法等々の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えいたしたいと思います。以上です。

議長（向井俊夫君）　ただいま産業建設委員長から申し出のありました議案第７３号　平成２４年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）の訂正につきましては，お手元に配付してありますとおりであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案第７３号の訂正について，これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なきものと認めます。

よって，議案第７３号の訂正については，これを許可することに決定しました。

次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君）　おはようございます。総務企画委員会は，９月２０日木曜日９時３０分より１日間開会し，慎重に審査を行いました。

それでは総務企画委員会に付託されました議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中総務企画委員会関係事項について，並びに議案第７４号　奄美市定住促進条例の一部を改正する条例について，議案第７８号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項について，これらの議案４件につきましては，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり，すべて原案通り可決すべきものと決しました。

以下，審査の結果について御報告をいたします。

議案第６８号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）中総務企画委員会関係事項について及び第８２号　平成２４年度奄美市一般会計余生予算（第３号）中関係事項を一括して議題として審査いたしました。

まず，議案第６８号から順に審査結果を御報告いたします。

当局から，今回の補正の各費目における人権費の増減は，当初予算編成後の採用・退職に伴う増減と，４月の人事異動による増減が主な要因となっており，その他の要因として時間外勤務手当において２パーセントの増額分を今回計上した。そのほかに共済費において共済組合負担金の率の変動に伴う増減分と追加費用負担率が改定されたことに伴う２，７６１万５，０００円の減額分が含まれているとのこと。

１６ページ９目安全安心対策費，１１節需用費の２３０万円の増額については，笠利総合支所管内６地区の防災行政無線屋外子局設備の老朽化に伴う修繕費１００万円と，台風時の強風や大雨で損傷した笠利総合支所管内６地区の有線放送設備の修繕費１００万円，それと名瀬古田町のみどり公園敷地内設置の防災行政無線子局設備の修繕費３０万円を計上。１９節負担金，補助及び交付金の４０万円増額については，奄美市名瀬地区の自主防災組織設立に伴う資機材整備のための補助金を追加計上している。

次に，財政課所管分として９款１項１目地方特例交付金については，額の確定により７６万５，０００円を増額計上。１０款１項１目地方交付税は，今年度の額の確定に伴い，１億１，１５０万５，０００円を増額計上するもので，平成２４年度の確定額は１１６億１，０１１万３，０００円になり，当初予算に計上している１１４億９，８６０万８，０００円の差額を計上している。

１６ページ，２款１項３目財産管理費，２５節積立金の合計４億５，３５１万１，０００円の内訳は，財政調整基金積立金３，７４８万１，０００円は，今回の補正予算における剰余額を積み立てるもの。地域振興基金積立金１，６０３万円については，日本エアコミューター株主配当金の同額を積み立て，庁舎整備基金積立金は臨時財政対策債を財源に４億円を積み立てるものである。

次に，２款総務費，１項総務管理費，１１目自治振興費，１９節負担金，補助及び交付金８３万円は，集会施設事業費補助金で，内訳は名瀬，有屋と里集会場のトイレ改修の合計額が１２３万４，０００円であるが，現予算残額が４０万４，０００円で，不足が生じたための補正計上である。同じく１２目市民生活対策費２２０万円については，消費者行政活性化事業補助金の増額である。今回の増額により，食の安全・安心に関する事業として，学習会や講演会を開催予定等の補足説明がありました。

委員より，地域振興基金の活用法と現在高をただす質疑があり，当局からは今年度当該基金を取り崩して雇用対策，経済対策に１億２，０００万円ほどの事業を行ったが，その時々で担当課と議会で議論をして，活用の方向性を決めるのが望ましいと思う。基金の現在高は３号補正を含めて４億１１４万円であるとの答弁でした。他の委員から，ＪＡＣからの配当金についての過去の実績と現金のほかに旅券等に支給の有無を問う質疑がありました。当局より，配当金については，過去の実績はなく，今回初めてであり，旅券等の支給については，年度当初に株主優待券という形で約３００枚近い枚数の航空券をいただいている。その使途については，職員の出張旅費の経費削減に活用しているとの答弁がありました。

委員より，地方交付税について，昨年より減額の原因と今後の見通しについて質疑があり，当局より，基準財政需用額について計算費目である清掃費の，クリーンセンターの一般廃棄物処理事業債の交付税措置が２３年度をもって終了したことによる減額分が８，７６３万６，０００円，基準財政収入額で固定資産税の家屋に関わる評価換え等があり，６，５４２万１，０００円の減額が大きな要因である。今後の見通しとしては普通交付税の算定方式，特に臨時財政対策債の計算方式が来年度から，人口方式から財源不足方式に移行する。試算では交付税は減ってくる見通しを立てている旨の答弁がありました。

ほかにも活発な質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第７４号　奄美市定住促進条例の一部を改正する条例については，当局より，笠利町宇宿で整備を進めている旧警察宿舎１棟２戸を新たに追加し，併せて入居資格について入居要件を弾力的に運用を図るための改正であるとの説明がありました。

委員より，住生活基本計画マスタープランには，住用地区と笠利地区にはＵＩＯターン対策や支援の充実があるが，名瀬地区にも同施策の促進をやってほしいと質疑があり，当局より，笠利・住用地区は集落維持という大きな目的があり，重点地区としている。名瀬地区には重点地区という表現は使っていないが，同じように空き家があれば順次対象に入れていきたい。また，公共施設の遊休施設がある場合は重点的に整備していきたいと答弁がありました。他の委員より，第５条第２項中，災害等のためを削

るとはどういうことかと質疑があり，当局より，入居要件の一つに親族を有するという資格要件があり，市長が特別に認める場合，災害時には単身でも可であるという要件があったため，今回，災害等のため，これを削ることにより災害時でなくても単身入居が可能になるように弾力化を図るためであるとの答弁がありました。

ほかにも２，３質疑がありましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第７８号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，当局より補足説明の後，委員より，数字の記載方法で質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第８２号　平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項について，８ページ１７款１項１目基金繰入金，財政調整基金繰入金６，９７３万円については，台風１５号による災害救助費及び災害復旧費に係る一般財源相当額を基金から繰り入れるものである。１２ページ，１１款３項２目総務施設災害復旧費，１１節需用費のうち，修繕料（施設・建物等）６９万１，０００円については，住用地区の防災行政無線，滝の鼻中継局の修繕料１６万円と，笠利地区防災行政無線施設の修繕料５３万１，０００円を計上，修繕料（その他）については，笠利町集落内道路の水銀等の修繕費２０万１，０００円を計上しているとの補足説明がありました。

委員より，台風１５号で防災無線の修理対応ということだが，その後の台風１６号で被害箇所が拡大している事例はないかとの質疑がありましたが，当局より，台風１６号での防災行政無線への被害は報告されてないとの答弁がありました。

ほかにも２，３質疑がありましたが，この際，省略いたします。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお，質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　これから各委員長に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は，これを分割して行います。

まず，議案第６８号から議案第７５号までと，議案第７７号から議案第８２号の１４件を一括して採決いたします。

この議案１４件に対する各委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。

議案１４件は，各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第６８号から議案第７５号までと，議案第７７号から議案第８２号までの１４件については，各委員長報告のとおり，いずれも原案のとおり可決することの決定いたしました。

次に，議案第７６号　奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第７６号については，委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。
よって，議案第７６号は，原案のとおり可決することに決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第２，陳情第６号についてを議題といたします。
本案に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君）　それでは，総務企画委員会に付託されました陳情につきまして，審査の結果について御報告いたします。
総務企画委員会に付託されました陳情第６号　国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情についての審査結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。
以下，審査の経過について御報告いたします。
陳情第６号の陳情者は，住所，奄美市名瀬在住の氏名，川上真理さんです。協議の結果，この陳情につきましては，陳情事項の一部の表現を削除することで全員がおおむね賛同できるという理由で，お手元に配付してあります審査報告書のとおり，全会一致で採択すべきものと決しました。
なお，陳情第６号につきましては，採択と決した際は，後刻意見書の提出を予定いたしておりますので，その際は御賛同をよろしくお願いいたします。
以上をもちまして総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。
なお，御質問がございましたら，他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって陳情第６号の討論を終結いたします。
ただいまから，陳情第６号を採決いたします。
陳情第６号に対する委員長報告は採択すべきものであります。
本案は委員長報告のとおり採択することの御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，陳情第６号は，委員長報告のとおり採択することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第３，陳情第７号の取り下げについてを議題といたします。
本定例会に上程されました陳情第７号については，陳情者から取り下げの申し出がありました。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております陳情第７号の取り下げの件については，これを承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，陳情第７号の取り下げの件については，これを承認することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第４，平成２３年度奄美市一般会計決算等認定のほか，各特別会計決算等認定についての議案第８３号から議案第９５号の１３件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，さっそく御説明させていただきます。

本日提案いたしております議案第８３号から議案第９５号までの提案理由の御説明をいたします。

議案第８３号　平成２３年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成２３年度一般会計予算は，当初３１０億6，６８９万3，０００円を計上し，その後，２１億4，２７４万3，０００円を増額補正したことにより，最終予算額は３３２億９６３万6，０００円となりました。これに平成２２年度から繰り越した末広・港土地区画整理事業や災害復旧事業などの繰越額３５億6，３２２万5，７４２円を加えた最終の予算現額は３６７億7，２８６万1，７４２円となっております。この予算現額に対して，災害復旧事業や各小中学校屋内運動場改修事業など，２２億2，１６４万9，１７８円を平成２４年度に繰り越した後の平成２３年度一般会計の決算額は，歳入総額３４６億６０万3，８３７円，歳出総額３３４億1，４２６万8，０６７円となり，歳入歳出差引額は１１億8，６３３万5，７７０円となりました。

また，歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源８，７５７万3，２２８円を差し引いた実質収支額は，１０億9，８７６万2，５４２円であります。なお，実質収支額のうち，地方自治法第２３３条の２の規定により，７億円を財政調整基金への繰入額といたしました。

次に，議案第８４号　平成２３年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初６５億７４８万2，０００円を計上いたしました。その後の6億1，８１４万3，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は７１億2，５６２万5，０００円となっております。

これに対しまして，決算額は歳入総額６２億6，０６６万1，７１６円，歳出総額６８億4，６９０万7，６５７円となっており，歳入歳出差引額は５億8，６２４万5，９４１円の歳入不足となっております。このため，翌年度歳入からの繰上充用金５億8，６２４万5，９４１円で歳入不足を補てんいたしております。

議案第８５号　平成２３年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初2億3，０３４万8，０００円を計上いたし，その後1，１０９万9，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は2億4，１４４万7，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額2億3，０３６万8，２０３円，歳出総額2億2，９８０万9，６４２円となっており，歳入歳出差引額は５５万8，５６１円となっております。

議案第８６号　平成２３年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初3億8，２４５万1，０００円を計上いたし，その後３９３万8，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は3億8，６３８万9，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額3億7，５４１万1，６４９円，歳出総額3億7，４４９万3，２７０円となっており，歳入歳出差引額は９１万8，３７９円となっております。

議案第８７号　平成２３年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初４５億6，６７４万7，０００円を計上いたしましたが，その後9，１４９万円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は４６億3，８２３万7，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額４５億3，４１１万7，９７９円，歳出総額４５億3，３１４万4，８３２円となっており，歳入歳出差引額は９７万3，１４７円となっております。

議案第８８号　平成２３年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初2，４２１万3，０００円を計上いたし，その後７５７万8，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は3，１７９万1，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額，歳出総額ともに3，０３２万5，４６１円となっており，歳入歳出差引額は0円であります。

次に，議案第８９号　平成２３年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては，当初１６億1，７２１万円を計上いたし，その後９３６万9，０００円を減額補正し，更に平成２２年度からの繰越明許額７５０万円を加えまして最終の予算現計額は１６億1，５３４万1，０００円となっ

ております。この予算に対しまして繰越明許額４，１７５万２，５００円を平成２４年度へ繰り越したことから，決算額は歳入総額１５億６，１０８万８，７３９円，歳出総額１５億５，７２４万９，９７６円となり，歳入歳出差引額は３８３万８，７６３円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源３万８，５００円を差し引いた実質収支額は３８０万２６３円であります。

議案第９０号　平成２３年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算額につきましては，当初２億５，１９６万円を計上いたし，その後８８２万８，０００円を増額補正し，更に平成２２年度からの繰越明許額３，８２３万円を加えまして，最終の予算現計額は２億９，９０１万８，０００円となっております。この予算に対しまして繰越明許額２，１２０万円を平成２４年度へ繰り越しましたことから，決算額は総額２億７，２４５万６，４２７円，歳出総額２億７，１５１万４，３２６円となっており，歳入歳出差引額は９１万２，１０１円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので，実質収支額は９１万２，１０１円であります。

議案第９１号　平成２３年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額は１，８３６万３，０００円に対し，決算額は歳入総額，歳出総額ともに１，８３６万２，１０６円とり，歳入歳出差引額は０円であります。

議案第９２号　平成２３年度奄美市奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初２，１３３万円を計上いたし，その後２，６７５万７，０００円を増額補正いたしまして，最終の予算現計額は４，８０８万７，０００円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額５，１９９万７，４６８円，歳出総額４，４２３万５，８４９円となっており，歳入歳出差引額は７７６万１，６１９円となっております。

次に，議案第９３号　平成２３年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額７５１万円に対しまして決算額は歳入総額７７３万７，７１９円，歳出総額７０８万４，９６７円となっており，歳入歳出差引額は６５万２，７５２円となっております。

議案第９４号　平成２３年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額６９２万７，０００円となっておりまして，決算額は歳入総額６６９１万５，４９９円，歳出総額４５２万６，８２７円となっており，歳入歳出差引額は２１６万８，６７２円となっております。

議案第９５号　平成２３年度奄美市水道事業会計決算認定につきましては，収益的収入１０億１，０３７万１，６３７円，収益的支出９億１，８４８万６４９円で，差引９，１８９万９８８円の利益となっており，消費税及び地方消費税抜きで計算いたしますと，５，１７０万９，９１７円の純利益が生じます。資本的収支につきましては，収入額５億２，０７１万８，０００円に対し，支出額１０億４，１７万５，５９４円で，５億１，９４５万７，５９４円の不足となっており，不足額につきましては消費税資本的収支調整額，当年度分・過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上をもちまして，議案第８３号から議案第９５号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ認定してくださいますよう，お願いを申し上げます。

議長（向井俊夫君）　ただいま議題といたしました議案１３件に対する質疑に入ります。

なお，通告議員におかれましては所見を差し控えてくださいますようお願いいたします。

それでは通告のありました関　誠之君の発言を許可いたします。

１１番（関　誠之君）　皆さん，こんにちは。社会民主党，社民党の関　誠之でございます。議案第８７号　平成２３年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，質疑をいたします。

本案は，平成２３年度が第４期計画，平成２１年度，２年度，３年度の３年間の最終の年度であるとの認識のもと，平成２１年度から２３年度の第４期計画が，実質収支２億２，０００万余の剰余金を出していることも承知をしております。しかしながら，準備積立金の取崩し１億５，４００万円などに支えられているのも事実であります。

そこで，平成２２年度決算で単年度収支が３，８６６万１，１４１円の赤字を計上し，平成２３年度

の単年度収支も９，０３３万４，２０６円の赤字決算と，２年連続赤字になっている。このことについて，一つ，単年度収支の赤字の原因は何であるのか。また，その原因はどう把握をされているのか。二つ目は今後の介護保険事業の経営にどのような影響があるのか，ないのか，見解をお示しください。三つ目は収入済額が９，５０３万１，７４３円ありますが，どのような対策が立てられているのか，お示しをいただきたいと思います。あとは自席で。

（発言する者あり）

未済額が，収入未済額が９，５０３万１，７４３円あるが，どのような対策を立てておられるか，お示しをいただきたいと思います。

議長（向井俊夫君）　答弁を求めます。

高齢者福祉課長（泉　賢一郎君）　おはようございます。お答えをいたします。初めに議員が御指摘をされました単年度収支が赤字決算ということでございますが，まず議員も御理解をいただいていることとは存じますが，確認の意味で申し上げますと，各年度の実質収支で申し上げますと，平成２３年度は９７万３，１４７円の黒字，平成２２年度は９，１３０万７，３５３円の黒字，平成２１年度は１億２，９３６万８，４９４円の黒字決算でございます。御承知のとおり，単年度収支とは，当該年度実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものでございます。つまり平成２２年度・２３年度の単年度収支がマイナスになっているということは，黒字決算ではあるものの，その額については前年度よりも減少しているということを示しております。

御質問の趣旨は実質収支は黒字とは言え，単年度収支が２年連続してマイナスで，健全な財政運営と言えるのか。また今後，健全にやっていけるのかということだと思います。議員も御承知のとおり，介護保険事業は３年間の計画期間ごとに運営される中期財政運営方式を取っており，その期間中の給付見込額によって割り出されました歳入であります介護保険料は，その期間を通じて同一の額を設定しております。これに対しまして歳出であります保険給付費は，特殊要因がない限り，本市の場合のように被保険者数が増加傾向にある場合は，それに相応して増加してまいります。このことから，計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定をされております。逆に最終年度においては保険給付費に不足が生じることが想定をされております。このため，初年度に生じた剰余金は介護保険事業準備基金として積み立てて置き，次年度，最終年度に不足が生じた分の財源に充てる仕組みとなっております。したがいまして，最初に説明いたしました第４期介護保険事業期間であります平成２１年度から平成２３年度の実質収支の推移は，介護保険制度の仕組み上，正常なものであり，おおむね計画に沿って執行され，健全な運営がなされたものと考えております。

次に，今後の介護保険事業の運営に対する影響についてでございます。平成２４年度から第５期介護保険事業計画がスタートしたところでございます。ただいま御説明いたしましたとおり，前期において健全な運営がなされ，介護保険事業準備基金の残高も適正は額を確保できましたことから，今期においては全国的に大部分の市町村が介護保険料をアップした中で，本市におきましては介護サービスの質の向上を図るため，新規事業を導入しながらも，保険料は据え置くことができたところでございます。したがいまして，平成２２年度，平成２３年度の単年度収支がマイナスであったことが今後に影響するものではないということを考えております。

次に，収入未済額の対策でございますが，現在行っております収納率向上の対策といたしましては，電話，文書による催告や臨戸訪問などにより保険料納付を呼びかけているところでございますが，家計の状況などにより納付が困難な被保険者につきましては，個別に納付相談を行い，分割納付制約を締結するなどいたしまして，納付促進に努めているところです。また，保険料が年金から天引きできない普通徴収対象者につきましては，収め忘れが発生しないよう，講座振替の推進を行っております。このような対策の効果といたしまして，現年度の保険料収納率は，現年度分保険料収納率は，平成２１年度９６．９７パーセント，平成２２年度９７．１５パーセント，平成２３年度９７．３４パーセントと，わ

ずかではございますが，年々上昇をいたしております。また，収入未済額につきましては，平成２２年度末時点と比較いたしますと，平成２３年度末時点では７８万４，１０４円減少をいたしております。これまでの課題といたしまして，滞納繰越分の保険料の収納がなかなか進まず，収入未済額が年々増加していたことを踏まえますと，今回，収入未済額が減少に転じたことは，一定の成果を得たものと考えております。今後もきめ細かい納付相談を行うなどにより，より一層，収納対策に取り組み，滞納額の減少に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１１番（関　誠之君）　力強い答弁を聞いて安心をいたしました。しかしながら，やっぱりこの単年度収支の赤字というのは，構造的な問題があるということで理解をしましたけれども，実質収支が前年と比べて幾らということで，前の年が多ければこの年が少ないとマイナスになるというようなことも理解をいたしましたので，そこでですね，今，きめ細やかに丁寧に説明をしていただきましたが，やっぱりこの不納欠損が２１年度，２２年度，２３年度と，かなり増えてきておりますが，この辺の理由説明と，先ほど口座振替ということがありましたが，その辺のもっと積極的にですね，出て行って，この収入未済額を確保するということがどのようなことをなさっているのかが１点。先ほど言いましたけれども，この単年度収支が赤字になるということは，どこかで基金を取り崩して，それで補てんをして収支がバランスが取れているというふうに理解をしておるんですが，それで先ほど説明をしていただきました２１年度，２３年度の，この保険料の収納率，非常にいい意味で推移しておりますけれども，この平成２１年度のこの４期計画を作ったときの予定収納率が９６．８６パーセントなんですよね。この計画によると。もうちょっとこう低めにするということは多くなれば，それだけ収入が増えるわけですから，その辺を収入が増えるという前提であれば，もうちょっと基準額が下がってくるんじゃないかという思いもありますけども，その辺含めて，２億２，０００万円余の実質収支も出ているわけですから，その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

高齢者福祉課長（泉　賢一郎君）　先ほどから健全な財政運営がされているということを繰り返し申し上げておりますが，この収入未済額の額については，健全な，決して健全な運営だとは考えておりません。これまでも努力を，収納対策の努力をしてまいりましたが，今後一層，連携を，部局とも連携を図った上で収納率の向上に努めてまいりたいと思いますので，御理解をお願いいたします。

議長（向井俊夫君）　２１年，２２年，２３年，収納率，金額。低めの設定に対して。

高齢者福祉課長（泉　賢一郎君）　収入未済額が減ることによりまして収入が増え，それに伴って介護保険料の基準額も下げることができるというのは議員のおっしゃるとおりでございますので，努力をしたいという意味で先ほど答弁をいたしました。

１１番（関　誠之君）　是非，頑張っていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれどのも，先ほど言いましたように，第４期の介護計画は２３年度で終わっておりますので，その決算でありますから，是非当局におきましては第一号被保険者の介護保険料の設定をしたときの資料があると思いますが，その例えば，標準給付費の見込み，第一号保険者負担相当額と保険料の収納必要額，所得区分，また保険料の軽減の問題，四つ目は第４期介護保険料の設定をしたときのそれが結果と，いわゆる決算とどのようになっているか，なっているのか，ちょっと資料があれば，そういったものを決算委員会で出してですね，十分に議論をお願いをしたいということをお願いして終わります。以上です。

議長（向井俊夫君）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決算認定議案１３件について，１１人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び１０人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し，これに付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，決算議案１３件については，ただいま申し上げましたとおり，両特別委員会を設置し，これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に，西　公郎君，安田壮平君，栄　ヤスエ君，多田義一君，戸内恭次君，関　誠之君，大迫勝史君，平川久嘉君，元野景一君，里　秀和君，竹山耕平君，以上の１１名を，特別会計決算等審査特別委員会委員に，川口幸義君，橋口和仁君，渡　雅之君，叶　幸與君，奥　輝人君，栄　勝正君，竹田光一君，渡　京一郎君，伊東隆吉君，崎田信正君，以上の１０名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま申し上げましたとおり，それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第８３号の１件は，一般会計決算等審査特別委員会に，議案第８４号から議案第９５号までの１２件は，これを特別会計決算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため，暫時休憩いたします。（午前１１時０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開いたします。（午前１１時８分）

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に関　誠之君，副委員長に竹山耕平君，特別会計決算等審査特別委員会委員長に叶　幸與君，副委員長に奥　輝人君，以上のとおりであります。

両特別委員会の審査については，これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，両特別委員会の審査については，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程については，追って両委員長から通知があります。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第５，議案第９６号　国民の権利を支える行政サービスの確認を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案に対する提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって討論を終結いたします。
これから採決をいたします。
議案第９６号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
議案第９６号は，原案のとおり可決することに決定いたしました。
ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第６，議案第９７号　議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

１８番（竹田光一君）　こんにちは。それでは議案第９７号　奄美市議会基本条例の一部改正案を提出するに当たり，提案理由の説明をいたします。

本市議会は，合併を契機として市民に開かれた議会，市民参加を推進する議会を目指し，平成２２年７月１２日に議会基本条例を制定いたしました。以来，２年余が経過いたしましたが，この間，奄美市議会がこの条例の趣旨に沿った議会の運営，あるいは議員としての活動をしてきたかどうか，この際，我々は総括し，反省すべきは謙虚に反省しなければなりません。この総括・反省を踏まえ，将来に向かって心新たなスタートに立ちたいと存じます。

さて，昨年１０月に本市議会議員の改選があり，現在，新たな議会構成となっております。議会基本条例第２６条では議員の一般選挙後速やかに条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討し，必要に応じて適切に措置することを求めております。したがいまして，この２６条規定に基づき議会運営委員会では基本条例について鋭意検討を重ねてまいりました。このたびの検討作業の主な内容につきましては，昨今の社会の要請に鑑み，民意を反映するための政策の立案と提言を積極的に行う議会の政策形成能力の向上を条例前文に新たに盛り込んだこと。また，条例条項の内容につきましては，一部議論もありましたが，条例施行後の経過期間が短く，実施が緒に就いたばかりであり，検討すべき実績が乏しかったことなどから，今回は文意をより明確にするために文言の整理程度に止めたこと。また，条例の解釈，運用を共有して円滑な実施に資するため逐条解説の明文化と条例の運用申し合わせを策定したことであります。この検討の結果はお手元に配付いたしました改正案並びに先日の資料のとおりであります。

以上，ここに議会基本条例の一部改正案を提出するにあたり，その理由を申し述べましたが，この条例が目指す議会を実現するために，我々奄美市議会議員はなお，たゆみない不断の努力と研さんが求められております。この改正の趣旨に皆様の御賛同をいただき，可決していただきますようお願い申し上げ，提案理由の説明を終わります。

議長（向井俊夫君）　これから本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は討論を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。

よって，本案は討論を省略いたします。

これから採決を行います。

議案第９７号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第９７号は，原案のとおり可決することに決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　日程第７，特別委員会の設置についてを議題といたします。

奄美市議会委員会条例第６条第１項の規定により，本議会に二つの特別委員会を設置したいと思います。

お諮りいたします。

一つ目に，奄美群島振興開発特別措置法の延長に関する本市の課題を検討し提言するため，１０名の委員をもって構成する奄振延長・提言検討特別委員会を設置し，これに付託の上調査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，１０名の委員をもって構成する奄振延長・提言検討特別委員会を設置し，これに付託の上調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については，奄美市議会委員会条例第８号第１項の規定により，川口幸義君，栄　ヤスエ君，師玉敏代君，戸内恭次君，関　誠之君，奥　輝人君，渡　京一郎君，里　秀和君，伊東隆吉君，崎田信正君，以上の１０名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま申し上げました１０名の諸君を先ほど設置されました特別委員会の委員に選任することに決しました。

二つ目に，本市の本庁舎建設に関する基本構想の課題を検証するため，全議員の委員をもって構成する奄美市本庁舎建設提言特別委員会を設置し，これに付託の上調査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，２４名の全議員の委員をもって構成する奄美市本庁舎建設提言特別委員会を設置し，これに付託の上調査することに決定いたしました。

両特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

（午前１１時２０分）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（向井俊夫君）　再開します（午前１１時３０分）

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

奄振延長・提言検討特別委員会の委員長に渡　京一郎君，同副委員長に師玉敏代君が互選されました。

奄美市本庁舎建設提言特別委員会の委員長に向井俊夫君，同副委員長に平川久嘉君が互選されました。

お諮りいたします。

両特別委員会は，調査のためこれを閉会中の継続審査とし，調査期限につきましては，奄振延長・提言検討特別委員会については平成２５年１月までとし，奄美市本庁舎建設提言特別委員会については，

市当局において設置される奄美市本庁舎建設基本構想策定委員会終了までとしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，両特別委員会は，調査のためこれを閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，各委員長の申出書のとおり，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

この際，当局にお願い申し上げます。

本定例会の議案について，議案書の内容に錯誤があり，円滑な議案審査と議会運営に支障をきたすことがありましたので，議案書の提出については，当局におかれましては議案書の重要性を十分に認識し，チェックをしっかりとしていただくように強くお願いいたします。

以上で本定例会に付議されました事件は，全て議了いたしました。

これをもって平成２４年第３回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時３２分）

平成２４年９月２８日

奄美市議会議長　　向井　俊夫　殿

議会運営委員長　　竹田　光一

総務企画委員長　　大迫　勝史

産業建設委員長　　伊東　隆吉

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査を要するものと決定したので，会議規則第１０４条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会

１　平成２４年第４回定例会の日程について

２　議長の諮問する事項について

○　総務企画委員会

１　陳情第５号　　公契約における公正な賃金確保等に関する陳情

２　陳情第８号　　オスプレイの普天間基地配備反対を求める陳情

○　産業建設委員会

１　委員会の所管事務に関する調査について

所管事務調査計画表（予定案）

○委員会名　　産業建設委員会

調査期間　　平成２４年１０月２日～１０月５日

調査場所　　徳島県阿南市，大阪府豊中市

参加委員　　伊東隆吉，叶　幸興，川口幸義，向井俊夫，戸内恭次，奥　輝人，
竹田光一，里　秀和

調査目的　　①「野球のまち阿南」推進について
②　豊中市「空港で結ぶ友好都市提携に関する協定」の展開について

経費等　　委員１人につき１５万円以内

指定管理者制度検証特別委員会による最終報告

本委員会は，奄美市が平成１８年度から実施している指定管理者制度について，これまでの効果検証を行うため，調査等を実施してきたものであり，平成２４年奄美市議会第１回定例会においては，中間報告も行ってきたところである。

指定管理者制度の目的とは，住民の福祉・福利のため施設について，より快適かつ充実したサービスを民間事業者のコスト意識をもって管理運営を行うことで，行政経費の節減と新たな雇用の場の提供を行うものと考えるところである。

制度導入以来，指定管理者となった方たちの努力により，施設利用者からはこれまでの市直営の頃に増して,好評を得ているものと思われるが,今日までの間において,指定管理者の廃業に伴う管理体制の変更や機器の故障による長期の施設休館という事態も発生したところであり，利用者である市民に不便をかけると同時に，予期せぬ支出を伴うことなど，適切な管理運営を問う声も多く聞かれた。

指定管理制度を導入したことで，直接的な管理運営は任せたものの，施設を設置した市には,当然に施設の所有者としての責任は依然として存在するものであり,また,指定管理を受ける民間事業所についても，公共の施設・財産を管理・運営することへの社会的な責任が求められるものである。

本委員会は，最終の報告として，以下のようにまとめるものである。

１　施設の機能維持と管理運営について

市民の利用に供され，市民サービスを提供する市民の財産である施設の目的に沿った維持管理が行われるよう，定期的かつ専門的な視点での管理体制のため，市・指定管理者の協議を行い，リスク回避のためのシステム構築を要望する。

また，不測の事態に備えるためにも，これまでの建物や利用者を対象とした保険だけでなく，施設の機能維持に関する動産的な設備に対する保険制度加入についても検討すること。

２　指定管理者制度導入効果の情報提供

市当局は，直営時又は直営を想定した場合と比べた行政コストの節減や市民サービスの向上・施設の利便性向上・利用者数増加など，制度導入による効果を市ホームページや広報誌などを通して，市民への情報提供を行うことを要望する。

３　指定管理者選定及び指定管理料決定までの過程について

指定管理者の選定については応募者からの提案の公開・審査の公表を，指定管理料の額については算定の根拠の公表を，それぞれ検討すること。

４　実績・収支報告，経営状況等の調査・確認について

年度途中及び年度末において指定管理者から提出することが義務付けられている実績・収支等の報告書に関しては，公共料金や賃金など，支払い義務が生ずる事項について，請求・領収等の証拠書類を確認するなど，施設内外において経営状況が健全な状態であるか，調査・確認のシステムを検討すること。

将来的には，包括外部監査制度の導入も検討を願うところである。

5　雇用環境の健全化と施設への要望把握について

指定管理者において雇用される者の賃金・勤務時間など，労働条件が健全であることは，市民へのよりよいサービス提供にもつながるものと考えられる。指定管理者の労使関係については，市も職場環境について現状を把握するとともに，適宜，必要に応じた協議の場を設けるよう求める。

また，利用者からの要望・意見を集約するため，モニタリング制度の充実も図ること。

6　市と指定管理者の協調について

改めて申し述べるまでもないが，市と指定管理者との関係は対等なものである。

指定管理者への事務連絡等も，決して上意下達というものではなく，協議事項であることを市当局・担当課は再認識するとともに，施設を運営する実務者としての指定管理者からの意見や要望については，市は重く受け止め，協調して施設運営に心がけることを求める。

以上，最終報告としての提言を行うが，行政に代わって管理運営を行う者についても，市当局同様に厳しい市民からの注視があることを認識し，市当局と指定管理者が一体となって，お互いの信頼関係を構築した上で，コスト節減と市民サービス向上のため，また，職場環境の充実も図り，健全な施設運営に努力いただくことを強く望むものである。

平成２４年9月１０日

指定管理者制度検証特別委員会

委員長	栄　勝正
副委員長	渡　京一郎
委　員	西　公郎
〃	安田　壮平
〃	師玉　敏代
〃	向井　俊夫
〃	渡　雅之
〃	関　誠之
〃	大迫　勝史
〃	与　勝広
〃	里　秀和
〃	竹山　耕平

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書

東日本大震災は，かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。いま，被災者の救援や原子力発電所の事故対策，被災地の復旧，復興に向けた取組が懸命に進められ，支援は全国各地に広がっています。そうした中，国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動に当たり，燃料確保やインフラ復旧，物流の復活，医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では，各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

鹿児島県においても火山系，小河川と点在する小平野及び長い海岸線が支配的で，火山噴火物の堆積からなるいわゆるシラス台地，丘陵地が大規模に広がっており，その地理的・地形的要因から災害発生の危険性が高い地域です。

加えて，近年ではゲリラ豪雨などの気象変動による災害リスクも高まっており，奄美地方も平成２２年，平成２３年と記録的な豪雨に襲われました。

特に，平成２２年１０月２０日は，死者３名，負傷者２名，住宅全壊７棟・半壊１３２棟，床上浸水４６５棟・床下９０１棟，土砂災害４３件を出す大惨事となり，２７３世帯６８１人に避難指示，１，０１４世帯１，９９１人に避難勧告が出されました。

また，東日本大震災に見られるようにまれな確率で発生する巨大地震の発生確率が高まっており，国に求められることは，防災対策などで地方自治体と一体となって国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することです。

しかし，政府は「地域主権改革」を声高に主張し，①国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲，②地方交付金の一括交付金化，③国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。

この地域主権改革の名のもと「国の出先機関」を整理統合，自治体に移譲す

ることは，地方自治体に国の責任を押し付け，国が直接責任を持って行うことを放棄するものであり，国民・住民へ行政サービスの責任が果たせません。

国民・住民の生活を保障するための行政サービスの拡充に向け，以下の事項の実現を強く求めるものです。

記

１　地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと。

２　地域間格差が拡大する県・市町村への国の権限移譲は行わないこと。

３　行政サービスの低下を招く，国の地方出先機関を統廃合しないこと。

４　国民の安全･安心を守るため,名瀬測候所を地方気象台へ格上げすること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年９月２８日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，法務大臣，厚生労働大臣，

国土交通大臣，環境大臣